

大町市地域防災計画 資料編

令和8年2月

大町市防災会議

〈 資 料 編 目 次 〉

1	防災面からみた大町市の概要	
資料 1	被害年表	1
2	災害直前対策	
資料 2-1	気象観測所及び雨量・水位観測所	4
資料 2-2	警報等の指定河川	6
3	災害情報の収集・連絡関係	
資料 3-1	被害状況報告等の様式	7
資料 3-2	既存通信施設一覧	35
資料 3-3	同報系防災行政無線設置箇所一覧	38
資料 3-4	防災相互通信用無線局設置機関一覧表	41
資料 3-5	非常通信の内容	43
資料 3-6	非常取り扱い及び緊急扱い通話（電報を含む）の内容等	44
資料 3-7	大町市における協力に関する協定（大町市内・穂高郵便局）	46
資料 3-8	災害時における臨時災害放送局開設運用の支援に関する協定書 （日本ケーブルテレビ連盟信越支部）	48
資料 3-9	災害に係る情報発信等に関する協定（ヤフー株式会社）	50
資料 3-10	災害時における相互協力に関する協定書 （NTT 東日本株式会社）	52
4	活動体制関係	
資料 4-1	大町市防災会議条例	54
資料 4-2	大町市防災会議委員構成表	56
資料 4-3	大町市災害対策本部条例	57
資料 4-4	大町市議会災害等対策支援本部行動指針	60
5	相互応援関係	
資料 5-1	長野県市町村災害時相互応援協定（長野県内市町村）	62
資料 5-2	姉妹都市相互支援協定（東京都立川市）	68
資料 5-3	姉妹都市相互支援協定（富山県氷見市）	70
資料 5-4	災害時相互応援協定（富山県立山町）	72
資料 5-5	災害時相互応援協定（三重県鳥羽市）	74
資料 5-6	職員派遣に関する協定（北アルプス広域連合）	76
資料 5-7	指定地方行政機関職員派遣要請書	77
資料 5-8	長野県合同災害支援チームによる被災県等への支援に関する協定	78
資料 5-9	大町市と中部電力株式会社安曇野営業所大町サービスステーションの災害時等における相互協力に関する協定書	82
資料 5-10	災害拠点の設置及び災害時相互支援体制構築に関する協定 （公益財団法人B&G財団）	84
6	ヘリコプター要請計画	
資料 6-1	拠点（災害対策用）ヘリポート及び物資輸送拠点一覧表	86
資料 6-2	災害時におけるヘリコプターによる災害支援協力協定 （特定非営利活動法人 Helicopter Air Rescue Unit）	87

7	救助・救急・医療関係		
資料	7-1	災害時の医療救護活動に関する協定（社団法人大北医師会）	89
資料	7-2	災害時の医療救護活動に関する協定（大北薬剤師会）	93
資料	7-3	災害時の歯科医療救護活動に関する協定 （社団法人大北歯科医師会）	96
資料	7-4	救急告示医療機関	99
資料	7-5	医療機関等一覧表	100
8	消防・水防関係		
資料	8-1	市の現有消防力	102
資料	8-2	大町市水防計画	104
9	緊急輸送関係		
資料	9-1	緊急交通路交通規制対象予定道路	140
資料	9-2	自動車運転者の執るべき措置	141
資料	9-3	緊急通行車両事前届出済車両及び緊急自動車一覧表	143
資料	9-4	震災対策緊急輸送路線	145
資料	9-5	市内交通確保計画	146
資料	9-6	災害時における支援物資の受入及び配送等に関する協定 （佐川急便株式会社）	149
10	避難収容関係		
資料	10-1	指定緊急避難場所・指定避難所一覧	152
資料	10-2	災害時における応急対策等の復旧協力に関する協定 （大町市建設業組合）	160
資料	10-3	災害時における応急対策等の復旧協力に関する協定 （社会福祉法人周厚会、社会福祉法人れんげ福祉会、北アルプス広域連合）	162
資料	10-4	災害時における宿泊施設等の提供に関する協定書 （大町市旅館業組合）	165
資料	10-5	大規模災害時における応急対策業務に関する協定 （長野県建設業協会大北支部）	166
資料	10-6	災害時における福祉避難所開設等に関する協定 （社会福祉法人北アルプスの風）	168
資料	10-7	大町市災害ボランティアセンター設置及び運営に関する協定書 （社会福祉法人大町市社会福祉協議会）	170
資料	10-8	大規模災害発生時における帰宅困難者対応に関する協定 （東日本旅客鉄道株式会社）	173
11	食料品・生活必需品等の調達供給関係		
資料	11-1	防災備蓄倉庫・備蓄品一覧表	178
資料	11-2	災害時における応急生活物資供給等の協力に関する協定 （生活協同組合コープながの）	191
資料	11-3	災害時における応急生活物資供給等の協力に関する協定 （大北農業協同組合）	193
資料	11-4	災害時における応急生活物資供給等の協力に関する協定 （マックスバリュ長野株式会社）	195

資料 1 1 - 5	災害時における生活物資の供給協力に関する協定 (株式会社カインズ)	196
資料 1 1 - 6	災害時における石油類燃料の供給等に関する協定 (長野県石油商業組合)	198
資料 1 1 - 7	災害時における L P ガスに係る協力に関する協定 (長野 L P 協会大北支部)	200
資料 1 1 - 8	災害時における物資供給に関する協定書 (N P O 法人 コメリ災害対策センター)	202
資料 1 1 - 9	災害時における生活物資の供給および防災教育の支援に関する 協定書 (興亜化成株式会社、H A R I O 株式会社)	205
資料 1 1 - 1 0	災害時における水力発電所による電力供給に関する協定 (株式会社シグナス水力発電研究所)	210
資料 1 1 - 1 1	災害時におけるレンタル機材の提供に関する協定 (株式会社ナガワ)	212
資料 1 1 - 1 2	災害時における生活物資供給協力に関する協定 (株式会社ナフコ)	214
資料 1 1 - 1 3	災害時における物資等の供給及び施設の一部提供に関する協定 (大町商工会議所)	216
資料 1 1 - 1 4	県及び市町村の備蓄体制の充実・強化に向けた基本的な方向性	218
1 2 給水計画関係		
資料 1 2 - 1	災害時における復旧協力に関する協定 (大町市水道事業協同組合)	222
資料 1 2 - 2	災害時における応急生活支援物資供給等の協力に関する協定 (アルプスウォーター株式会社)	223
資料 1 2 - 3	災害時等における飲料水供給の協力に関する協定 (北陸コカ・コーラボトリング株式会社長野地区本部松本支店)	224
資料 1 2 - 4	災害時における応急生活支援物資供給等の協力に関する協定 (A W ・ ウォーター株式会社)	226
資料 1 2 - 5	長野県水道協議会水道施設災害等相互応援要綱	227
資料 1 2 - 6	大町市水道指定給水装置工事事業者一覧表	230
資料 1 2 - 7	災害時における応急生活支援物資供給等の協力に関する協定 (株式会社安曇野ミネラルウォーター)	232
資料 1 2 - 8	災害時における消防用水等の確保に関する協定 (大北生コン事業協同組合)	234
1 3 危険物施設等関係		
資料 1 3 - 1	長野県高圧ガス地域防災協議会防災事業所	236
資料 1 3 - 2	泡消火薬剤保有状況等	236
1 4 上水道施設関係		
資料 1 4	水道水源と給水区域	237
1 5 下水道施設関係		
資料 1 5 - 1	公共下水道処理区概要図	240
資料 1 5 - 2	大町市下水道指定工事事業者一覧表	245

1 6	建築物被害・防災都市計画関係	
資料 1 6 - 1	国・県指定等文化財一覧表	247
資料 1 6 - 2	防火、準防火地域の指定状況（都市計画法）	250
資料 1 6 - 3	防火・準防火地域内の建築規制（建築基準法）	250
資料 1 6 - 4	防火地域及び準防火地域指定基準	251
資料 1 6 - 5	地震対策のチェックポイントと補強対策	252
資料 1 6 - 6	災害時における応急危険度判定等の協力に関する協定 （社団法人 長野県建築士会 大北支部）	253
1 7	道路及び橋梁災害関係	
資料 1 7 - 1	道路通行規制区間及び規制基準	255
資料 1 7 - 2	災害時における応急対策等の復旧協力に関する協定 （大町市建設業組合）	255
1 8	河川施設・ため池等災害関係	
資料 1 8 - 1	ダム の 現況（提高 1 5 m 以上）	256
資料 1 8 - 2	ため池の現況	257
1 9	自主防災組織関係	
資料 1 9	大町市自主防災組織防災資機材購入費補助金交付要綱	258
2 0	義援物資関係	
資料 2 0	義援物資のリスト	261
2 1	観光地	
資料 2 1	災害時における国営アルプスあづみの公園来園中の観光客等 への支援に関する協定（国営アルプスあづみの公園事務所）	262
2 2	被災者支援	
資料 2 2 - 1	災害時における被災者支援に関する協定書 （長野県行政書士会松本支部）	264
資料 2 2 - 2	災害時における相談業務に関する協定書（長野県弁護士会）	266
2 3	その他	
資料 2 3 - 1	危険箇所等総括表	268
資料 2 3 - 2	地すべり防止区域箇所（農政部所管）	269
資料 2 3 - 3	地すべり防止区域箇所（林務部所管）	269
資料 2 3 - 4	雪崩危険箇所（建設部所管）	269
資料 2 3 - 5	土砂災害警戒区域内要配慮者利用施設一覧	271

1 防災面からみた大町市の概要

資料 1 被害年表

1 過去において市域に大きな被害を与えた風害

番号	西暦	年号	月日	被害の概要
1	1885	明治18年	07月01日	暴風雨により郡中社、池田、会染、七貴、八坂、広津等諸村に被害が多発
2	1916	大正05年	05月08日	平、木崎に竜巻が起こり、神城まで被害が及び人家7棟が破損
3	1920	大正09年	09月26日	暴風により、郡立女学校校舎等に被害
4	1929	昭和04年	04月21日	大暴風により、平小学校の展望台、第三校舎、雨天体操場等に被害
5	1934	昭和09年	09月21日	大暴風により、三日町2箇所、大黒町2箇所、大町小学校体操場等に被害
6	1941	昭和16年	03月11日	烈風により三日町が大火となり、6時間にわたり燃え続け、山林に延焼。70町歩を焼失
7	1974	昭和49年	03月22日	春一番の強風のため、市内各所42箇所に被害
8	1979	昭和54年	03月30日 ～31日	春一番の突風のため、負傷者1名、神社全壊、屋根破損等全域で126件に被害
9	1998	平成10年	9月22日	台風7号により、りんごの落下等の被害

2 過去において市域に大きな被害を与えた火災

番号	西暦	年号	月日	被害の概要
1	1882	明治15年	07月12日	1 被災場所 大黒町 2 被災建物数 全焼14棟、半焼2棟 3 罹災世帯 不明
2	1889	明治22年	11月24日	1 被災場所 八日町、五日町、高見町、下 1 出火場所 仲町、東町の一部 2 被災建物数 全焼51棟 3 罹災世帯 不明
3	1941	昭和16年	03月11日	1 被災場所 三日町 2 被災建物数 全焼102棟 3 罹災世帯 不明
4	1945	昭和20年	04月17日	1 被災場所 借馬、木崎 2 被災建物数 全焼99棟 3 罹災世帯 不明
5	2005	平成17年	02月27日	1 被災場所 九日町、上仲町 2 被災建物数 全焼10棟、水損1棟 3 罹災世帯 9世帯17人

3 過去において市域に大きな被害を与えた水害

番号	西暦	年 号	月 日	災害名	発生河川	被 害 の 概 要
1	1959	昭和 34 年	08 月 13 日	台風 7 号	高瀬川、 鹿島川、 乳川	大町、平、常盤、社の 全地区 堤防決壊、 根継工延長 1,068m、 損害額 50,615 千円
2			09 月 26 日	台風 15 号	高瀬川、 鹿島川、 農具川、 乳川その 他 16 河川	市の全地域 堤防決壊、 護岸決壊延長 3,538m、 損害額 149,406 千円
3	1960	昭和 35 年		台 風	高瀬川ほ か	大町高根町ほか 6 箇所決壊、 損害額 33,637 千円
4	1961	昭和 36 年		台 風	高瀬川ほ か	常盤、社地区、 河川 6、道路 1 損害額 42,611 千円
5	1964	昭和 39 年		台 風	鹿島川ほ か	平源汲、鹿島ほか 損害額 136,799 千円
6	1969	昭和 44 年	08 月 11 日	8.11 集中豪雨	高瀬川、 鹿島川、 籠側、 農具川、 内山沢、 中の沢ほ か	市の全地域、 建物流失 4、破損 145、 堤防決壊 14.35m、 水田・畑冠水等 48.9ha、 その他道路・橋・鉄道 被害
7	1982	昭和 57 年	8 月 02 日	台風 10 号	高瀬川	昭和電工西の堤防決壊 80m 損害額 80,000 千円
8	1995	平成 07 年	7 月 11 日	7.11 集中豪雨	高瀬川、 鹿島川、 農具川ほ か市内各 所	市の全地域 床上・床下浸水 19 件、 水田・畑冠水等 5ha、 その他道路・橋・鉄道 被害 損害額 120,000 千円
9	2004	平成 16 年	10 月 20 日	台風 23 号	鹿島川、 農具川ほ か市内各 所	鹿島川右岸一部崩落 市の全地域 床上・床下浸水 45 件 水田・畑冠水等 損害額 745,811 千円
10	2006	平成 18 年	7 月 18 日	7.17 集中豪雨	犀川ほか	八坂・美麻地区 土石流、地すべり、土 砂崩落等多数あり。 犀川 6 世帯に避難勧告 を発令。 住家等への被害なし。

4 地震被害年表

番号	西 暦 和 暦	震 央 東 北 経 緯	M	災害 程度	主な被害地域	備 考
*1	1714. 04. 28 22 時 正徳 04. 03. 15	137. 85° 36. 7°	6. 3	B	信濃小谷村	姫川沿いの谷に被害。 大町組全体で死 56、傷 37、全潰 194、半潰 141。 長野の善光寺でも石垣が崩れ、石塔が転倒した。
*2	1858. 04. 23 10 時 安政 05. 03. 10	137. 9° 36. 6°	5. 7	B	信濃大町	大町組で家、蔵等の潰れあり。 山崩れ多し。
*3	1918. 11. 11 02 時 58 分 大正 7. 11. 11	137. 88° 36. 45°	6. 1 6. 5	C~B	長野県大町付近	大町地震 2 回の地震があった。 高瀬川沿いの地域で 居宅全潰 6、半潰 305、 破損 2, 547 件、土蔵等 全潰 16、半潰 2, 273 件、建物の破損 290 ほ か石垣破損 334 箇所等 の被害。
*4	1986. 12. 30 09 時 38 分 昭和 61 年	137° 56. 0′ 36° 37. 9′	5. 9	C	長野県北部	信州新町を中心に住 家に一部破損 243、水 道 3 箇所、その他 27 箇所の被害
*5	1998. 07. 01 02 時 22 分 平成 10. 07. 01	137° 55. 0′ 36° 37. 1′	4. 7	C	長野県北部	美麻村、八坂村の一部 で、住家破損 38、道路 亀裂 10 箇所、その他 12 箇所
*6	2014. 11. 22 22 時 08 分 平成 26. 11. 22	137° 53. 4′ 36° 41. 5′	6. 7	C~B	長野県北部	長野県神城断層地震。 大町市では美麻地区 を中心に住家の半壊 6 棟、市道 14 路線 50 箇 所等の被害
*7	2025. 4. 18 20 時 19 分 令和 7. 4. 18	137° 54. 8′ 36° 28. 1′	5. 1	C	長野県北部	社地区、八坂地区を中 心に住家破損 27 棟、 ブロック塀・石垣被害 5 件、道路等被害 6 件

注) 1 番号に*のついているものは震央が長野県内にある地震

注) 2 被害程度の基準は以下のとおり（菊地万雄編「日本の風土と災害」による。）

A：大被害

B：中被害

C：小被害

D：被害がでたことは確かであるがその程度が不明

X：被害があったという明瞭な証拠はないが、同類の他の地震との比較等から被害があったと推定される場合

ブランク：地震あるいは被害そのものの存在自体が疑わしい場合

注) 3 本表は長野県西部地震（1984.09.14）までは宇佐美龍夫「新編日本被害地震総覧」をまとめたものである。

2 災害直前対策

資料 2-1 気象観測所及び雨量・水位観測所

1 気象台関係の観測所

地域気象・地域雨量観測所

観測所名	所在地	観測開始	種類
大町	大町市大町 5926 - 5	昭和 53 年 11 月 20 日	四・雪

(注)「種類」欄の区分

四：有線ロボット気象計による降水量、気温、風向、風速、日照の観測。

雪：有線ロボット積雪深計による積雪観測。

2 国土交通省関係の観測所

(1) 雨量観測所

ア 松本砂防事務所所管

観測所	河川名	位置	種別
高瀬	高瀬川	大町市大町 5032-12(高瀬川出張所)	自記・テレメーター

注) 高瀬は通年観測

イ 大町ダム管理所所管

観測所	河川名	位置	種別
大町ダム	高瀬川	大町市平字ナロヲ大クボ 2112 - 71	自記・テレメーター
扇沢	籠川	大町市平字籠川谷国有林 24-3 林小班	
鹿島	鹿島川	大町市平字ツベタノ原 8552	
双六岳	高瀬川	大町市平字高瀬入国有林 88 八林小班	

(2) 水位観測所

大町ダム管理所所管

観測所	河川名	位置	種別
大町ダム	高瀬川	大町市平字ナロヲ大クボ 2112 - 71	自記・テレメーター
大出橋	高瀬川	大町市平字井出渡 1116 - 31	テレメーター

(3) 放流警報局

大町ダム管理所所管

警報局名	河川名	位置	種別(注)
大町ダム	高瀬川	大町市平字ナロヲ大クボ 2112 - 71	①・②・③
籠川		大町市平字コヲミ平 2112 - 177	①・③
上原		大町市平字テウシクチ 1896 - 1	①・③
大出		大町市平字井出渡 1116 - 62	①・②・③
久保		大町市平字宮ノ下 180 - 4	①・③
観音寺		大町市常盤字仏崎 5388 - 6	①・③
高根		大町市大町字セギ向 7723 - 2	①・③
観音橋		大町市常盤字東原 6928 - 7	①・②・③
貝原		大町市常盤字東原 6910 - 32	①・③
上橋		大町市常盤字上橋 6906 - 513	①・③
山下		大町市社字島 8173	①・③
東村		大町市常盤東部 6841 - 1、6836 - 1	①・②・③

警報局名	河川名	位 置	種 別 (注)
青 島	高瀬川	大町市社字島 8389	①・②・③
北 村		大町市常盤字 1 - 7	①・ ③
曾 根 原		大町市社字土合 3632	①・ ③
沓 掛		大町市常盤 55 - 9	①・②・③
正 科		大町市大町字川原 2281	①・ ③

(注) ①：ダム放流警報 ②：サイレン ③：スピーカー

3 県関係の観測所

(1) 雨量観測所

観測所	水系名	河川名	位 置	種 別
大 町	信濃川	高瀬川	大町市大町 1058 - 2 (大町建設事務所)	テレメーター
青 木 湖		農具川	大町市平 21244	
沓 掛		高瀬川	大町市常盤字東原 3798-48	
高 瀬 入		籠川	大町市平ナロヲ大クボ 2112-729	
美 麻		藤沢川	大町市美麻大藤	

(2) 水位観測所

観測所	河川名	位 置	種 別
高瀬上橋	高瀬川	大町市常盤松原	テレメーター
要 橋	鹿島川	大町市平	危機管理型水位計 (超音波式)
上花見橋	農具側	大町市大町	危機管理型水位計 (超音波式)
新壇行橋	乳川	大町市常盤字城山	危機管理型水位計 (超音波式)

4 電力会社関係の観測所

東京電力リニューアブルパワー (株)

観測所	水系名	位 置	種 別
高瀬ダム	信濃川	大町市平高瀬入 2118 - 5	雨量・水位
七倉ダム		大町市平高瀬入 2118 - 4	
金熊川		大町市八坂字小菅	
高 五		大町市平高瀬入	雨量
葛温泉		大町市平湯平 2107 - 2	水位

資料 2-2 警報等の指定河川

1 県が指定する水防警報河川

水防警報を行う河川名及びその区域、対象となる水位観測所

河川名	区 域		対象水位観測所				対象水防 管理団体	水防警報発 表責任者
	自	至	名 称	位 置	水防団待機水位	はん濫注意水位		
高瀬川	大町市大町 (高瀬上橋)	安曇野市明科七貴 (犀川合流点)	十日市場	安曇野市穂 高北穂高	1.0m	1.5m	大町市 池田町 松川村 安曇野市	大町建設事 務所長
犀川	東筑摩郡生 坂村北陸郷 字沢口 (日野橋)	長野市塩生甲 (両郡橋)	弘崎	長野市信州 新町日原東	3.6m	5.2m	長野市 大町市 生坂村	長野建設事 務所長

2 県が行う水位情報の通知（水位情報周知河川）

河川名	区 域		対象水位観測所				関係水防管理団体	水位情報通知者
	自	至	名 称	位 置	避難判断水位	はん濫危険水位		
高瀬川	大町市大町 (高瀬上橋)	安曇野市明科七貴 (犀川合流点)	十日町市場	安曇野市穂高北 穂高	2.0m	2.3m	大町市 池田町 松川村 安曇野市	大町建設事務所長
犀川	東筑摩郡生 坂村北陸郷 字沢口 (日野橋)	長野市塩生甲 (両郡橋)	弘崎	長野市信州新町 日原東	5.8m	6.5m	長野市 大町市 生坂村	長野建設事務所長

3 災害情報の収集・連絡関係

資料 3-1 被害状況報告等の様式

様式第1号 (概況速報)
(表1)

概 況 速 報			
災 害 の 名 称		災 害 発 生 日 時	
報 告 の 期 限		発 受 信 時 刻	
発 信 者	()	受 信 者	()

被 害 の 種 別	被 害 状 況	
	被害地域または場所	被 害 の 状 況
人 的 ・ 住 家 関 係		
農 業 関 係		
林 業 関 係		
公 共 土 木 施 設 関 係		
鉄 道 通 信 電 力 水 道 } 施 設 関 係		
そ の 他		
応急対策等の活動状 況急対策等の活動状 消防職員・消防団員 の出動状況等消防職		

様式第2号 (人的及び住家の被害)
(表2)

地域振興局
市 町 村

人的及び住家の被害状況報告 (発生 ・ 中間 ・ 確定)						
災害の名称		災害発生の日時				
災害発生の場所						
災害報告の期限		月 日 時現在		発信機関及び発信担当者		
人的被害	死者	人		災害の概況 の災害発生原因 の救援措置状況 適用の見込み 災害救助法 災害対策本部 ボランティア活動の状況 その他		
		人				
	負傷者	人				
		人				
	計		人			
住家の被害	全壊・全焼又は流出	棟		災害対策本部 ボランティア活動の状況 その他	名称 設置 月 日 時 分 廃止 月 日 時 分	
		世帯				
		人員				
	半壊又は半焼	棟				
		世帯				
		人員				
	一部破損	棟				
		世帯				
		人員				
	床上浸水	棟				
		世帯				
		人員				
床下浸水	棟					
	世帯					
	人員					
非住家の被害 (全・半壊)		棟				

- 注) 1 「人的被害」欄の「負傷者・重傷」とは、一月以上の治療を要する見込みのものとし、「軽傷」とは、一月未満で治療できる見込みのものとする。なお、その区分が不明な場合は『調査中』と記載し、負傷者の合計数を「小計」に記載すること。
- 2 「住家の被害」欄の「一部破損」とは、住家の損壊程度が半壊に達しない程度のものとする。
- 3 「住家の被害」欄の「床上浸水」とは、住家の床より上に浸水したもの及び全壊、半壊には該当しないが、土砂竹木のたい積により一時的に居住することができないものとする。
- 4 「住家の被害」欄の「床下浸水」とは、住家が床上浸水に達しない程度のものとする。
- 5 「住家の被害」欄の「棟」とは、一つの独立した建物をいう。なお、主屋に付着している風呂場、便所等は主屋に含めて1棟とするが、二つ以上の棟が渡り廊下で接続している場合には2棟とすること。
- 6 「住家の被害」欄の各被害欄中、棟、世帯、人員欄のいずれかに記載がある場合で、記載された欄以外が不明な場合は『調査中』と記載すること。
- 7 「災害対策本部」欄には、災害対策基本法(昭和36年法律第228号)第23条の規定により設置した災害対策本部について記載すること。
- 8 「ボランティア活動の状況」欄には、ボランティアセンターの設置状況(設置の有無及び設置場所等)、ボランティアの活動状況(受入の有無、派遣の有無等)、その他関連事項を記載すること。

様式第2-1号 (避難準備情報・避難勧告・避難指示等 避難状況報告)
 (表2の1)

災害の名称				災害発生の日時				月	日	時			
報告の期限				月	日	時現在	発信時刻				月	日	時
発信者													
避難準備情報・避難勧告・避難指示の状況						避難場所等の状況							
発令日時 及び準備、勧告、指示の別	地区名	世帯数	人員	避難場所名	設置地区名	入所世帯数	入所人員						
合計				合計									

様式第5号 (農業関係被害)

(表5の1)

災害名	発生日時	月 日 時 分 ~ 日 時 分	発生日時	月 日 時 分
	発信機関 (発信者)		受信機関 (受信者)	

区分 項目	作物名	被害率30%未満		被害率30%以上		合計			主な被害地区 及び被害作物 の種類等
		面積	減収量	面積	減収量	面積	減収量	被害金額	
生産 物 被 害	水 稲								
	麦・雑穀・豆類								
	果 樹								
	野 菜								
	花 き								
	特用作物								
	桑								
	そ の 他								
	小 計								
	樹 体 被 害	果 樹							
その他()									
小 計									
	計								

区分 項目	施設名	園芸関係			その他			合計		
		件数	面積 (m ²)	被害金額	件数	面積 (m ²)	被害金額	件数	面積 (m ²)	被害金額
施設 関 係	建 物									
	温室(ガラス張)									
	プラスチックハウス									
	構 築 物									
	計									

区分 項目	種類名	被害量	被害金額	主な被害地区名	主な被害品目名
そ の 他	家 畜				
	畜 産 物				
	水産物(寒天含む)				
	加工品貯蔵品等				
	蚕 繭				
	計				
	被害農業者(家)数	戸	特別被害農業者(家)数	戸	

市町村別被害の状況	市町村名	被害面積	減収量	被害金額	市町村名	被害面積	減収量	被害金額	摘 要			
										合 計		
									市町村数			

(注) 記入単位は次のとおりとする。面積-ha、減収量・被害量-t・千本・個・頭・羽・箱、金額-千円

(表6の3)

3 林道被害状況（速報、概況、確定）

災害の名称
災害発生年月日

調査年月日
地域振興局名

(単位：m、千円)

速報 回数	市町村名	公 共				小 災				計				備 考		
		路線名	路線 数	箇所 番号	延 長	被害額	路線 数	箇所 番号	延 長	被害額	路線 数	箇所 番号	延 長		被害額	
	合計															

(表6の4)

4 林産物および林産施設被害状況（速報、概況、確定）

災害の名称
災害発生年月日

調査年月日
地域振興局名

災 害 の 種 類	
災害の発生年月日	
被害調査年月日 被害発生地域 (市町村名)	

(1) 林産物被害

区 分			農 林 業 者									そ の 他						合 計				
			森林組合 同連合会		農業協同組 合同連合会		そ の 他 任意団体		個 人		計		中小企業等 協同組合		会社・個人		そ の 他			計		
			数量	金額	数量	金額	数量	金額	数量	金額	数量	金額	数量	金額	数量	金額	数量			金額	数量	金額
木	立木 (m³)	天																				
		人																				
	素材 (m³)																					
	製材 (m³)																					
	その他																					
材	小 計																					
	薪	薪炭原木 (m³)																				
		木炭 (kg)																				
		薪層積 (m³)																				
		その他																				
小 計																						
炭	しいたけ (kg)																					
	わさび (kg)																					
	竹材 (束)																					
	小 計																					
	特殊林産物																					
合 計																						
被災者数																						

- 注 1 木炭出荷調整対策事業による保管木炭が被害を受けた場合には木炭欄の内数として () 書で示すこと。
 2 立木は利用伐期令級以上のものを記入する。
 3 被害者数等の欄は森林組合等の団体にあつてはその組合数、会社及び個人にあつては会社数及び戸数の実数を記入する。
 4 県有林(県行造林含む)の被害を、その他欄に内数として () 書で示すこと。

(2) 林産施設被害

区 分		そ の 他																								合 計			
		中小企業等協同組合						会 社 ・ 個 人						そ の 他						計									
		全壊		半壊		計		埋積土砂量 (m ³)		全壊		半壊		計		埋積土砂量 (m ³)		全壊		半壊		計		埋積土砂量 (m ³)		計			
		数量	金額	数量	金額	数量	金額	数量	排土費	数量	金額	数量	金額	数量	金額	数量	排土費	数量	金額	数量	金額	数量	金額	数量	排土費	数量	金額	排土費	
木	木材倉庫 (棟)																												
	貯木場 (坪)																												
	綱場																												
	流送路 (km)																												
	材	木工 材施設 加設	建物 (棟)																										
器械 (点)																													
計																													
木	集運材施設																												
	木炭倉庫 (棟)																												
	炭窯 (基)																												
	木工 炭施設 加設	建物 (棟)																											
		炭窯 (基)																											
計																													
簡易搬送施設																													
特殊 林産 物	特殊林産倉庫 (棟)																												
	わさび育成施設 (坪)																												
	しいたけ育成施設 (坪)																												
	しいたけほだ木 (本)																												
	殊 産 工 特 物 施 林 加 設	建物 (棟)																											
器械 (点)																													
計																													
合 計																													
被災者数等																													

- 注 1 堆積土砂量の欄は貯木場および流送路についてのみ記入する。
 2 被害者数等の欄は、中小企業等協同組合にあってはその組合数、会社、個人にあっては会社数及び戸数の実数を記入する。

(3) 林産物間接被害

区 分		農 林 業 者										そ の 他								合 計	
		森林組合 同連合会		農業協同組 合同連合会		そ の 他 任意団体		会社・個人		計		中小企業等 協同組合		会社・個人		そ の 他		計			
		数量	金額	数量	金額	数量	金額	数量	金額	数量	金額	数量	金額	数量	金額	数量	金額	数量	金額		
木 材	立木 (m³)																				
	素材 (m³)																				
	製材 (m³)																				
	その他																				
	小 計																				
薪 炭	薪炭原木 (m³)																				
	木炭 (kg)																				
	薪層積 (m³)																				
	その他																				
	小 計																				
特殊 林産材	しいたけ (kg)																				
	わさび (kg)																				
	竹材 (束)																				
	小 計																				
合 計																					
被 災 者 数																					

注 1 道路の決壊、橋梁の破損、その他により運搬不能となった滞貨及び金額を記入する。
 2 被害者数等の欄は森林組合等の団体にあつてはその組合数、会社及び個人にあつては会社数及び戸数の実数を記入する。

様式第7号（土木関係被害）
（表7の1）

被害総括表

（単位：千円）

区 分	前回までの報告分								今回報告分		年間の合計	
	自月日 至月日	異常気象名										
	箇所数	金 額	箇所数	金 額								
県 工 事	河 川											
	砂 防											
	地すべり											
	急 傾 斜											
	道 路											
	橋 梁											
	計											
市 町 村 工 事	河 川											
	道 路											
	橋 梁											
	計											
合 計	河 川											
	砂 防											
	地すべり											
	急 傾 斜											
	道 路											
	橋 梁											
	計											

(表7の6)

雪崩災害報告						
事務所名 ()			第 報 (月 日 時現在)			
0ふりがな 場 所	郡町 大字 市村		0ふりがな 区 名			
発生日時	月 日 時		雪崩危険箇所点検番号			
気象状況	雪崩発生時の天候		晴・曇・雨・雪・みぞれ			
	雪崩発生時の積雪深	cm	観測所名	観測所との距離	観測所との標高差	
	雪崩発生時の気温	℃				
	雪崩発生時の降雪深	cm				
保全対象	人 家 戸 公共的建物 公共的施設		斜面の向き	北・北東・東・南東・南・南 西・西・北西		
斜高の高さ			概況平面図		縦断図	
植生の状況						
雪崩の状況	拡大等の見込み					
	雪崩の種類	表層・全層				
	高さ					
	幅					
	雪崩雪量					
	発生区の傾斜度					
	走路の長さ					
被害の状況	見通し勾配					
	死者・負傷者数	有・無	死者名	行方不明者名	負傷者名	
	住宅被害	有・無	全壊戸	半壊戸	一部破損戸	
	公共的建物被害	有・無				
	その他の建物被害	有・無				
避難対策及び 警戒避難状況	その他の概況					
	応急対策					
	避難状況					
適用法令等の 施行状況	地域防災計画記載					
	法 令 等	有無	法 令 等	有無		
	急傾斜地崩壊危険区域		急傾斜地崩壊危険実態調査箇所	箇所番号		
	建築基準法による災害危険区域		宅地造成工事規制区域			
	地すべり防止区域(農・林・土)		都市計画法に基づく開発許可制度の適用区域			
	砂防指定地		旧住宅地造成事業に関する法律の適用区域			
	保安林		宅地基準条例の適用区域			
災害対策基本法防災計画区域		そ の 他				
備考						
受信者		送信者氏名		受信者氏名		

様式第8号（都市施設被害）

（表8の1）

都市施設被害状況報告										中間 確定	
災害の名称							災害発生日時		年 月 日 時		
災害発生場所											
報告の期限			月 日 時現在		発受信時刻		日 時 分				
発信者			()				受信者		()		
種別	区分		か所数	被害面積又は延長等		被害金額(千円)		復旧金額(千円)		摘要	
都市施設災害	街 路										
	都 市 公 園										
	都 市 排 水 路										
	道 公 共 下 水	排 水 施 設									
		ポ ン プ 場 施 設									
		処 理 施 設									
	区 画 整 理	街 路									
		公 園 緑 地									
		水 路									
	防空壕・その他										
堆 積 土 砂											
合 計											
建物災害及び損害面積	区 分		住家(戸)	非住家(戸)	計(戸)	区 分		面積(ha)	摘 要		
	全 壊					市街地被害面積					
	半 壊					その他被害面積					
	流 失					計					
	床 上 浸 水					全市街地面積					
	床 下 浸 水										
状況	発火	月 日 時 分			鎮火	月 日 時 分			被災か所		
	風向		風速	最大	m/sec	平均	m/sec	湿度	%		
建 物 災 害 及 び 損 害 面 積	区 分		住家(戸)	非住家(戸)	計(戸)	区 分		面積(ha)	摘 要		
	全 壊					全 市 街 地					
	半 壊					被 災 面 積					
	計										
備考	1 土地区画整理事業を施行する必要がある(ある・ない・不明)										
	2 都市計画との関連()										

様式第9号（水道施設被害）

（表9の1）

水道施設被害状況報告		中間 確定	
災害の名称		災害発生日時	月 日 時
災害発生場所			
報告の期限	月 日 時現在	発受信時刻	日 時 分
発信者	()	受信者	()
水道の名称		給水区域及び 現在給水人口	(戸 人)
被害給水区域 及び被害給水 人口	(戸 人)		
被害の状況		被害金額	
応急措置及び 給水現状			
給水応援		消毒機械及び薬品応援	復旧資材労務応援
緊急 応援 の 要 否	給水車 両/日 m ³ 分	乾式注入能力 g/h 機	
	ろ水器 両/日 m ³ 分	湿式 g/h 機	
	自衛隊給水班要請/ 日 m ³ 日間	簡易滅菌機 g/h 機	
	水道から応急給水 日 m ³ 分	液体塩素 kg入 本	
	日間	さらし粉高度 普通 500 g 本	
	必要なし	必要なし	

様式第10号（廃棄物処理施設被害）
（表10の1）

廃棄物処理施設		〔ごみ・し尿・ 下水道終末処理〕	被害状況報告		〔中間 確定〕
災害の名称		災害発生日時	月 日 時		
災害発生場所					
報告の期限	月 日 時現在	発受信時刻	日 時 分		
発 信 者	()	受 信 者	()		

被 害 施 設 名			
被 害 の 区 域 および処理人口			
被 害 の 状 況			
被 害 額	千円	千円	千円
応急措置の現況			
災害救助の有無			
その他必要な事項			

様式第11号（感染症関係）
（表11の1）

感染症関係報告			中間 確定
災害の名称		災害発生日時	月 日 時
災害発生場所			
報告の期限	月 日 時現在	発受信時刻	日 時 分
発信者	()	受信者	()

	項目 病名	発生患者等数				備考
		患者	疑似	無症状 病原体 保有者	計	
感 染 症						
備 考						

様式第12号（医療施設被害）

（表12の1）

医療施設被害状況報告			中間 確定	保健所名
災害の名称		災害発生日時	月	日 時
報告の期限	月 日 時現在	発受信時刻	日	時 分
発信者	()	受信者	()	

区分	施設名	経営主体	所在地	被害の程度					被害額	復旧に要する経費
				全壊 全焼	流失	半壊 半焼	浸水	その他		
(病院)				棟	棟	棟	棟	棟	千円	千円
(診療所)										
合 計										

注：1 本表は、保健所が管内の各施設の状況を県医療政策課に報告する場合に用いる。

注：2 各施設ごとの詳細な被害状況は別案にして添付すること。

注：3 被害施設がへき地出張診療所の場合は、経営主体欄にその旨を記載すること。

様式第13号（商工関係被害）
（表13の1）

商工関係被害状況報告							中間 確定	
災害の名称			災害発生日時		年 月 日 時			
災害発生場所								
報告の期限			月 日 時現在		発受信時刻		日 時 分	
発 信 者			()		受 信 者		()	
被害区分			業種区分					
			鉱工業	商 業	サービス業	その 他	計	
組合・団体以外の事業所	建物の被害 (ア)	全 壊	棟数(棟)					
			損害額(千円)					
		半 壊	棟数(棟)					
			損害額(千円)					
	の そ の 他 の 被 害	棟数(棟)						
		損害額(千円)						
	土地の被害 (イ)		損害額(千円)					
	(ア)(イ)以外の有形固定資産の被害		損害額(千円)					
製品・仕掛品・原材料の損害		損害額(千円)						
事業協同組合・商工組合・協業組合の被害			件数(件)					
			損害額(千円)					
商工会議所・商工会の被害			件数(件)					
			損害額(千円)					
小 計			損害額(千円)					
除雪・排水等の災害対策に要した経費(千円)								
その他災害の発生により生じた損害額(千円)								
損 害 額 総 計 (千 円)								
被 害 件 数 (事 業 (務) 所 数)								

- 注：1 事業協同組合、商工組合、協業組合の被害とは、中小企業団体の組織に関する法律第3条第1項の規定による中小企業団体についての物的被害とする。
- 2 その他災害の発生により生じた損害額とは季節的商品の出荷遅延による価格の減少等をいう。
- 3 住宅と営業に供している建物とが同一建物である場合は、営業用建物部分についての被害を記入するものとする。ただし、被害態様が住宅部分と営業用建物部分とに区別することが困難な場合は、かっこ外書きにする。
- 4 業種区分別の「その他」には指定公共機関及び指定地方公共機関に係る被害を除くものとする。
- 5 大企業に関する被害については、内訳（大企業分としてまとめ）を別紙に記載する。

様式第14号（観光施設被害）

（表14の1）

観光施設被害状況報告										中間 確定	
災害の名称			災害発生日時				年 月 日 時				
災害発生場所											
報告の期限			月 日 時現在		発受信時刻			日 時 分			
発信者			()				受信者			()	
1 土木施設（遊歩道・つり橋等）											
区分	県工事		市町村工事		その他		計				
	か所	被害額	か所	被害額	か所	被害額	か所	被害額	千円	千円	
道路		千円		千円		千円				千円	
橋梁											
計											
2 一般観光地建物等											
建 物 そ の 他	区分	県有施設		市町村施設		国民宿舎・旅館等		その他施設		計	
		件数	被害額	件数	被害額	件数	被害額	件数	被害額	件数	被害額
	全壊		千円		千円		千円		千円		千円
	半壊										
	その他										
計											

様式第17号（市町村有財産被害）

（表17）

市町村有財産被害状況報告			中間 確定	市町村名	
災害の名称		災害発生日時		年	月 日 時
報告の期限	月 日 時現在	発受信時刻		日 時 分	
発 信 者	()	受 信 者		()	

この報告内容には、他の報告系統によるものはすべて含まれない。

建 物 被 害	施設の別	発生数(計)	全壊(流失)	半 壊	一部破損	床上浸水	床下浸水	被害額	備考	
	棟	棟	棟	棟	棟	棟	棟	千円		
	小計									
公 共 土 木 施 設 被 害 (市町村単位の のみ)	種 別	発生数	被 害 状 況				被害額	備考		
	河 川	か所					千円			
	道 路									
	橋 梁									
	小計									
そ の 他	種 別	発生数	被 害 状 況				被害額	備考		
		か所					千円			
	計	—								

注：1 本表は、市町村から地域振興局に、及び地域振興局から県危機管理防災課に報告する場合に用いる。

様式第18号（公益事業関係被害）

（表18）

公益事業関係被害状況報告		中間 確定	機関名
災害の名称		災害発生日時	年 月 日 時
災害発生場所			
報告の期限	月 日 時現在	発受信時刻	日 時 分
発 信 者	()	受 信 者	()

区 分		災害発生数・被害程度数	被 害 額 千円
被 害 状 況	建物等		
	被害箇所		
	不通箇所		
応急措置・その他			

注： この表は、鉄道・通信・電力・ガス関係の被害について、各関係機関から県危機管理・消防防災課に報告する場合に用いる。

様式第19号
第1号様式
(火災)

第 報

報告日時	年 月 日 時 分
都道府県	
市町村	
報告者名	

火災種別	1.建物 2.林野 3.車両 4.船舶 5.航空機 6.その他					
出火場所						
出火日時 (覚知日時)	月 日 時 分 (月 日 時 分)	(鎮圧日時) 鎮 火 日 時		(月 日 時 分) 月 日 時 分		
火元の業態・用途			事業所名(代表者氏名)			
出火箇所			出火原因			
死傷者	死者(性別・年齢)		人	死者の 生じた 理由0		
	負傷者	重症 中等症 軽症	人 人 人			
建物の概要	構造 階層		建築面積 延べ面積			
焼損程度	焼損棟数	全焼 半焼 部分 ぼや	棟 棟 棟	計棟	焼損面積	建物焼損床面積 m ² 建物焼損表面積 m ² 林野焼損面積 a
り災世帯数			気象状況			
消防活動状況	消防本部(署)		台	人		
	消防団		台	人		
	その他			人		
救急・救助活動状況						
災害対策本部等の設置状況						
その他参考事項						

様式第19号の2
第2号様式（特定の事故）

事故名 1. 石油コンビナート等特別防災区域内の事故
2. 危険物に係る事故
3. 原子力施設等に係る事故
4. その他特定の事故

第 報

報告日時	年 月 日 時 分
都道府県	
市町村	
報告者名	

事故種別	1. 火災 2. 爆発 3. 漏えい 4. その他 ()				
発生場所					
事業所名	特別防災区域	レイアウト第一種、第一種、 第二種、その他			
発生日時	月 日 時 分	発見日時	月 日 時 分		
(覚知日時)	(月 日 時 分)	鎮火 (処理完了) 日時	月 日 時 分		
消防覚知方法		気象状況			
物質の区分	1. 危険物 2. 指定可燃物 3. 高圧ガス 4. 可燃性ガス 5. 毒劇物 6. R I 等 7. その他 () 物質名				
施設の区分	1. 危険物施設 2. 高危混在施設 3. 高圧ガス施設 4. その他 ()				
施設の概要		危険物施設の区分			
事故の概要					
死 傷 者	死者 (性別・年齢)		負傷者数 人		
	計 人		重症 人 中等症 人 軽症 人		
消防防災活動状況 及び 救急・救助活動状況		出場機関	出場人員	出場資機材	
		事業者	自衛防災組織	人	
			共同防災組織	人	
			その他	人	
		消防本部 (署)	台		
		消防団	台		
		海上保安庁	人		
		自衛隊	人		
その他	人				
警戒区域の設定	月 日 時 分				
使用停止命令	月 日 時 分				
災害対策本部等の設置状況					
その他参考事項					

様式第20号 (警察調査被害)
(表20)

災 害 発 生 状 況 表 (月 日 時 分現在)

被害種別		署 別	長 野 県	飯 山	中 野	須 坂	長 野 南	千 曲	上 田	丸 子	望 月	小 諸	佐 久	軽 井 沢	南 佐 久	茅 野	諏 訪	岡 谷	伊 那	駒 ヶ 根	飯 田	阿 南	木 曾	塩 尻	松 本	安 曇 野	大 町	小 計	累 計			
人的被害	死 者 (人)																															
	行方不明者																															
	負 傷 者																															
建物被害	住家被害	全 壊 (むね)																														
		半 壊																														
		流 出																														
		全 焼																														
		半 焼																														
		床上浸水																														
		床下浸水																														
	一部破損																															
非住家被害																																
耕地被害	水田	流失、埋設 (ha)																														
		冠 水																														
	畑	流失、埋設																														
		冠 水																														
道 路 損 壊 (箇所)																																
橋 梁 流 出																																
堤 防 決 壊																																
山 (がけ) くずれ																																
鉄 (軌) 道被害																																
通信施設被害回線 (回線)																																
木 材 流 出 (立米)																																
山 林 焼 失 (ha)																																
罹 災 世 帯 数																																
罹 災 者 概 数																																
出 動 警 察 官 数																																
発 生 件 数																																
備 考																																

様式第 2 1 号 (被害状況総合)
 (表 2 1 の 2)災害概況即報
 (消防庁第 4 号様式(その 1))

消防庁受信者氏名 災害名 (第 報)	報告日時	年 月 日 時 分
	都道府県	
	市 町 村 (消防本部名)	
	報告者名	

災害の概況	発生場所			発生日時	年 月 日 時 分		
被害の状況	死傷者	死者 人	不明 人	住 家	全 壊 棟	一部破損棟	
		負傷者 人	計 人		半 壊 棟	床上浸水棟	
応急対策の状況	災害対策本部等の設置状況	(都道府県)			(市町村)		

(注) 第一報については、原則として、覚知後30 分以内で可能な限り早く、分かる範囲で記載して報告すること。(確認がとれていない事項については、確認がとれていない旨(「未確認」等)を記載して報告すれば足りること。)

資料 3-2 既存通信施設一覧

市内主要無線局

番号	名 称	設 置 場 所	電話番号
1	大町警察署	大町市大町2895	22-0110
2	国土交通省北陸地方整備局 大町ダム管理所	大町市平字ナロヲ大クボ2112-71	22-4511
3	国土交通省北陸地方整備局 松本砂防事務所 高瀬川出張所	大町市大町5032-12	22-0650
4	北アルプス地域振興局	大町市大町1058-2	22-5111
5	北アルプス広域消防本部	大町市大町4724-1	22-0119
6	NTT東日本 長野大町サービスセンター	大町市大町4290	22-2323
7	中部電力パワーグリッド株式会 社大町サービスステーション	大町市大町3214-1	0120-984-665
8	東京電力ホールディングス株式 会社リニューアブルパワー・カン パニー高瀬川事業所	大町市平1904-5	22-1260
9	アルプス第一交通株式会社	大町市大町3168	22-0720
10	信州名鉄交通株式会社大町支店	大町市大町4306-1	23-2323
11	大町市防災行政無線	大町市大町3887	22-0420
12	大町市上下水道課	大町市大町3887	22-0810
13	大町市八坂支所	大町市八坂1108-1	26-2001

衛星電話番号一覧

番号	名 称	電話番号 ☆: 庁内電話31・防災電話1
1	大町市 危機管理課 (宿直室切替)	☆-571- 79
2	〃 危機管理課 (防災FAX)	☆-571-8-515
3	〃 宿直室	☆-571-8-408
4	〃 企画財政課	☆-571-8-521
5	〃 税務課	☆-571-8-445
6	〃 市民課	☆-571-8-422
7	〃 生活環境課	☆-571-8-461
8	〃 福祉課	☆-571-8-411
9	〃 農林水産課	☆-571-8-662
10	〃 観光文化課	☆-571-8-561
11	〃 まちづくり産業課	☆-571-8-541
12	〃 建設課	☆-571-8-671 ☆-571-8-691
13	〃 上下水道課	☆-571-8-724
14	〃 上下水道課	☆-571-8-711
15	〃 教育委員会	☆-571-8-611
16	〃 議会事務局	☆-571-8-581
17	北アルプス広域消防本部 総務課	☆-575-8- 27 ☆-575-8- 37 ☆-575-8- 47

災害時優先電話番号一覧

番号	施設名称等	設置場所	電話番号	
1	大町市役所 危機管理課	大町市大町 3 8 8 7	22-0392	
2	上下水道課		23-7733	
3	福祉課		22-4700	
4	市民課		22-0643	
5	農林水産課		22-6742	
6	上下水道課		22-0951	
7	八坂支所		大町市八坂 1 1 0 8 - 1	26-2003
8	美麻支所		大町市美麻 1 1 8 1 0 - イ	29-2311
9	総合福祉センター	大町市大町 1 1 2 9	22-1501	
10	中央保健センター	大町市大町 1 0 5 8 - 1 3	23-4400	
11	社会就労センター	大町市社 5 8 9 2 - 6	22-1736	
12	美麻福祉企業センター	大町市美麻 9 5 9 6 - 1	29-2038	
13	市立大町総合病院 〃 居宅介護支援事業所 あゆみ園	大町市大町 3 1 3 0	22-0415	
14			22-3702	
15			23-5551	
16			22-5076	
17	大町市国保八坂診療所	大町市八坂 1 1 0 9 - 1 1	26-2824	
18	大町市国保美麻診療所	大町市美麻 1 1 8 1 0 - イ	29-2015	
19				
20	市立はなのき保育園	大町市大町 3 5 0 4 - 9	22-0675	
21	市立あすなろ保育園	大町市常盤 3 6 0 1 - 1 8	22-0727	
22	市立しらかば保育園	大町市平 9 3 6 5 - 3	22-1667	
23	市立くるみ保育園	大町市大町 5 5 6 0 - 2 5	22-5142	
24	市立どんどろ保育園	大町市社 4 6 8 2 - 2 6	22-2002	
25	市立たけのこ保育園	大町市八坂 1 0 7 3	26-2018	
26	市立みあさ保育園 (休園中)	大町市美麻 1 1 7 8 0 - 8	29-2636	
27	市立大町西小学校	大町市大町 4 7 7 3 - 3	22-0019	
28	市立大町北小学校	大町市大町 5 8 0 6 - 8	22-0740	
29	市立大町南小学校	大町市常盤 3 5 4 3 - 1	22-0521	
30	市立大町東小学校	大町市社 6 7 0 0	23-3174	
31	市立八坂小中学校	大町市八坂 1 0 9 0 (前期課程校舎) 大町市八坂 1 1 6 4 8 (後期課程校舎)	26-2010 26-2020	
32	市立美麻小中学校	大町市美麻 2 7 5 0 3	29-2004	
33	旧市立第一中学校	大町市大町 4 5 2 8	22-1262	
34	市立大町中学校	大町市大町 3 7 5 9	22-0290	
35	北アルプス広域大町消防署	大町市大町 4 7 2 4 - 1	22-0119	

衛星携帯電話一覧表

番号	設置場所	電話番号	備考
1	大町市役所 危機管理課	080-8864-2428	NTTドコモ
2		001-010-8816-234-5231	KDDI
3		001-010-8816-234-5232	
4	八坂支所	080-8864-2429	NTTドコモ
5	美麻支所	080-8864-2430	

災害時用公衆電話（特設公衆電話）一覧

（令和6年3月現在）

番号	施設名称等	設置場所
1	大町公民館・文化会館	大町1601-2
2	フレンド・プラザ大町	大町1601-2
3	旧大町第一中学校	大町4528
4	くるみ保育園	大町5560-25
5	大町中学校	大町3759
6	大町北小学校	大町5806-8
7	大町西小学校	大町4773-3
8	はなのき保育園	大町3504-9
9	大町公民館分室	大町1058-13
10	ラーバン中綱	平19862-1
11	ゆ〜ふる木崎湖	平10639-1
12	B&G 海洋センター体育館	平10352-2
13	平公民館・女性未来館ピュア	平10352-1
14	しらかば保育園	平9365-3
15	上原の湯	平1955-446
16	大町市運動公園総合体育館	常盤5638-44
17	大町南小学校	常盤3543-1
18	常盤公民館	常盤3601-18
19	ふれあいプラザ	常盤3546-33
20	大町東小学校	社6700
21	どんぐり保育園	社4682-26
22	社公民館	社3945-2
23	八坂小中学校（前期課程校舎）	八坂1090
24	八坂小中学校（後期課程校舎）	八坂11648
25	八坂レクリエーションハウス	八坂14850-69
26	二重屋内ゲートボール場	美麻8410
27	美麻総合福祉センター	美麻11810-イ
28	美麻小中学校	美麻27053
29	ふれあいセンター	美麻16956-1
30	ぼかぼかランド美麻	美麻16784
31	八坂総合福祉センター	八坂1128
32	情報コミュニティセンター アキツ	八坂1133-1
33	ふれあいセンターさざなみ	八坂15719
34	大町温泉郷森林劇場	平2860-5
35	八坂総合福祉センター	八坂1128

資料 3-3 同報系防災行政無線設置箇所一覧

(令和6年1月現在)

番号	施設名称等	設置場所
1	大町市営駅前駐車場	大町市大町3227-12
2	大新田資機材倉庫	大町市大町7016-3
3	宮田町公民館	大町市大町5488-1
4	社会就労センター	大町市社5892-2
5	借馬団地	大町市平5371-2
6	上一市営住宅	大町市常盤5844-3
7	西山住宅	大町市常盤2115-33
8	常盤南住宅	大町市常盤2380-1
9	相生町公民館	大町市大町1272-7
10	旧第一中学校	大町市大町7576-3
11	北小学校	大町市大町5806-4
12	松原団地集会所	大町市常盤5801-110
13	大新田道路敷地	大町市大町6875-23
14	西小学校	大町市大町4731-6
15	アルプスニュータウン	大町市常盤3520-130
16	大町病院旧医師住宅	大町市平9626-2
17	大原団地	大町市大町5562-2
18	野口公民館	大町市平430-4
19	海ノ口公民館	大町市平13192-1
20	西海ノ口集会所	大町市平15385-3
21	稲尾公民館	大町市平12728-1
22	二ツ屋生活改善センター	大町市平2595-44
23	源汲生活改善センター	大町市平3694-1
24	大町温泉郷旧森林劇場	大町市平2860-11
25	上原の湯	大町市平1955-446
26	大町エネルギー博物館	大町市平2112-38
27	大原町公民館	大町市大町6046-6
28	借馬公民館	大町市平6127-2
29	いものしはら広場	大町市大町5723-1
30	神栄町公民館	大町市大町2667-29
31	大町中学校	大町市大町3759
32	東小学校	大町市社6699-6
33	泉公民館	大町市常盤5211-3
34	柿ノ木集会所	大町市常盤1324-1
35	供養塔	大町市常盤3629-4
36	上一市道敷地	大町市常盤4726-29
37	西山公民館	大町市常盤176-3
38	青島公園	大町市社4682-214
39	山下集落センター	大町市社4952-2
40	館之内公民館	大町市社5672-2
41	曾根原生活改善センター	大町市社2866-4
42	宮本公民館	大町市社1138-1
43	三日町道路敷	大町市大町581-3
44	西原生活改善センター	大町市平8000-57

番号	施設名称等	設置場所
45	木中生活改善センター	大町市常盤3360-15
46	清水公民館	大町市常盤653-1
47	小海戸生活改善センター	大町市常盤2661
48	須沼公民館	大町市常盤9595
49	大町駅前ロータリー	大町市大町3202-4先
50	相川基幹センター	大町市八坂18610-チ1
51	大平マレット休憩所	大町市八坂1321
52	明野農集排施設	大町市八坂833-3
53	横瀬生活改善センター	大町市八坂2448-1
54	石原基幹センター	大町市八坂菖蒲8615
55	切久保公民館	大町市八坂8445
56	宮の尾基幹センター	大町市八坂7327-2
57	一の瀬基幹センター	大町市八坂11049-1
58	小菅農家改善センター	大町市八坂13111-1
59	笹尾道路敷	大町市八坂6292
60	小松尾道路敷	大町市八坂5390
61	塩の貝道路敷	大町市八坂1970
62	押の田道路敷	大町市八坂7695
63	曾山	大町市八坂9265-ロ
64	旧美麻支所	大町市美麻11060-ロ
65	新行高齢者センター	大町市美麻14003-2
66	二重公民館	大町市美麻9035-1
67	宮村集会所	大町市美麻8061-2
68	北村集会所	大町市美麻2642-1
69	鹿島槍スキー場	大町市平4976-1
70	堂崎観音敷地	大町市平20987-2
71	加蔵生活改善センター	大町市平22504-4
72	中之崎集会所	大町市美麻29742-18
73	千見神明宮社務所	大町市美麻25786-1
74	川手集落基幹センター	大町市美麻20960-1
75	三百地	大町市美麻26580
76	満仲農家生活改善センター	大町市八坂3907-1
77	菅の窪基幹センター	大町市八坂4444
78	藤集会所	大町市美麻12747-1
79	池の平集会所	大町市美麻15741
80	一字田集会所	大町市美麻17286-2
81	花尾集会所	大町市美麻16819-1
82	片岡集会所	大町市美麻24641
83	米山生活改善センター	大町市美麻19230
84	日向生活改善センター	大町市美麻19494
85	塩ノ川生活改善センター	大町市美麻19846
86	池の平もえぎ協同作業所	大町市八坂14355-3
87	地志原道路敷	大町市八坂15039-7
88	瀬口バス停下	大町市八坂25210
89	上笹生活改善センター	大町市八坂15732-1
90	船場集会所	大町市八坂15730-4

番号	施設名称等	設置場所
9 1	栃沢生活改善センター	大町市八坂 1 7 8 2 1 - 4
9 2	福祉センター	大町市大町 1 1 2 9 総合福祉センター
9 3	文化会館	大町市大町 2 1 6 3 8 - 1 大町市文化会館
9 4	常盤	大町市常盤 3 6 0 1 - 1 8 常盤公民館
9 5	運動場	大町市常盤 5 6 3 3 - 1 8 大町市運動公園
9 6	平	大町市平 1 0 3 5 2 - 1 平公民館
9 7	鹿島	大町市平 8 3 5 3 - 1 鹿島生活改善センター
9 8	西公園	大町市大町 4 6 8 7 西公園
9 9	消防本部	大町市大町 4 7 2 4 - 1 北ルプス広域消防本部
1 0 0	社	大町市社 3 9 4 5 - 2 社公民館
1 0 1	八坂支所	大町市八坂 1 1 0 8 - 1 八坂支所
1 0 2	八坂小中学校	大町市八坂 1 1 6 5 6 - ロ - 2 八坂小中学校
1 0 3	高齢者センター	大町市美麻 3 3 6 6 大塩高齢者センター
1 0 4	中綱	大町市平 1 9 8 6 3 - 1 ラーバン中綱
1 0 5	千見	大町市美麻 2 6 0 0 9 - 3 千見公民館
1 0 6	美麻支所	大町市美麻 1 1 8 1 0 - イ 美麻支所
1 0 7	野平	大町市八坂 2 5 3 2 5 野平生活改善センター
1 0 8	社公園	大町市社

資料 3-4 防災相互通信用無線局設置機関一覧表

(令和6年1月1日現在)

免許人名	局数 (158.35MHz)				局数 (466.775MHz)			
	基地局	陸上移動局	携帯基地局	携帯局	基地局	陸上移動局	携帯基地局	携帯局
長野県	1	16	2	5				1
警察庁		16						
総務省		1				1		
国土交通省		0		0				
長野市	1	16				595		
松本市		0				408		
上田市		1				1		
飯田市		12			1	98		
須坂市	1	0			0	0		
小諸市	0	0			0	0		
伊那市		11			0	0		
駒ヶ根市					1	43		
中野市		2			0	0		
大町市	3	54						
飯山市		0			0	1		
茅野市		1				2		
塩尻市						0		
佐久市					0	0		
千曲市					0	0		
東御市					0	0		
安曇野市	0	0						
小海町	0	0						
佐久穂町					0	0		
川上村					0	0		
南牧村	0					0		
南相木村								
北相木村								
軽井沢町					0	0		
御代田町					0	0		
立科町								
長和町					0	0		
青木村					0	2		
下諏訪町	0				0	58		
富士見町					0	30		
原村					0	3		
辰野町					0	2		
南箕輪村								
中川村	0	0						
宮田村					0	0		
松川町	0	0			0	0		
高森町					0	0		
阿南町						0		
阿智村					0	0		
平谷村						0		
根羽村		0						
売木村						0		
天龍村						0		
喬木村								
豊丘村		0			0	0		
大鹿村	0	0						
上松町		0						
南木曾町	0	0						

免許人名	局数 (158.35MHz)				局数 (466.775MHz)			
	基地局	陸上移動局	携帯基地局	携帯局	基地局	陸上移動局	携帯基地局	携帯局
木曾町		0				0		
大滝村	0	0						
大桑村		0						
生坂村		0						
山形村					0	0		
朝日村					0	0		
筑北村		0						
池田町						0		
白馬村	0	0						
小谷村					0	0		
坂城町					0	0		
小布施町					0	0		
高山村					0	0		
木島平村					0	0		
飯綱町								
栄村		0						
佐久広域連合	1	0						
上田地域広域連合	1	41						
諏訪地域広域連合	0	7				13		
伊那消防組合	1	0						
伊南行政組合	0	1						
南信州広域連合	0	4						
木曾広域連合		3						
松本広域連合	1	8				408		
北アルプス広域連合	0	3						
千曲坂城消防組合	0	3						
岳南広域消防組合	0	2						
岳北広域行政組合	0	3						
日本赤十字社		12		5				
中部電力(株)	0	1						
東京電力(株)		19		0				
関西電力(株)	1	25						
長野都市ガス(株)		2						
東海旅客鉄道(株)		1		0				
信越放送(株)	1							
合計	6	132	0	5	2	1,665	0	1

資料 3-5 非常通信の内容

非常通信における通報（以下非常通報という。）の内容は、次に掲げるもの又はこれに準ずるものとする。

1. 人命の救助に関するもの
2. 天災の予警報（主要河川の水位を含む。）及び天災その他の状況に関するもの
3. 緊急を要する気象、地震、火山等の観測資料
4. 電波法第74条実施の指令及びその他の指令
5. 非常事態に際しての事態の収拾、復旧、交通制限その他の秩序の維持又は非常事態に伴う緊急措置に関するもの
6. 暴動に関する情報連絡及びその緊急措置に関するもの
7. 非常災害時における緊急措置を要する犯罪に関するもの
8. 遭難者救護に関するもの
9. 非常事態発生の場合における列車運転、鉄道輸送に関するもの
10. 鉄道線路、道路、電力設備、電信電話回線の破壊又は障害の状況及びその修理復旧のための資材の手配及び運搬、要員の確保その他の緊急措置に関するもの
11. 中央防災会議、同事務局、地方防災会議、緊急災害対策本部、非常災害対策本部及び災害対策本部相互に発受する災害救援その他緊急措置に関する労務、施設、設備、物資及び資金の調達、配分、輸送等に関するもの
12. 災害救助法第24条及び災害対策基本法第71条第1項の規定に基づき、都道府県知事から医療、土木、建築工事又は輸送関係者に対して発する従事命令に関するもの

資料 3-6 非常取り扱い及び緊急扱い通話（電報を含む）の内容等

(NTT東日本株)

1. 非常扱いの通話は、次の事項を内容とする通話を次の機関等が行う場合に限り、取り扱います。

非常通話の内容	機関等
1. 気象、水象、地象若しくは地動の観測の報告又は警報に関する事項	気象機関相互間
2. 洪水、津波、高潮等が発生し、若しくは発生するおそれがあることの通報又はその警報若しくは予防のため緊急を要する事項	水防機関相互間 消防機関相互間 水防機関と消防機関相互間
3. 災害の予防又は救護のため緊急を要する事項	消防機関相互間 災害救助機関相互間 消防機関と災害救助機関相互間
4. 鉄道その他の交通施設（道路、港湾等を含みます。）の災害の予防又は復旧その他輸送の確保に関し、緊急を要する事項	輸送の確保に直接関係がある機関相互間
5. 通信施設の災害の予防又は復旧その他通信の確保に関し、緊急を要する事項	通信の確保に直接関係がある機関相互間
6. 電力設備の災害の予防又は復旧その他電力の確保に関し、緊急を要する事項	電力の供給の確保に直接関係がある機関相互間
7. 秩序の維持のため緊急を要する事項	警察機関相互間 防衛機関相互間 警察機関と防衛機関相互間
8. 災害の予防又は救援のため必要な事項	天災、事変その他の非常事態が発生し、又は発生するおそれがあることを知った者と前各欄に掲げる機関との間

2. 緊急扱いの通話は、次の事項を内容とする通話を次の機関等が行う場合に限り、取り扱います。

非常通話の内容	機関等
1. 火災、集団疫病、交通機関の重大な事故その他人命の安全に係る事態が発生し、又は発生するおそれがある場合において、その予防、救援、復旧等に関し、緊急を要する事項	(1) 非常扱いの通話を取り扱う機関相互間(前項の表中8欄に掲げるものを除きます。) (2) 緊急事態が発生し、又は発生するおそれがあることを知った者と(1)の機関との間
2. 治安の維持のため緊急を要する事項	(1) 警察機関相互間 (2) 犯罪が発生し、又は発生するおそれがあることを知った者と警察機関との間
3. 国会議員又は地方公共団体の長若しくはその議会の議員の選挙の執行又はその結果に関し、緊急を要する事項	選挙管理機関相互間

非常通話の内容	機関等
4. 天災、事変その他の災害に際しての災害状況の報道を内容とするもの	次項の基準に該当する新聞社、放送事業者又は通信社の機関相互間
5. 水道、ガス等の国民の日常生活に必要な不可欠な役務の提供その他生活基盤を維持するため緊急を要する事項	(1) 水道の供給の確保に直接関係がある機関相互間 (2) ガスの供給の確保に直接関係がある機関相互間 (3) 預貯金業務を行う金融機関相互間 (4) 国又地方公共団体の機関〔前項の表及びこの表の1欄からこの欄の(3)までに掲げるものを除きます。〕相互間

3. 新聞社等の基準

区分	基準
1. 新聞社	次の基準のすべてを備えた日刊新聞紙を発行する新聞社 (1) 政治、経済、文化その他公共的な事項を報道し、又は論議することを目的として、あまねく発売されること。 (2) 発行部数が1の題号について、8,000部以上であること。
2. 放送事業者	電波法(昭和25年法律第131号)の規定により放送局の免許を受けた者
3. 通信社	新聞社又は放送事業者にニュース〔1欄の基準のすべてを備えた日刊新聞紙に掲載し、又は放送事業者が放送するためのニュース又は情報(広告を除きます。)をいいます。〕を供給することをおもな目的とする通信社

資料 3-7 大町市における協力に関する協定

大町市（以下「甲」という。）は、大町市内郵便局（代表局 大町郵便局、交渉窓口局 大町北郵便局）及び穂高郵便局（以下「乙」という。）と、地域における協力に関する協定及び災害発生時における協力に関する協定を、次のとおり締結する。

【地域における協力に関する協定】

（目的）

第1条 この協定は、大町市住民が安心して暮らせる地域社会づくりに資するため甲乙間の協力に関し、必要な事項を定めるものとする。

（協力の内容）

第2条 乙は、大町市内における業務中、次に掲げる場合には、業務に支障のない範囲で、甲に情報（乙の守秘義務に係るものを除く。以下同じ。）を提供することにより、甲に協力するものとする。

なお、緊急を要する場合には、直接消防又は警察等の関係機関に通報するものとする。

- (1) 高齢者、障害者（障がい者）、子どもその他の甲の住民等の何らかの異変に気付いた場合
- (2) 道路、河川、橋梁等の異状を発見した場合
- (3) 不法投棄が疑われる廃棄物等を発見した場合

2 前項の規定により乙が情報を提供した場合において、甲は、その個別の事実を第三者に開示しないものとする。

（免責）

第3条 乙は、前条第1項の規定による情報の提供をした場合及び提供しなかった場合のいずれにおいても、その責任を負わないものとする。

【災害発生時における協力に関する協定】

（定義）

第4条 この協定において、「災害」とは、災害対策基本法(昭和36年法律第223号)第2条第1号に定める被害をいう。

（協力要請）

第5条 甲及び乙は、大町市内に災害が発生し、次の事項について必要が生じた場合は、相互に協力を要請することができる。

- (1) 緊急車両等としての車両の提供
(車両を所有する場合に限る。ただし、郵便配達用車両は除く。)
- (2) 甲又は乙が収集した被災者の避難所開設状況及び被災者の同意の上で作成した避難先リスト等の情報の相互提供
- (3) 郵便局ネットワークを活用した広報活動
- (4) 災害救助法適用時における郵便業務に係る災害特別事務取扱及び援護対策
 - ア 災害地の被災者に対する郵便葉書等の無償交付
 - イ 被災者が差し出す郵便物の料金免除
 - ウ 被災地宛て救助用郵便物等の料金免除
 - エ 被災地宛て寄付金を内容とする郵便物の料金免除
- (5) 乙が郵便物の配達等の業務中に発見した道路等の損傷状況の甲への情報提供
- (6) 避難所における臨時の郵便差出箱の設置及び郵便局社員による郵便物の取集・交付等並びにこれらを実行するための必要な事項（注）
- (7) 株式会社ゆうちょ銀行の非常払及び株式会社かんぽ生命保険の非常取扱い
- (8) 前各号に掲げるもののほか、要請のあったもののうち協力できる事項

（注） 避難者情報確認シート（避難先届）又は転居届の配布・回収を含む。

(協力の実施)

第6条 甲及び乙は、前条の規定により要請を受けたときは、その緊急性に鑑み、業務に支障のない範囲内において協力するものとする。

(経費の負担)

第7条 第5条に規定する協力要請に対して、協力した者が要した経費については、法令その他に別段の定めがあるものを除くほか、適正な方法により算出した金額を、要請した者が負担する。

2 前項の規定により、負担すべき金額は、適正な方法により算出するものとし、甲乙協議の上、決定するものとする。

(災害情報連絡体制の整備)

第8条 甲及び乙は、安否情報等の連絡体制を整備するため、その方策について協議するものとする。

(情報の交換)

第9条 甲及び乙は、相互の防災計画の状況、協力要請事項に関し、必要に応じて情報交換を行う。

(連絡責任者)

第10条 この協定に関する連絡責任者は、それぞれ次のとおりとする。

甲 大町市 消防防災課長

乙 日本郵便株式会社 大町郵便局長

(協議)

第11条 この協定に定めのない事項及びこの協定に関し疑義が生じた場合は、両者で協議し決定する。

(有効期間)

第12条 これら協定の有効期間は、平成30年3月31日までとする。

ただし、有効期間満了の1か月前までに、甲及び乙のいずれからも申し出がない場合は、有効期間満了の日の翌日から起算して1年間、この協定を更新するものとし、以後もまた同様とする。

これらの協定を証するため、本書4通を作成し、甲乙記名押印の上、各1通を保有するものとする。

平成29年 7月25日

甲 長野県大町市大町 3887
大町市長 牛越 徹

乙 長野県大町市大町 3209
大町郵便局長 原 直俊

長野県大町市大町 2249-1
大町北郵便局長 降旗 操

長野県安曇野市穂高 5617-1
穂高郵便局長 中沢 雅巳

資料 3-8 災害時における臨時災害放送局開設運用の支援に関する協定書

大町市（以下「甲」という。）と日本ケーブルテレビ連盟信越支部（以下「乙」という。）は、大規模災害等により甚大な被害が発生した場合における臨時災害放送局（以下「臨災局」という。）開設運用の支援に関し、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、大町市内において大規模災害が発生した場合に開設する臨災局の運用について必要な事項を定め、迅速に本市域に密着した緊急の情報を住民に提供することにより、被害の軽減を図り、もって住民生活の安全確保に寄与することを目的とする。

（定義）

第2条 この協定における用語の定義は、次のとおりとする。

- (1) 「大規模災害」とは、暴風、豪雨、豪雪、洪水、地震その他の異常な自然現象又は大規模な火災若しくは爆発その他の状態をいう。
- (2) 「臨時災害放送」とは、放送法第八条及び放送法施行規則第七条第二項第二号に規定された放送をいう。

（臨災局の開設）

第3条 甲は、住民に対して災害関連情報の伝達手段として臨災局の開設が必要であると判断した場合に、甲を開設の主体として免許申請を行うものとする。

（運用）

第4条 甲の臨災局の開設が許可された場合、甲は乙に対しその運用を委託する事ができるものとし、乙はそれを受託するものとする。

- 2 乙は、災害関連情報の放送を行う場合は、甲からの要請に基づき地域に密着した災害関連情報の放送を行うものとする。
- 3 臨災局の放送終了については、甲乙において協議の上、決定するものとする。

（費用負担等）

第5条 臨災局の運用について発生した費用は、甲が負担するものとし、乙は臨災局運用に掛かる経費の算出根拠に基づき甲と協議のうえ請求するものとする。

（連絡責任者）

第6条 甲及び乙は、臨時災害放送の円滑な実施を図るため連絡責任者を置くものとし、変更が生じた場合は、速やかに相手方に報告するものとする。

（協定の期間）

第7条 この協定の期間は、協定締結の日から1年間とする。ただし、期間満了の日の1ヶ月前までに甲又は乙から異議申立てのないときは、協定期間は1年間延長するものとし、その後も同様とする。

(協議)

第8条 この協定に定めがない事項又はこの協定の実施について疑義が生じた事項については、甲乙が誠意をもって協議し決定するものとする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙両者が署名捺印の上、各自その1通を保有するものとする。

平成29年10月17日

(甲) 長野県大町市大町3887

長野県大町市

大町市長 牛越 徹

(乙) 新潟県上越市西城町2丁目2番27号

日本ケーブルテレビ連盟信越支部

信越支部長 齋藤 俊幸

資料 3 - 9

災害に係る情報発信等に関する協定

大町市およびヤフー株式会社（以下「ヤフー」という）は、災害に係る情報発信等に関し、次のとおり協定（以下「本協定」という）を締結する。

第 1 条（本協定の目的）

本協定は、大町市内の地震、台風、豪雨、洪水、暴風その他の災害に備え、大町市が地域住民に対して必要な情報を迅速に提供し、かつ大町市の行政機能の低下を軽減させるため、大町市とヤフーが互いに協力して様々な取組みを行うことを目的とする。

第 2 条（本協定における取組み）

1. 本協定における取組みの内容は、大町市およびヤフーの両者の協議により具体的な内容および方法について合意が得られたものを実施するものとする。
 - (1) ヤフーが、大町市の運営するホームページの災害時のアクセス負荷の軽減を目的として、大町市の運営するホームページのキャッシュサイトをヤフーサービス上に掲載し、一般の閲覧に供すること。
 - (2) 大町市が、市内の避難所等の防災情報をヤフーに提供し、ヤフーが、これらの情報を平常時からヤフーサービス上に掲載するなどして、一般に広く周知すること。
 - (3) 大町市が、市内の避難勧告、避難指示等の緊急情報をヤフーに提供し、ヤフーが、これらの情報をヤフーサービス上に掲載するなどして、一般に広く周知すること。
 - (4) 大町市が、災害発生時の市内の被害状況、ライフラインに関する情報および避難所におけるボランティア受入れ情報をヤフーに提供し、ヤフーが、これらの情報をヤフーサービス上に掲載するなどして、一般に広く周知すること。
 - (5) 大町市が、市内の避難所等における必要救援物資に関する情報をヤフーに提供し、ヤフーが、この必要救援物資に関する情報をヤフーサービス上に掲載するなどして、一般に広く周知すること。
 - (6) 大町市が、市内の避難所に避難している避難者の名簿を作成する場合、ヤフーが提示する所定のフォーマットを用いて名簿を作成すること。
2. 大町市およびヤフーは、前項各号の事項が円滑になされるよう、お互いの窓口となる連絡先およびその担当者名を相手方に連絡するものとし、これに変更があった場合、速やかに相手方に連絡するものとする。
3. 第 1 項各号に関する事項および同項に記載のない事項についても、大町市およびヤフーは、両者で適宜協議を行い、決定した取組みを随時実施するものとする。

第 3 条（費用）

前条に基づく大町市およびヤフーの対応は別段の合意がない限り無償で行われるものとし、それぞれの対応にかかる旅費・通信費その他一切の経費は、各自が負担するものとする。

第4条（情報の周知）

ヤフーは、大町市から提供を受ける情報について、大町市が特段の留保を付さない限り、本協定の目的を達成するため、ヤフーが適切と判断する方法（提携先への提供、ヤフーサービス以外のサービス上での掲載等を含む）により、一般に広く周知することができる。ただし、ヤフーは、本協定の目的以外のために二次利用をしてはならないものとする。

第5条（本協定の公表）

本協定締結の事実および本協定の内容を公表する場合、大町市およびヤフーは、その時期、方法および内容について、両者で別途協議のうえ、決定するものとする。

第6条（本協定の期間）

本協定の有効期間は、本協定締結日から1年間とし、期間満了前までにいずれかの当事者から他の当事者に対し期間満了によって本協定を終了する旨の書面による通知がなされない限り、本協定はさらに1年間自動的に更新されるものとし、以後も同様とする。

第7条（協議）

本協定に定めのない事項および本協定に関して疑義が生じた事項については、大町市およびヤフーは、誠実に協議して解決を図る。

以上、本協定締結の証として本書 2 通を作成し、大町市とヤフー両者記名押印のうえ各 1 通を保有する。

令和元年 5 月 27 日

大町市：長野県大町市大町 3887 番地
長野県大町市 大町市
市長 牛越 徹 長之印

ヤフー：東京都千代田区紀尾井町 1 番 3 号
ヤフー株式会社
代表取締役 川 邊 健 太 郎



資料 3 - 1 0

災害時における相互協力に関する協定書

大町市(以下「甲」という。)と、東日本電信電話株式会社(以下「乙」という。)は、災害時における相互連携・協力に関し、次のとおり協定(以下「本協定」という。)を締結する。

(目的)

第1条 本協定は、甲及び乙が、甲の管轄する区域(以下「大町市区域」という。)で地震、洪水、雪害等の自然現象及びその他の理由による災害が発生した場合又は発生するおそれが具体的に切迫している場合(以下「災害時」という。)に円滑な相互連携・協力を図ることを目的とする。

(災害時の連絡体制の確立)

第2条 甲及び乙は、大町市区域における災害時には連絡体制を確立し、相互に協力して被害情報等必要な情報の共有に努めることとする。

2 前項に基づき確立する連絡体制の具体的な内容は、甲及び乙の両者間で協議の上決定することとする。

(災害時の相互協力)

第3条 甲及び乙は、相互に協力を要すると判断した場合には、次に定める事項について、自ら行う業務に支障のない範囲においてこれに応じるものとする。

(1) 甲の救援活動に必要な拠点への電気通信設備の提供

(2) 乙の災害復旧に必要な道路通行のための、倒木処理、道路除雪等道路啓開処置

(3) その他被災地域の復旧又は救援活動に必要な認められる事項

2 甲は、前項第1号の拠点についてあらかじめ定めておくものとし、乙に対して周知連絡する。

(電気通信設備保護のための事前伐採)

第4条 乙は、災害時に支障となり得る樹木の事前伐採について、その位置や範囲を甲に周知連絡するとともに、事前伐採の実施に対する協議を行うものとする。

2 甲は、前項により連絡を受けた事前伐採の具体的な実施にあたり、乙との協議内容に基づき、甲の行う業務の範囲において、これに協力するものとする。

(災害時における敷地及び施設の提供)

第5条 甲は、甲が管理する公園等の敷地及び施設において、災害時の復旧活動に必要な乙の車両や機材等を設置するスペースを乙に対して無償で提供することに合意するものとする。

(秘密の保持)

第6条 本協定において秘密情報とは、甲及び乙が第1条に定める目的の遂行のために相手方に開示する技術上又はその他の業務上の秘密性を有する一切の情報(個人情報を含む。以下、「秘密情報」という。)を意味するものとする。

2 秘密情報は、書面で開示される場合には、当該書面に秘密である旨を明示して受領者に開示されるものとし、口頭で開示される場合には、開示者が、開示時点で秘密情報である旨を明確に示すものとする。

3 甲及び乙は、秘密情報を相手方の書面による同意を得ることなく、外部に公表しないものとする。ただし、司法機関及び行政機関からの法的手続に基づく請求のある場合、法律上秘密保持義務を負う特定人に開示する場合には適用されないものとする。

4 甲及び乙は、秘密情報を自己の保有する同種の秘密情報に対する注意義務と同程度の注意義務をもって取扱い、厳重に管理するとともに、本協定の目的以外には使用しないものとする。

5 前項までの規定にかかわらず、次に掲げる情報は、守秘義務を負う機密情報として扱わないものとする。

(1) 第三者から守秘義務を負うことなく正当に入手した情報

(2) 情報の開示前に相手方が既に保有していた情報

6 本条の規定は、本協定の期間満了後又は解除後も存続するものとする。

(連絡責任者)

第7条 本協定を円滑に遂行するため、甲乙それぞれ連絡責任者及び担当者を定め、相手方に通知するものとする。

(安全管理)

第8条 本協定の実施にあたっては、甲及び乙は相互に協力し、安全の確保には万全を期して行うものとする。

(損害賠償)

第9条 損害賠償については、次のとおりとする。

(1) 甲または乙が故意又は過失により相手方の施設等を損傷した場合、民法の定めに従い損害賠償をするものとする。

(2) 甲または乙が本協定に基づき自己の責に帰する事由で第三者に危害、損傷等を与えた場合、当該当事者が賠償するものとする。

2 前項各号に該当しない補償は、甲と乙が協議の上解決にあたる。

(協定の期間及び更新)

第10条 本協定の有効期間は、締結日から令和3年3月31日までとする。

2 前項の期間満了の日の1か月前までに甲及び乙のいずれからでも、更新しない旨の申出が書面によってなされないときは、本協定の有効期間を1年間延長するものとし、以後も同様とする。

(協定の解除)

第11条 本協定を解除しようとする場合は、解除しようとする日の1か月前までに相手方に対して書面を以って申し出なければならない。

2 甲又は乙は、前項の規定による解除に係るいかなる責任も負わない。

(協議)

第12条 本協定に定めのない事項及び本協定の条項の解釈に疑義が生じたときは、その都度、甲乙協議の上定めるものとする。

本協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙は記名押印の上、各自その1通を保有するものとする。

令和 2年 7月 10日

甲 長野県大町市大町3887

大町市長

牛越 徹



乙 長野県長野市新田町1137-5

東日本電信電話株式会社

長野支店長

榎本 佳一



4 活動体制関係

資料 4-1 大町市防災会議条例

昭和39年3月31日
条例第15号

改正 平成 7年 9月29日 条例第33号
平成12年 3月29日 条例第37号
平成17年12月 6日 条例第78号
平成28年 3月28日 条例第13号

(趣旨)

第1条 この条例は、災害対策基本法(昭和36年法律第223号)第16条第6項の規定に基づき、大町市防災会議(以下「防災会議」という。)の所掌事務及び組織に関し必要な事項を定めるものとする。

(所掌事務)

第2条 防災会議は、次に掲げる事務をつかさどる。

- (1)大町市地域防災計画を作成し、その実施を推進すること。
- (2)大町市水防計画その他水防に関し、重要事項を調査審議すること。
- (3)市長の諮問に応じて市の地域に係る防災に関する重要事項を審議すること。
- (4)前3号に規定する重要事項に関し、市長に意見を述べること。
- (5)前各号に掲げるもののほか、法律又はこれに基づく政令によりその権限に属する事務

(会長及び委員)

第3条 防災会議は、会長及び委員をもって組織する。

- 2 会長は、市長をもって充てる。
- 3 会長は、会務を総理する。
- 4 会長に事故あるときは、あらかじめその指名する委員がその職務を代理する。
- 5 委員の定数は、37人以内とし、次に掲げる者をもって充てる。
 - (1)指定地方行政機関の職員のうちから市長が委嘱する者
 - (2)知事部局の職員のうちから市長が委嘱する者
 - (3)警察官のうちから市長が委嘱する者
 - (4)市の職員から市長が委嘱する者
 - (5)教育長
 - (6)消防団長
 - (7)指定公共機関又は指定地方公共機関の職員のうちから市長が委嘱する者
 - (8)前各号に掲げる者のほか、市長が特に必要と認める者
- 6 委員の任期は、2年とし、再任を妨げない。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(専門委員)

第4条 防災会議に専門の事項を調査させるため、専門委員を置くことができる。

- 2 専門委員は、関係地方行政機関の職員、県の職員、市の職員、関係指定公共機関の職員、関係指定地方公共機関の職員及び識見を有する者のうちから、市長が委嘱する。
- 3 専門委員の任期は、その専門の事項に関する調査が終了するまでとする。

(議事等)

第5条 前各条に定めるもののほか、防災会議の議事その他防災会議の運営に関し必要な事項は、会長が防災会議に諮って定める。

附 則

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
- 2 大町市水防協議会条例(昭和36年条例第16号)は、廃止する。

附 則(平成7年9月29日条例第33号)

(施行期日)

- 1 この条例は、平成7年10月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行後最初に任命される委員の任期は、第3条第6項の規定にかかわらず平成8年3月31日までとする。

附 則(平成12年3月29日条例第37号)

この条例は、平成12年4月1日から施行する。

附 則（平成17年12月6日条例第78号）

（施行期日）

1 この条例は、平成18年1月1日から施行する。

（経過措置）

2 この条例の施行の日以後最初に委嘱される委員の任期は、第3条第6項の規定にかかわらず、平成18年3月31日までとする。

附 則（平成28年3月28日条例第13号）

（施行期日）

1 この条例は、平成28年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 この条例の施行の日から平成29年3月31日までに委嘱される大町市防災会議の委員の任期は、第3条第6項の規定にかかわらず、平成29年3月31日までとする。

（大町市水防協議会条例の廃止）

3 大町市水防協議会条例（昭和56年条例第15号）は、廃止する。

資料 4-2 大町市防災会議委員構成表

	委員の職名等	住 所	連絡先
会 長	市 長	大町市大町3887	22-0420
指定地方行政機関 の職員	国土交通省大町ダム管理所長	大町市平2112-71	22-4511
	国土交通省松本砂防事務所 高瀬川出張所長	大町市大町5032	22-0650
知事部局の職員	犀川砂防事務所長	安曇野市明科中川手4235	(0263)62-3257
	土尻川砂防事務所長	長野市七二会己973-1	(026)229-2511
	北アルプス地域振興局長	大町市大町1058-2	22-5111
	大町建設事務所長		
	大町保健福祉事務所長		
	大町警察署長	大町市大町2895	22-0110
大町市の職員	副市長	大町市大町3887	22-0420
	総務部長		
	民生部長		
	地域振興部長		
	建設水道部長		
	大町病院看護部長	大町市大町3130	22-0415
	議会事務局長	大町市大町3887	22-0420
	中央保健センター所長	大町市大町1058-13	23-4400
教育長	大町市教育長	大町市大町3887	22-0420
消防団長	大町市消防団長		
指定公共機関	JR東日本旅客鉄道(株)信濃大町駅長	大町市大町3200	22-0113
	(株)関電アメニックス 北アルプス交通事業部長	大町市平180-8	22-0799
	中部電力パワーグリッド(株) 松本支社安曇野営業所長	安曇野市豊科4207-1	(0263)74-6913
	NTT東日本(株)長野支店設備部 災害対策室長	長野市新田町1137-5	(026)225-4389
	大町市有線放送電話農業協同組合長	大町市大町3815	22-1297
	(株)大町ガス社長	大町市大町4729	22-3111
	市長が特に任命す る者	山岳博物館地質専門員	大町市大町8056-1
大町郵便局長		大町市大町3209	22-1896
東京電力リニューアブルパワー(株) 高瀬川事業所長		大町市平1904-5	22-1260
(株)レゾナック・グラフィイト・ ジャパン大町事業所長		大町市大町6850	22-0401
大町市土地改良区理事長		大町市大町3887	22-0420
高瀬川右岸土地改良区理事長		大町市常盤3629-14	22-0520
北アルプス広域大町消防署長		大町市大町4724-1	22-0119
大町市赤十字奉仕団委員長		大町市大町3887	22-0420
大町市自主防災会長			
大町市観光協会事務局長		大町市大町3200	22-5090
大町市女性団体連絡協議会長		大町市大町3887	22-0420
大町市社会福祉協議会 生活支援コーディネーター		大町市大町1129	22-1501

資料 4-3 大町市災害対策本部条例

昭和39年3月31日
条例第16号

改正 平成 8年3月29日 条例第15号
平成24年9月27日 条例第26号

(趣旨)

第1条 この条例は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第23条の2第8項の規定により、大町市災害対策本部（以下「本部」という。）に関し必要な事項を定めるものとする。

(本部)

第2条 災害対策本部長（以下「本部長」という。）は、本部の事務を総括し、所属の職員を指揮監督する。

2 災害対策副部長は、本部長に事故があるときは、その職務を代理する。

3 災害対策本部員（以下「本部員」という。）は、本部長の命を受け、本部の事務に従事する。

(組織)

第3条 本部長は、必要と認めるときは、本部に部を置くことができる。

2 部長は、本部長が指名する。

3 部長は、部の事務を掌理する。

4 部に属すべき本部員は、本部長が指名する。

(現地災害対策本部)

第4条 現地災害対策本部に現地災害対策本部長及び現地災害対策本部員その他の職員を置き、災害対策副本部長、本部員その他の職員のうちから本部長が指名する者をもって充てる。

2 現地災害対策本部長は、現地災害対策本部の事務を掌理する。

(補則)

第5条 この条例に定めるもののほか、必要な事項は、本部長が定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成8年3月29日条例第15号）

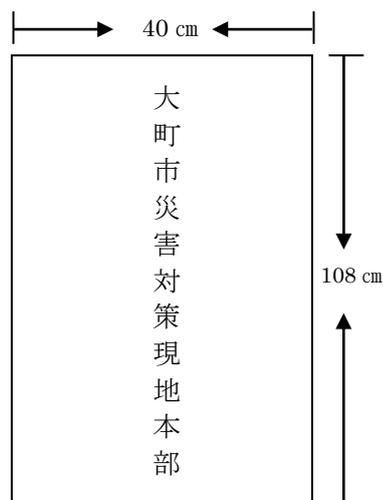
この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成24年9月27日条例第26号）

この条例は、公布の日から施行する。

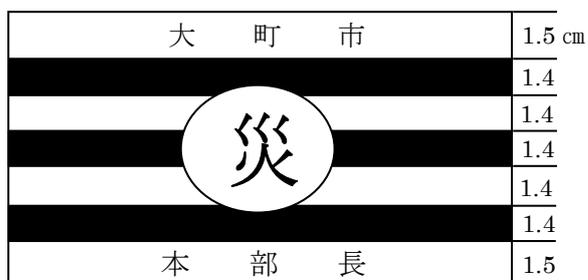
標識等

(1) 大町市災害対策本部、現地本部標識

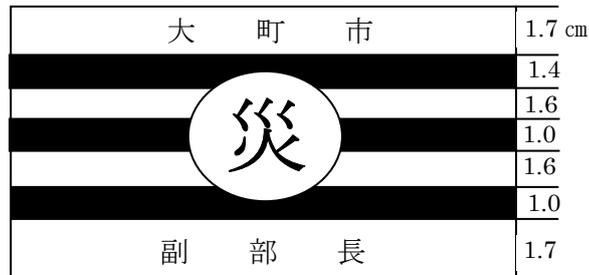


(2) 大町市災害対策本部職員腕章

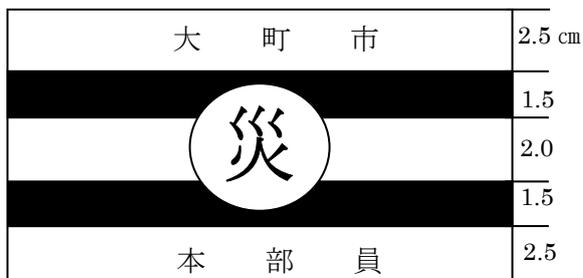
(本 部 長 用)



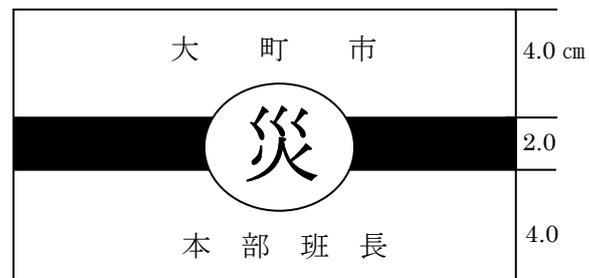
(本部室長・副部長用)



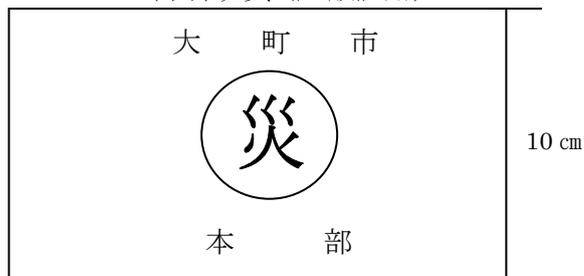
(本 部 員 用)



(本部班長用)

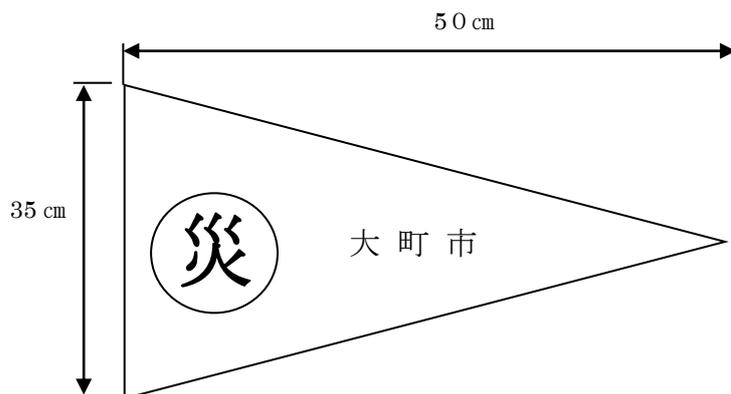


(本部班員《一般》用)



- 〔備考〕 1 腕章の大きさは38 cm×10 cmとする。ビニールをかけた堅牢仕上げとする。
 2 文字及び円の記号の色彩は黒色、横線の色彩は赤色、地の色彩は白色、中の(災)の円の直径4.2 cmとする。

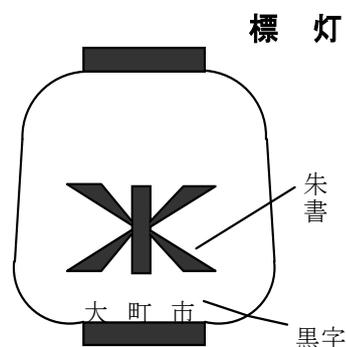
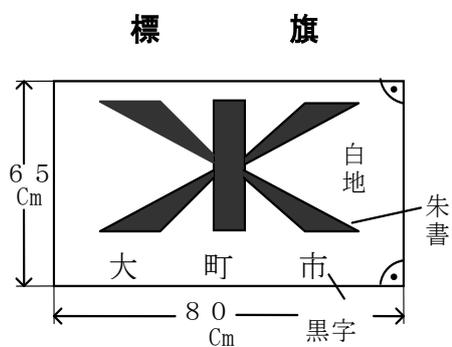
(3) 大町市災害対策本部車両標識



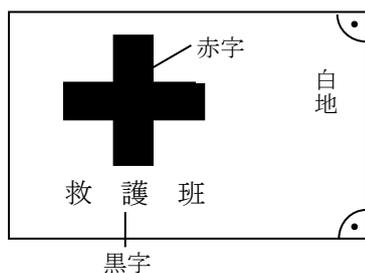
[備考]

Ⓢの色彩は赤色、その他の文字は黒色、地の色彩は黄色とする。

(4) 水防優先通行車標識



(5) 救護班標識



[備考]

- 1 大きさは適宜
- 2 腕章もこれに準ずる

資料 4-4 大町市議会災害等対策支援本部行動指針

趣旨

この指針は、大町市災害対策本部（以下「市対策本部」という。）が設置された場合において、大町市議会（以下「議会」という。）は市対策本部を支援するとともに、議会として迅速かつ適切な対応を図るため必要な事項を定めるものとする。

設置

1 設置基準

大町市議会議長（以下「議長」という。）は、市対策本部が設置されたとき、これを支援するため、大町市議会災害等対策支援本部（以下「本部」という。）を設置する。

参考

大町市災害対策本部設置基準

【市長は、**非常体制**、**緊急体制**をとるべき状況において必要と認めたときは、市災害対策本部を設置する。】大町市地域防災計画より抜粋

非常体制	○次のいずれかの状況下で 市長が必要と認めた場合 <ul style="list-style-type: none">・暴風、暴風雪、大雨、洪水、大雪警報発表時・災害が発生した場合・激甚な災害が発生する恐れがある場合 ◎市内に 震度5弱及び5強の地震 が発生した場合
緊急体制	○大規模な災害が発生した場合、市内全域にわたり大規模な災害の発生する恐れのある場合等で 市長が必要と認めた場合 ◎市内に 震度6弱及び6強以上の地震 が発生した場合

組織・体制

1 設置場所

本部の設置場所は原則として議会事務局内とする。

2 情報の伝達

- (1) 市対策本部が設置された場合、議会事務局長はその旨を議長に伝達し、議長からの指示を受け、必要な行動をとる。
- (2) 本部が設置された場合、議会事務局職員はその旨を直ちに議員へ連絡する。

3 本部の構成

- (1) 本部は、本部長、副本部長、本部員をもって組織する。
- (2) 本部長は議長をもって充て、会務を総理する。
- (3) 副本部長は副議長をもって充て、本部長を補佐し、本部長に事故等あるとき、又は本部長が欠けたときは、その職を代理する。
- (4) 本部員は、本部長、副本部長を除く全ての議員をもって充てる。
- (5) 本部長及び副本部長ともに事故あるときは、総務文教委員長がその職を代理する。

4 本部会議

- (1) 本部の基本方針、市対策本部への要請事項等を協議し決定するため、本部長は必要に応じて、本部会議を招集する。
- (2) 本部会議は、本部長、副本部長及び本部員で構成し、本部長が議長を務める。

5 市対策本部に対する要請

- (1) 市対策本部に対する要請は、本部長が行うものとする。
- (2) 市対策本部に対する要請事項の内容等については、本部会議で協議し決定する。ただし、緊急を要する場合は、本部長及び副本部長の協議により決定する。

参集

1 参集基準

- (1) 本部員は、本部の設置を知ったとき、又は設置される旨の連絡を受けたときは、直ちに本部へ参集するものとする。
- (2) 本部員は、災害の状況や各関係機関からの情報等により、市対策本部が設置されると判断した場合、自主的に判断し、速やかに本部へ参集するものとする。
- (3) 本部員が、道路、鉄道の寸断等により本部に参集できない場合は、最寄りの支所、公民館等に参集し、自身の安否を本部に連絡し本部長の指示を受ける。

2 参集時の服装・持ち物

参集時は、安全に活動ができる服装とし、ヘルメット、手袋、懐中電灯、その他各自必要なものを携行する。

3 参集時の注意点

参集時は各自可能な交通手段で参集するものとし、参集途中においては、可能な限り、被害状況その他必要な情報の把握に努めるものとする。

また、参集途中において、緊急救助活動等を要する災害現場に遭遇したときは、人命救助等適切な措置をとる。

支援活動

1 本部長の所掌事務は次のとおりとする。

- (1) 市対策本部からの情報を収集し本部員へ提供すること。
- (2) 本部員からの情報を把握し、市対策本部へ提供すること。
- (3) 本部会議での決定事項について市対策本部へ要請すること。
- (4) その他必要と認めること。

2 本部の所掌事務は次のとおりとする。

- (1) 参集していない本部員の安否等の確認に関すること。
- (2) 被害状況の把握、整理に関すること。
- (3) 被災地、避難所等の調査に関すること。
- (4) 必要に応じた国、県等への要請に関すること。
- (5) その他本部長が必要と認める事項に関すること。

議会事務局

1 議会事務局長は本部と市対策本部の事務を兼務し、本部及び市対策本部相互の連絡調整を行う。

2 議会事務局職員は、本部の事務に従事するものとする。

その他

この指針に定めるもののほか必要な事項は、本部長が別に定める。

検証・見直し

市議会は、本指針の内容及び有効性を常に検証し、必要に応じて柔軟に見直しを行うものとする。

5 相互応援関係

資料 5-1 長野県市町村災害時相互応援協定

長野県内全市町村は、県内に災害が発生した場合において、地域並びに住民の生命、身体及び財産を災害から保護するため、災害対策基本法及び互助友愛精神に基づき、被災市町村に対し、その総力を挙げて応援活動を行うものとし、次のとおり協定する。

(趣旨)

第1条 この協定は、県内の市町村（以下「市町村」という。）において災害対策基本法第2条第1号に規定する災害が発生し、被災市町村独自では十分に被災者の救援等の応急措置が実施できないと認められるとき、市町村相互の応援による応急措置等を円滑に遂行するために、必要な事項について定めるものとする。

なお、常備消防に関する相互の応援については、「長野県消防相互応援協定」に定めるところによるものとする。

(代表市町村の設置等)

第2条 市町村が行う救援活動等に関する調整及び県との連絡調整等を行うため、別記1に掲げるブロックごとに代表市町村を置くものとする。

2 代表市町村が被災した場合に備え別記1に掲げるブロックごとに代表市町村の業務を代行する第2順位及び第3順位の市町村を定めるものとする。

(応援の内容)

第3条 市町村が行う応援の内容は、次のとおりとする。

(1) 物資等の提供及びあっせん

- ア 食料、飲料水、生活必需品、医薬品その他供給に必要な資機材
- イ 被災者の救出、医療、防疫、施設の応急復旧等に必要な資機材及び物資
- ウ 救援及び救助活動に必要な車両等
- エ ごみ、し尿処理のための車両及び施設
- オ 避難収容施設（避難所、応急仮設住宅等）
- カ 火葬場

(2) 人員の派遣

- ア 救護及び応急措置に必要な職員
- イ 消防団員

(3) その他

- ア 避難場所等の提供、緊急輸送路の確保等被災市町村との境界付近における必要な措置
- イ ボランティアのあっせん
- ウ 児童・生徒の受け入れ
- エ 前2号に掲げるもののほか、災害救助法第23条第1項に定める救助

(4) 前3号に掲げるもののほか、特に要請のあった事項

(応援要請の手続)

第4条 応援を受けようとする市町村は、次に掲げる事項を明確にして、無線又は電話等により他の市町村に要請し、後に文書を速やかに送付するものとする。

(1) 被害の状況

(2) 応援を要請する内容

- ア 物資・資機材の搬入
物資等の品目・数量、搬入場所、輸送手段、交通情報等
- イ 人員の派遣
職種、人数、派遣場所、活動内容、派遣期間、輸送手段、交通情報等
- ウ その他、必要な事項

(緊急時における自主的活動)

第5条 代表市町村は、災害発生時において、通信の途絶等により被災状況等の情報が入手できない場合、速やかにその被災状況等について自主的に情報の収集・提供を行うものとする。

- 2 市町村は、前項の情報収集に基づき、被害が甚大で、かつ、事態が緊急を要すると認められる場合、代表市町村と連絡調整のうえ自主的に応援活動を実施するものとする。
- 3 前2項の規定にかかわらず、代表市町村は、別記1に掲げる代表市町村の属するブロック内の構成市町村において震度6強以上の地震が観測された場合においては、代表市町村が行う業務に必要な被災状況等についての情報収集及び提供等の業務を行うため、先遣隊を当該市町村に派遣するものとする。
- 4 代表市町村が被災した場合において前項の規定により先遣隊を派遣することができないときは、別記1に掲げる代表市町村の属するブロックの構成市町村(代表市町村を除く。)が別に定めるところにより、当該派遣を行うものとする。
- 5 前項に規定する場合において、別記1に掲げるブロックの構成市町村の大半が被災し当該ブロック内から前2項の規定による先遣隊の派遣を行うことができないときは、別記2に掲げる応援するブロックから当該派遣を行うものとする。
- 6 別記2に掲げる応援するブロックから当該派遣することができない場合に備え、代表市町村の会議において協議し、派遣する代表市町村をあらかじめ定めておくこととする。
- 7 前4項に規定する場合以外の場合は、通信の途絶等により被災状況等の情報が入手できない場合等で、代表市町村が必要と認めた場合に派遣するものとする。

(経費の負担)

第6条 応援に要した経費は、原則として応援を受けた市町村の負担とする。

- 2 応援職員等が応援に伴い負傷、疾病又は死亡した場合における公務災害補償等に要する経費は、応援市町村の負担とする。
- 3 前2項に定めるもののほか、応援職員等の派遣に要する経費については、被災市町村及び応援市町村が協議して決める。
- 4 応援職員等が応援に伴い第三者に損害を与えた場合、応援を受けた市町村が、賠償の責めに任ずる。

ただし、応援職員等の重大な過失により発生した損害賠償に要する費用については、応援市町村の負担とする。

- 5 前項に定める応援を受けた市町村の負担額は、応援市町村が加入する保険により支払われる金額を控除した額とする。

(情報交換)

第7条 市町村は、この協定に基づく応援が円滑に行われるよう、別記1に掲げるブロックごと又は、ブロックをまたいで、備蓄物資の状況、緊急連絡先等の必要な情報等を定期的に相互に交換するものとする。

(訓練の参加)

第8条 市町村は、この協定に基づく応援が円滑に行われるよう、別記1に掲げるブロックごと又は、ブロックをまたいで、物資調達、人的支援等の訓練を実施するとともに、他の市町村主催の防災訓練に相互に参加するよう努めるものとする。

(防災体制の強化等)

第9条 市町村は、この協定に基づく応援が円滑に行われるよう、地域防災計画等の整備等、防災体制の強化を図るものとする。

- 2 市町村は、この協定を実効あるものとしていくため、必要に応じて県への協力を求める等、県との連携を強化することとする。

(補則)

第10条 この協定の実施に関し必要な事項は、別に定める。

- 2 この協定に定めのない事項は、その都度、代表市町村の会議において協議して定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この協定は、平成8年4月1日から施行する。

(協定の成立)

- 2 この協定の成立は、県内全市町村長の同意書をもって証する。

附 則

この協定は、平成23年12月16日から施行する。

(別記1)

ブロック名	代表市町村	構成市町村
佐 久	佐久市	小諸市・佐久市・小海町・佐久穂町・川上村・南牧村・相木村・北相木村・軽井沢町・御代田町・立科町
上 小	上田市	上田市・東御市・長和町・青木村
諏 訪	岡谷市	岡谷市・諏訪市・茅野市・下諏訪町・富士見町・原村
上伊那	伊那市	伊那市・駒ヶ根市・辰野町・箕輪町・飯島町・南箕輪村・中川村・宮田村
飯 伊	飯田市	飯田市・松川町・高森町・阿南町・阿智村・平谷村・根羽村・下條村・売木村・天龍村・泰阜村・喬木村・豊丘村・大鹿村
木 曾	木曾町	木曾町・上松町・南木曾町・木祖村・王滝村・大桑村
松 本	松本市	松本市・塩尻市・安曇野市・麻績村・生坂村・山形村・朝日村・筑北村
大 北	大町市	大町市・池田町・松川村・白馬村・小谷村
長 野	長野市	長野市・須坂市・千曲市・坂城町・小布施町・高山村・信濃町・飯綱町・小川村
北 信	中野市	中野市・飯山市・山ノ内町・木島平村・野沢温泉村・栄村

(別記2)

被災ブロック	第1応援ブロック	第2応援ブロック
佐 久	上 小	<u>上伊那</u> 木 曾
上 小	佐 久	<u>飯 伊</u> 諏 訪
諏 訪	<u>上伊那</u> 木 曾	長 野
上伊那	<u>諏 訪</u> 飯 伊	<u>松 本</u> 飯 伊
飯 伊	<u>上伊那</u> 木 曾	<u>上 小</u> 大 北
木 曾	<u>飯 伊</u> 諏 訪	<u>佐 久</u> 北 信
松 本	長 野	<u>佐 久</u> 北 信
大 北	北 信	長 野
長 野	松 本	<u>上 小</u> 大 北
北 信	大 北	松 本

(備考) 応援するブロックが複数の場合は、下線の代表市町村が派遣。

(大規模水害発生時の応援ブロック)

水 系	被災ブロック	応援する水系ブロック
一級河川 天竜川水系	諏 訪	信濃川 その他
	上伊那	
	飯 伊	
一級河川 信濃川水系	佐 久	天竜川 その他
	上 田	
	長 野	
	北 信	
その他	木 曾	天竜川 信濃川
	松 本	
	大 北	

(備考) 応援するブロックが複数の場合は、応援する水系ブロックの代表市町村同士で協議する。

資料 5-1 (1) 長野県市町村災害時相互応援協定実施細則

(趣旨)

第1条 この実施細則は、「長野県市町村災害時相互応援協定」(以下「協定」という。)の実施に関し、必要な事項を定めるものとする。

(代表市町村)

第2条 代表市町村は、次に掲げる業務を行うものとする。

- (1) 被災市町村の情報収集と状況把握
 - (2) 災害応急措置等に必要な物資、人員、その他要請内容の把握
 - (3) 応接要請内容の所属ブロック構成市町村及び他の代表市町村への仕分け
 - (4) 輸送ルート、応援物資集積場所等の応援に必要な情報の連絡
 - (5) 応援活動等に関する県との連絡調整
 - (6) 前各号に掲げるもののほか、災害応急活動を円滑に行うために必要な業務
- 2 代表市町村が被災等により前項の業務を遂行できない場合は、協定第2条第2項の規定により、代表市町村の業務を代行する第2順位又は第3順位の市町村が代表市町村の業務を代行する。

ただし、大半の構成市町村が同時被災し、代行することが困難と認められる場合は、協定別記2の隣接するブロックの代表市町村がこれを代行するものとする。

(応援要請の手続)

第3条 応援を受けようとする市町村は、次に掲げる順序により、応援を要請するものとする。

- (1) 要請は原則として所属ブロックの代表市町村に行うものとする。
- (2) 所属ブロックの代表市町村が同時被災しているおそれがある場合は、当該ブロックの第2順位の市町村に要請するものとする。
所属ブロックの代表市町村及び第2順位の市町村が同時被災しているおそれがある場合は、第3順位の市町村に要請するものとし、第4順位以下を定めた場合も同様とする。
- (3) 所属ブロックの大半が同時被災しているおそれがある場合は、協定別記2の隣接するブロックの代表市町村に要請するものとする。

2 被災市町村所属ブロックの代表市町村は、被災市町村の要請内容に当該ブロックの構成市町村のみでは対応できないと認められる場合は、他の代表市町村に要請するものとする。
(応援実施の手続)

第4条 被災市町村以外の市町村は、代表市町村から被災市町村への応援を要請された場合被災市町村から直接要請があったものとして、速やかに応援を実施するものとする。

2 被災市町村の属するブロックの代表市町村は、当該ブロック内の構成市町村及び他のブロックの代表市町村と連絡調整し要請事項及び搬入、派遣等に要する時間などの応援計画を被災市町村に伝達するとともに、後日、速やかに応援通知書を送付するものとする。
(応援物資の受領の通知)

第5条 被災市町村は、応援通知書に基づく応援物資を受領したときは、応援物資受領書を交付するものとする。

(応援終了報告)

第6条 被災市町村から要請を受けた代表市町村又はこれを代行する市町村は、応援が終了したときは、被災市町村に対して、応援終了報告書を送付するものとする。

(緊急時における自主的活動)

第7条 協定第5条により自主的に応援活動を実施する場合には、被災市町村との連絡確保に努め、連絡可能となった際は、応援の要否を含め、被災市町村の指示のもとに行動するものとする。

(経費の負担)

第8条 応援職員等の派遣に要する経費については、応援市町村が定める規定により算定した当該応援職員等の旅費及び諸手当の額の範囲内とする。

(情報交換)

第9条 協定第7条の規定に基づく情報は次のとおりとし、変更の都度、協定市町村に報告するものとする。

- (1) 連絡担当部局及び通信手段一覧表
- (2) 備蓄物資、資機材一覧表
- (3) その他応援に必要な情報

(補則)

第10条 この実施細則の実施に関し必要な事項は、別に定める。

2 この実施細則に定めのない事項は、その都度、代表市町村の会議で定めることとする。ただし、当該定めのない事項のうちブロック内のみで決定する事項は、各ブロックの構成市町村の会議において協議して定める。

3 前項ただし書の場合において、ブロック内のみで決定する事項を定めた場合は、他のブロックの代表市町村に、その都度報告することとする。

附 則

(施行期日)

1 この実施細則は、平成8年4月1日から施行する。

(実施細則の改定)

2 この実施細則の改正は、代表市町村の会議において決定するものとする。

(実施細則の成立)

3 この実施細則の成立は、県内全市町村長の同意書をもって証する。

附 則

この実施細則は、平成24年1月25日から施行する。

資料 5-1 (2) 応援要請書

第 年 月 日

市 町 村 長 様

要 請 側 市 町 村 長

応 援 要 請 書

長野県市町村災害時相互応援に基づき、下記のとおり応援を要請します。

記

1 要請日時 年 月 日 時 分

2 被害の状況

3 応援を要請する内容

(1) 物資・資機材の搬入

物資等の品目・数量、搬入場所、輸送手段、交通情報等

(2) 人員の派遣

職種、人数、派遣場所、活動内容、派遣期間、輸送手段、交通情報等

(3) その他必要な事項

資料 5-2 姉妹都市相互支援協定（立川市）

立川市と大町市とは、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第67条の規定に基づく防災相互支援に関し、次のとおり協定する。

（目的）

第1条 この協定は、協定市の市域内において、地震、洪水その他の災害（以下「災害」という。）が発生した場合に協定市が相互に支援することにより、災害応急対策、災害復旧を円滑に行うことを目的とする。

（支援の窓口）

第2条 協定市は、あらかじめ相互支援に関する連絡担当部課を定め、災害が発生したときは、速やかに相互に連絡するものとする。

（支援の種類）

第3条 協定市の市域内において災害が発生した場合は、第1条の目的を達成するため協定市は次の各号に掲げる活動及び業務について、必要な人員（以下「支援職員等」という。）及び機器資材を相互に出動させ若しくは調達して支援するものとする。

- (1) 救助活動及び救急活動
- (2) 消防活動及び給水活動
- (3) 公共施設復旧活動及び行政事務活動
- (4) 児童生徒の一時入学及び被災者受入れ業務
- (5) 救援物資調達、輸送及び配給業務
- (6) 避難所設置及び運營業務
- (7) 被災者介護及び医療等の業務並びにボランティアの斡旋
- (8) その他特に要請のあった事項

（支援要請の手続）

第4条 支援要請を行う場合には、次の各号に掲げる事項をできる限り明らかにしなければならない。ただし、緊急を要する場合は、この限りではない。

- (1) 災害の概況及び支援を要請する事由
- (2) 支援の種類並びに支援職員等及び機器物資数
- (3) 活動内容及び集結場所
- (4) 連絡先及び責任者
- (5) その他必要な事項

（支援活動）

第5条 支援要請を受けた協定市は、直ちに必要な支援を実施するものとする。

2 協定市は、支援要請がない場合であっても、収集した情報等に基づき必要があると判断した場合には、必要な支援を実施できるものとする。

3 支援要請を受けた協定市は、支援ができない場合には、当該要請をした市にその旨を速やかに通報しなければならない。

（指揮権）

第6条 支援活動に従事する協定市の支援職員等は、被災市の災害対策本部長等の指揮の下に行動するものとする。

（支援活動に対する便宜供与）

第7条 支援活動を受入れる市にあっては、支援活動に従事する協定市の支援職員等が行う支援活動に対して、可能な限りの便宜を供与するものとする。

（経費の負担）

第8条 支援活動に必要な経費については、次の各号に掲げる方法により処理するものとする。

- (1) 支援のために要した経費については、原則として支援を行った協定市の負担とする。
- (2) 支援活動に必要な燃料及び機器資材の補給又は支援職員等への給食等を必要とする場合は、支援を受けた協定市が現物又はその費用を負担する。

- (3) 支援活動に従事した支援職員等が負傷し、疾病にかかり、又は死亡した場合は、支援を行った協定市がその災害補償をする。
- (4) 支援活動に従事した支援職員等が支援活動遂行中に第三者に損害を与えた場合は、支援を受けた協定市がその損害を賠償する。ただし、支援を実施する協定市から被災市への出動途中及び被災市からの帰路途中において第三者に損害を与えた場合は、支援を行った協定市がその損害を賠償する。
- (5) その他前各号によりがたい費用については、協定市が協議のうえ決定するものとする。
(情報の交換)

第9条 協定市は、この協定に基づく支援の効率的な実施を期するため、必要な情報を常時交換するものとする。

(疑義の決定)

第10条 この協定に定めのない事項又はこの協定に定める事項に疑義が生じたときは、協定市が協議して決定するものとする。

この協定を証するため、本書2通を作成し、記名押印のうえ、各自その1通を保有する。

平成7年4月17日

東京都立川市錦町3-2-26
立川市長 青木 久

長野県大町市大字大町3887
大町市長 腰原 愛正

資料 5-3 姉妹都市相互支援協定（氷見市）

氷見市と大町市とは、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第67条の規定に基づく防災相互支援に関し、次のとおり協定する。

（目的）

第1条 この協定は、氷見市又は大町市の市域内において、地震、洪水その他の災害（以下「災害」という。）が発生した場合に両市が相互に支援することにより、災害応急対策及び災害復旧等を円滑に行うことを目的とする。

（支援の種類）

第2条 市域内において災害が発生した場合は、前条の目的を達成するため両市は、次の各号に掲げる活動及び業務について、必要な人員（以下「支援職員」という。）及び機器資材を相互に出動させ若しくは調達して支援するものとする。

- (1) 救助活動
- (2) 救急活動
- (3) 消防活動
- (4) 給水活動
- (5) 被災者の受入れ業務
- (6) 公共施設の復旧活動
- (7) 救援物資の調達、輸送及び配給業務
- (8) 被災者の介護及び医療業務並びにボランティアの斡旋
- (8) 前号に掲げるもののほか、必要な事項

（支援要請の手続）

第3条 支援要請を行う市は、次の各号に掲げる事項をできる限り明らかにし、文書により要請するものとする。ただし、緊急を要する場合は、口頭、電話又は電信により市援要請し、その後速やかに文書を提出するものとする。

- (1) 災害の概況及び支援を要請する事由
- (2) 支援の種類並びに支援職員及び機器物資数
- (3) 活動内容及び集結場所
- (4) 支援の期間
- (5) 前各号に掲げるもののほか、必要な事項

（支援活動）

第4条 支援要請を受けた市は、直ちに必要な支援を実施するものとする。また、支援要請がない場合であっても、収集した情報等に基づき必要があると判断した場合には、必要な支援を実施できるものとする。

2 支援要請を受けた市は、第2条各号に掲げる活動及び業務のうち、都合により支援できない活動及び業務がある場合は、当該要請をした市にその旨を速やかに通報しなければならない。

（指揮権）

第5条 支援活動に従事する市の支援職員は、被災市の災害対策本部長等の指揮の下に行動するものとする。

（支援活動に対する便宜供与）

第6条 支援活動を受入れる市にあっては、支援活動に従事する市の支援職員が行う支援活動に対して、できる限り便宜を供与するものとする。

（経費の負担）

第7条 支援活動に必要な経費については、次の各号に掲げる方法により処理するものとする。

- (1) 支援のために要した経費については、原則として支援を行った市の負担とする。
- (2) 支援活動に必要な燃料及び機器資材の補給又は支援職員への給食等を必要とする場合は、支援を受けた市が現物又はその費用を負担する。

- (3) 支援活動に従事した支援職員が負傷し、疾病にかかり、又は死亡した場合は、支援を行った市がその災害補償をする。
- (4) 支援活動に従事した支援職員が支援活動遂行中に第三者に損害を与えた場合は、支援を受けた市がその損害を賠償する。ただし、支援する市から被災市への出勤途中及び被災市からの帰路途中において第三者に損害を与えた場合は、支援を行った市がその損害を賠償する。
- (5) その他前各号によりがたい費用については、両市が協議の上決定するものとする。
(連絡責任者)

第8条 第3条に掲げる要請に関する事項の連絡が確実かつ円滑に行われるよう、次のとおり連絡責任者を置く。

- (1) 氷見市総務部総務課長
 - (2) 大町市総務部庶務課長
- (情報の交換)

第9条 両市は、この協定に基づく支援の効率的な実施を期するため、必要な情報を常時交換するものとする。

(その他)

第10条 この協定の実施に関し必要な事項及びこの協定に定めのない事項は、両市が協議して定めるものとする。

この協定を証するため、本書2通を作成し、両者記名押印のうえ、各自その1通を保有する。

平成7年8月22日

富山県氷見市丸の内1番1号
氷見市長 七尾 晶一郎

長野県大町市大字大町3887番地
大町市長 腰原 愛正

資料 5-4 災害時相互応援協定（立山町）

大町市と立山町とは、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第67号の規定に基づく災害時相互応援に関し、次のとおり協定する。

（目的）

第1条 この協定は、大町市又は立山町の区域内において、地震、洪水その他の災害（以下「災害」という。）が発生した場合に両市町が相互に応援することにより、災害応急対策及び災害復旧対策等を円滑に行うことを目的とする。

（応援の種類）

第2条 市又は町域内において災害が発生した場合は、前条の目的を達成するため両市町は、次の各号に掲げる活動及び業務について、必要な人員（以下「応援職員」という。）及び機器資材を相互に出動させ若しくは調達して支援する。

- (1) 救急・救助活動
- (2) 消防活動
- (3) 給水活動
- (4) 被災者の受入れ業務
- (5) 公共施設の復旧活動
- (6) 救援物資の調達、輸送及び配給業務
- (7) 被災者の介護及び医療業務並びにボランティアの斡旋
- (8) 前各号に掲げるもののほか、必要な事項

（応援要請の手続き）

第3条 応援要請を行う市又は町は、次の各号に掲げる事項をできる限り明らかにし、文書により要請する。ただし、緊急を要する場合は、口頭、電話又は電信により応援を要請し、その後速やかに文書を提出する。

- (1) 災害の概要及び応援を要請する理由
- (2) 応援の種類並びに応援職員及び機器物資数
- (3) 活動内容及び集結場所
- (4) 応援の期間
- (5) 前各号に掲げるもののほか、必要な事項

（応援活動）

第4条 応援要請を受けた市又は町は、直ちに必要な応援を実施する。また、応援要請がない場合であっても、収集した情報等に基づき必要があると判断した場合には、必要な応援が実施できる。

2 応援要請を受けた市又は町は、第2条各号に掲げる活動及び業務のうち、都合により応援できない活動及び業務がある場合は、当該要請をした市又は町にその旨速やかに通報しなければならない。

（指揮権）

第5条 応援活動に従事する市又は町の支援職員は、被災した市又は町の災害対策本部長等の指揮の下に行動する。

（応援活動に対する便宜供与）

第6条 応援活動を受入れる市又は町にあつては、応援活動に従事する市又は町の応援職員が行う応援活動に対して、できる限り便宜を供与する。

（経費の負担）

第7条 応援活動に必要な経費については、次の各号に掲げる方法により処理する。

- (1) 応援のために要した経費については、原則として応援を行った市又は町の負担とする。
- (2) 応援活動に必要な燃料及び機器資材の補給又は応援職員への給食等を必要とする場合は、応援を受けた市又は町が現物又はその費用を負担する。
- (3) 応援活動に従事した応援職員が負傷し、疾病にかかり、又は死亡した場合は、応援を行った市又は町がその災害補償をする。

(4) 応援活動に従事した支援職員が応援活動遂行中に第三者に損害を与えた場合は、応援を受けた市又は町がその損害を賠償する。ただし、応援する市又は町から被災した市又は町への出勤途中及び被災した市又は町からの帰路途中において第三者に損害を与えた場合は、応援を行った市又は町がその損害を補償する。

(5) その他前各号によりがたい費用については、両市町が協議の上決定する。

(連絡責任者)

第8条 第3条に掲げる要請に関する事項の連絡が確実かつ円滑に行われるよう、次のとおり連絡責任者を置く。

(1) 大町市総務部消防防災課長

(2) 立山町総務課長

(情報の交換)

第9条 両市町は、この協定に基づく応援の効率的な実施を期するため、必要な情報を常時交換する。

(その他)

第10条 この協定の実施に関し必要な事項及びこの協定に定めのない事項は、両市町が協議して定める。

この協定の締結を証するため、本協定書2通を作成し、両者記名押印の上、各自その1通を保有する。

平成24年4月17日

長野県大町市大町3887番地
大町市長 牛越 徹

富山県中新川郡立山町前沢2440番地
立山町長 舟橋 貴之

資料 5-5 災害時相互応援協定（鳥羽市）

大町市（以下「甲」という。）及び鳥羽市（以下「乙」という。）は、相互扶助の精神に基づき、災害（災害対策基本法（昭和36年法律第223号。以下「法」という。）第2条第1号に規定する災害をいう。以下同じ。）の発生時において相互に応援をすることについて次のように協定を締結する。

（相互に行う応援）

第1条 甲及び乙は、そのいずれかの区域において災害が発生した場合に、当該その区域において災害が発生した市（以下「被災市」という。）に対し、もう一方の市が被災市の行う災害応急対策に関し応援を実施する。

2 前項の規定により行う応援は、応援を行う市（以下「応援市」という。）の長において過剰な負担とならないと認められる範囲において、実施するものとする。

（応援の内容）

第2条 前条の規定により行う応援の内容は次の各号に規定するものとする。

（1）次の事項を行うために必要な物資、機材又は車両の譲与又は貸付け

ア 被災者の救難、救護その他保護の実施

イ 医療

ウ 防疫

エ 災害の拡大を防止するために必要な応急措置の実施

オ 被災市の公用又は公共用施設の応急的な復旧

カ 食料、飲用水その他生活必需品又は応急措置に必要な物資の運搬

（2）前号カに規定する物の譲与

（3）その他被災市から応援市に対し要請のあった事項

（4）職員を被災地において前各号に規定する応援の内容に従事させること。

（応援の要求の手続）

第3条 被災市は、前2条の規定による応援を受けようとするときは、法第67条第1項の規定により応援市に応援を求めるものとする。

2 前項の規定により応援を求める方法は、次に掲げる事項について、状況に応じ可能な範囲内において明らかにして電話その他の早期に情報の伝達が可能な方法により連絡することによるものとする。なお、口頭により応援を要請した場合は、後日、速やかに書面で送付するものとする。

（1）災害による被害の状況

（2）譲与又は貸付けを受けたい物資、機材又は車両の品目、規格及び数量

（3）前条第4号の規定により応援に従事する職員（以下「応援従事職員」という。）の職種及び人数

（4）応援を受けたい期間

（5）応援の実施に係る場所

（6）その他応援を受けるに当たり必要な事項

3 前項の規定によるもののほか、被災市が応援を求めるに際しては、甲乙が別に定めるところにより、災害の種類、その発生日時その他の必要事項を記載した書面を応援市に送付するものとする。

（応援の実施等）

第4条 応援市は、前条の規定による応援の求め（以下「応援の要求」という。）を受けたときは直ちに可能な範囲内において応援を実施するものとする。

2 応援市は、応援の要求がない場合において、被災市に対し応援を行うべきと認めるときは、必要と認められた範囲において応援を実施するものとする。

3 応援の要求を受けた市が応援を実施できない場合は、速やかに被災市にその旨を通知しなければならない。

(指揮権)

第5条 応援従事職員は、法第67条第2項により被災市の長の指揮の下に行動するものとする。

(応援経費の負担)

第6条 応援に要する経費は、法令に定めがあるものを除くほか、法第92条の規定により被災市が負担することを原則とする。

- 2 前項の規定にかかわらず、第4条第2項の規定による応援の要求がない場合の応援に要する経費は、法令に定めがあるものを除くほか、応援市が負担するものとする。
- 3 応援従事職員に支払われるべき給料、手当及び旅費は、法令に定めのあるものを除くほか、応援市が負担するものとする。
- 4 応援に要する経費について前3項の規定によりがたいときは、その都度甲乙が協議して定める。

(災害補償等)

第7条 応援従事職員がその職務上負傷し、疾病にかかり、若しくは死亡した場合又は当該負傷若しくは疾病の治癒後において障害を有するに至った場合における補償は、法令の規定によるもののほか応援市の負担により行うものとする。

- 2 応援従事職員がその職務上第三者に損害を与えた場合は、その損害の原因となった事由が応援市と被災市の往復の途上において発生したものであるときを除き、被災市が賠償の責務を負うものとする。
- 3 前項の規定により被災市が賠償の責務を負う場合において第三者から被災市に損害賠償の請求があり、応援市が損害賠償を行ったときは、被災市は当該行われた損害賠償の額に相当する額を応援市に支払うものとする。
- 4 第2項の規定により応援市が賠償の責務を負う場合において第三者から被災市に損害賠償の請求があり、被災市が損害賠償を行ったときは、応援市は当該行われた損害賠償の額に相当する額を被災市に支払うものとする。

(連絡窓口)

第8条 甲及び乙は、必要な情報を相互に交換し、応援を円滑に行うことができるようあらかじめこの協定の実施に関する連絡を担当する部署を定めるものとする。

(補則)

第9条 この協定に定められた事項の実施に関し、この協定書に定めのない事項又は疑義が生じた事項については、甲乙が協議して定める。

この協定の締結を証するため、本協定書を作成し、甲、乙及び立会人それぞれ署名押印の上、各1通を保有する。

平成24年7月4日

甲 大町市
大町市長 牛越 徹

乙 鳥羽市
鳥羽市長 木田 久主一

資料 5-6 職員の派遣に関する協定（北アルプス広域連合）

大町市助役 北沢成行（以下「甲」という。）と、北アルプス広域連合長 腰原愛正（以下「乙」という。）とは、職員の派遣について、次のとおり協定する。

（派遣）

第1 乙は、甲に対して、大町市地域防災計画に定める災害対策本部若しくは水防本部の業務を行うために必要な職員を派遣する。

（派遣の範囲）

第2 乙が甲に派遣する職員（以下「派遣職員」という。）の範囲は、大町市地域防災計画に定める範囲とする。ただし、増員が必要な場合は、甲乙協議のうえ別にその範囲を定めるものとする。

（従事業務）

第3 派遣職員は、次の各号に定める業務に従事するものとする。

（1）災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第23条第1項及び大町市災害対策本部条例に基づく大町市災害対策本部業務

（2）水防法（昭和24年法律第193号）第25条に基づく大町市水防本業務

（派遣期間）

第4 職員の派遣期間は、次の各号に定める期間とする。

（1）甲が大町市災害対策本部を設置した時から災害応急対策が終了するまでの間

（2）甲が大町市水防本部を設置した時から災害応急対策が終了するまでの間

（派遣職員の身分）

第5 派遣職員は、北アルプス広域消防本部及び大町市の職員の身分を併せ有するものとする。

（公務災害補償）

第6 派遣職員の公務災害補償は、乙が行うものとする。ただし、その基礎となる事実認定については、甲乙協議するものとする。

（補則）

第7 この協定についての疑義及びこの協定に定めのない事項については、その都度甲乙協議のうえ定めるものとする。

この協定を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印のうえ各自1通を保有する。

平成14年10月28日

甲 大町市助役 北沢 成行

乙 北アルプス広域連合
連合長 腰原 愛正

資料 5-8 長野県合同災害支援チームによる被災県等への支援に関する協定

長野県（以下「甲」という。）、長野県市長会（以下「乙」という。）及び長野県町村会（以下「丙」という。）は、大規模災害により被災した都道府県・市区町村（以下「被災県等」という。）への支援について、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、長野県外で大規模な災害が発生した場合に、被災県等に対し、甲、乙及び丙が一体となって迅速かつ的確な支援を行うため必要な事項について定めるものとする。

（支援の実施）

第2条 支援方法及び内容等については、別添「長野県合同災害支援チームによる被災県等への支援に係る基本方針」に基づき実施するものとする。

（その他）

第3条 この協定に関し必要な事項は、別に定める。

2 この協定に定めのない事項は、甲、乙及び丙が協議して定める。

附 則

この協定は、平成24年12月12日から適用する。

平成24年12月12日

甲 住所 長野市大字南長野字幅下692-2

長野県知事 阿部 守一

乙 住所 長野市大字西長野字加茂北143-8

長野県市長会長 母袋 創一

丙 住所 長野市大字西長野字加茂北143-8

長野県町村会長 藤原 忠彦

資料 5-8 (1) 長野県合同災害支援チームによる被災県等への支援に係る基本方針

第1 総則

1 目的

この方針は、長野県外で大規模な災害が発生した場合、被災した都道府県・市区町村（以下「被災県等」という。）に対し、長野県（以下「県」という。）と長野県内の市町村（以下「市町村」という。）が一体となって、迅速かつ的確な支援を行うために設置する長野県合同災害支援チームの活動に関し、必要な事項を定めるものとする。

2 用語の意義

(1) 代表市町村

長野県市町村災害時相互応援協定に定める代表市町村をいう。

(2) ブロック

長野県市町村災害時相互応援協定に定めるブロックをいう。

(3) 先遣隊

大規模災害が発生した際に、被災状況を把握するため、被災県等へ派遣する長野県職員と市町村職員（代表市町村職員もしくはブロックを代表する市町村職員をいう。以下同じ。）による合同チームをいう。

(4) 現地支援本部

被災県等において支援ニーズの把握、支援に関する調整及び支援の実施を行う組織をいう。

(5) 後方支援本部

支援に際し、長野県庁等において被災県、現地支援本部及び市町村との連絡、調整を行う組織をいう。

(6) 調整会議

支援方針、現地支援本部及び後方支援本部の体制等について調整を行う組織をいう。

第2 被災県等への支援

1 支援を行う被災県等

次に掲げる協定に基づき支援を行うこととなった被災県等とする。

(1) 「全国都道府県における災害時等の広域応援に関する協定」（全国知事会）

(2) 「災害応援に関する協定」（中部圏知事会）

(3) 「震災時等の相互応援に関する協定」（関東地方知事会）

(4) 「災害時の相互応援に関する協定」（新潟県）

(5) 県が新たに締結する災害時応援協定

2 支援の内容

主に、次の支援を行う。

(1) 被災県等への職員派遣及び物資の提供

(2) 被災者の受入及び施設の提供

① 県内医療機関での傷病者の受入

② 県内での避難所、応急仮設住宅等の提供

(3) その他被災県等との協議の中で必要と認めた支援

3 支援の実施又は終了の決定

(1) 被災県等に対する支援を実施する場合又は支援を終了する場合は、県危機管理監が県知事、市長会長及び町村会長の事前の承認を得るものとする。ただし、支援の実施に当たり、緊急を要する場合にあっては、事後の承認をもって足りるものとする。

(2) 前項の承認後、県は、市町村に対して、知事、市長会長及び町村会長の連名により、

支援の決定又は終了を通知するものとする。

第3 支援体制の整備

1 先遣隊の派遣

- (1) 被災状況を把握するため、被災県等の災害対策本部に先遣隊を派遣する。
- (2) 先遣隊は、県職員2名と市町村職員2名を基本に構成し、隊長は県職員をもってあてる。
- (3) 先遣隊を派遣するブロックの順番、先遣隊の装備品など、派遣を円滑に行うために必要な事項については、あらかじめ県と代表市町村との協議で定める。

2 現地支援本部の設置

- (1) 先遣隊は、被災県等と調整の上、適切な場所に現地支援本部を設置し、運営にあたる。
なお、その場合は先遣隊長を現地支援本部の責任者とする。
- (2) 現地支援本部は、次の業務を行う。
 - ①被災県等との連絡体制の確立
 - ②被災県等の支援ニーズの把握
 - ③被災県等での職員、物資等の受入調整
 - ④広域避難を実施する場合の調整
 - ⑤被災県等に対する支援の実施
 - ⑥その他、支援に必要な業務
- (3) 現地支援本部に派遣する県職員及び市町村職員の人数は、支援状況に応じて後方支援本部で決定する。

3 後方支援本部の設置

支援を決定した場合は、県及び市町村で構成する後方支援本部を原則として県庁内に設置する。ただし、県危機管理監が特に認めた場合は、県庁外に設置することができる。

- (1) 後方支援本部は、県危機管理監、関係する部局の県職員及び各ブロック1名ずつの市町村職員を基本に構成し、設置後の被災県等への支援状況に応じて人数を定める。
- (2) 後方支援本部の責任者は県危機管理監をもってあてる。
- (3) 後方支援本部の業務
 - ①現地支援本部との連絡体制の確立
 - ②現地支援本部から送られる支援ニーズの把握と支援内容の検討
 - ③支援内容の県及び市町村への割り振り
 - ④支援に関する被災県等、現地支援本部及び市町村間の総合調整
 - ⑤費用精算業務
 - ⑥その他支援に必要な業務
- (4) 調整会議
県危機管理監、市長会事務局長、町村会事務局長及び後方支援本部の市町村職員で構成する調整会議を設置し、主に次の事項を協議する。
 - ① 支援方針
 - ② 現地支援本部及び後方支援本部の体制
 - ③ 支援の終了
 - ④ その他、支援を円滑に行うために調整が必要な事項

第4 県及び市町村において実施する事項

1 県が実施する事項

- (1) 本基本方針に係る事項の地域防災計画等への記載
- (2) 県及び市町村の支援可能な職員、物資等の把握
- (3) 支援可能な職員、物資等の確保

(4) その他支援に必要な事項

2 代表市町村が実施する事項

- (1) 本基本方針に係る事項の地域防災計画等への記載
- (2) ブロック内市町村の支援可能な職員、物資等の把握
- (3) 支援可能な職員、物資等の確保
- (4) ブロック内の連絡体制の整備
- (5) その他支援に必要な事項

3 代表市町村以外の市町村が実施する事項

- (1) 本基本方針に係る事項の地域防災計画等への記載
- (2) 支援可能な職員、物資等の確保及び代表市町村への情報提供
- (3) その他支援に必要な事項

第5 その他

1 訓練の実施

他県で実施する防災訓練に合わせ、先遣隊の派遣訓練、現地支援本部及び後方支援本部の設置訓練、情報連絡に関する訓練を実施する。

2 姉妹市町村等の災害時応援協定との関係

この方針は、市町村が姉妹市町村等の災害時応援協定により被災市町村を支援することを妨げるものではない。

3 本方針を円滑に運用するために必要な事項は、県及び代表市町村で定める。

資料 5-9 大町市と中部電力株式会社安曇野営業所大町サービスステーションの災害時等における相互協力に関する協定書

(目的)

第1条 本協定は、大町市長 牛越 徹(以下、甲という。)と、中部電力株式会社安曇野営業所大町サービスステーション所長 泉澤 昭平(以下、乙という。)が、甲の行政区域(以下、大町市区域という。)で地震及び浸水害等の自然現象並びにその他の理由による災害が発生した場合、または発生する恐れがある場合(以下、災害時等という。)に備え円滑な相互連携・協力を図ることを目的とする。

(災害時等の連絡態勢の確立)

第2条 甲と乙は、大町市区域における災害時等の連絡態勢を確立し、相互に協力して被害情報等必要な情報の共有に努める。

2 前項に基づき確立する連絡態勢の具体的な内容は、甲乙両者間で協議のうえ決定する。

(災害時の相互協力)

第3条 甲と乙は、相互に協力を要すると判断した場合には、次の各号に定める相互協力について、甲乙が行う業務に支障のない範囲においてこれに応じる。

(1) 乙は、甲が行う大町市区域の災害時等活動拠点へ電源供給を行う。

(2) 乙は、甲へ大町市区域の停電及び復旧等の情報提供を行う。

(3) 甲は、大町市区域内で乙が災害復旧に必要とする道路の倒木及び除雪等の道路啓開処置を行う。

(4) その他、災害時等で必要と認められる事項

2 甲は、前項第1号の活動拠点の優先順位を定めてあらかじめ乙に伝えることとし、必要に応じて事前協議を行う。

(電力供給施設に関する保安伐採)

第4条 乙は災害時等に支障となり得る樹木の事前伐採(以下、保安伐採という。)について、その位置や範囲を甲に示し、保安伐採の実施協議を行う。

2 甲は、前項による協議に基づき、乙が行う保安伐採の業務の範囲において、これに協力する。

(災害時等における敷地及び施設の提供)

第5条 甲は、乙からの要請を受け、甲が所有又は管理する施設等を、乙の災害等の復旧活動に必要な物資及び機材類の集積所(前進基地)として、甲の業務に支障のない範囲で提供する。

(平常時の情報提供)

第6条 乙は、通常業務等で大町市区域内の巡廻によって異常な状況を発見した場合、甲に速やかに情報を提供する。

(定期的な情報交換の実施)

第7条 甲と乙は、本協定に定められた内容を災害時等に円滑に実施するため、定期的な情報交換を実施する。

(情報管理の徹底)

第8条 甲と乙は、本協定に基づき知り得た情報について、公知の情報を除き、情報の管理を徹底するものとする。ただし、事前に両者が当該情報の開示について合意した場合はこの限りではない。

(安全管理)

第9条 本協定の実施にあたっては、甲と乙は相互に協力し、安全の確保には万全を期して行う。

(損害賠償)

第10条 損害賠償は次の各号による。なお、各号に該当しない補償は、甲と乙が協議の上で解決にあたる。

(1) 甲(乙)が故意または過失により乙(甲)の物品を損傷した場合、甲(乙)は乙(甲)に対し損害賠償を行う。

(2) 第三者に危害、損傷等を与えた場合、甲(乙)に故意または過失がある場合は甲(乙)が賠償を行う。

(協定の有効期間)

第11条 本協定の有効期間は、平成32年3月31日までとする。なお、期間満了3か月前までに甲乙のいずれからも相手方に対して文書による変更または廃止の申し出がない場合は、本協定期間満了の日の翌日から更に1年間継続するものとし、以降も同様とする。

(対応窓口)

第12条 本協定の運営に関わる事項についての対応窓口を次に定める。

甲 大町市総務部消防防災課

乙 中部電力株式会社 安曇野営業所 大町サービスステーション

(疑義等の解決)

第13条 本協定に定めのない事項及び本協定に関し疑義が生じた場合は、その都度、甲乙協議の上で必要な事項を定める。

(その他)

第14条 本協定は2通作成し、甲乙それぞれ記名押印の上、各1通を保管する。

平成30年10月17日

甲 大町市大町3887
大町市長 牛越 徹

乙 大町市大町3214-1
中部電力株式会社安曇野営業所
大町サービスステーション
所長 泉澤 昭平

協定書

公益財団法人B&G 財団（以下「甲」という。）、大町市（以下「乙」という。）は、甲による「防災拠点の設置および災害時相互支援体制構築」事業（以下「本事業」という。）の実施について、以下の内容に同意し、本協定を締結する。

（前提事項）

第1条 甲及び乙は、本協定に定める条項を誠実に履行し、甲が次の各号に掲げる事項の内容を確認する。

- (1) 甲及び乙は、本事業が継続性を要する公共的な事業であることを確認する。
- (2) 甲は、乙との間で別途合意した内容に基づき、乙が実施する本事業に対して支援金（以下「本支援金」という。）を交付、または、本事業の要件に則する物品を現物支給する。現物支給分については、納品または所定の手続きが完了した時点で、乙の所有物となることを確認する。
- (3) 甲による乙への本支援金交付期間は、本事業実施年度を含めて原則3ヵ年とするが、甲が事前に承認した場合は、甲及び乙間において定めた日まで、延長が可能であることを確認する。
- (4) 甲及び乙は、本支援金について、本支援金の交付が終了した後も、乙が本事業を継続することを前提として交付されるものであることを確認する。
- (5) 乙が本支援金で購入した諸機材及び甲からの現物支給品は、乙の責任において、全て管理し使用することを確認する。
- (6) 乙が実施する研修については、乙の責任及び監督下において、全て実施することを確認する。

（本事業の内容）

第2条 本事業は、乙が、次の各号に掲げる事項を実施することを内容とする。

- (1) 常時からの本事業実施自治体、または、それ以外の自治体等との相互支援体制構築及び連携の促進
- (2) 災害発生時の緊急支援や被災地等の復興・復旧に係る支援が必要と判断された場合の、物的及び人的支援等の実施
- (3) 災害発生時の緊急支援や被災地等の復興・復旧に係る支援が必要と判断された場合の、関連部署や関係団体、民間団体等に向けた本事業にて配備された機材の貸出等
- (4) 常時からの乙の関係部局及び外部の関係機関との連携・調整
- (5) 本事業において配備された機材を活用した定期的な研修の実施と継続
- (6) 本事業において配備された防災倉庫及び機材等の管理・保全
- (7) 本事業において配備された機材の定期的な運転や活用、適宜適切なメンテナンスの実施
- (8) 前各号に掲げるもののほか、防災拠点および災害支援全般に関すること

（本事業の遂行）

第3条 乙は、本事業を完遂するよう努力し、万一、甲または乙いずれかの事情により計画内容の変更、遅延等の事態が生じた場合は、相手方に速やかに連絡を取り、解決を図るものとする。

- 2 研修支援金の交付期間内における研修について、乙は、甲が定めた研修内容や規則に従って、指定回数を実施しなければならない。
- 3 その他、本協定に関する業務について、本支援金交付期間中及び終了後も、甲から依頼があった場合は、乙は可能な限り協力することとする。

（本事業の継続）

第4条 乙は、法令、条例等に反しない限り、本支援金の交付終了後も第2条の内容を継続して実施することとする。なお、そのために必要な措置が発生する場合には、乙にて講ずるものとする。

(秘密の保持)

第5条 甲及び乙は、本協定に基づいて得られた相手方の情報（非公開であるもの）について、書面による同意を得ることなく第三者に開示または漏洩してはならない。

(私的利用の禁止及び支援金の返還)

第6条 乙は、事前に甲の承諾を得ずに、第1条(1)に定める内容以外の用途で機材等を活用した場合、または、第三者へ譲渡したと判断出来る場合、乙は、甲に対し、既に支援された現物支給品を含む機材配備支援金及び研修支援金の全部又は一部を、返還しなければならない。

2 乙は、第2条及び第3条第2項、第4条の規定に違反した場合、その他、本事業の趣旨から大きく逸脱する行為等が確認された場合、乙は、甲に対し、既に支援された現物支給品を含む機材配備支援金及び研修支援金の全てを、返還しなければならない。

3 前各項にて、甲が乙に配備した現物支給品が該当する場合も、乙は甲に対して、金銭による返還を行わなければならない。

(災害発生時の派遣)

第7条 乙は、災害発生時の緊急支援や被災地の復興・復旧に係る支援が発生したと判断された場合、可能な限り、被災地等に向けた災害支援及び機材や人員等の派遣を行う。

2 被災地等に向けた災害支援の実施可否、支援内容の詳細については、乙が決定及び調整し、乙の責任のもと実施するものとする。

3 甲からの要請による被災地等に向けた災害支援、物的及び人的派遣の依頼があった場合は、乙は可能な限り検討及び調整を図るものとする。また、甲からの要請による支援や派遣についても、乙の責任のもと決定し、実施するものとする。

4 前項の物的及び人的派遣に際し、甲がその費用の全額または一部を負担する場合には、書面によって、別途定めるものとする。

(協議事項)

第8条 本協定書に規定した事項に関する疑義又は本協定書に定めのない事項については、甲及び乙は誠意をもって協議の上、解決するものとする。

以上の内容に合意したことを証するため、本協定書を2通作成し、甲及び乙が記名押印の上、各1通ずつ保管する。

2023年 6月 12日

甲 東京都港区虎ノ門3-4-10
公益財団法人 B&G 財団
理事長

菅 京 浩 志 

乙 長野県大町市大町 3887 番地
大町市
市長

牛 越 徹 

6 ヘリコプター要請計画

資料 6-1 拠点（災害対策用）ヘリポート及び物資輸送拠点一覧表

No.	所在地住所	ヘリポート等の名称		施設管理者 又は占有者	施設規模			広さ
		専用	名称		大型	中型	小型	長さ×幅
物拠1	大町市常盤5638番地44		大町運動公園総合体育館	大町市教育委員会		○		2,185
物拠2	大町市八坂1108番地1		八坂支所	大町市長		○		1,783
物拠3	大町市美麻11810番地イ		美麻支所	大町市長	○			756
H拠1	大町市常盤5640番地4	○	観音橋西	大町市長		○		50×30
H拠2	大町市八坂1190番地		八坂小学校グラウンド	大町市教育委員会		○		80×70
H拠3	大町市美麻27503番地		美麻小中学校グラウンド	大町市教育委員会	○			150×90
1	大町市大町1602番地2		文化会館駐車場	大町市教育委員会		○		90×60
2	大町市平19887		ラーバン中綱西	鹿島槍スキー場		○		50×100
3	大町市平15692番地		海の口北	海の口自治会			○	30×70
4	大町市平11045番地		稲尾グラウンド	稲尾民宿組合長		○		70×90
5	大町市平9539番地3		平野球場	大町市教育委員会	○			130×150
6	大町市常盤5638番地44		運動公園サッカー場	大町市教育委員会		○		105×58
7	大町市常盤5638番地44		運動公園陸上競技場	大町市教育委員会	○			105×100
8	大町市常盤5638番地44		運動公園多目的広場	大町市教育委員会	○			115×87
9	大町市常盤5638番地44		運動公園野球場	大町市教育委員会	○			120×92
10	大町市常盤3516番地38		大町南小学校北グラウンド	大町市教育委員会		○		100×70
11	大町市社8181番地		社野球場	大町市長		○		70×90
12	大町市八坂8408番地		八坂運動場	大町市教育委員会	○			230×120
13	大町市八坂11648番地		八坂中学校グラウンド	大町市教育委員会		○		80×70
14	大町市八坂14850番地120		山村広場	大町市長			○	65×50
15	大町市美麻28751番地1		美麻千見ゲートボール場	大町市長			○	35×60
16	大町市美麻16784番地		ぼかぼかランド美麻・美遊	大町市長			○	35×35
17	大町市美麻14239番地		美麻運動場	大町市長	○			100×100
18	大町市美麻3476番地3		美麻大塩ゲートボール場	大町市長			○	35×35

注1：「No」欄は、物資輸送拠点は「物拠1」、拠点ヘリポートは「H拠1」、その他は「1」等と記入し、数字は市町村ごとに項目ごとの連番とする。

(参考) 県消防防災ヘリコプター「アルプス」：中型

(参考) 陸上自衛隊 CH-47(チヌーク)：大型 ・ CH-60(ブラックホーク)：大型 ・ UH-1：中型 ・ OH-6：小型

資料 6-1 (1) 消防防災ヘリコプター場外離着陸場一覧表

場外離着陸場	場所	管理者名	地面	標高(m)	着陸帯	消防本部
観音橋西	大町市常盤5640番地4	大町市長	草地	730	SE/NW	北アルプス
稲尾グラウンド	大町市平11046	稲尾民宿組合長	転圧	765	S/N	北アルプス

資料 6-2 災害時におけるヘリコプターによる災害支援協力協定

大町市（以下「甲」という。）と特定非営利活動法人 Helicopter Air Rescue Unit（以下「乙」という。）は、大規模災害時におけるヘリコプターによる災害支援協力について、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、自然災害等による大規模な災害の発生に伴い、道路の寸断等により車両等の通行が困難な状況において、ヘリコプターを活用した被害状況等の情報収集、救援物資等の輸送について、甲は乙の支援を受け市民の安全を確保することを目的とする。

（支援協力の内容）

第2条 甲の要請により、乙の実施する支援協力は次のとおりとする。

- (1) 甲が要請する区域等の被害状況等の情報収集及び報告
- (2) ヘリコプターによる被災地及び避難施設等への救援物資等の輸送
- (3) その他甲からの要請のうち、乙の対応可能な事項

（協力要請）

第3条 要請する方法は、次に掲げる事項について、状況に応じ可能な範囲内において明らかにして電話その他の早期に情報の伝達が可能なる方法により連絡する。なお、口頭により要請した場合は、後日、速やかに書面で送付する。

- (1) 災害による被害の状況
- (2) 依頼する支援協力の内容
- (3) 支援協力を依頼する場所及び経路
- (4) その他支援を実施するにあたり必要な事項

（支援の実施）

第4条 乙は、前条の規定により、甲からの支援の要請を受けたときは、直ちに可能な範囲において支援を実施する。

- 2 乙は、甲からの要請がない場合において、被害の状況から自主的に支援を行うべきと認めるときは、必要と認められた範囲内において支援を実施する。なお、この場合において、電話その他の早期に情報の伝達が可能なる方法により甲に連絡する。
- 3 乙が支援を実施できない場合は、速やかに甲にその旨を通知する。

（経費の負担）

第5条 乙の支援協力を要した航空機運航以外の経費については、災害発生直前における、物資等の適正な取引価格等を基準として、甲乙協議して決定する。

（連絡責任者）

第6条 本協定の支援を確実に円滑に行うため、次のとおり連絡責任者を置く。

- (1) 大町市総務部消防防災課長
- (2) 特定非営利活動法人 Helicopter Air Rescue Unit 理事長

（情報の交換）

第7条 甲及び乙は、この協定が円滑に運用されるよう、平常時においても必要に応じて情報の交換を行う。

（協議）

第8条 この協定に定めのない事項又はこの協定に関して疑義が生じたときは、甲乙協議し

て決定する。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙両者記名押印の上、各1通を保有する。

平成25年3月19日

甲 長野県大町市大町3887

大町市長 牛越 徹

乙 長野県大町市社巾5346-3

大町ヘリポート内
特定非営利活動法人 Helicopter Air Rescue Unit
理事長 小泉 誠

※平成26年6月2日に、第5条の一部について変更協定を締結

7 救助・救急・医療関係

資料 7-1 災害時の医療救護活動に関する協定（社団法人大北医師会）

大町市（以下「甲」という。）と社団法人大北医師会（以下「乙」という。）とは、災害時の医療救護活動について、次のとおり協定を締結する。

（総則）

第1条 この協定は、大町市地域防災計画（以下「防災計画」という。）に基づき、甲が行う医療救護活動に対する乙の協力に関し、必要な事項を定める。

2 甲は、防災計画に基づき医療救護活動を実施する必要がある場合は、本協定により乙の協力を得て実施できるよう必要な調整を行う。

3 乙は、前項に定める医療救護活動が円滑に実施できるよう、必要な調整を行う。

（大北地域大規模災害医療救護計画・大規模災害医療救護活動マニュアル）

第2条 乙は、長野県地域包括医療協議会大北支部（以下「包括」という。）が定めた大北地域大規模災害医療救護計画（以下「医療救護計画」という。）並びに大規模災害医療救護活動マニュアルに基づき医療救護活動を実施する。

（医療救護班の派遣）

第3条 甲は、防災計画に基づき、医療救護活動を実施する必要がある場合は、乙に対し医療救護班の派遣を要請する。

2 乙は、前項の要請を受けたときは、医療救護計画に基づき、医療救護班を派遣する。

（医療救護班に対する指揮）

第4条 乙の派遣する医療救護班に対する指揮は、乙の長を通じて行う。

（医療救護班の業務）

第5条 乙が派遣する医療救護班は、避難場所、災害現場等に設置する医療救護所その他甲が指定する場所において医療救護活動を行う。

2 医療救護班の業務は、次のとおりとする。

- (1) 傷病者のトリアージ
- (2) 救急処置の実施
- (3) 傷病者の搬送順位及び搬送先の決定
- (4) 消防本部等への傷病者の搬送要請
- (5) 死体の検案と検案書の作成
- (6) 救急活動の記録
- (7) その他必要な事項

（医療救護班の輸送）

第6条 甲は、医療救護活動が円滑に実施できるよう、医療救護班の輸送について、必要な措置をとる。

（医薬品等の供給）

第7条 災害時の医療救護活動のため、乙が派遣する医療救護班が使用する医薬品等は、当該医療救護班が携行するもののほか、甲が供給する。

（収容医療機関の指定）

第8条 乙は、甲が傷病者の収容医療機関を指定する際には、これに協力する。

（医療費）

第9条 医療救護所における医療費は無料とする。ただし、収容医療機関における医療費は患者負担とする。

（訓練）

第10条 乙は、甲から要請があった場合は、甲が実施する訓練に参加する。

（費用弁償等）

第11条 甲の要請に基づき乙が医療救護活動を実施した場合に要する次の費用は、甲が負

担する。

- (1) 医療救護班の派遣に要する経費
- (2) 医療救護班が携行した医薬品等を使用した場合の実費
- (3) 医療救護班員が医療救護活動において、負傷し若しくは疾病にかかり又は死亡した場合の扶助費
- (4) 甲が医療救護所と認めた医療機関において、医療救護活動に伴い医療施設及び設備を損傷した場合の損害補償費

2 前項に定める費用の額については別に定める。

(細則)

第12条 この協定を実施するための必要な事項については別に定める。

(協議)

第13条 前各条に定めのない事項及びこの協定の実施にあたって疑義を生じた場合は、甲、乙協議のうえ定める。

附 則

- 1 この協定は、平成24年3月28日から適用する。
- 2 この協定の発効と同時に、平成8年12月2日付で締結した「災害時の医療救護活動に関する協定」は効力を失う。
- 3 この協定書の有効期間（以下「協定期間」という。）は、平成24年3月28日から平成25年3月27日までとする。
- 4 前項の協定期間の満了する1月前までに甲又は乙から何らかの申し出がない場合は、期間満了の日の翌日から更に1年間延長され、以後同様とする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲、乙双方記名押印のうえ、各1通を保有する。

平成24年3月28日

甲 長野県大町市長 牛 越 徹

乙 社団法人大北医師会
会 長 横 澤 厚 信

資料 7-1 (1) 災害時の医療救護活動に関する実施細則

平成24年3月28日付をもって締結した「災害時の医療救護活動に関する協定書」(以下「協定書」という。)第12条の規定に基づき、実施細則を次のとおり定める。

(要請)

第1条 要請は、災害発生場所、日時、概要を明らかにし、的確かつ迅速に行う。

(医療救護組織)

第2条 医療救護組織は、医療救護班及び医療救護班の後方支援を行う災害対応病院等により構成する。

2 医療救護班の構成は、原則として医師1名、看護師1名、連絡調整員1名とし、必要がある場合は調整を可能とする。

(医療救護所設置の特例)

第3条 甲は、避難場所及び災害現場等に設置する医療救護所のほか、乙と協議のうえ、甲が指定した収容医療機関に医療救護所を設置することができる。

2 甲は、前項の収容医療機関のほか、乙と協議のうえ、その他の医療機関に医療救護所を設置することができる。

(実施報告)

第4条 乙は、協定書第3条の規定に基づき医療救護班を派遣したときは、医療救護活動終了後、実施報告書(様式第1号)を甲に提出する。

(医療施設等損傷報告書)

第5条 乙は、第3条第1項及び第2項に定める医療機関において、協定書第3条の規定に基づく医療救護活動に伴い医療施設及び設備を損傷したときは、速やかに、「医療施設及び設備損傷報告書」(様式第2号)により、甲に報告する。

(医療救護班の費用等の請求)

第6条 乙は、協定書第11条第1項に定める費用弁償等の請求をする場合には、次の各号に定める書類を添付して、甲に提出する。

(1) 医療救護班派遣に要する経費

実費弁償請求書(様式第3号)

医療救護班員名簿(様式第4号)

請求書(日当・旅費・時間外手当費用弁償)(様式第5号)

(2) 医療救護班が携行し使用した医薬品等

請求書(医薬品等費用弁償)(様式第6号)

救助の種目別物資受払状況(様式第7号)

(3) その他

医療救護活動報告書(様式第8-1号、様式第8-2号)

医療施設及び設備損傷に係わる損害補償請求書(様式第9号)

(医療救護活動における事故報告)

第7条 乙は、協定書第3条に基づく医療救護活動に従事した者が、その活動のために負傷し若しくは疾病にかかり又は死亡したときは、医療救護活動事故報告書(様式第10号)により、甲に報告する。

(費用弁償等の額)

第8条 協定書第11条第2項に定める費用の額は、災害救助法施行細則(昭和34年長野県規則第3号)の規定による。

ただし、日当、旅費、時間外勤務手当の額は別表に定める。

(医療救護所となった医療機関における費用弁償の請求)

第9条 第3条第1項及び第2項に定める医療機関が費用弁償の請求をする場合には、第4条から第6条に規定する書類を甲に提出する。

(費用等の支払)

第10条 甲は、第6条及び第9条に定める費用弁償等について、乙から請求を受理した場合は、その受理した日から30日以内に支払う。

本実施細則2通を作成し、甲、乙双方記名押印のうえ、各1通を保有する。

平成24年3月28日

甲 長野県大町市長 牛越 徹

乙 社団法人大北医師会
会長 横澤 厚信

資料 7-2 災害時の医療救護活動に関する協定（大北薬剤師会）

大町市（以下「甲」という。）と大北薬剤師会（以下「乙」という。）とは、災害時の医療救護活動について、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、大町市地域防災計画（以下「防災計画」という。）に基づき、甲が乙の協力を得て行う医療救護活動の実施に関し、必要な事項を定める。

（大北地域大規模災害医療救護計画・大規模災害医療救護活動マニュアル）

第2条 乙は、長野県地域包括医療協議会大北支部（以下「包括」という。）が定めた大北地域大規模災害医療救護計画（以下「医療救護計画」という。）並びに大規模災害医療救護活動マニュアルに基づき医療救護活動を実施する。

（薬剤師班の派遣）

第3条 甲は、防災計画に基づき医療救護活動を行う場合において、乙の協力が必要なときは、乙に対し薬剤師班の編成及び派遣を要請する。

2 乙は、前項の要請を受けたときは、医療救護計画に基づき、直ちに薬剤師班を編成し派遣する。

（薬剤師班の任務）

第4条 薬剤師班は、甲が避難場所、災害現場等に設置する救護所において医療救護活動を行う。

2 薬剤師班の任務は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 傷病者に対する調剤、服薬指導
- (2) 医薬品の仕分け及び管理等
- (3) 前各号に定めるほか必要な活動

（薬剤師班に対する指揮命令等）

第5条 乙が派遣する薬剤師班に対する指揮は、乙の長を通じて行う。

（医療救護班の輸送）

第6条 甲は、医療救護活動が円滑に実施できるよう、薬剤師班の輸送について、必要な措置をとる。

（医薬品等の供給）

第7条 災害時の医療救護活動のため、乙が派遣する薬剤師班が使用する医薬品等は、当該薬剤師班が携行するもののほか、甲が供給する。

（調剤費）

第8条 救護所における調剤費は無料とする。

（費用弁償）

第9条 甲の要請に基づき、乙が医療救護活動を実施した場合に要する次の費用は、甲が負担する。

- (1) 薬剤師班の編成、待機及び派遣に要する経費
 - (2) 薬剤師班が携行した医薬品等を使用した場合の実費弁償
- 2 前項の実費弁償の額については、甲乙協議のうえ、別に定める。

（損害補償）

第10条 甲は、乙が派遣した医療救護活動従事者（以下「従事者」という。）が、医療救護活動中に、負傷し若しくは疾病にかかり又は死亡した場合は、議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例（昭和42年大町市条例第16号）の規定に準じて補償を行う。

（第三者に対する損害賠償）

第11条 乙が派遣した従事者が医療救護活動中に第三者に対して損害を及ぼしたときは、甲乙協議のうえその賠償方法及び賠償額を定める。

（医事紛争の処理）

第12条 医療救護班が医療救護活動により、患者との間に医事紛争が生じたときは、乙は、直ちに甲に連絡する。

2 甲は、前項の連絡を受けたときは速やかに調査し、乙と協議のうえ誠意をもって解決のため適切な措置を講ずる。

(報告)

第13条 乙は、医療救護活動終了後、速やかに甲の定めるところにより、従事者の氏名及び人数その他医療救護活動の内容を甲に報告する。

(費用等の請求)

第14条 乙は、第9条の費用及び第10条の補償（以下「費用等」という。）を請求するときは、甲の定めるところにより行う。

(支払)

第15条 甲は、前条の規定により費用等の請求があったときは、その内容を審査し、適当であると認めるときは、その費用等を速やかに乙に支払う。

(防災訓練等への参加)

第16条 乙は、甲の要請に基づき甲が実施する防災訓練等に参加する。

(実施細則)

第17条 この協定に定めるもののほか、この協定を実施するために必要な事項は、別に定める。

(協議)

第18条 この協定に定めのない事項又はこの協定について疑義が生じた事項については、甲乙協議して定める。

(協定期間)

第19条 この協定の有効期間は、平成24年3月28日から平成25年3月27日までとする。

2 この協定の発効と同時に、平成12年8月28日付で締結した「災害時の医薬品等の供給に関する協定」は効力を失う。

3 この協定の有効期間満了1月前までに、甲乙いずれかから何ら意思表示がないときは、期間満了日の翌日から更に1年間延長するものとし、以後同様とする。

この協定の締結を証するため、本協定書2通を作成し、甲乙記名押印のうえ、各自その1通を保有するものとする。

平成24年3月28日

甲 長野県大町市長 牛越 徹

乙 大北薬剤師会
会長 内川 輝雄

資料 7-2 (1) 災害時の医療救護活動に関する実施細則

平成24年3月28日付で、大町市（以下「甲」という。）と大北薬剤師会（以下「乙」という。）との間で締結した「災害時の医療救護活動に関する協定書」（以下「協定書」という。）第17条の規定に基づき、次のとおり実施細則を定める。

（医療救護活動の報告）

第1条 乙は、協定書第3条の規定により薬剤師班を派遣したときは、医療救護活動終了後、「医療救護活動報告書」（様式第1号）及び「医薬品等使用報告書」（様式第2号）を作成し、速やかに甲に報告する。

（費用弁償の額）

第2条 協定書第9条第1項第1号に規定する額は、別表に定める額とする。

2 協定書第9条第1項第2号に規定する額は、使用した医薬品等に係る実費とする。

（事故報告）

第3条 乙は、協定書第10条第1項に規定する医療救護活動従事者が、負傷し若しくは疾病にかかり又は死亡した場合は、「事故報告書」（様式第3号）により速やかに甲に報告する。

（費用等の請求）

第4条 協定書第14条に規定する費用等の請求は、乙が各薬剤師班分を取りまとめ、「費用弁償請求書」（様式第4号）及び「医薬品等実費弁償請求書」（様式第5号）により甲に請求する。

（支払）

第5条 甲は、前条の請求があったときは、関係書類を確認のうえ、速やかに乙に対し支払う。

平成24年3月28日

甲 長野県大町市長 牛 越 徹

乙 大北薬剤師会
会長 内 川 輝 雄

資料 7-3 災害時の歯科医療救護活動に関する協定（社団法人大北歯科医師会）

大町市（以下「甲」という。）と社団法人大北歯科医師会（以下「乙」という。）とは、災害時の歯科医療救護活動について、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、大町市地域防災計画（以下「防災計画」という。）に基づき、甲が乙の協力を得て行う歯科医療救護活動の実施に関し、必要な事項を定める。

（大北地域大規模災害医療救護計画・大規模災害医療救護活動マニュアル）

第2条 乙は、長野県地域包括医療協議会大北支部（以下「包括」という。）が定めた大北地域大規模災害医療救護計画（以下「医療救護計画」という。）並びに大規模災害医療救護活動マニュアルに基づき医療救護活動を実施する。

（歯科医療救護班の派遣）

第3条 甲は、防災計画に基づき歯科医療救護活動を実施する必要がある場合は、乙に対し歯科医療救護班の編成及び派遣を要請する。

2 乙は、前項の要請を受けたときは、直ちに歯科医療救護班を編成し、災害現場の救護所等に派遣する。

（歯科医療救護班の任務）

第4条 歯科医療救護班は、原則として甲が避難場所、災害現場等に設置する救護所において歯科医療救護活動を行う。

2 歯科医療救護班の任務は、次のとおりとする。

（1）歯科傷病者の収容歯科医療機関への転送の要否及び転送の順位の決定

（2）歯科傷病者に対する応急処置

（3）死体の確認及び検案等に対する協力

（4）その他歯科医療救護活動に関する必要な処置

（歯科医療救護班に対する指揮）

第5条 乙の派遣する歯科医療救護班に対する指揮は、乙の長を通じて行う。

（医療救護班の輸送）

第6条 甲は、歯科医療救護活動が円滑に実施できるよう、歯科医療救護班の輸送について、必要な措置をとる。

（医薬品等の供給）

第7条 災害時の歯科医療救護活動のため、乙が派遣する歯科医療救護班が使用する医薬品等は、当該歯科医療救護班が携行するもののほか、甲が供給する。

（収容歯科医療機関の指定）

第8条 乙は、甲が傷病者の収容歯科医療機関を指定しようとするときは、これに協力する。

（歯科医療救護所の設置）

第9条 甲は、災害の状況により必要に応じて歯科医療救護所を設置する。

2 甲は、前項に定めるもののほか、災害の状況により必要と認めるときは、歯科医療救護活動が可能な被災地周辺の歯科医療施設に、乙の協力を得て歯科医療救護所を設置する。

3 甲は、歯科医療救護所において歯科医療救護班が必要とする給食、給水等の手配を行う。

（医療費）

第10条 歯科医療救護所における医療費は無料とする。

2 収容歯科医療機関における医療費は患者負担とする。

（費用弁償）

第11条 甲の要請に基づき、乙が歯科医療救護活動を実施した場合に要する次の費用は、甲が負担する。

（1）歯科医療救護班の編成、待機及び派遣に要する経費

（2）歯科医療救護班が携行した医薬品等を使用した場合の実費弁償

2 前項の実費弁償の額については、甲乙協議のうえ、別に定める。

(損害補償)

第12条 甲は、乙が派遣した歯科医療救護活動従事者（以下「従事者」という。）が歯科医療救護活動中に負傷し若しくは疾病にかかり又は死亡した場合は、議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例（昭和42年大町市条例第16号）の規定に準じて補償を行う。

2 第9条第2項の規定により歯科医療救護所を設置した歯科医療施設において、歯科医療救護活動に伴う施設及び設備の損傷については、甲が負担する。

(第三者に対する損害賠償)

第13条 乙が派遣した従事者が歯科医療救護活動中に第三者に対して損害を及ぼしたときは、甲乙協議のうえ、その賠償方法及び賠償額を定める。

(医事紛争の処理)

第14条 歯科医療救護班が歯科医療救護活動により患者との間に医事紛争が生じたときは、乙は、直ちに甲に連絡する。

2 甲は、前項の連絡を受けたときは速やかに調査し、乙と協議のうえ誠意をもって解決のため適切な措置を講ずる。

(報告)

第15条 乙は、歯科医療救護活動終了後、速やかに甲の定めるところにより、従事者の氏名及び人数その他歯科医療救護活動の内容を甲に報告する。

(費用等の請求)

第16条 乙は、第11条の費用及び第12条の補償（以下「費用等」という。）を請求するときは、甲の定めるところにより行う。

(支払)

第17条 甲は、前条の規定により費用等の請求があったときは、その内容を審査し、適当であると認めるときは、その費用等を速やかに乙に支払う。

(防災訓練等への参加)

第18条 乙は、甲の要請に基づき甲が実施する防災訓練等に参加する。

(実施細則)

第19条 この協定に定めるもののほか、この協定を実施するために必要な事項は、別に定める。

(協議)

第20条 この協定に定めのない事項又はこの協定について疑義が生じた事項については、甲乙協議して定める。

(協定期間)

第21条 この協定の有効期間は、平成24年3月28日から平成25年3月27日までとする。

2 この協定の有効期間満了1月前までに、甲乙いずれかから何ら意思表示がないときは、期間満了日の翌日から更に1年間延長するものとし、以後同様とする。

この協定の締結を証するため、本協定書2通を作成し、甲乙記名押印のうえ、各自その1通を保有する。

平成24年3月28日

甲 長野県大町市長 牛越 徹

乙 社団法人大北歯科医師会
会長 岡江 昇

資料 7-3 (1) 災害時の歯科医療救護活動に関する実施細則

平成24年3月28日付で、大町市（以下「甲」という。）と社団法人大北歯科医師会（以下「乙」という。）との間で締結した「災害時の歯科医療救護活動に関する協定書」（以下「協定書」という。）第19条の規定に基づき、次のとおり実施細則を定める。

（歯科医療救護活動の報告）

第1条 乙は、協定書第3条の規定により歯科医療救護班を派遣したときは、歯科医療救護活動終了後、歯科医療救護班ごとに「歯科医療救護活動報告書」（様式第1号）、「歯科診療報告書」（様式第2号）及び「医薬品等使用報告書」（様式第3号）を作成し、速やかに甲に報告する。

（費用弁償の額）

第2条 協定書第11条第1項第1号に規定する額は、別表に定める額とする。

2 協定書第11条第1項第2号に規定する額は、使用した医薬品等に係る実費とする。

（事故報告）

第3条 乙は、協定書第12条第1項に規定する歯科医療救護活動従事者が負傷し若しくは疾病にかかり又は死亡した場合は、「事故報告書」（様式第4号）により速やかに甲に報告する。

（歯科医療施設等損傷報告書）

第4条 乙は、協定書12条第2項に規定する歯科医療施設及び設備の損傷が発生したときは、「歯科医療施設及び設備損傷報告書」（様式第5号）により速やかに報告する。

（費用等の請求）

第5条 協定書第16条に規定する費用等の請求は、乙が各歯科医療救護班分を取りまとめ、「費用弁償請求書」（様式第6号）、「医薬品等実費弁償請求書」（様式第7号）又は「歯科医療施設及び設備損傷に係る損害補償請求書」（様式第8号）により甲に請求する。

（支払）

第6条 甲は、前条の請求があったときは、関係書類を確認のうえ、速やかに乙に対し支払う。

平成24年3月28日

甲 長野県大町市長 牛越 徹

乙 社団法人大北歯科医師会
会長 岡江 昇

資料 7-4 救急告示医療機関

(R6.2.2 現在)

医療圏	病院診療所の別別	名 称	開設者	所 在 地 (電話番号)		認定の有効期限年月日効期	備考
大 北 (2)	病 院 (2)	市立大町総合病院	大町市	大町市大町 3130	0261-22-0415	R8.1.30	※
		J A長野厚生連北アルプス医療センターあづみ病院	厚生連	北安曇郡池田町大字池田3207-1	0261-62-3166	R8.1.30	※

(注) 備考欄の※は、病院群輪番制病院運営事業参加病院

29

資料 7-4 (1) 災害拠点病院

医療圏名	病 院 名	開設者	病床数	所 在 地 (電話)	
大 北	市立大町総合病院	大町市	199	大町市大町 3130	0261-22-0415

資料 7-5 医療機関等一覧表

1 病院及び診療所

No	医療機関名	住所	診療科目	電話番号
1	市立大町総合病院	大町市大町 3130 (高見町)	総合	22-0415
2	八坂診療所	大町市八坂 1109-11 (大平)	内・小・外・整	26-2814
3	美麻診療所	大町市美麻 11810-イ (二重)	内・小	29-2015
4	いしぞね内科・外科クリニック	大町市大町 3190-1 (旭町)	内・外・消	23-2555
5	遠藤内科医院	大町市大町 2661 (神栄町)	内・循	22-0031
6	小野医院	大町市大町 4118 (堀六日町)	内・外・リハ	22-0047
7	医療法人柿下クリニック	大町市常盤 3541-14 (清水)	内・小	21-1230
8	かさぎ皮膚科	大町市大町 3303-13 (仁科町)	皮	23-7723
9	菊地クリニック	大町市常盤 3512-16 (上一)	内・外・消・婦・麻	21-2580
10	中澤医院	大町市大町 1212-2 (白塩町)	心内・精	22-0252
11	永井眼科医院	大町市大町 3152 (仁科町)	眼	22-1555
12	野村クリニック	大町市大町 3502-2 (東若宮町)	内・消・呼・糖尿病外来	85-0085
13	平林医院	大町市大町 4151-2 (六九町)	内・小	22-2525
14	平林耳鼻咽喉科医院	大町市常盤 5897-27 (上一)	耳・気管食道科	26-3030
15	医療法人社団厚生会横澤内科医院	大町市大町 4060-8 (下仲町)	内・小	22-0371
16	千葉眼科	大町市常盤 3564 (下一)	眼	85-5578
17	最上整形外科クリニック	大町市常盤 5897-48 (上一)	整・リハ	23-3300

内:内科 小:小児科 外:外科 整:整形外科 循:循環器科 消:消化器科 呼:呼吸器科 リウ:リウマチ科 リハ:リハビリテーション科
 婦:婦人科 皮:皮膚科 麻:麻酔科 心内:心療内科 精:精神科 神:神経科 眼:眼科 耳:耳鼻咽喉科

2 歯科

No	医療機関名	住所	電話番号
1	いいざわ歯科医院	大町市大町 1904-10 (俵町)	23-7050
2	オクハラ・デンタル・クリニック	大町市大町 3170 (仁科町)	23-0500
3	金子歯科医院	大町市大町 2911-4 (旭町)	23-2200
4	グリーン歯科クリニック	大町市大町 4003-14 (堀六日町)	23-6666
5	佐藤歯科医院	大町市大町 1477-8 (相生町)	23-3211
6	砂田歯科医院	大町市大町 3140 (高見町)	22-0648
7	にこにこデンタルクリニック	大町市常盤 3587-1 (下一)	23-5612
8	西澤歯科医院	大町市大町 5368-2 (幸町)	22-5091
9	平林歯科医院	大町市大町 1123 (東町)	22-1149
10	宮下歯科医院	大町市大町 4086 (上仲町)	22-0297
11	横澤歯科医院	大町市大町 4179-3 (六九町)	22-1343
12	市立大町総合病院特殊歯科・口腔外科	大町市大町 3130 (高見町)	22-0415

8 消防・水防関係

資料 8-1 市の現有消防力

1 北アルプス広域消防本部、大町消防署の人員

(R7.4.1 現在)

所 属	人 数
北アルプス広域消防本部（総務課・通信指令室）	25人
北アルプス広域大町消防署	28人

2 北アルプス広域消防本部、大町消防署の車両配備

(R7.4.1 現在)

	車 種	登録年月	備 考
連 絡 車	ニッサン セレナ	H25. 06	
ポ ン プ 車	日野 デュトロ	R04. 01	A-2 級、水槽 1.3 t
タ ン ク 車	日野 レンジャー	R06. 01	A-2 級、水槽 3.0 t
査 察 広 報 車	トヨタカローラ フィールダー	H28. 09	
査 察 広 報 車	ニッサン ラフェスタ	H22. 07	
指 令 車	ニッサン エクストレイル	H31. 02	
多目的支援車	トヨタ レジアスエース	H17. 09	
多目的広報車	ダイハツ ハイジェット	R4. 02	
救助工作車	日野 レンジャー	H20. 09	2.9 t 級クレーン付
は し ご 車	日野梯子車専用シャーシ	R02. 10	30m 級
救急 1 号車	トヨタ ハイメディック	H28. 03	高規格
救急 2 号車	トヨタ ハイメディック	H30. 08	高規格
救急予備車	トヨタ ハイメディック	H19. 11	高規格

3 消防団の人員

(R7.4.1 現在)

名 称	部数	条例定数		実団員数	管轄区域
		基本団員	機能別団員		
本 部	—	3	—	3	大町市一円
本 部 分 団	2	42	100	42	
第 1 分 団	3	86		81	大町地区
第 2 分 団	2	82		96	平地区
第 3 分 団	3	86		96	常盤地区
第 4 分 団	2	58		64	社地区
第 5 分 団	1	57		42	八坂地区
第 6 分 団	1	42	33	美麻地区	
合 計	14	456	100	457	

4 消防団の車両配置

(R7.4.1 現在)

所 属	登録番号	登録年月	備 考
第 1 分 団 第 1 部	松本 830 せ 0103	H24. 2	1 号車 長野 A-2 級
	松本 830 そ 0602	H19. 11	大黒町積載車 シバウラ B-3
第 1 分 団 第 2 部	松本 830 せ 0104	H26. 3	2 号車 長野 A-2 級
	松本 883 い 0601	H22. 2	下白塩町積載車 トーハツ C-1

所 属	登録番号	登録年月	備 考
第1分団第3部	松本 830 す 0105	H22. 2	大原積載車 トーハツ B-3
第2分団第1部	松本 800 さ 0515	H11. 9	借馬積載車 トーハツ B-3
	松本 830 す 0102	H22. 2	3号車 長野 A-2 級
	松本 830 さ 0250	H31. 3	二ツ屋積載車 トーハツ B-3
第2分団第2部	松本 830 せ 0203	H16. 11	海の口積載車 トーハツ B-3
	松本 830 さ 0204	H19. 11	4号車 長野 A-2 級
	松本 800 す 2626	H27. 2	湖端積載車 トーハツ B-2 級
第3分団第1部	松本 830 す 0301	H17. 11	上一積載車 シバウラ B-3
	松本 830 さ 0302	H18. 8	泉積載車 シバウラ B-3
第3分団第2部	松本 830 そ 0303	H24. 12	清水積載車 シバウラ B-3
	松本 830 さ 0340	H30. 3	5号車 モリタ A-2 級
第3分団第3部	松本 088 す 5590	H10. 10	須沼積載車 シバウラ B-3
	松本 830 さ 0306	H13. 8	西山積載車 シバウラ B-3
第4分団第1部	松本 800 さ 2091	H12. 10	宮本積載車 シバウラ B-3
	松本 830 せ 0420	H29. 3	閨田積載車 シバウラ B-3
第4分団第2部	松本 830 す 0403	H15. 9	館の内積載車 シバウラ B-3
	松本 830 さ 0404	H18. 8	6号車 長野 A-2 級
第5分団第1部	松本 088 す 3347	H 9. 2	7号車 モリタ A-2 級
	松本 883 あ 0501	H18. 8	八坂支所積載車 シバウラ B-3
	松本 883 あ 0502	H22. 2	中央積載車 トーハツ C-1
	松本 830 せ 0502	H19. 12	切久保積載車 シバウラ B-3
	松本 830 さ 0503	H19. 2	8号車 長野 A-2 級
第6分団第1部	松本 883 あ 0503	H19. 10	野平積載車 シバウラ B-3
	松本 830 さ 0601	H18. 8	二重積載車 シバウラ B-3
	松本 883 あ 0601	H19. 10	新行積載車 シバウラ B-3
	松本 830 せ 0602	H18. 8	9号車 長野 A-2 級
消防応援隊車両 指 令 車	松本 088 す 5088	H10. 6	青具積載車 シバウラ B-2
	松本 830 た 0101	H17. 11	10号車 長野 A-2 級
	松本 800 す 3084	H27. 12	デリカ

5 現有消防水利状況

(R7.4.1 現在)

消 火 栓	公 設		1, 3 2 0
	私 設		1 1 1
	計		1, 4 3 1
防 火 水 槽	公 設	2 0 m ³ 未満	2 5
		2 0 m ³ ～4 0 m ³	4 1
		4 0 m ³ 以上	1 5 6
	私 設	2 0 m ³ 未満	0
		2 0 m ³ ～4 0 m ³	4
		4 0 m ³ 以上	1 2
計		2 3 8	
そ の 他	河 川		9
	プ ー ル		1 0
	採 水 口		3
	計		2 2

第1章 総則

第1節 目的

この計画は、水防法（昭和24年法律第193号、以下「法」という。）第4条の規定に基づき、長野県知事（以下「県知事」という。）から指定された指定水防管理団体たる大町市（以下「市」という。）が、同法第33条第1項の規定に基づき、市内における水防事務の調整及びその円滑な実施のために必要な事項を規定し、市の地域にかかる河川、湖沼の洪水、水災を警戒し、防御し、及びこれによる被害を軽減し、もって公共の安全を保持することを目的とする。

第2節 用語の定義

主な水防用語の定義は、次のとおりである。

(1) 水防管理団体

水防の責任を有する市町村又は水防に関する事務を共同に処理する水防事務組合若しくは水害予防組合をいう。（法第2条第1項）

(2) 指定水防管理団体

水防上公共の安全に重大な関係のある水防管理団体として都道府県知事が指定したものをいう。（法第4条）

(3) 水防管理者

水防管理団体である市町村の長又は水防事務組合の管理者若しくは長若しくは水害予防組合の管理者をいう。（法第2条第2項）

(4) 消防機関

消防組織法（昭和22年法律第226号）第9条に規定する消防の機関（消防本部、消防署及び消防団）をいう。（法第2条第3項）

(5) 消防機関の長

消防本部を置く市町村にあつては消防長を、消防本部を置かない市町村にあつては消防団の長をいう。（法第2条第4項）

(6) 水防団

法第6条に規定する水防団をいう。

(7) 量水標管理者

量水標、その他の水位観測施設の管理者をいう。（法第2条第6項、法第10条第3項）都道府県の水防計画で定める量水標管理者は、都道府県の水防計画で定めるところにより、水位を通報及び公表しなければならない。（法第12条）

(8) 水防協力団体

水防に関する業務を適正かつ確実に行うことができると認められる法人その他法人でない団体であつて、事務所の所在地、構成員の資格、代表者の選任方法、総会の運営、会計に関する事項その他当該団体の組織及び運営に関する事項を内容とする規約その他これに準ずるものを有しているものとして水防管理者が指定した団体をいう。（法第36条第1項）

(9) 洪水予報河川

国土交通大臣又は都道府県知事が、流域面積が大きい河川で、洪水により国民経済上重大又は相当な損害が生じるおそれがあるものとして指定した河川。国土交通大臣又は都道府県知事は、洪水予報河川について、気象庁長官と共同して、洪水のおそれの状況を基準地点の水位又は流量を示して洪水の予報等を行う。（法第10条第2項、法第11条第1項、気象業務法（昭和27年法律第165号）第14条の2第2項及び第3項）

(10) 水防警報

国土交通大臣又は都道府県知事が、洪水により国民経済上重大又は相当な損害が生じるおそれがあると認めて指定した河川（水防警報河川）について、国土交通省又は都道府県の機

関が、洪水によって災害が起こるおそれがあるとき、水防を行う必要がある旨を警告して行う発表をいう。(法第2条第7項、法第16条)

(11) 水位周知河川

国土交通大臣又は都道府県知事が、洪水予報河川以外の河川で洪水により国民経済上重大又は相当な損害が生じるおそれがあるものとして指定した河川。国土交通大臣又は都道府県知事は、水位周知河川について、当該河川の水位があらかじめ定めた氾濫危険水位（特別警戒水位）に達したとき、水位又は流量を示して通知及び周知を行う。(法第13条)

(12) 水位到達情報

水位到達情報とは、国土交通大臣又は都道府県知事が指定した水位周知河川において、あらかじめ定めた氾濫危険水位（特別警戒水位）への到達に関する情報のほか、氾濫注意水位（警戒水位）、避難判断水位への到達情報、氾濫発生情報のことをいう。

(13) 水防団待機水位（通報水位）

量水標の設置されている地点ごとに都道府県知事が定める水位で、各水防機関が水防体制に入る水位（法第12条第1項に規定される通報水位）をいう。水防管理者又は量水標管理者は、洪水のおそれがある場合において、量水標等の示す水位が水防団待機水位（通報水位）を超えるときは、その水位の状況に関係者に通報しなければならない。

(14) 氾濫注意水位（警戒水位）

水防団待機水位（通報水位）を超える水位であって、洪水による災害の発生を警戒すべきものとして都道府県知事が定める水位（法第12条第2項に規定される警戒水位）をいう。量水標管理者は、量水標等の示す水位が氾濫注意水位（警戒水位）を超えるときは、その水位の状況を公表しなければならない。

(15) 避難判断水位

氾濫注意水位（警戒水位）を超える水位であって、洪水による災害の発生を特に警戒すべき水位をいう。市町村長の避難準備・高齢者等避難開始等、情報発表の目安となる水位である。

(16) 氾濫危険水位

洪水により相当の家屋浸水等の被害を生じる氾濫の起こるおそれがある水位をいう。市町村長の避難勧告等の発令判断の目安となる水位である。水位周知河川においては、法第13条第1項及び第2項に規定される特別警戒水位に相当する。水位周知河川においては、法第13条第1項及び第2項に規定される特別警戒水位に相当する。

(17) 特別警戒水位

法第13条第1項及び第2稿に定める洪水による被害の発生を特に警戒すべき水位。氾濫危険水位に相当する。国土交通大臣又は都道府県知事は、指定した水位周知河川においてこの水位に到達したときは、水位到達情報を発表しなければならない。

(18) 重要水防区域

堤防の決壊、漏水、川の水があふれる等の危険が予想される箇所であり、洪水等に際して水防上特に注意を要する区域をいう。

(19) 浸水想定区域

洪水予報河川及び水位周知河川について、洪水時の円滑かつ迅速な避難を確保し、又は浸水を防止することにより、水災による被害の軽減を図るため、河川整備の計画降雨により当該河川が氾濫した場合に浸水が想定される区域として国土交通大臣又は都道府県知事が指定した区域をいう。(法第14条)

第3節 水防の責任等

市は、管轄区域内の水防を十分に果たすべき責任を負う。

第4節 水防計画の作成及び変更

(1) 水防計画の作成及び変更

市は、毎年、県の水防計画に応じて、出水期前までに水防計画に検討を加え、必要がある

と認めるときは変更を行う。水防計画を変更するときは、あらかじめ、水防協議会に諮るとともに、県知事に届け出るものとする。

また、市は、水防計画を変更したときは、その要旨を公表するものとする。

(2) 水防協議会の設置

市は、水防計画その他水防に関し重要な事項を調査審議させるために、水防協議会を置くものとする。

水防協議会に関し必要な事項は、法第34条に定めるもののほか、条例で定めるものとする。

第5節 水防訓練

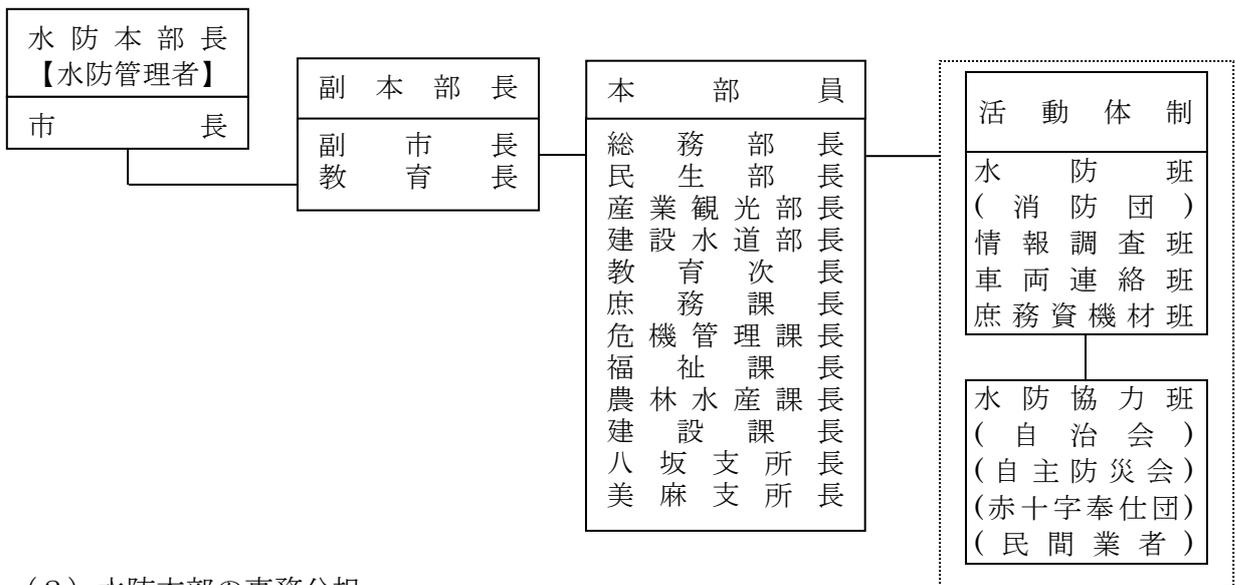
市は、毎年出水期前に、消防団及び水防協力団体の水防訓練を実施し、水防技術の向上を図るものとする。

第2章 水防組織

市は、水防に関係のある警報・注意報等又は地震等により、洪水のおそれがあると認められるときから洪水等の危険が解除されるまで、市役所に水防本部を設置し、次の組織で事務を処理する。ただし、災害対策本部が設置されたときは、同本部の一部として編入され、その事務を処理する。

(1) 組織系統

水防本部の事務局は、危機管理課におき、水防本部の組織は次のとおりとする。



(2) 水防本部の事務分担

水防本部の各班の事務分担は、次による。

班名	班長	班員	業務
水防班	消防団長	消防団員	団組織内の連絡、招集を行い、組織をあげて水防作業に従事する。
情報調査班	危機管理課長	危機管理課職員	気象の予警報、水防警報等の情報収集に従事する。
	農林水産課 建設課 八坂支所 美麻支所 の各係長	農林水産課職員 建設課職員 八坂支所職員 美麻支所職員	被害状況の情報収集、災害応急復旧の調査に従事する。

車両連絡班	農林水産課 建設課 八坂支所 美麻支所 の各係長	農林水産課職員 建設課職員 八坂支所職員 美麻支所職員	人員及び水防資機材の運搬、現場連絡、水防班からの資材調達要請に係る事務に従事する。
庶務資機材班	庶務課 危機管理課 の各係長	庶務課職員 危機管理課職員	水防報告、渉外(公用負担事務・水防本部開設事務・水防協力班に係る事務・応援要請・調査の連絡調整)、水防用備蓄資材の整備・調整、消防団員の招集等に従事する。
水防協力班 (法第 24 条の規定による水防活動の一般協力者)	自治会長 自主防災会長	一般住民	水防本部長の要請に基づき、水防用資材等の提供及び水防活動に従事する。
	赤十字奉仕団長	赤十字奉仕団員	水防本部長の要請に基づき、水防活動に伴う給食、給水、救護活動に従事する。
	民間業者現場代理人	民間業者作業員	水防本部長の要請に基づき、現場における作業能率を高めるために、重機等の機械力による水防活動に従事する。

第 3 章 重要水防区域

重要水防区域は、堤防の決壊、漏水、川の水があふれる等の危険が予想される箇所であり、洪水等に際して水防上特に注意を要する区域である。

番号	区分	左右岸の別	延長 m (箇所)	場所 目標	水位 予想 m	予 想 危 険 さ れ る	水 防 工 法
	河川名						
1	高瀬川	左	1,500(1)	グリーンパーク西	2.5	護岸深掘れ 決壊	木流し 蛇籠布せ
2	〃	左	500(1)	社青島ニチコン西	2.5	護岸深掘れ 決壊	木流し 蛇籠布せ
3	鹿島川	左右	500(1) 350(1)	平源汲要橋上下流	2.5	護岸(堤防) 洗堀決壊	木流し 蛇籠布せ
4	〃	右	500(1)	平温泉郷上流	2.5	護岸高不足 水があふれる	積土のう
5	〃	左	1,300(1)	平野口橋上流	2.5	護岸高不足 水があふれる	積土のう
6	農具川	左右	650(1) 650(1)	平木崎森林組合東	1.5	護岸(堤防)老朽 決壊	蛇籠布せ
7	〃	左右	300(1) 300(1)	三日町水門上	1.5	護岸高不足 水があふれる	積土のう
8	稲尾沢川	左右	250(1) 250(1)	(一)小島信濃木崎 (T)線より下流	3.0	護岸高不足 水があふれる	積土のう

9	犀川	左	600(1)	瀬口	5.0	護岸高不足 水があふれる	中聖牛 蛇籠布せ
10	〃	左	300(1)	野平	5.0	護岸高不足 水があふれる	中聖牛 蛇籠布せ
11	〃	左	100(1)	赤土	5.0	護岸高不足 水があふれる	中聖牛 蛇籠布せ
12	〃	左	100(1)	舟場	5.0	護岸高不足 水があふれる	中聖牛 蛇籠布せ
13	金熊川	右	90(1)	小菅	3.0	護岸高不足 水があふれる	中聖牛 蛇籠布せ
14	北の沢川	左	300(1)	北の沢	2.0	護岸高不足 水があふれる	積土のう 蛇籠布せ
15	土尻川	左	30(1)	青具万中	4.0	護岸高不足 水があふれる	積土のう
16	〃	左	100(1)	青具一字田	2.0	護岸高不足 水があふれる	積土のう
17	〃	左	300(1)	青具米山	3.5	護岸高不足 水があふれる	蛇籠布せ
18	稲尾沢川	左右	200(1) 200(1)	新行上手、中	2.5	護岸高不足 水があふれる	積土のう
19	〃	左右	40(1) 40(1)	新行土橋上	2.0	護岸高不足 決壊	蛇籠布せ
20	藤沢川	左右	200(1) 200(1)	青具古堂橋下	1.5	護岸高不足 水があふれる	積土のう
21	金熊川	左右	900(1) 1,200(1)	二重元の関	2.5	天然河岸 決壊	蛇籠布せ
22	片岡沢川	左右	100(1) 200(1)	青具片岡	3.5	護岸高不足 水があふれる	蛇籠布せ
23	西ノ沢川	左右	200(1) 200(1)	千見三百地	3.0	天然河岸 決壊	蛇籠布せ
24	白口沢川	左右	250(1) 600(1)	大塩中村	2.5	断面不足 水があふれる	積土のう
25	金熊川	左右	300(1) 200(1)	大塩宮の脇	3.5	護岸高不足 水があふれる	積土のう

※重要水防区域位置図・区域図は、資料8-2(1)・(2)のとおり。

第4章 予報及び警報

第1節 気象庁が行う予報及び警報

(1) 気象庁が発表する注意報及び警報等

長野地方気象庁が一般の警戒若しくは注意を促すために、又は水防活動の利用のために発表する注意報、警報、特別警報の種類及びそれらの発表基準は、次のとおりである。

警報(水防関係のみ)

種類	発表基準
大雨特別	大雨が特に異常であるため重大な災害が発生するおそれが著しく大きいと予想されたときに発表される。大雨特別警報には、大雨特別警報(土砂災害)、大雨特別

	警報（浸水害）、大雨特別警報（土砂災害、浸水害）のように、特に警戒すべき事項が明記される。災害が発生又は切迫している状況であり、命の危険が迫っているため直ちに身の安全を確保する必要があることを示す警戒レベル5に相当。
大雨	大雨による重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。具体的には「大雨及び洪水警報・注意報基準 大雨警報」の条件に該当する場合。大雨警報には、大雨警報（土砂災害）、大雨警報（浸水害）、大雨警報（土砂災害、浸水害）のように、特に警戒すべき事項が明記される。大雨警報（土砂災害）は、高齢者等の避難が必要とされる警戒レベル3に相当。
洪水	河川の上流域での降雨や融雪等による河川の増水により、重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。具体的には「大雨及び洪水警報・注意報基準 洪水警報」の条件に該当する場合。河川の増水や氾濫、堤防の損傷や決壊による重大な災害が対象としてあげられる。高齢者等は危険な場所からの避難が必要とされる警戒レベル3に相当。

注意報(水防関係のみ)

種 類	発 表 基 準
大雨	大雨による災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。具体的には「大雨及び洪水警報・注意報基準 大雨注意報」の条件に該当する場合。ハザードマップによる災害リスクの再確認等、避難に備え自らの避難行動の確認が必要とされる警戒レベル2である。
洪水	河川の上流域での降雨や融雪等により河川が増水し、災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。具体的には「大雨及び洪水警報・注意報基準 洪水注意報」の条件に該当する場合。ハザードマップによる災害リスクの再確認等、避難に備え自らの避難行動の確認が必要とされる警戒レベル2である。

(2) 水防活動の利用に適合する警報・注意報

(指定河川洪水予報、津波及び高潮によるものを除く)

種 類	発 表 基 準
水防活動用警報	一般の利用に適合する大雨特別警報、大雨警報と同じ。
気象警報 洪水警報 ※	〃 洪水警報と同じ。
水防活動用注意報	一般の利用に適合する大雨注意報と同じ。
気象注意報 洪水注意報 ※	〃 洪水注意報と同じ。

(注) 1 発表基準欄に記載した数値は長野県における過去の災害事例と気象条件との関係を調査して決めたものであり、気象要素によって災害発生を予測する際のおおむねの目安である。

2 ※水防活動の利用に適合する警報・注意報は、一般の警報・注意報のうち水防に関するものを用いて行い、水防活動用の語は用いない。

3 警報・注意報はその種類にかかわらず解除されるまで継続される。また、新たな警報・注意報が発表されるときは、これまで継続中の警報・注意報は自動的に解除又は更新されて、新たな警報・注意報にきりかえられる。

4 情報の取扱いについては警報・注意報等の連絡に準じて行うものとする。

5 一般の利用に適合する洪水の特別警報は設けられていない。

(3) 大雨警報・洪水警報等を補足する情報

気象庁は、注意報、警報、特別警報を補足する情報として、浸水キキクル、洪水キキクル

および流域雨量指数の予測値を発表する。これらの情報は、気象庁ホームページで見ることができる。

種 類	内 容
浸水キキクル (大雨警報(浸水害) の危険度分布)	短時間強雨による浸水害発生危険度の高まりの予測を、地図上で1 km 四方の領域ごとに5段階に色分けして示す情報。1時間先までの表面雨量指数の予測を用いて常時10分ごとに更新しており、大雨警報(浸水害)等が発表されたときに、危険度が高まっている場所を面的に確認することができる。 ・「災害切迫」(黒)：命の危険があり直ちに安全確保が必要とされる警戒レベル5に相当。
洪水キキクル (洪水警報の危険度分布)	指定河川洪水予報の発表対象ではない中小河川(水位周知河川及びその他河川)の洪水発生危険度の高まりの予測を、地図上で河川流路を概ね1 km ごとに5段階に色分けして示す情報。3時間先までの流域雨量指数の予測を用いて常時10分ごとに更新しており、洪水警報等が発表されたときに、危険度が高まっている場所を面的に確認することができる。 ・「災害切迫」(黒)：命の危険があり直ちに安全確保が必要とされる警戒レベル5に相当。 ・「危険」(紫)：危険な場所からの避難が必要とされる警戒レベル4に相当。 ・「警戒」(赤)：高齢者等は危険な場所からの避難が必要とされる警戒レベル3に相当。 ・「注意」(黄)：ハザードマップによる災害リスクの再確認等、避難に備え自らの避難行動の確認が必要とされる警戒レベル2に相当。
流域雨量指数の予測値	指定河川洪水予報の発表対象ではない中小河川(水位周知河川及びその他河川)の、上流域での降雨による、下流の対象地点の洪水危険度の高まりの予測を、洪水警報等の基準への到達状況に応じて危険度を色分けした時系列で示す情報。6時間先までの雨量分布の予測(降水短時間予報等)を用いて常時10分ごとに更新している。

(4) その他の気象情報

種類	発 表 基 準
早期注意情報(警報級の可能性)	5日先までの警報級の現象の可能性が[高]、[中]の2段階で発表される。当日から翌日にかけては時間帯を区切って、天気予報の対象地域と同じ発表単位(長野県南部など)で、2日先から5日先にかけては日単位で、週間天気予報の対象地域と同じ発表単位(長野県など)で発表される。大雨に関して、[高]又は[中]が予想されている場合は、災害への心構えを高める必要があることを示す警戒レベル1である。
記録的短時間大雨情報	大雨警報発表中の市町村において、数年に一度程度しか発生しないような猛烈な雨(1時間降水量)が観測(地上の雨量計による観測)又は解析(気象レーダーと地上の雨量計を組み合わせた分析)され、かつ、キキクル(危険度分布)の「危険」(紫)が出現している場合に、気象庁から発表される。この情報が発表されたときは、土砂災害及び、低地の浸水や中小河川の増水・氾濫による災害発生につながるような猛烈な雨が降っている状況であり、実際に災害発生の危険度が高まっている場所をキキクル(危険度分布)で確認する必要がある。

台風情報	台風が発生した時や、台風が日本に影響を及ぼすおそれがあったり、既に影響を及ぼしている時に発表する。台風の実況と予想などを示した「位置情報」と防災上の注意事項などを示した「総合情報」がある。
・全般気象情報 ・関東甲信地方気象情報 ・長野県気象情報	気象の予報等について、特別警報・警報・注意報に先立って注意を喚起する場合や、特別警報・警報・注意報が発表された後の経過や予測、防災上の注意を解説する場合等に発表される。雨を要因とする特別警報が発表されたときには、その後速やかに、その内容を補足するため「記録的な大雨に関する長野県気象情報」、「記録的な大雨に関する関東甲信地方気象情報」、「記録的な大雨に関する全般気象情報」という表題の気象情報が発表される。大雨による災害発生の危険度が急激に高まっている中で、線状の降水帯により非常に激しい雨が同じ場所で降り続けているときには、「線状降水帯」というキーワードを使って解説する「顕著な大雨に関する長野県気象情報」、「顕著な大雨に関する関東甲信地方気象情報」、「顕著な大雨に関する全般気象情報」という表題の気象情報が発表される。

大雨及び洪水注意報・警報発表基準

(R7.4.1 現在)

注意報	大雨	雨量基準	平坦地 : 1時間雨量 25mm 平坦地以外 : 1時間雨量 30mm		
		表面雨量指数基準	5		
		土壌雨量指数基準	104		
	洪水	雨量基準	平坦地 : 1時間雨量 25mm 平坦地以外 : 1時間雨量 30mm		
		流域雨量指数基準	犀川流域=51.9, 金熊川流域=4.9, 高瀬川流域=24.6, 農具川流域=6.8, 稲尾沢川流域=4.0, 鹿島川流域=10.6, 土尻川流域=5.5		
		複合基準※1	犀川流域= (5, 41.5), 金熊川流域= (5, 4.6), 農具川流域= (5, 6.7), 稲尾沢川流域= (5, 3.2)		
		指定河川洪水予報による基準	—		
	強風	平均風速	13m/s		
	風雪	平均風速	13m/s (雪を伴う)		
	大雪	降雪の深さ	平地	12時間降雪の深さ 15cm	
			山沿い	12時間降雪の深さ 20cm	
	雷	落雷等により被害が予想される場合			
	融雪	1. 積雪地域の日平均気温が 10℃以上 2. 積雪地域の日平均気温が 6℃以上で日降水量が 20mm以上			
	濃霧	視程	100m		
	乾燥	最少湿度 20%で実効湿度 55%※2			
	なだれ	1. 表層なだれ: 積雪が 50cm 以上あって、降雪の深さ 20cm 以上で風速 10m/s 以上、 または積雪が 70cm 以上あって、降雪の深さ 30cm 以上 2. 全層なだれ: 積雪が 70cm 以上あって、最高気温が平年より 5℃ 以上高い、または日降水量が 15mm 以上			
低温	夏期: 平均気温が平年より 4℃ 以上低く、かつ最低気温 15℃ 以				

		下が2日以上続く場合 冬期：最低気温-14℃以下		
	霜	早霜・晩霜期に最低気温2℃以下		
	着氷	著しい着氷が予想される場合		
	着雪	著しい着雪が予想される場合		
警報	大雨	雨量基準	平地 : 1時間雨量 40mm 平地地以外 : 1時間雨量 50mm	
		表面雨量指数基準	9 (浸水害)	
		土壌雨量指数基準	130 (土砂災害)	
	洪水	雨量基準	平地 : 1時間雨量 40mm 平地地以外 : 1時間雨量 50mm	
		流域雨量指数基準	犀川流域=64.9, 金熊川流域=6.3, 高瀬川流域=30.5, 農具川流域=8.4, 稲尾沢川流域=5.0, 鹿島川流域=13.3, 土尻川流域=7.3	
		複合基準※1	犀川流域= (5, 64.4), 金熊川流域= (5, 5.2), 農具川流域= (5, 7.5)	
		指定河川洪水予報 による基準	—	
	暴風	平均風速	17m/s	
	暴風雪	平均風速	17m/s (雪を伴う)	
	大雪	降雪の深さ	平地	12時間降雪の深さ 25cm
山沿い			12時間降雪の深さ 30cm	

※1 (表面雨量指数, 流域雨量指数) の組み合わせによる基準値を表す。

※2 湿度は長野地方気象台の値。

大雨特別警報発表基準

大雨特別警報	台風や集中豪雨により数十年に一度の降雨量となる大雨が予想され、若しくは、数十年に一度の強度の台風や同程度の温帯低気圧により大雨になると予想される場合
--------	--

記録的短時間大雨情報

1時間雨量	100mm
-------	-------

第2節 洪水予報河川における洪水予報

(1) 種類及び発表基準

洪水予報は、国土交通大臣が指定した河川について、国土交通大臣と気象庁長官が共同でその状況を水位又は流量を示して発表する警報及び注意報をいう。

また、県知事が指定した河川について、県知事と気象庁長官が共同でその状況を水位又は流量を示して発表する警報及び注意報をいう。

発表する情報の種類、発表基準は、次のとおりである。

種類	発表基準
氾濫注意情報 (洪水注意報)	基準地点の水位が氾濫注意水位 (警戒水位) に到達し、更に水位上昇が見込まれるとき
氾濫警戒情報 (洪水警報)	基準地点の水位が一定時間後に氾濫危険水位 (危険水位) に到達することが見込まれるとき、又は、避難判断水位に到達し、更に水位上昇が見込まれるとき
氾濫危険情報 (洪水警報)	基準地点の水位が氾濫危険水位 (危険水位) に到達したとき

氾濫発生情報 (洪水警報)	氾濫が発生したとき
------------------	-----------

- (2) 国土交通大臣と気象庁長官が共同で行う洪水予報
市内には、国土交通大臣と気象庁長官が共同で行う洪水予報を行う河川はない。
- (3) 県知事と気象庁長官が共同で行う洪水予報
市内には、県知事と気象庁長官が共同で行う洪水予報を行う河川はない。

第3節 水位周知河川における水位到達情報

(1) 種類及び発表基準

水位到達情報は、国土交通大臣又は県知事はその指定した河川について、水位が避難判断水位（法第13条に規定される特別警戒水位）に達したとき、その旨を当該河川の水位又は流量を示して発表する水位情報をいう。

発表する情報の種類、発表基準は、次のとおりである。

種類	発表基準
避難判断水位到達情報	対象水位観測所の水位が避難判断水位に達したとき
氾濫危険水位到達情報	対象水位観測所の水位が氾濫危険水位に達したとき

(2) 国土交通大臣が行う水位到達情報の通知

市内には、国土交通大臣が水位到達情報の通知を行う河川はない。

(3) 県知事が行う水位到達情報の通知

①水位到達情報の通知を行う河川名、区域

河川名	区域
高瀬川	大町市大町 安曇野市明科七貴 高瀬上橋から 犀川合流点まで
犀川	東筑摩郡生坂村北陸郷字沢口 長野市信州新町 日野橋から 更級橋まで

②水位到達情報の通知の対象となる基準観測所

河川名	観測所名	地先名	水防団待機水位(通報水位)	氾濫注意水位(警戒水位)	避難判断水位	氾濫危険水位(特別警戒水位)	関係水防管理団体
高瀬川	十日市場	安曇野市 穂高 北穂高	1.0m	1.5m	2.0m	2.3m	大町市 池田町 松川村 安曇野市
犀川	弘崎	長野市 信州新町	3.6m	5.2m	5.8m	6.5m	大町市 長野市 生坂村

③水位到達情報の通知の担当官署

河川名	担当官署
高瀬川	大町建設事務所
犀川	長野建設事務所

④水位到達情報の通知の発表形式

発表形式は、資料8-2(3)のとおり。

第4節 水防警報

第1項 安全確保の原則

水防警報は、洪水によって災害が発生するおそれがあるとき、水防を行う必要がある旨を警告するものであるが、従事する者の安全の確保が図られるように配慮されたものでなければならぬ。そのため、水防警報の発表については、水防活動に従事する者の安全確保に配慮して通知するものとする。

第2項 洪水時の河川に関する水防警報

(1) 種類及び発令基準

水防警報は、国土交通大臣又は県知事はその指定した河川について、水防活動のために発表する警報をいう。

水防警報の種類、内容及び発表基準は、次のとおりである。

種 類	内 容	発令基準
準備	水防に関する情報連絡、水防資器材の整備、水門機能等の点検、通信及び輸送の確保等に努めるとともに、水防機関に出動の準備をさせる必要がある旨を警告するもの。	雨量、水位、流量とその他の河川状況により必要と認められるとき、又は、水位が消防団待機水位に達し、氾濫注意水位を超えるおそれがあるとき。
出動	水防機関が出動する必要がある旨を警告するもの。	水位が氾濫注意水位に達し、なお上昇のおそれがあり、水防活動の必要があるとき。
状況	出水状況及びその河川状況を示し、警戒が必要である旨を警告するとともに、水防活動上必要な越水（水があふれる）・漏水・法崩（堤防斜面の崩れ）・亀裂等河川の状況を示しその対応策を指示するもの。	出動が長時間にわたる場合、あるいは気象条件、水防活動に変化等が生じたとき。
解除	水防活動を必要とする出水状況が解消した旨及び当該基準水位観測所名による一連の水防警報を解除する旨を通告するもの。	水位が氾濫注意水位を下回り、かつ、水防活動の必要がなくなったとき。

(2) 国土交通大臣が行う水防警報

市内には、国土交通大臣が水防警報を行う河川はない。

(3) 県知事が行う水防警報

①水防警報の対象となる河川名、区域

河川名	区 域
高瀬川	大町市大町 安曇野市明科七貴 高瀬上橋から 犀川合流点まで
犀川	東筑摩郡生坂村北陸郷字沢口 長野市塩生甲 日野橋から 両郡橋まで

②水防警報の対象となる基準観測所

河川名	観測所名	地先名	水防団待機水位(通報水位)	氾濫注意水位(警戒水位)	避難判断水位	氾濫危険水位(特別警戒水位)	関係水防管理団体

高瀬川	十日市場	安曇野市 穂高 北穂高	1.0m	1.5m	2.0m	2.3m	大町市 池田町 松川村 安曇野市
犀川	弘崎	長野市 信州新町	3.6m	5.2m	5.8m	6.5m	大町市 長野市

③水防警報の担当官署

河川名	担当官署
高瀬川	大町建設事務所
犀川	長野建設事務所

④水防警報の発表形式

発表形式は、資料8-2(4)のとおり。

第5章 水位等の観測

第1節 水位の観測

(1) 水位観測所

市域の水位観測所は、県が管理する観測所が3箇所あるほか、国が管理する観測所が6箇所、他の量水標管理者が管理する観測所が5箇所ある。

所 属	観測所名	河 川	所 在 地	氾濫注 意水位 (m)	備考
長野県 大町建設事務所	高瀬上橋	高瀬川	常盤松原	—	テレメーター
〃	十日市場	〃	安曇野市穂高北穂高	1.5	テレメーター
長野県 長野建設事務所	弘 崎	犀 川	長野市信州新町弘崎	5.2	自記テレメーター
国土交通省 大町ダム管理所	大町ダム	高瀬川	平ナロヲ大クボ 2112-71	—	自記テレメーター
〃	大出橋	〃	平井出渡 1116-62	—	自記テレメーター
〃	籠川大橋	籠 川	平 2113-11	—	自記テレメーター
〃	野口橋	鹿島川	平 1088	—	自記テレメーター
〃	高瀬下橋	高瀬川	安曇野市穂高北穂高地先	—	自記テレメーター
国土交通省 千曲川河川事務所	陸 郷	犀 川	安曇野市明科南陸郷	3.3	自記テレメーター
東京電力リニューア ブルパワー(株)	弘 崎	犀 川	長野市信州新町弘崎	—	自記
〃	平 ダ ム	〃	生坂村大字東広津	—	自記テレメーター
〃	金熊川	金熊川	八坂小菅	—	テレメーター
〃	土尻川	土尻川	小川村大字高府	—	テレメーター
㈱ゾナック・ガラナイト・ジャパン	青木湖 導 水	高瀬川	平 1149-1 (大出取水口)	—	テレメーター

第2節 雨量の観測

(1) 雨量観測所

市内の雨量観測所は、県が管理する観測所が5箇所あるほか、気象庁が管理する観測所が1箇所、国が管理する観測所が5箇所、市が管理する観測所が2箇所、他の管理者が管理する観測所が4箇所ある。

所 属	観測所名	河 川	所 在 地	備 考
長野県 大町建設事務所	大 町	高瀬川	大町 1058-2(大町建設事務所)	テレメーター
〃	青木湖	農具川	平青木 21244	テレメーター
〃	高瀬入	籠 川	平ナロヲ大クボ 2112-729	テレメーター (11月下旬～4月上旬 中止)
〃	沓 掛	高瀬川	常盤東原 3798-48	テレメーター (11月下旬～4月上旬 中止)
長野県 土尻川砂防事務所	美 麻	藤 沢 川	美麻大藤	テレメーター (11月下旬～4月上旬 中止)
気 象 台	大 町	農具川	大町大原町 5926-5 (大原配水池)	有線ロケット雨量計
国土交通省 松本砂防事務所	高 瀬	高瀬川	大町 5032-12(高瀬川出張所)	自記・テレメーター
国土交通省 大町ダム管理所	大町ダム	高瀬川	平ナロヲ大クボ 2112-71	自記・テレメーター
〃	双六岳	〃	平高瀬入国有林 88	自記・テレメーター(10 月下旬～7月下旬休止)
〃	扇 沢	籠 川	平籠川谷国有林 24-3	自記・テレメーター(11 月中旬～4月中旬休止)
〃	鹿 島	鹿島川	平ツベタノ原 8552	自記・テレメーター
大 町 市	大 町	高瀬川	大町 3887 (大町市役所)	自記
〃	八 坂	金熊川	八坂 1108-1 (支所内)	自記
大 町 市	美 麻	金熊川	美麻 11810-イ (支所内)	自記
東京電力(株)	七倉ダム	高瀬川	平高瀬入	テレメーター
〃	高瀬ダム	〃	平高瀬入	テレメーター
〃	高 五	〃	平高瀬入 (第五調整池)	テレメーター
〃	金熊川	金熊川	八坂小菅	テレメーター

第6章 ダム・水門等の操作

第1節 ダム・水門等

(1) 河川区間のダム・水門(洪水)

ダム及び水門等の管理者は、常に当該施設が十分その機能を発揮できるよう努めるとともに、特に、水防活動時においては、適正な操作を行い、水害の軽減、防止に努めるものとする。

また、気象警報・注意報等及び洪水予報・水防警報が発表されたとき、又は雨量、水位、流量等の気象状況を考慮し、洪水時又は洪水のおそれがあると認めるときは、各施設の操作

規則等に基づき、的確な操作を行うものとする。
 水防上重要なダム及び水門等は、次のとおりである。

名 称	河川名	位 置	管 理 者	操作担当者	電 話
高 瀬 ダ ム	高瀬川	平高瀬入	東京電力リニューアブルパワー株式会社高瀬川事業所 国土交通省大町ダム管理所	高瀬川事業所 土木保守グループ 管理係	23-6306 夜間(090-4177-5147) 22-4511
七 倉 ダ ム					
大 町 ダ ム		平ナロラ大クボ	国土交通省大町ダム管理所	管理係	22-4511
大 出 取 水 所		平大出	(株)パナック・グラフィット・ジャパン	動力課動力係	22-7514
木 崎 湖 水 門	農具川	平木崎	大町市土地改良区	事務局員	22-5542 夜間 22-5794
農 具 川 取 水 所		社青島	(株)パナック・グラフィット・ジャパン	動力課動力係	22-7514
大 町 新 堰	籠川	平寄沢	大町市土地改良区	事務局員	22-5542 夜間 22-5794
越 荒 沢 堰	鹿島川	平猫鼻			
野 口 堰					
源 汲 中 堰					
硯 岩	乳川	常盤西山	高瀬川右岸土地改良区	事務局員	22-0520 夜間 090-4159-3039 090-1862-0598
砥 沢 水 門		常盤マネキ			
横 溝 水 門		常盤西山			
平 ダ ム	犀川	長野市大岡丙	東京電力リニューアブルパワー株式会社高瀬川事業所	犀川事業所 土木保守グループ	026-262-3336

第2節 操作の連絡

ダム及び水門等の管理者は、各施設の操作規則等に基づき、放流等の情報を直ちに河川管理者、所管建設事務所、下流地域等の水防管理団体、鉄道機関等に迅速に連絡するものとする。

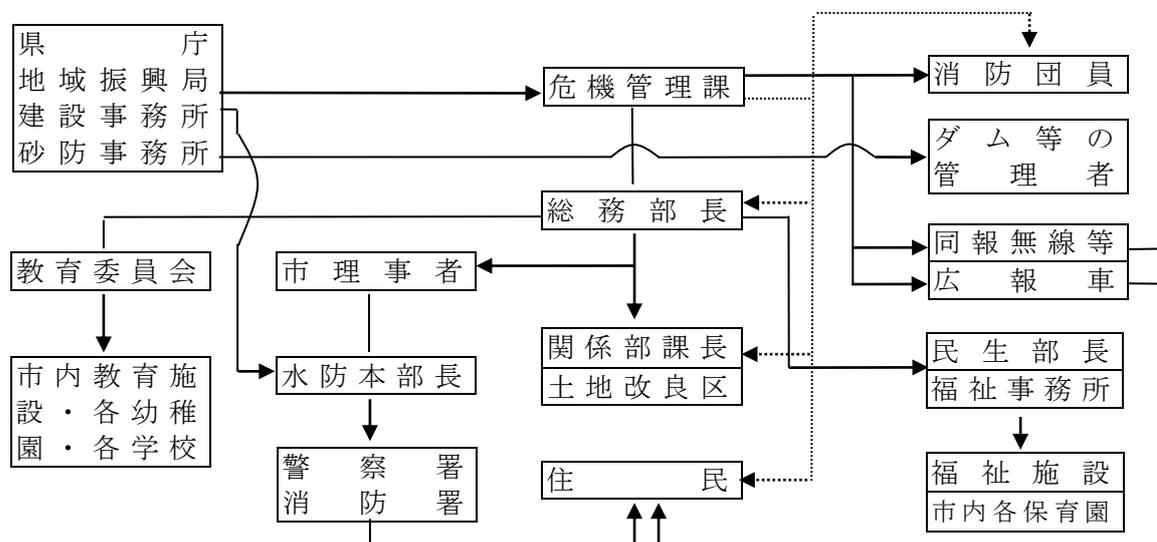
諮る

第7章 通信連絡

第1節 通信連絡系統

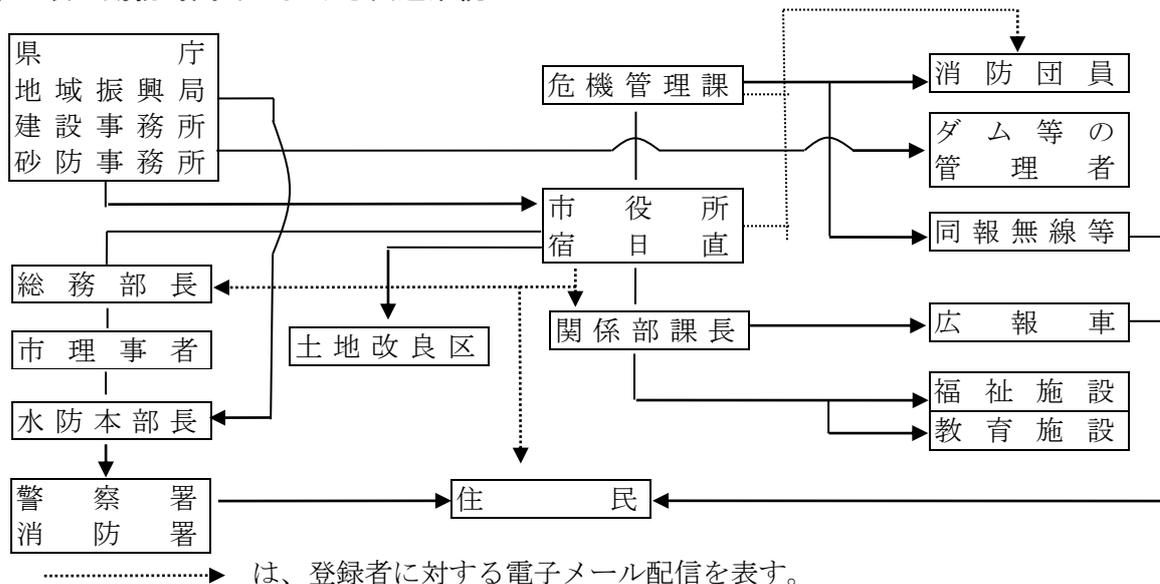
水防時に必要な連絡用の電話、無線電話の通信系統は、以下のとおりとする。

第1項 勤務時間中における伝達系統



.....→ は登録者に対する電子メール配信を表す。

第2項 勤務時間外における伝達系統



.....→ は、登録者に対する電子メール配信を表す。

連絡先一覧

機関名	所在地	TEL	FAX
長野県庁	長野市大字南長野字幅下 692-2	026-232-0111	026-225-7069
北アルプス地域振興局	大町市大町 1058-2	0261-22-5111	0261-23-6504
大町建設事務所	大町市大町 1058-2	0261-22-5111	0261-23-6532
長野建設事務所	長野市大字南長野南県町 686-1	026-234-9539	026-233-3245
国土交通省 大町ダム管理事務所	大町市平 2112-71	0261-22-4511	0261-22-4512
国土交通省松本砂防事務所 高瀬川出張所	大町市大町 5032	0261-22-0650	0261-22-7974
犀川砂防事務所	安曇野市明科中川手 4235	0263-62-3257	0263-62-2015
土尻川砂防事務所	長野市七二会己 973-1	026-229-2511	026-229-1024
大町警察署	大町市大町 2895	0261-22-0110	0261-23-6110
北アルプス広域大町消防署	大町市大町 4724-1	0261-22-0119	0261-22-0143
大町市土地改良区	大町市大町 3887	0261-22-5542	0261-23-0766
高瀬川右岸土地改良区	大町市常盤 3629	0261-22-0520	0261-22-9118
大町市役所	大町市大町 3887	0261-22-0420	0261-23-4304

大町市役所危機管理課	大町市大町 3887	0261-22-0392	0261-22-0392
------------	------------	--------------	--------------

8章 水防施設及び輸送

第1節 水防倉庫及び水防資器材

水防管理者は、資材の確保のため重要水防区域近在の竹、立木、木材等を調査するとともに、緊急時調達しうる数量を確認してその補給に備えること、また備蓄資材が使用又は損傷により不足を生じた場合は、直ちに補充しておくものとする。

水防倉庫及び備蓄資材

資材\倉庫	計	三日町	大新田	消防本部
PP袋 (枚)	4,400	3,000	10,750	1,000
鉄線 (kg)	1,700	1,700	-	-
玉縄 (巻)	35	35	-	-
蛇籠 (本)	153	153	-	-
丸太 (本)	50	50	-	-
木杭 (本)	50	50	-	-
ワイヤー (巻)	6(8)	6(8)	-	-
ロープ (m)	200	200	-	-
防水シート (枚)	20	10	-	10

(注) ワイヤーの () 内は、100m巻きに換算したときの巻き数

※水防倉庫位置図は、資料8-2(5)のとおり。

三日町水防倉庫水防工具

品名	数量	品名	数量	品名	数量	品名	数量
照明具	2	スコップ	40	掛矢	20	つるはし	13
斧	1	のこぎり	15	なた	15	鎌	18
金槌	30	ペンチ	32	シノ	23	一輪車	1

大新田防災資機材倉庫

品名	数量	品名	数量	品名	数量
土嚢製造機	1	土嚢	1,000	ビニールシート	10
トラロープ(m)	200	バリケード	50	スコップ	7
バール	2	斧(小)	1	懐中電灯	5

第2節 輸送の確保

非常の際、資器材、作業員その他の輸送を確保するため、市内の重要水防区域においてあらゆる状況を推定して輸送経路図を作成しておくものとする。

第9章 水防活動

第1節 水防配備

(1) 市の非常配備

市は、水防活動に関係する予報及び警報等の発表があり洪水のおそれがあると認められるときから、その危険が解消されるまでの間は非常配備により水防事務を処理するものとする。

配備区分	配備の時期	体制	配備人員
第1配備	水防に関する警報・注意報等が発せられたが、具体的な水防活動を必要と	情報の収集及び連絡に当たり、事態の推移によっては、直	数名の職員が対応

	するに至るまでにはまだかなり時間的余裕があると認められるとき	ちに第2配備の招集その他の活動ができる体制	
第2配備	1. 水防活動を必要とする事態の発生が予想され、数時間後には水防活動の開始が考えられるとき 2. 水防本部長が必要と認めて指令したとき	水防活動の必要な事態が発生すれば、そのまま水防活動（災害の応急対策）が遅滞なく遂行できる体制	各班の所属職員の約半数を動員
第3配備	1. 激甚な災害が予想されるとき又は危険性が大きく第2配備で処理できないと認められるとき 2. 水防本部長が必要と認めて指令したとき	完全な水防体制	所属職員の全員及び応援を求められた部課の職員を動員

(2) 消防団の非常配備等

①消防団の管轄地域

消防団の管轄地域は、次のとおりである。

所 属	区 分	区域	一級河川		その他の河川		合 計 延長m
			名 称	延長m	名 称	延長m	
第1分団1・2部 第2分団1・2部 第4分団1部		大町 平 社	農 具 川	11,000	八 徳 沢 前 沢 新 引 沢	3,000	14,000
第1分団1・2・3部 第2分団1部 第3分団1・2・3部 第4分団1部		大町 平 常盤 社	高 瀬 川	10,000	押 丹 沢 丹 生 子 沢 宮 明 沢	5,000	15,000
第2分団1・2部		平	鹿 島 川	5,500	荒 崎 沢 三 ツ 沢 矢 沢 黒 沢	4,000	9,500
第2分団1部		平	籠 川	4,000	—	—	4,000
第2分団2部		平	稲尾沢川	2,500	—	—	2,500
第3分団3部		常盤	乳 川	4,000	—	—	4,000
第3分団1・2部		常盤	—	—	九 々 沢 仏 崎 沢 内 山 沢 砥 ノ 沢 中 沢	5,000	5,000
第5分団1部		八坂	金 熊 川 (川久保橋 下 流)	6,600	大 平 沢 小 松 尾 沢 満 仲 沢	2,100	8,700
第5分団1部		八坂	金 熊 川 (川久保橋 上 流)	5,000	塩 沢 川 北 の 沢	2,600	7,600

第5分団1部	八坂	犀川	6,800	布大 上宮 中	宮洞 竈の	沢沢 沢沢 沢	6,300	13,100
第6分団1部	美麻	金熊川 稲尾沢川	11,100	向御 脇二 白南	沢堂 沢重 口沢	川の 川沢 沢川	3,500	14,600
第6分団1部	美麻	土尻川 片岡沢川 藤沢川	9,600	丸袖 西中	切の の	沢沢 沢沢 沢	2,200	11,800

②消防団の非常配備

水防本部長は、水防警報が発せられたとき、水位が氾濫注意水位（警戒水位）に達したとき、その他水防上必要があると認められるときは、消防団長に対し消防団の出動を要請し、又は出動の準備をさせるものとする。その基準はおおむね次のとおりとする。

配備区分	配備基準	配備体制
待機	水防に関係のある注意報及び警報が発表される等、必要と認められたとき	消防団の連絡員を本部に詰めさせ、団長は、その後の情勢を把握することに努め、また、団員は、直ちに次の段階に入り得るような状態におくものとする。
準備	河川の水位が水防団待機水位に達し、なお上昇のおそれ等があり、かつ出動の必要が予測されるとき	消防団の団長及び幹部は、所定の詰所（車庫）に集合し、資器材及び器具の整備、点検、団員の配備計画等に当たり、ダム、水門等水防上必要な工作物のある所へ団員の派遣及び堤防巡視等のため、一部団員を出動させるものとする。
出動	河川の水位がなお上昇する等、出動の必要を認められたとき	消防団の全員が所定の詰所（車庫）に集合し、警戒配備につく。
解除	水防本部長より解除の指令をしたとき	

第2節 安全配慮

水防活動は、作業員の安全確保に留意して実施するものとする。避難誘導や水防作業の際も、消防団員自身の安全は確保しなければならない。安全確保のために配慮すべき事項は、おおむね次のとおりである。

- ①水防活動時にはライフジャケットを着用する。
- ②水防活動時の安否確認を可能にするため、非常時でも利用可能な通信機器を携帯する。
- ③水防活動は原則として複数人で行うものとし、長時間にわたる場合には、交代要員を配備する。また、必要に応じて監視員を配備する。
- ④指揮者は、団員が安全で水防活動が行えるよう気象情報、現場の活動状況の把握に努めるとともに、避難行動の周知及び必要に応じて避難指示を行う。

第3節 巡視及び警戒

(1) 平常時

水防管理者及び消防機関の長（以下この章において「水防管理者等」という。）は、随時区域内の河川を巡視し、水防上危険であると認められる箇所があるときは、直ちに当該河川の管理者（以下「河川等の管理者」という。）に連絡して必要な措置を求めるものとする。

上記に係る連絡を受けた河川等の管理者は、必要な措置を行うとともに、措置状況を水防管理者に報告するものとする。

河川等の管理者が自ら行う巡視等において水防上危険であると認められる箇所を発見した場合は、必要な措置を行うとともに、措置状況を水防管理者に報告するものとする。

水防管理者等が、出水期前や洪水経過後、重要水防区域又は洪水箇所、その他必要と認める箇所の巡視を行う場合には、必要に応じて、河川等の管理者に立会又は共同で行うことを求めることができるものとする。

（２）出水時

水防管理者等は、非常配備体制となったときは、河川等の監視及び警戒をさらに厳重にし、重要水防区域（第３章参照）を中心として巡視するものとする。

また、次の状態に注意し、異常を発見したときは直ちに水防作業を実施するとともに、所轄建設事務所長及び河川等の管理者に連絡するものとする。ただし、堤防、ダムその他の施設が決壊したとき、又は越水・溢水若しくは異常な漏水を発見したときは、決壊等の通報及びその後の措置を講じなければならない。

- ①堤防から水があふれるおそれのある箇所の水位の上昇
- ②堤防の上端の亀裂又は沈下
- ③川側堤防斜面で水当りの強い場所の亀裂又は欠け崩れ
- ④居住地側堤防斜面の漏水又は飽水による亀裂及び欠け崩れ
- ⑤排・取水門の両軸又は底部よりの漏水と扉の締まり具合
- ⑥橋梁その他の構造物と堤防との取り付け部分の異状

第４節 水防作業

水防作業を必要とする異常事態が発生したときは、被害を未然に防止し、又は被害の拡大を防ぐため、堤防の構造、流速、護岸、浸水域及び近接地域の状態等を考慮して最も適切な工法を選択し実施するものとする。

第５節 警戒区域の指定

水防上緊急の必要がある場所においては、消防機関に属する者は、警戒区域を設定し、水防関係者以外の者に対して、その区域への立ち入りを禁止し、若しくは制限し、又はその区域からの退去を命ずることができるものとする。

また、消防機関に属する者がいないとき、警察官は、消防機関に属する者の職権を行うことができるものとする。

第６節 避難のための立退き

- ①洪水により著しい危険が切迫していると認められるときは、水防管理者は、必要と認める区域の居住者に対し、避難のため立ち退くべきことを指示することができる。この場合、大町警察署長にその旨を通知するものとする。
- ②水防管理者は、避難のための立退きを指示した場合は、その状況を北アルプス地域振興局長及び所轄建設事務所長に速やかに報告するものとする。
- ③水防管理者は、大町警察署長と協議の上、あらかじめ立ち退き計画を作成し、立ち退き先、経路等に必要な処置を講じておくものとする。

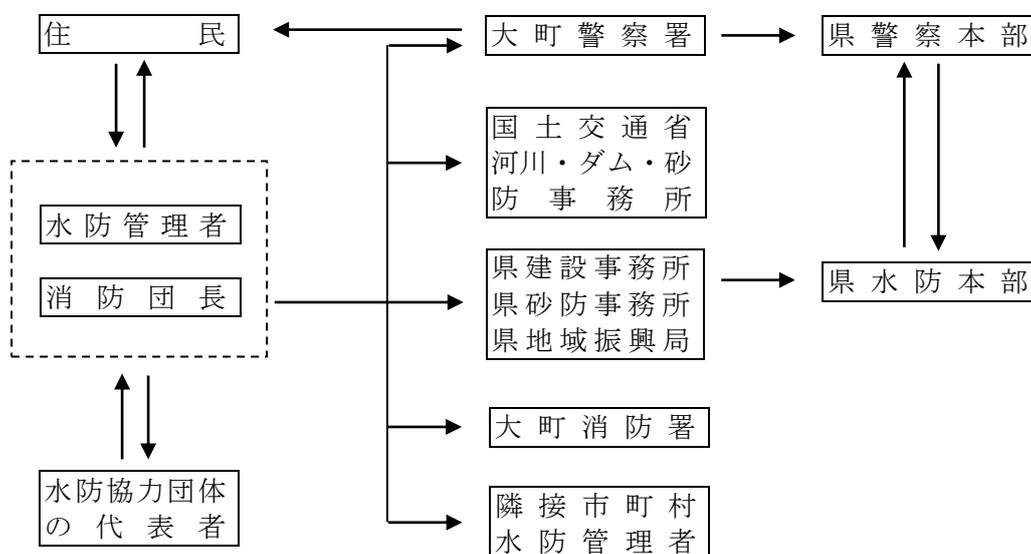
第７節 決壊・漏水等の通報及びその後の措置

（１）決壊・漏水等の通報

水防に際し、堤防、ダムその他の施設が決壊したとき、又は越水・溢水若しくは異常な漏

水が発生したときは、水防管理者、消防機関の長又は水防協力団体の代表者は、直ちに関係者（関係機関・団体）に通報するものとする。

決壊、漏水等の通報系統は次のとおりとする。



(2) 決壊等後の措置

堤防その他の施設が決壊したとき、又は越水・溢水若しくは異常な漏水が発生したときにおいても、水防管理者、消防機関の長及び水防協力団体の代表者は、できる限り氾濫による被害が拡大しないよう努めるものとする。

第8節 水防配備の解除

(1) 市の非常配備の解除

水防本部長は、水位が氾濫注意水位以下に減じ、かつ危険がなくなったとき、かつ水防警報が解除されたとき等、自らの区域内の水防活動の必要がなくなったと認めたときは、水防の非常配備体制を解除し、これを一般に周知するとともに関係機関に通知するものとする。

なお、配備を解除したときは、所轄建設事務所を通じ県水防本部に報告するものとする。

(2) 消防団の非常配備の解除

消防団の非常配備の解除は、水位が下降して水防活動の必要がなくなり、水防本部長が消防団長に対して消防団の配備解除の指令をしたときとする。それまでは、消防団員は自らの判断等により勝手に部署を離れてはならない。

解除後は、人員、資器材及び作業箇所を点検し、その概要を直ちに報告する。また、使用した資器材は、手入れして所定の位置に設備する。

第10章 水防信号、水防標識等

第1節 水防信号

法第20条に規定された水防信号は、次のとおりである。

第1信号 氾濫注意水位（警戒水位）に達したことを知らせるもの

第2信号 水防団員及び消防機関に属する者の全員が出動すべきことを知らせるもの

第3信号 当該水防管理団体の区域内に居住する者が出動すべきことを知らせるもの

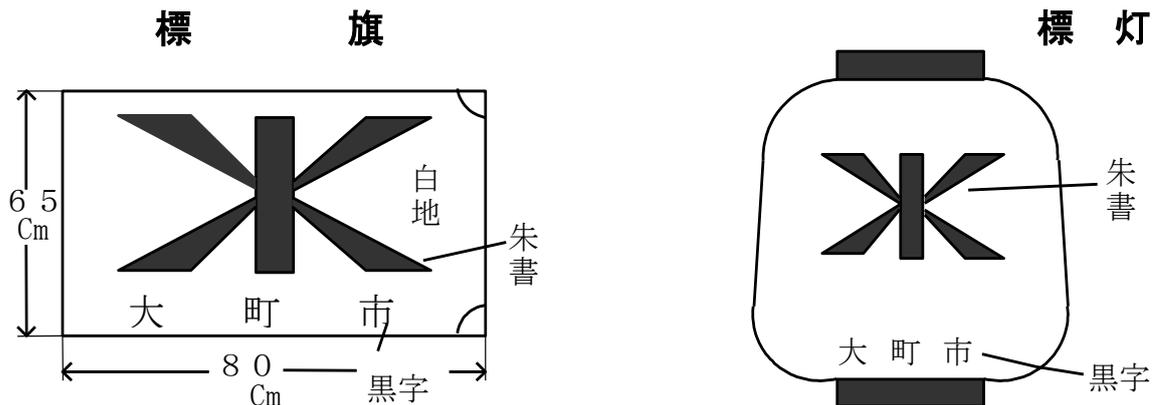
第4信号 必要と認める区域内の居住者に避難のため立ち退くべきことを知らせるもの

	警鐘信号	サイレン信号 (余いん防止符)
第1信号	○休止 ○休止 ○休止	約 5秒 15秒 5秒 15秒 5秒 15秒 5秒 15秒 ○-休止-○-休止-○-休止-○-休止
第2信号	○-○-○ ○-○-○	約 5秒 6秒 5秒 6秒 5秒 6秒 5秒 6秒 ○-休止-○-休止-○-休止-○-休止
第3信号	○-○-○-○ ○-○-○-○	約 10秒 5秒 10秒 5秒 10秒 5秒 10秒 5秒 ○-休止-○-休止-○-休止-○-休止
第4信号	乱打	約 1分 5秒 1分 ○-休止-○-

- 備考
- 1 信号は適宜の時間継続すること。
 - 2 必要があれば警鐘信号及びサイレン信号を併用することを妨げないこと。
 - 3 危険が去ったときは、口頭伝達により周知させるものとする。

第2節 水防標識

法第18条に規定された水防のために出動する車両の標識は、次のとおりである。



第11章 協力及び応援

第1節 河川管理者の協力

河川管理者は、自らの業務等に照らし可能な範囲で、水防管理団体が行う水防のための活動に次の協力を行う。

- ①河川に関する情報提供
- ②重要水防区域の合同点検の実施
- ③水防管理者が行う水防訓練及び水防技術講習会への参加
- ④水防管理団体及び水防協力団体の備蓄資器材で不足するような緊急事態に際して、河川管理者の応急復旧資器材又は備蓄資材の貸与
- ⑤水防活動の記録及び広報

第2節 市町村相互の応援及び協定

水防管理者は、災害が発生し、市独自では十分に被災者の救援等の応急措置が実施できないと認められるとき、長野県市町村災害時相互応援協定に基づく応援を要請する。

第3節 警察官の援助要求

水防管理者は、水防のため必要があると認めるときは、大町警察署長に対して、警察官の出動を求めるものとする。

その方法等については、あらかじめ大町警察署長と協議しておくものとする。

第4節 自衛隊の派遣要請

水防管理者は、災害に際し、自らの能力で処理することが困難な事態が予想されるときは、災害対策基本法第68条の2に基づき、県知事に自衛隊の災害派遣の要請を要求するものとする。

第5節 企業（地元建設業等）との連携

水防管理者は、出水時の水防活動に際し、重機や資器材の提供等に関して、地元企業に協力を求めることができる。

第6節 住民、自主防災組織等との連携

水防管理者は、水防活動の実施に当たっては、地域住民、自主防災組織等と連携を図り、水防のため必要があるときは、住民等に水防活動への協力を求めるものとする。

第12章 費用負担と公用負担

第1節 費用負担

市の水防に要する費用は、法第41条により市が負担するものとする。

ただし、市の水防活動によって次に掲げる場合においては、水防管理者相互間においてその費用の額及び負担の方法を協議して定め、協議が成立しない場合は、県知事にあつせんを申請するものとする。

- (1) 法第23条の規定による応援のための費用
- (2) 法第42条の規定により、著しく利益を受ける他の市町村の一部負担

第2節 公用負担

(1) 公用負担

水防のため緊急の必要があるときは、水防管理者又は消防機関の長は水防の現場において次の権限を行使することができる。

- ① 必要な土地の一時使用
- ② 土石、竹木その他の資材の使用若しくは収用
- ③ 車両その他の運搬用機器の使用
- ④ 工作物その他の障害物の処分

(2) 損失補償

市は、公用負担の権限を行使することにより損失を受けたものに対し、時価によりその損失を補償するものとする。

第13章 水防報告等

第1節 水防記録

水防作業員が出動したときは、水防管理者は、水防記録を作成し、保管するものとする。

第2節 水防報告

水防管理者は、水防活動が終了したときは、その状況を水防活動実施後、速やかに所轄建設事務所長を経由して県水防本部長に報告するものとする。

第 14 章 浸水想定区域等における円滑かつ迅速な避難の確保及び浸水の防止のための措置

第 1 節 洪水対応

第 1 項 浸水想定区域の指定状況

国土交通省及び県は、洪水予報河川及び水位周知河川について、河川が氾濫した場合に浸水が想定される区域を浸水想定区域として指定し、指定の区域及び浸水した場合に想定される水深を公表する。現在、市に關係する浸水想定区域図は次のとおりである。

浸水想定区域図	指定年月日	作成主体
高瀬川	令和元年 11 月 15 日	大町建設事務所
農具川	令和 4 年 8 月 26 日	大町建設事務所
鹿島川	令和 4 年 8 月 26 日	大町建設事務所
犀川	平成 30 年 8 月 29 日	長野建設事務所
土尻川	令和 4 年 8 月 26 日	大町建設事務所
当信川	令和 4 年 8 月 26 日	大町建設事務所
稲尾沢川	令和 4 年 8 月 26 日	大町建設事務所
籠川	令和 4 年 8 月 26 日	大町建設事務所
乳川	令和 4 年 8 月 26 日	大町建設事務所

第 2 項 洪水ハザードマップ

市では、浸水想定区域の指定に基づき、洪水予報の伝達方法、避難場所等円滑かつ迅速な避難の確保を図るため、市防災マップを作成している。

また、洪水ハザードマップについては、市のホームページに掲載し、住民への周知を図るとともに、平常時からの防災意識の向上と自主的な避難の心構えを養い、二次災害発生予想箇所を避けることができるため、災害による被害の低減にあたり有効である。

第 3 項 浸水想定区域における円滑かつ迅速な避難の確保及び浸水の防止のための措置

浸水想定区域内の地下街等、要配慮者利用施設及び大規模工場等は、円滑かつ迅速な避難の確保及び浸水の防止のための措置として、次の事項が定められている。

事業所等	地下街等	要配慮者利用施設	大規模工場等 (申出のあったもの)
事業所への措置の義務付け	義務	義務	努力義務
事業所への措置の内容	避難確保計画の作成 浸水防止計画の作成 訓練の実施 自衛水防組織	避難確保計画の作成 訓練の実施 自衛水防組織	浸水防止計画の作成 訓練の実施 自衛水防組織
市の実施する措置	洪水予報等の伝達	洪水予報等の伝達	洪水予報等の伝達

(1) 地下街等（地下街その他地下に設けられた不特定かつ多数の者が利用する施設）でその利用者の洪水時の円滑かつ迅速な避難の確保及び浸水の防止を図る必要があると認められるもの。

地下街等の名称	所在地	所有者又は管理者	連絡先 電話・FAX	関連河川
該当なし				

(2) 要配慮者利用施設（主として高齢者、障がい者、乳幼児その他の特に防災上の配慮を要する者が利用する施設）でその利用者の洪水時の円滑かつ迅速な避難を確保する必要があると認められるもの。 ※避難場所が空欄の施設は、その施設自体が避難場所となる。

要配慮者利用施設の名称	要配慮者	所在地	連絡先 電話・FAX	避難場所	関連河川
あいく	障がい者	大町 3059-5 仁科町	22-6113 ☎ //	大町中学校グ ラウンド	高瀬川
えんでこ舎	障がい者	大町 3061 仁科町	23-2532 ☎ //	〃	〃
大町中学校	中学生	大町 3759	22-1817 ☎22-0290		〃
はなのき保育園	乳幼児	大町 3504-9 西若宮町	22-0675 ☎ //		〃
特別養護老人ホーム リーベおおまち	高齢者	大町 3504-13 西若宮町	29-6515 ☎29-6516	はなのき保育園	〃
がんばりやさん グループホーム大町・ショートステイ	高齢者	大町 3504-14 西若宮町	85-0616 ☎なし	〃	〃
養護老人ホーム 鹿島荘	高齢者	大町 8035 大新田町	22-0497 ☎23-5496	大町中学校	〃
グループホーム ひだまりの家	高齢者	大町 8035 大新田町	22-0497 ☎23-5496	〃	〃
大町協立デイサービスセンター	高齢者	大町 6989 大新田町	26-5260 ☎26-5250	〃	〃
市立大町総合病院	傷病者等	大町 3130 高見町	22-0415 ☎22-7948	大町総合病院 職員駐車場 (高見町公民館 東側)	〃
大町市母子通園訓練所 あゆみ園	障がい者	大町 3130 高見町	22-5076 ☎なし	〃	〃
老人保健施設 虹の家	高齢者	大町 3130 高見町	22-2424 ☎23-7716	〃	〃
きらり大町総合病院園	乳幼児	大町 3122-6 高見町	85-2528 ☎なし	〃	〃
実りの家	障がい者	大町 3135-5 高見町	85-2407 ☎85-2408	〃	〃
キッズウィルガーデン	障がい者	大町 6543 大原町	85-4370 ☎85-4374	大原町公民館	〃
特別養護老人ホーム銀松苑	高齢者	常盤 6850-24 上一	26-3366 ☎26-3570	大町南小学校	〃
ケアハウス銀松苑	高齢者	常盤 6850-24 上一	26-3388 ☎26-3377	〃	〃
まい・はーとデイサービスセンター	高齢者	常盤 3486-56 上一	23-5571 ☎23-5573	〃	〃
てとてと常盤 グループホーム	高齢者	常盤 5805-46 上一	23-7710 ☎ //	〃	〃
てとてと常盤 作業所	障がい者	常盤 5970 上一	23-2822 ☎23-5557	〃	〃
がんばりやさんカフェ (第2共同作業所常盤)	障がい者	常盤 4831-10 上一	85-2255 ☎ //	〃	〃

要配慮者利用施設の名称	要配慮者	所在地	連絡先 電話・FAX	避難場所	関連河川
グループホーム なないろ	高齢者	常盤 3486-403 上一	23-7751 ☎23-7752	大町南小学校	高瀬川
大町南小学校	小学生	常盤 3543-1	22-0521 ☎22-0647		〃
あすなろ保育園	乳幼児	常盤 3601-18 下一	22-0727 ☎ 〃	常盤公民館	〃
サービス付き高齢者住宅 リーベときわ	高齢者	常盤 3585-3 下一	23-0920 ☎23-0921	〃	〃
ほっとハウス信濃 ときわの家	高齢者	常盤 3597 下一	22-5370 ☎22-5371	〃	〃
ほっとハウス信濃 南ときわの家	高齢者	常盤 3586-1 下一	85-2791 ☎85-2792	〃	〃
救護施設 れんげ荘	障がい者	平 1091-7 野口	22-7000 ☎22-0959	北小学校 グラウンド	鹿島川
てとてと平	障がい者	平 4108-10 温泉郷	22-8851 ☎なし	コミュニテ ィセンター 上原の湯	〃
デイサービスセンター ふれあいプラザおおまち	高齢者	大町 4101-2 堀六日町	22-8986 ☎22-8995	〃	〃
大町岳陽高校	高校生	大町 3691-2	22-0024 ☎23-5750		〃
大町西小学校	小学生	大町 4773-3	22-0019 ☎22-1133		〃
児童センター	小学生	大町 4714 十日町	22-0741 ☎ 〃	大町西小学校	〃
マイハート大町	高齢者	大町 3997-1 十日町	23-5585 ☎ 〃	〃	〃
くるみ保育園	乳幼児	大町 5560-25 栄町	22-5142 ☎ 〃		〃
こまくさ幼稚園	乳幼児	大町 4170-2 六九町	22-1134 ☎85-2502	六九町コミュニテ ィセンター前広場	〃
ぼれぼれ野の花 デイサービスセンター	高齢者	大町 1698-7 三日町	22-2117 ☎85-8255	文化公園	農具川
てとてと三日町	障がい者	大町 1757-1 三日町	23-7150 ☎ 〃	〃	〃
ニチイケアセンターおおまち	高齢者	大町 1380-1 相生町	26-5005 ☎22-8828	〃	〃
キッズウィル 児童発達支援センター 相談支援事業所	障がい児	大町 1275-3 相生町	85-2440 ☎85-2439	〃	〃
認知症対応型通所介護 ひなたぼっこ	高齢者	大町 1178-1 白塩町	21-3220 ☎ 〃	〃	〃
宅老所悠悠館	高齢者	大町 1277-5 白塩町	22-5527 ☎ 〃	〃	〃
ぼれぼれそよかぜ	障がい者	平 5075-3 借馬	85-0245 ☎ 〃	〃	〃

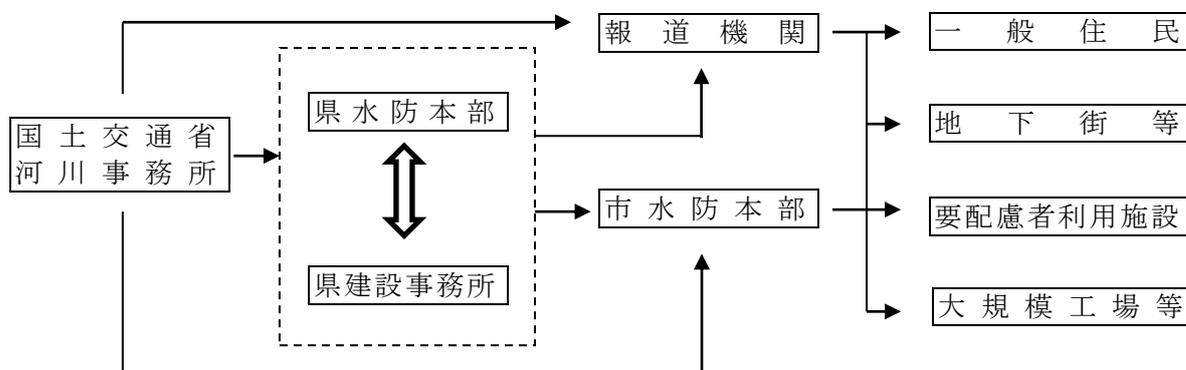
要配慮者利用施設の名称	要配慮者	所在地	連絡先 電話・FAX	避難場所	関連河川
共同作業所がんばりやさん (九日町)	障がい者	大町 2467-1 九日町	22-5697 ☎ //	西小学校 グラウンド	農具川
大町市総合福祉センター	高齢者 障がい者	大町 1129 東町	22-1501 ☎22-7071	〃	〃
大町幼稚園	乳幼児	大町 2663-1 東町	22-0604 ☎ //	〃	〃
共同作業所がんばりやさん (上仲町)	障がい者	大町 2531-6 上仲町	85-0552 ☎ //	〃	〃
キッズウィル 遊学舎	障がい児	大町 2544-4 上仲町	85-4055 ☎85-4056	〃	〃
がんばりやさん パン工房	障がい者	大町 2531 名店街	85-0612 ☎ //	〃	〃
共同作業所がんばりやさん がんばりやさん販売店こころ	障がい者	大町 2532-10 名店街	23-3423 ☎85-2270	〃	〃
たからばこ	障がい者	大町 1123-11 東町	85-0203 ☎ //	〃	〃
グループホーム 北アルプスの家	高齢者	大町 2769-1 神栄町	26-5515 ☎26-3412	東小学校 グラウンド	〃
てくてく	障がい者	大町 2652 神栄町	22-6114 ☎ //	〃	〃
ほっとハウス かたつむりの家	高齢者	大町 2791-1 神栄町	26-3411 ☎26-3412	〃	〃
大町市社会就労センター	障がい者	社 5892-6 館之内	22-1736 ☎22-1757	〃	〃
小規模多機能型居宅介護 大町千里館 住宅型有料老人ホーム 千里	高齢者	社 6882-1 松崎	85-2988 ☎23-7567	〃	〃
大町市どんぐり保育園	乳幼児	社 4682-26 山下	22-2002 ☎ //	やしろ公園	〃
ほっとハウス ときわの家	高齢者	常盤 2364-5 須沼	22-8119 ☎22-8109	須沼公民館	乳川

(3) 大規模な工場その他の施設（イ又はロに掲げるものを除く。）であって国土交通省令で定める基準を参酌して市条例で定める用途及び規模に該当するものでその洪水等の浸水の防止を図る必要があると認められるもの。

大規模工場等の名称	所在地	所有者又管理者	連絡先 電話・FAX	関連河川
申出なし				

第2節 洪水予報等の伝達方法

市から地下街等、要配慮者利用施設、大規模工場等の所有者又は管理者及び自衛水防組織の構成員への洪水予報等の伝達方法は次のとおりである。



第15章 水防協力団体

第1節 水防協力団体の指定

市は、下記に規定する業務を適正かつ確実に行うことができると認められる法人その他これに準ずるものとして国土交通省令で定める団体を、その申請により、水防協力団体として指定することができる。

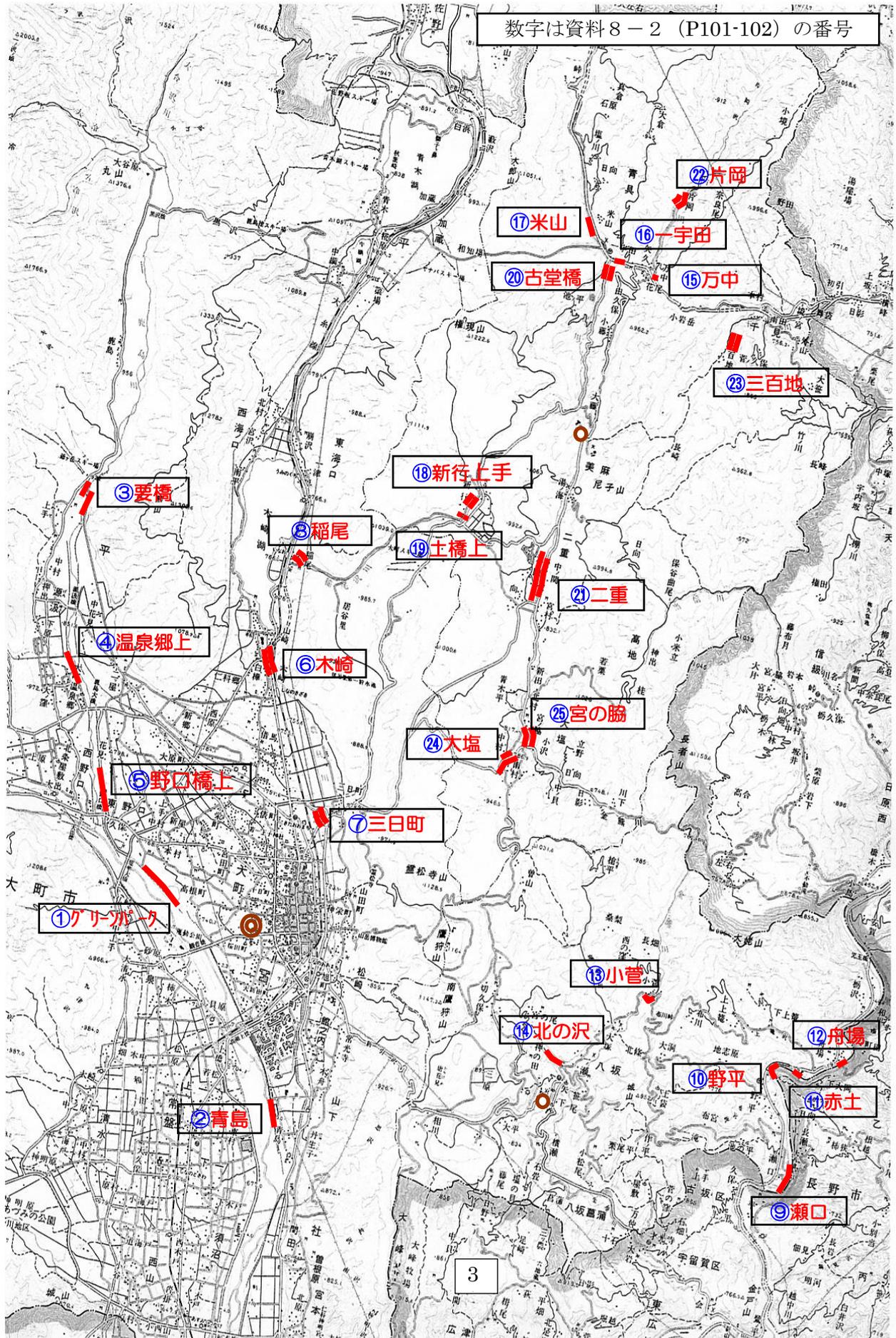
第2節 水防協力団体の業務

- ①水防上必要な監視、警戒その他の水防活動の協力
- ②水防に必要な器具、資材又は設備の保管、提供
- ③水防に関する情報又は資料の収集、提供
- ④水防に関する調査研究
- ⑤水防に関する知識の普及、啓発
- ⑥前各号に附帯する業務

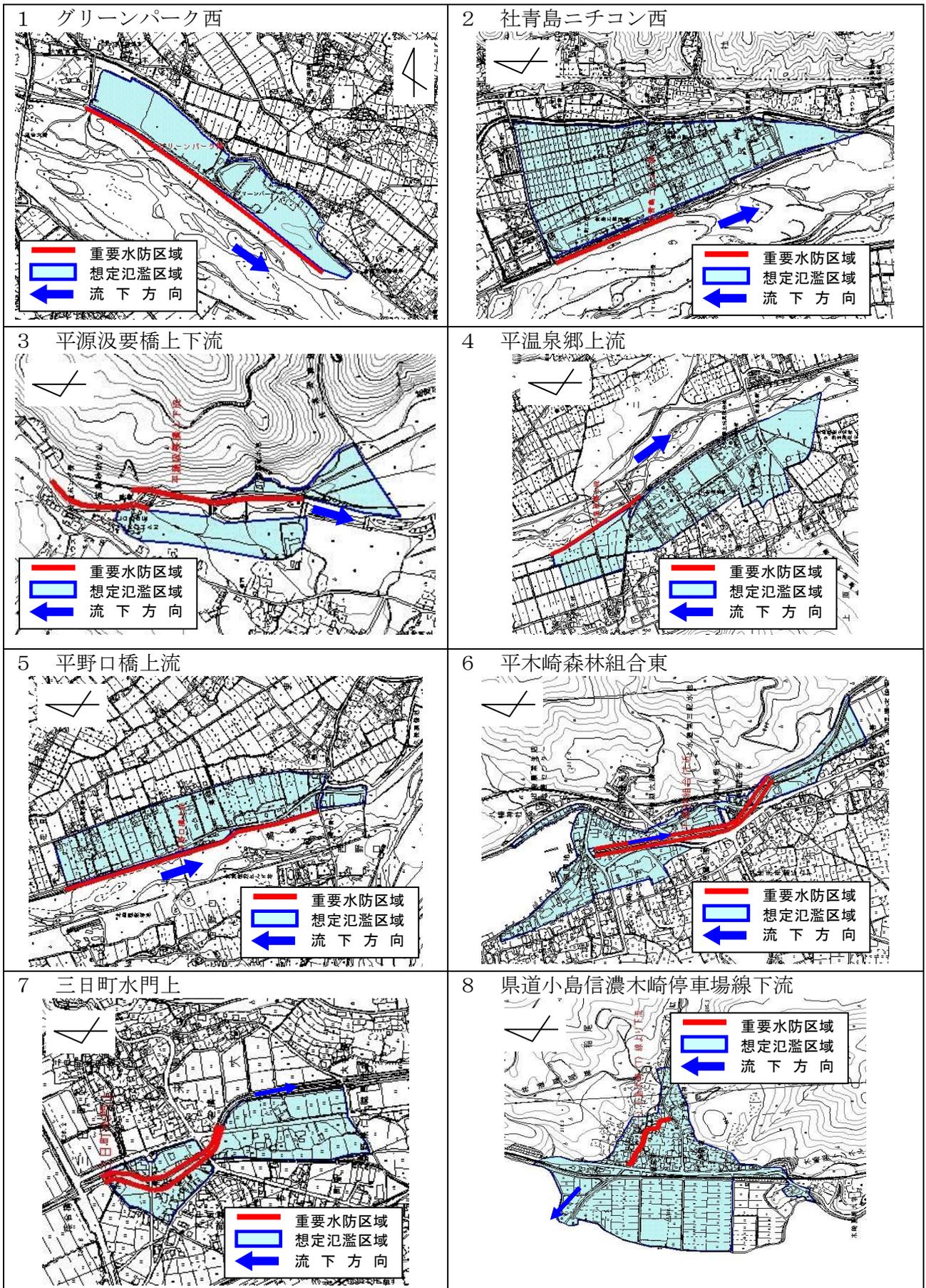
第3節 水防協力団体の消防団等との連携

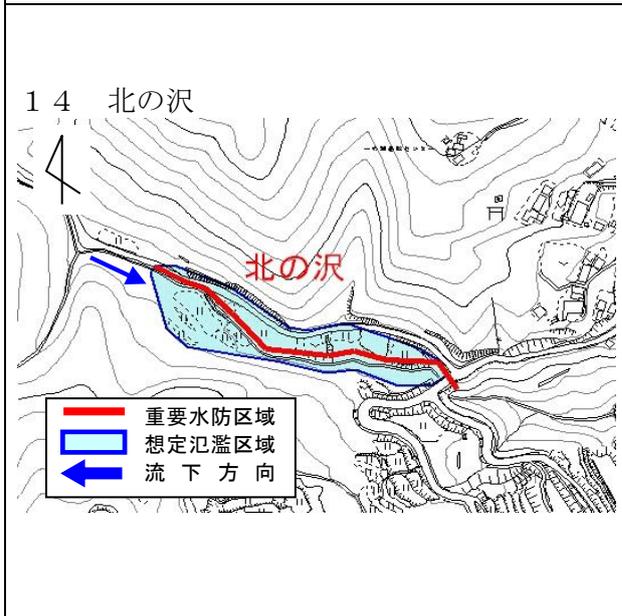
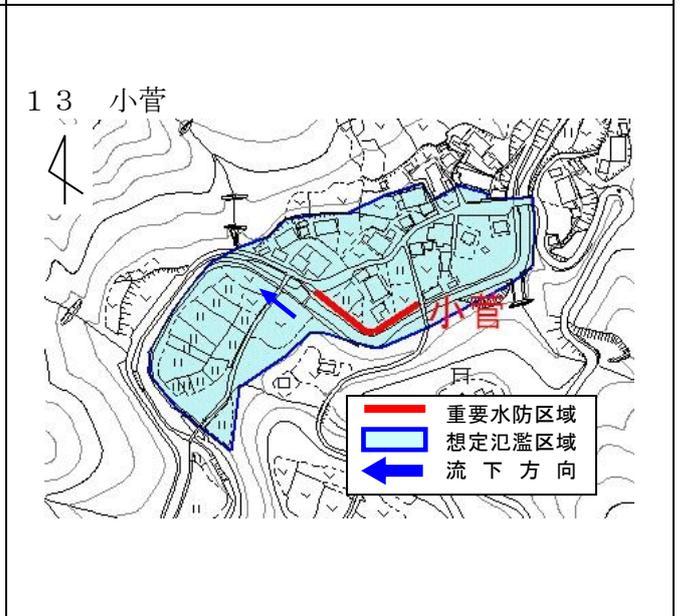
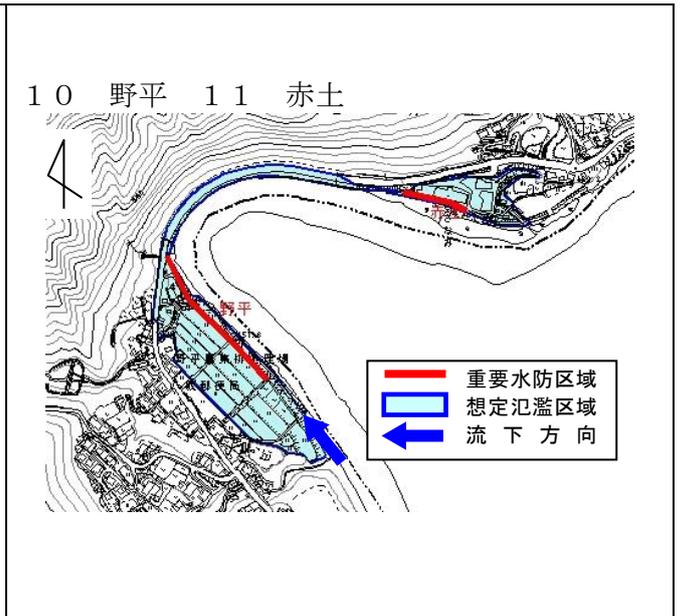
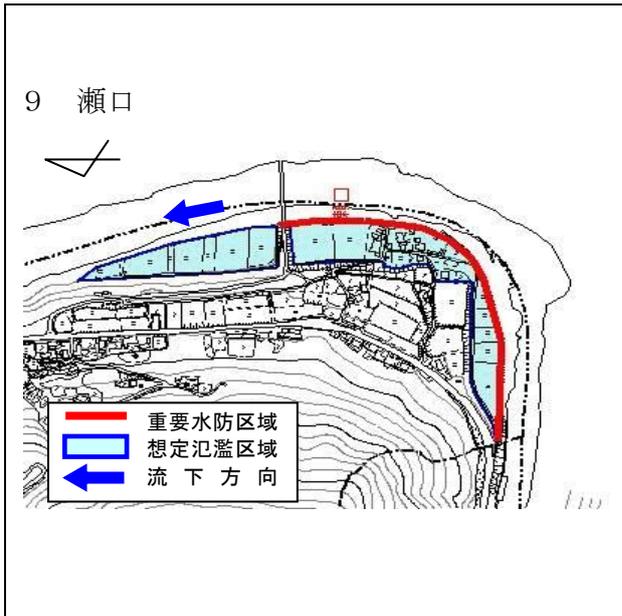
水防協力団体は、消防団との密接な連携の下に前項の業務を行わなければならない。また、水防協力団体は、毎年消防団が行う水防訓練に参加するものとする。

資料 8-2 (1) 大町市重要水防区域位置図

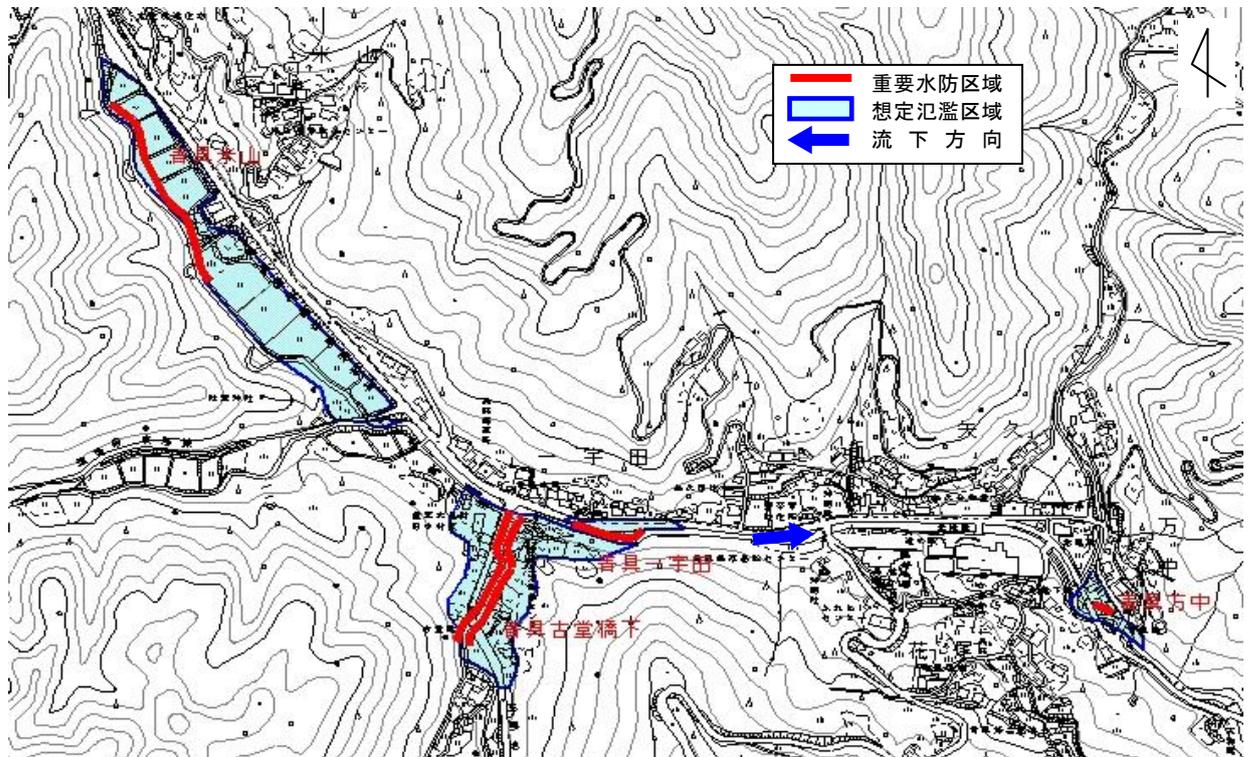


資料 8-2 (2) 重要水防区域図

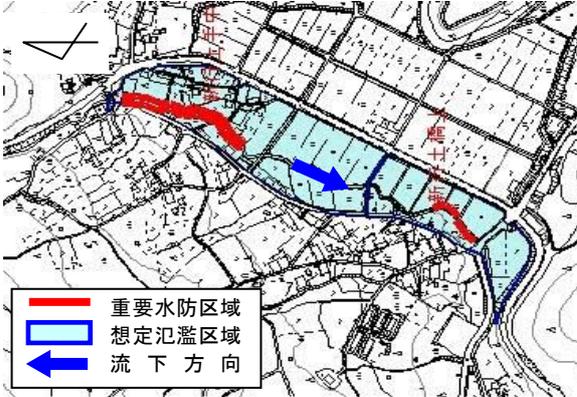




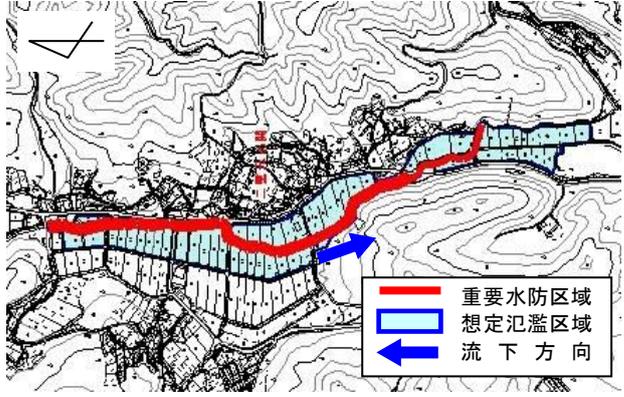
15 青具万中 16 青具一字田 17 青具米山 20 青具古堂橋下



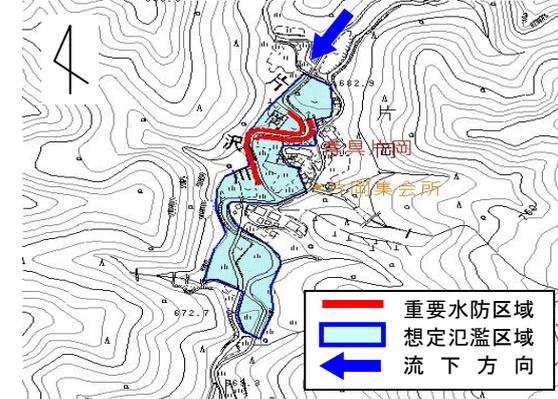
18 新行上手、中 19 新行土橋上



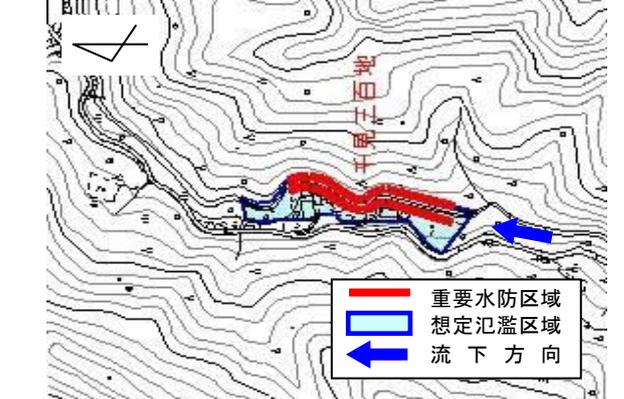
21 二重元の関

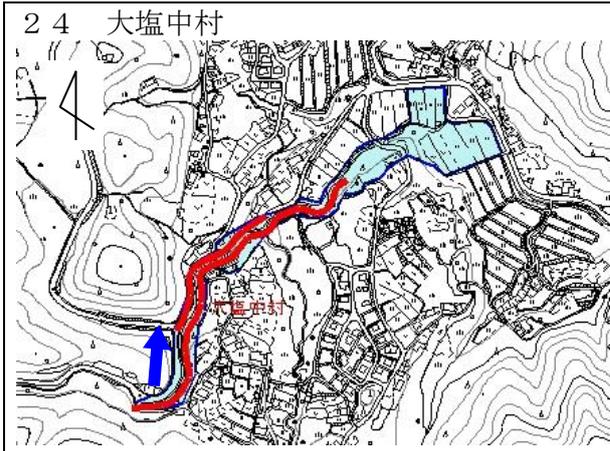


22 青具片岡



23 千見三百地





_____川 避難判断水位到達情報

令和_____年 _____月 _____日 _____時 _____分 発表

長野県 _____建設事務所
長野県水防本部

【主文】

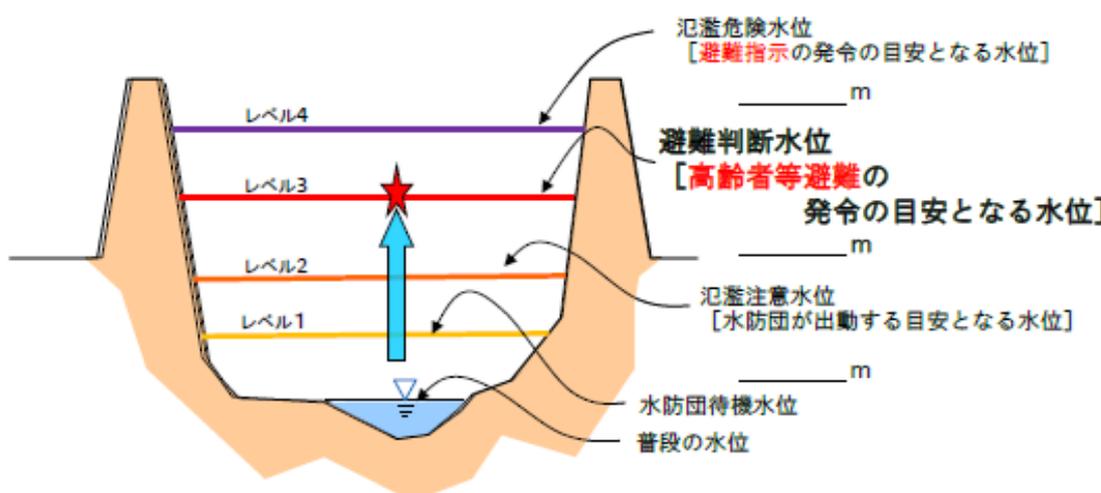
_____川は、_____日 _____時 _____分に _____市・町・村の
_____水位観測所で、

高齢者等避難の発令の目安となる
避難判断水位 _____mに達しました。

_____水位観測所では、_____時 _____分 から_____時 _____分までの
_____分間に、水位が約 _____m上昇しました。 今後も水位上昇が見込まれ、
_____市 _____から_____市 _____までの区間は、
避難指示の発令の目安となる氾濫危険水位まであと_____mとなっています。

市町村長が発表する避難情報や、気象状況に十分注意をお願いします。

【参考】 _____川 _____水位観測所（ _____市・町・村 _____地先）



氾濫危険水位
[避難指示の発令の目安となる水位]
_____m

避難判断水位
[高齢者等避難の
発令の目安となる水位]
_____m

氾濫注意水位
[水防団が出動する目安となる水位]
_____m

水防団待機水位
_____m

普段の水位

問い合わせ先

長野県〇〇建設事務所維持管理課	TEL ×××-×××-××××
	TEL ■■■-■■■-■■■
長野県水防本部（長野県建設部河川課内）	TEL 026-232-7533

_____川 氾濫危険水位到達情報

令和_____年 _____月 _____日 _____時 _____分 発表

長野県 _____建設事務所
長野県水防本部

【主文】

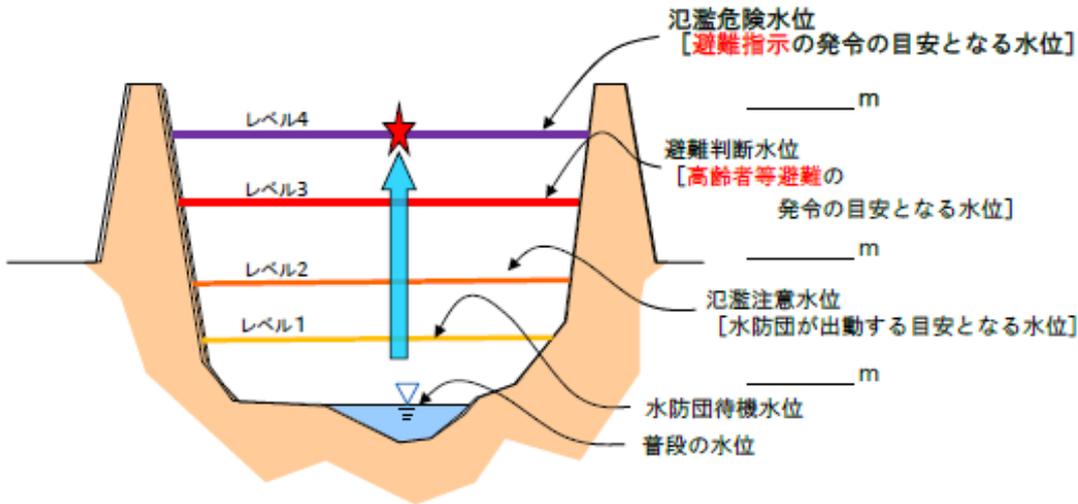
_____川は、_____日 _____時 _____分に _____市・町・村の
_____水位観測所で、**避難指示**の発令の目安となる
氾濫危険水位 _____mに達しました。

_____水位観測所では、_____時 _____分 から_____時 _____分までの
_____分間に、水位が約 _____m上昇しました。 今後も水位上昇が見込まれ、
_____市 _____から_____市 _____までの区間は、
河川が氾濫するおそれがあります。

市町村長が発表する避難情報や、気象状況に十分注意をお願いします。

【参考】

_____川 _____水位観測所（ _____市・町・村 _____地先）



問い合わせ先	
長野県〇〇建設事務所維持管理課	TEL ×××-×××-××××
	TEL ■■■-■■■-■■■
長野県水防本部（長野県建設部河川課内）	TEL 026-232-7533

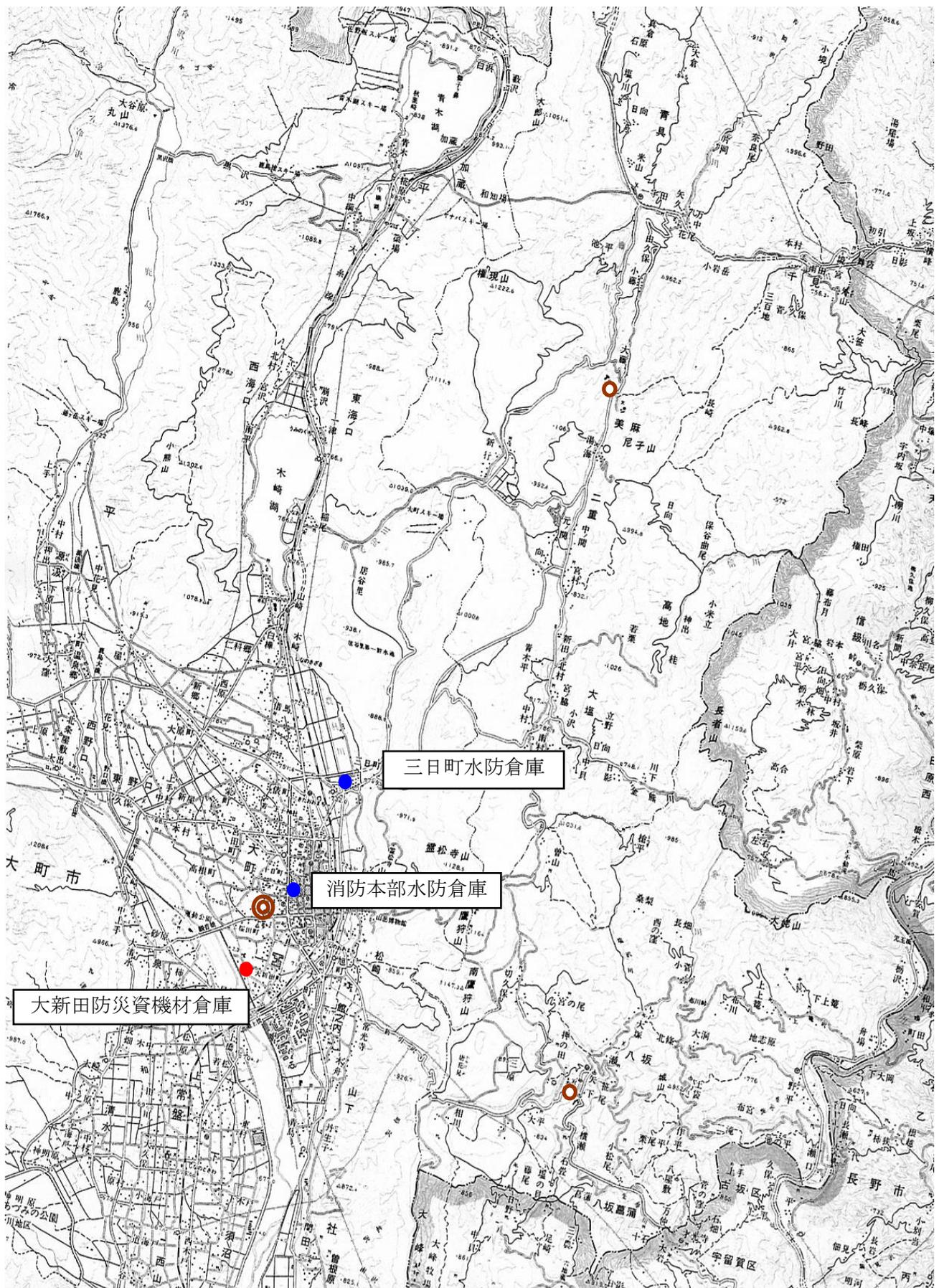
資料 8-2 (4) 水防警報の発表様式

○水防警報発表様式

水 防 警 報

種 類	準 備 ・ 出 動 ・ 状 況 ・ 解 除					
発表河川				発表対象 水位観測所	観測所	
発表日時	令和 年 月 日 時 分			発表者	長野県 建設事務所	
設定水位	基準水位観測所	観測所				
	水防団待機水位 (水防団の待機)	m				
	氾濫注意水位 (水防団の出動)	m				
	避難判断水位 (高齢者等避難の発令の目安)	m				
	氾濫危険水位 (避難指示の発令の目安)	m				
区分	番号	発 表 内 容				
現 況	1	_____ {ア. 観測所 イ. 流域} の雨量は、 ____日____時 現在 _____ mm に達しました。				
	2	水位は、____日____時 現在 _____m {ア. に達しました。 イ. です。 ウ. に下がりました。}				
	3	水位は、____日____時____分 に {ア. 水防団待機水位 イ. 氾濫注意水位 ウ. 避難判断水位 エ. 氾濫危険水位} {オ. に達しました。 カ. を越えました。}				
	4	水位は、 {ア. 引き続き イ. 1時間に_____cmぐらの割合で ウ. 急激に} {エ. 上昇しています。 オ. 下降しています。}				
	5	【被害の発生状況等を記入】				
予 想	6	雨は、今後まだ_____ mm 程度降る恐れがあります。				
	7	水位は、今後 {ア. さらに上昇する イ. 下降する} と見込まれます。				
水防団 への 指 示	8	水防機関は、 {ア. 出動の準備を行い、水防に関する情報連絡を確保してください。 イ. 出動し、厳重に警戒してください。 ウ. 今後の出水状況に応じて、出動人員を増してください。 エ. 厳重に警戒してください。}				
	9	水防警報を解除します。				
	10	ただし、 {ア. 今後も気象状況の変化に十分注意してください。 イ. 被害のあった所は応急作業を続けてください。}				
伝達確認	通知先	河川課				
	通報者					
	受報者					
	通報時刻	時 分	時 分	時 分	時 分	時 分

資料 8-2 (5) 大町市水防倉庫位置図



9 緊急輸送関係

資料 9-1 緊急交通路交通規制対象予定道路

○警察庁指定広域交通規制対象道路及び交通検問所

路線名	区間(県内)	交通検問所	関連都県
国道19号	岐阜県境～長野市R18号交点	南木曾、高出	岐阜、愛知

○その他幹線道路

路線名	区間(県内)	関連都県
国道147号	松本市R19号交点～大町市R148号交点	
国道148号	大町市R148号交点～新潟県境	新潟
主地長野大町線	長野市R19号交点～大町市R148号交点	
主地白馬美麻線	大町市美麻県道長野大町線交点～白馬村R148号交点	
主地大町明科線	大町市R147号交点～安曇野市R19号交点	

資料 9-2 自動車運転者の執るべき措置

1 地震災害に関する警戒宣言が発せられたとき

大規模地震対策特別措置法により、東海地震に関し静岡県全域と東京、神奈川、山梨、長野、岐阜、愛知、三重の7都県の一部が、地震防災対策強化地域に指定されています。

(1) 車を運転中に警戒宣言が発せられたとき

ア 警戒宣言が発せられたことを知ったときは、地震の発生に備えて直ちに低速で走行するとともに、カーラジオ等により継続して地震情報や交通情報を聞き、その情報に応じて行動すること。

イ 車を置いて避難するときは、できるだけ道路外の場所に移動しておくこと。やむを得ず道路上に置いて避難するときは道路の左側に寄せて駐車し、エンジンを止め、エンジンキーは付けたままとし、窓を閉め、ドアロックはしないこと。

(2) 避難のために車を使用しないこと。

2 大地震が発生したとき

(1) 車を運転中に大地震が発生したとき

ア 急ハンドル、急ブレーキを避ける等できるだけ安全な方法により、道路の左側に停止させること。

イ 停止後は、カーラジオ等により地震情報や交通情報を聞き、その情報や周囲の状況に応じて行動すること。

ウ 車を置いて避難するときは、できるだけ道路外の場所に移動しておくこと。やむを得ず道路上に置いて避難するときは道路の左側に寄せて駐車し、エンジンを止め、エンジンキーは付けたままとし、窓を閉め、ドアロックはしないこと。

駐車するときは、避難する人の通行や地震防災応急対策の実施の妨げとなるような場所には駐車しないこと。

(2) 避難のために車を使用しないこと。

3 災害対策基本法による交通の規制が行なわれたとき

緊急通行車両以外の車両の通行が禁止され、又は制限されます。

(1) 車の移動

ア 速やかに、車を次の場所に移動させる。

- ・ 道路の区間を指定して交通規制が行なわれたときは、規制が行なわれている道路の区間以外の場所
- ・ 区域を指定して交通規制が行なわれたときは、道路外の場所

イ 速やかな移動が困難なときは、車をできる限り道路の左端に沿って駐車する等緊急通行車両の通行の妨害とならない方法により駐車すること。

(2) 警察官の指示

警察官の指示を受けたときは、その指示に従って車を移動又は駐車すること。

※ 警察官(警察官がいない場合は、災害派遣中の自衛官、消防吏員)は、通行禁止地域等において車が緊急通行車両の妨害となっているときは、その車の運転者等に対し、必要な措置を命ずることがあります。

運転者等が命令された措置をとらなかつたり、現場にいないため措置をとることを命じることができなかつたときは、警察官自らその措置をとることがあります。この場合、やむを得ない限度において、車等を破損することがあります。

(3) 道路管理者による措置命令等

放置車両や立ち往生車両が発生した場合、緊急通行車両の通行を確保するため緊急の必要があるときには、道路管理者が運転者等に対し、車両の移動等を命ずることがあります。

また、運転者がいない場合、道路管理者自ら車両の移動等を行うことがあります。

※ 武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律により、国民の保護のための措置が的確かつ迅速に行なわれるようにするため緊急の必要があるときは、緊急通行車両以外の車両の通行が禁止され、又は制限されます。

資料 9-3 緊急通行車両事前届出済車両及び緊急自動車一覧表

車種欄○印車両はリース物件

車両一覧表

R7.10.24現在

市長車					観光文化課					1台		
	330と3887	トヨタ	アルファード	H31	普通乗用		480そ3881	スズキ	エブリイ	H30	軽貨物	
副市長車					公民館・文化会館					5台		
	501ほ5727	トヨタ	シエンタ	R1	普通乗用		500す7787	日産	ウイングロード	H11	小型乗用	
議長車												
	501ふ6825	トヨタ	エスクァイア	H30	普通乗用		480そ5631	スバル	サンバーバン	H30	軽貨物	
企画財政課車両管理担当 車両(管内車、管外車)					27台							
1	300め3735	トヨタ	ハイエース	H25	普通乗用		480せ6777	マツダ	スクラムバン	H29	軽貨物	
2	501ね3591	ホンダ	フィット	H26	小型乗用	山岳博物館						
3	501に5287	トヨタ	カローラフィールダーHV	H27	小型乗用		480た2492	スズキ	エブリイ	R1	軽貨物	
4	580ふ4354	スバル	ステラ	H27	軽乗用		400た7772	日産	パネット	H18	小型貨物	
5	332ほ2023	トヨタ	プリウス	R5	小型乗用	スポーツ課						
6	501な1945	日産	キューブ	H25	小型乗用		480か2531	スバル	サンバートラック	H20	軽貨物	
7	480つ9654	ダイハツ	ハイゼットカーゴ	R4	軽貨物		480す8588	スズキ	キャリイダンブ	H28	軽貨物	
8	480け4465	三菱	ミニキャブミーヴ	H24	軽貨物	図書館・文化財センター						
9	480と6145	ホンダ	N-VANe	R6	軽貨物		400つ128	トヨタ	プロボックス	H30	小型貨物	
10	400す463	トヨタ	トヨエース	H13	小型貨物		480た6513	スバル	サンバーバン	R1	軽貨物	
11	480な263	スバル	サンバーバン	R7	軽貨物	学校教育課						
12	300さ432	トヨタ	ハイエース	H11	普通乗用		41け3667	スズキ	キャリイ	H13	軽貨物	
13	480つ9653	ダイハツ	ハイゼットカーゴ	R4	軽貨物		480す4917	スバル	サンバートラック	R6	軽貨物	
14	300ら1352	スバル	インプレッサ	H28	普通乗用		41こ7395	スバル	サンバートラック	H14	軽貨物	
15	580ふ4355	スバル	ステラ	H27	軽乗用		41こ7396	スバル	サンバートラック	H14	軽貨物	
16	501め3711	トヨタ	アクア	R5	小型乗用		41す40	スバル	サンバートラック	H15	軽貨物	
17	501む1512	トヨタ	カローラフィールダー	R3	小型乗用		41す41	スバル	サンバートラック	H15	軽貨物	
18	301と806	三菱	アウトランダー	R5	普通乗用		480せ567	スズキ	キャリイ	H28	軽貨物	
19	580の6563	スバル	ステラ	H26	軽乗用		880あ820	スズキ	キャリイ冷蔵冷凍車	H25	軽特殊	
21	480つ2699	スズキ	エブリイバン	R3	軽貨物		480て7313	マツダ	スクラムトラック	R5	軽貨物	
22	584ぬ2023	日産	サクラEV	R5	軽乗用	建設課						
23	501ま6066	マツダ	マツダ2	R2	小型乗用		800す1014	マツダ	ボンゴバン	H23	普通特殊	
24	501ま6067	マツダ	マツダ2	R2	小型乗用		800さ407	トヨタ	ハイラックス	H11	普通特殊	
25	480つ2700	スズキ	エブリイバン	R3	軽貨物		800す3871	マツダ	CX-3	H29	普通特殊	
26	480ち973	マツダ	スクラムトラック	R2	軽貨物		580て2263	スズキ	アルトF	H23	軽乗用	
27	480と9707	スバル	サンバートラック	R7	軽貨物		480け5101	ダイハツ	ハイゼットダンブ	H24	軽貨物	
28	40み335	スバル	サンバーバン	H3	軽貨物							
広聴広報係					1台					建築住宅係		
	480さ1243	スバル	サンバーバン	H26	軽貨物		400た2939	マツダ	ボンゴバン	H23	小型貨物	
税務課					3台					八坂支所		
	580む9255	マツダ	キャロル	H29	軽乗用		800さ1810	日産	ウイングロード	H12	普通乗用	
	580き9379	ダイハツ	ミラ	H19	軽乗用		501ほ5730	トヨタ	カローラフィールダー	R1	普通乗用	
	50ほ1138	三菱	ミニカ	H13	軽乗用		300み4409	トヨタ	ハイエース	H24	普通乗用	
情報交通課					2台							
	580ほ1676	スズキ	ハスラー	H26	軽乗用		33ほ4719	トヨタ	グランビア	H9	普通乗用	
	480そ5536	スバル	サンバーバン	H30	軽貨物		41せ8880	ダイハツ	ハイゼットダンブ	H18	軽貨物	
市民課交通安全係					1台							
	501ち2527	日産	ウイングロード	H22	小型乗用		580め5031	スズキ	アルトF	H29	軽乗用	
福祉課					8台							
	480く1410	マツダ	スクラムバン	H23	軽貨物		300ゆ8656	トヨタ	ハイエース	H28	普通乗用	
	480い4636	スズキ	エブリイ	H18	軽貨物		500ほ6696	トヨタ	カローラフィールダー	H16	小型乗用	
	580ね2222	スバル	プレオ	H25	軽乗用		580つ8171	マツダ	AZオフロード	H23	軽乗用	
	580ほ3394	スバル	サンバーディアス	H26	軽乗用		480な562	ホンダ	N-VAN	R7	軽貨物	
	480く8333	スバル	プレオ	H23	軽貨物	美麻支所						
	50ゆ2366	スバル	プレオ	H15	軽乗用		300に1788	トヨタ	ハイラックスサーフ	H17	小型乗用	
	580も3740	スバル	プレオ	H29	軽乗用		480こ6296	マツダ	スクラムバン	H25	軽貨物	
	480そ2309	スバル	サンバーバン	H29	軽貨物		400せ6788	トヨタ	サクシード	H16	普通貨物	
保健センター					6台							
	50ぬ6779	ダイハツ	ムーブ	H12	軽乗用		500ほ8719	トヨタ	カローラフィールダー	H16	小型乗用	
	50な8113	スズキ	アルト	H11	軽乗用		300む9447	トヨタ	ハイエース	H25	普通乗用	
	480そ5632	スバル	サンバーバン	H30	軽貨物		480す7787	スバル	サンバーバン	H28	軽貨物	
	40ゆ7206	スバル	サンバーバン	H6	軽貨物		500む7474	スバル	インプレッサ	H17	小型乗用	
	480く6362	ダイハツ	ハイゼットバン	H23	軽貨物		480せ5507	スズキ	キャリイ	H29	軽貨物	
	480す7920	スバル	サンバーバン	H28	軽貨物		480さ605	マツダ	スクラムバン	H26	軽貨物	
児童センター					1台					危機管理課		
	480た2491	スズキ	キャリーバン	R1	軽貨物		レ	300ほ7684	スバル	レガシイ	H20	普通乗用
保育園					4台							
	580け3377	マツダ	スクラムワゴン	H19	軽乗用		レ	300む6140	三菱	デリカ	H24	普通乗用
	50た5081	スズキ	アルト	H12	軽乗用		レ	100す4011	トヨタ	ダイナ	H25	普通貨物
	300ら1353	スバル	インプレッサ	H28	普通乗用		レ	800す3084	三菱	デリカ	H24	特殊車両
	50て2808	スズキ	アルトビーム	H10	軽乗用	美麻福祉企業センター						
社会就労センター					3台							
	480て4497	マツダ	スクラムバン	R5	軽貨物		レ	100す1865	日野	4tトラック	H21	普通貨物
	400ち9451	三菱	キャラバン	H30	小型貨物		レ	100す3185	トヨタ	ハイエース	H23	小型貨物
	400そ7278	マツダ	ボンゴバン	H20	小型貨物		レ	400て654	日産	キャラバン	R5	小型貨物
生活環境課					1台					上下水道課		
	100す4024	マツダ	タイタン	H25	普通貨物		水道1	501ぬ9512	トヨタ	ノア	H27	普通乗用
クリーンプラント					1台							
	58ふ3268	スバル	レガシイ	H6	小型乗用		水道2	400た3406	マツダ	ボンゴトラック	H23	小型貨物
まちづくり産業課					1台							
	100す6578	トヨタ	ハイエース	H28	普通貨物		温泉3	301に704	トヨタ	RAV4	R7	普通乗用
農林水産課					2台							
	480な996	スバル	サンバートラック	R7	軽貨物		水道4	480た4560	スズキ	エブリイ	R1	軽貨物
	480つ7997	ダイハツ	ハイゼットデッキバン	R4	軽貨物		水道5	580と5309	マツダ	AZオフロード	H24	軽乗用
							水道6	480す7788	スバル	サンバーバン	H28	軽貨物
							水道7	580つ5492	マツダ	AZワゴン	H23	軽乗用
							水道8	580せ2972	マツダ	スクラムワゴン	H21	軽乗用
							水道9	480す6982	スバル	サンバーバン	H28	軽貨物
							給水車	88す1493	トヨタ	ダイナ	H7	普通特殊
							下水1	301つ8385	トヨタ	カローラクロス	R5	普通乗用
							下水2	480こ3164	マツダ	スクラム	H25	軽貨物
							給水車	800す1889	いすゞ	エルフ	H25	普通特殊

車種欄○印車両はリース物件

9 危機管理課管理車両

No.	登録番号	メーカー	車種	備考
1	松本830せ103	いすゞ	ポンプ車	第1分団第1部
2	松本830せ104	いすゞ	ポンプ車	第1分団第2部
3	松本830す102	日野	ポンプ車	第2分団第1部
4	松本830さ204	日野	ポンプ車	第2分団第2部
5	松本830さ340	日野	ポンプ車	第3分団第3部
6	松本830さ404	トヨタ	ポンプ車	第4分団第2部
7	松本830な510	日野	ポンプ車	第5分団第1部
8	松本830さ503	日野	ポンプ車	第5分団第1部
9	松本830せ602	トヨタ	ポンプ車	第6分団第1部
10	松本830た101	日野	ポンプ車	市役所応援隊
11	松本830そ602	トヨタ	ポンプ車	第6分団第1部
12	松本830そ602	ニッサン	小型ポンプ付積載車	第1分団第1部
13	松本883あ601	ニッサン	小型ポンプ付積載車	第1分団第2部
14	松本830す105	ニッサン	小型ポンプ付積載車	第1分団第3部
15	松本800さ515	ニッサン	小型ポンプ付積載車	第2分団第1部
16	松本830さ250	トヨタ	小型ポンプ付積載車	第2分団第1部
17	松本800す2626	いすゞ	小型ポンプ付積載車	第2分団第2部
18	松本830す301	ニッサン	小型ポンプ付積載車	第3分団第1部
19	松本830さ302	ニッサン	小型ポンプ付積載車	第3分団第1部
20	松本830そ303	トヨタ	小型ポンプ付積載車	第3分団第2部
21	松本88す5590	ニッサン	小型ポンプ付積載車	第3分団第3部
22	松本830さ306	ニッサン	小型ポンプ付積載車	第3分団第3部
23	松本800さ2091	ニッサン	小型ポンプ付積載車	第4分団第1部
24	松本830せ420	トヨタ	小型ポンプ付積載車	第4分団第1部
25	松本830す403	ニッサン	小型ポンプ付積載車	第4分団第2部
26	松本883あ503	ニッサン	小型ポンプ付積載車	第5分団第1部
27	松本830せ502	ニッサン	小型ポンプ付積載車	第5分団第1部
28	松本883い601	ダイハツ	小型ポンプ付積載車	第6分団第1部
29	松本830さ601	トヨタ	小型ポンプ付積載車	第6分団第1部
30	松本830さ621	ダイハツ	小型ポンプ付積載車	第6分団第1部
31	松本830た0101	日野	ポンプ車	市役所消防応援隊
32	松本800す3084	三菱	デリカ	消防団指令車
33	松本300は7684	スバル	レガシー	防災広報車
34	松本300む6140	三菱	デリカ	災害時先遣隊車
35	松本100す4011	トヨタ	ダイナ2tトラック	災害時物資支援車
36	松本100せ622	三菱	ユニックトラック	B&G
37	松本400つ9756	三菱	スライドダンプ	B&G
38		クボタ	バックホー	B&G

資料 9-4 震災対策緊急輸送路線

震災対策緊急輸送路（第一次）

路線番号	路線名	起点～終点	指定延長 (km)
	国道 19号	南木曾町（岐阜県境） ～長野市西尾張部交差点	170.0
一般国道（直轄管理）5路線管理			412.4
	国道 147号	大町市かまど神社前交差点 ～大町市旭町交差点	1.5
一般国道（直轄管理）18路線管理			204.2
	大町明科線	大町市旭町交差点 ～安曇野市塔ノ原	18.1
	大町麻績インター千曲線	大町市旭町交差点 ～大町市大町警察署前交差点	0.1
主要地方道 28路線管理			102.4
	大町明科線	大町市常盤 ～大町市県道474号交差点	1.9
一般県道 25路線管理			36.2
	大町市道曾山観音寺線	大町八日町五日町線交点 ～大町市道東町線交点	0.3
	大町市道東山線	大町市道曾山観音寺線交点～ 大町市大町	0.1
	大町市道八日町五日町線	大町市県道306号交点 ～大町市道曾山観音寺線交点	0.3
市町村道 113路線管理			45.9
第1次緊急輸送道路 合計 193路線			1138.5

○第一次緊急輸送路

緊急や応急活動の拠点となる防災拠点間を結ぶ高速自動車国道、一般国道および広域的な幹線道路

震災対策緊急輸送路（第二次）

路線番号	路線名	起点～終点	指定延長 (km)
	国道 147号	大町市旭町交差点 ～安曇野市南中学校南交差点	26.2
		大町市かまど神社前交差点 ～大町市一中東交差点	0.7
	国道 148号	大町市一中東交差点 ～小谷村（新潟県境）	45.9
一般国道（県管理）21路線管理			725.1
	大町麻績インター千曲線	大町市大町警察署前交差点 ～大町市八坂	6.8
主要地方道 46路線管理			356.2

	信濃大町停車場線	大町市大町 ～大町市県道306号交点	0.2
	美麻八坂線	大町市県道393号交点 ～大町市道総合福祉センター線	2.8
一般県道58路線管理			102.0
	大町市道十日町線	大町市道六日町野口線交点 ～大町市道十日町2号線交点	0.1
	大町市道十日町2号線	大町市道十日町1号線交点 ～大町市大町	0.1
	大町市道総合福祉センター線	大町市県道497号交点 ～大町市美麻	0.2
	大町市道六日町野口線	大町市十日町交差点 ～大町市道十日町1号線交点	0.1
市町村道158路線			60.8
第2次緊急輸送道路 合計285路線			1255.2

○第二次緊急輸送路

第一次緊急輸送路と市町村役場、主要な防災拠点（公共機関、ヘリポート、災害医療拠点等）を連絡する道路

資料 9-5 市内交通確保計画

【 国 道 】

No.	路 線 名	対象地域及び復旧の目標
1	国道 19号	市内東部及び市外との連絡、輸送
2	国道147号	市内南部及び市外との連絡、輸送
3	国道148号	市内北部及び市外との連絡、輸送

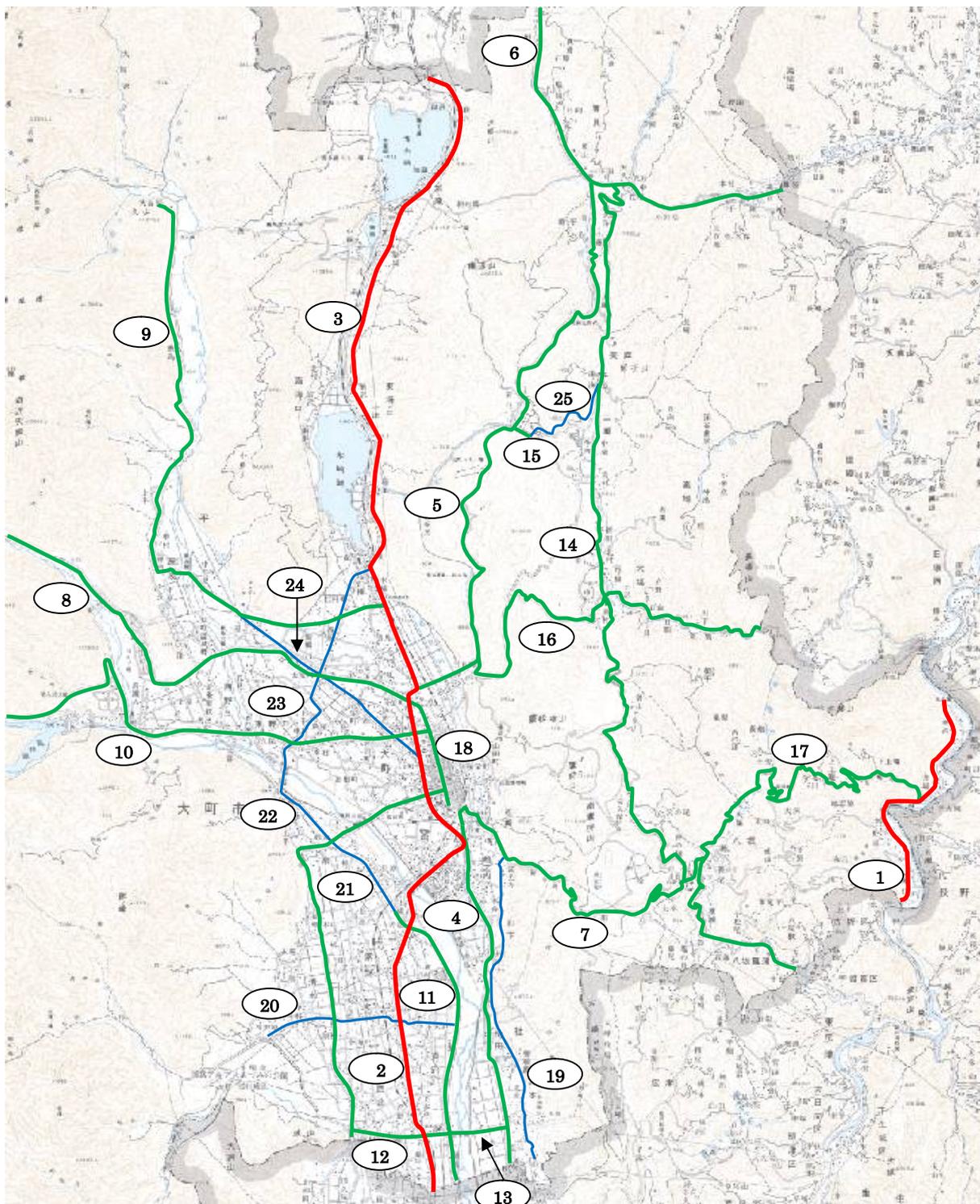
【 県 道 】

No.	路 線 名	対象地域及び復旧の目標
4	主要地方道大町明科線	市外及び社地区間との連絡、輸送
5	主要地方道長野大町線	市外及び美麻地区間との連絡、輸送
6	主要地方道白馬美麻線	市外及び美麻地区間との連絡、輸送
7	主要地方道大町麻績インター千曲線	社地区間及び八坂地区間との連絡、輸送
8	主要地方道扇沢大町線	大町地区間及び平地区間との連絡、輸送
9	県道白馬岳大町線	平地西部との連絡、輸送
10	県道槍ヶ岳線	平地区西部との連絡、輸送
11	県道有明大町線	常盤地区間との連絡、輸送
12	県道あづみの公園大町線	常盤地区間の連絡、輸送
13	県道大平大峰沓掛線	常盤地区間及び社区間との連絡、輸送
14	県道美麻八坂線	八坂地区間と美麻地区間との連絡、輸送
15	県道小島信濃木崎（停）線	美麻地区間との連絡、輸送
16	県道川口大町線	美麻地区間との連絡、輸送
17	県道舟場矢下線	八坂地区間との連絡、輸送
18	県道信濃大町（停）線	大町地区間との連絡、輸送

【市 道】

No.	路 線 名	対象地域及び復旧の目標
19	市道常光寺山の寺線	社地区間の連絡、輸送
20	市道神明原閨田線	常盤地区間の連絡、輸送
21	市道杳掛柿ノ木線	常盤地区間の連絡、輸送
22	市道泉36号線	常盤地区間の連絡、輸送
23	市道木崎野口泉線	平地区間及び常盤地区への連絡、輸送
24	市道大町鹿島線	平地区北部間の連絡、輸送
25	市道湯ノ海新行線	美麻地区間の連絡、輸送

資料 9-5 (1) 市内交通確保計画路線図



凡 例	
—	国 道
—	県 道
—	市 道

災害時における支援物資の受入及び配送等に関する協定書

大町市(以下「甲」という。)と佐川急便株式会社(以下「乙」という。)とは、災害時における支援物資の受入及び配送等に関し、次のとおり協定を締結する。

(趣旨)

第1条 本協定は、大町市内に大規模な災害及びそれに類する被害が発生した場合において、被災者に対して食料及び生活必需品等の物資の安定供給を行うことにより、被災者の生活の安定を図ることを目的として、甲が乙に対して行う物資の受入及び配送等の要請手続等必要な事項を定めるものとする。

(用語の定義)

第2条 本協定において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号の定めるところによる。

- (1) 「調達物資」とは、被災者のために甲が必要に応じて調達する物資をいう。
- (2) 「義援物資」とは、被災者のために甲に対して提供される調達物資以外の物資をいう。
- (3) 「支援物資」とは、調達物資と義援物資をあわせた物資をいう。
- (4) 「避難所等」とは、支援物資の配達先となる大町市内の避難所又は甲が指定する物資の供給場所等をいう。
- (5) 「物資集積・搬送拠点」とは、大規模な災害等により避難所等への支援物資の配送が円滑に行えないなど、甲が必要と判断したときに支援物資の荷卸し、仕分け、登録、分配及び積込み(以下「荷役作業」という。)若しくは、配送等の拠点として設置する施設をいう。

(物資集積・搬送拠点の設置等)

第3条 物資集積・搬送拠点の設置場所は、災害時に物資集積・搬送拠点として甲が指定する施設のほか、甲の要請に基づき、乙又は乙の関係団体が提供する施設とする。

- 2 甲は、大町市内における支援物資の供給体制が整うなど、荷役作業及び配送等の必要性が低下した場合は状況を勘案しながら、物資集積・搬送拠点を閉鎖するものとする。

(物資の受入及び配送並びに派遣の要請)

第4条 甲は、第3条の規定による物資集積・搬送拠点を設置する場合には、乙に対して次の各号に掲げる業務を文書により要請することができる。

ただし、緊急を要する場合は、口頭により要請し、その後速やかに文書を交付するものとする。

- (1) 避難所等への支援物資の配送計画の策定及び配送の実施
- (2) 配送時における被災者の物資ニーズの収集

(3) 甲から指示のあった物資集積・搬送拠点における荷役作業の実施

(4) 荷役作業に必要な人員及び機材の提供

- 2 甲は、支援物資の受入及び配送等を実施する上で、必要と認めるときは文書により、乙に対し支援物資の受入及び配送等に関する助言等を行う要員の派遣を要請することができる。

(物資の受入及び配送並びに派遣の実施)

第5条 乙は、前条の規定により甲の要請があった場合は、可能な限り協力するものとする。
ただし、乙が被災等により支援が困難と判断した場合は、この限りではない。

(報告)

第6条 乙は、第4条第1項の規定による要請により物資の受入及び配送業務を行った場合は、文書により甲に報告するものとする。

ただし、緊急を要する場合は、口頭により報告し、その後速やかに文書を提出するものとする。

- 2 乙は、第4条第2項の規定により派遣を行った場合は、文書により甲に報告するものとする。

ただし、緊急を要する場合は、口頭により報告し、その後速やかに文書を提出するものとする。

- 3 甲及び乙は、第4条及び第6条前2項の規定により、要請又は報告した内容に変更が生じた場合は、その都度変更内容を相互に文書により通知するものとする。

(経費の負担及び請求等)

第7条 業務に要した経費は、甲が負担するものとする。

- 2 甲が負担する経費の価格は、法令その他で定めがあるものを除き、甲乙協議の上、決定するものとする。

- 3 甲は、乙から前項の規定による適法な支払請求書を受領したときは、乙に対し速やかに支払いを行うものとする。

(事故等)

第8条 乙は、業務の実施に際し、事故等が発生したときは、甲に対して文書により報告し、甲乙協議の上、適切な措置を講じるものとする。

ただし、緊急を要する場合は、口頭により報告し、その後速やかに文書を提出するものとする。

(損害の負担)

第9条 物資の受入及び配送等により生じた損害の負担は、甲乙協議して定める。

ただし、乙の責に帰する理由により生じた損害の負担は、乙が負うものとする。

(補償)

第10条 本協定に基づき乙が実施する業務に従事した者が、負傷し、疾病にかかり、又は死亡した場合の災害補償は、乙の責任において行うものとする。

ただし、甲の責に帰すべき事由による場合は、この限りでない。

(機密の保持及び情報提供)

第11条 甲及び乙は、本協定に基づく業務上知り得た秘密を他人に漏らし、又は利用してはならない。業務終了後又は解除された後についても同様とする。

また、甲及び乙はそれぞれが知り得た災害に関する情報を互いに提供するよう努めるものとする。

(連絡責任者)

第12条 甲及び乙は、本協定に基づく担当部署を定めるとともに、連絡責任者を選定するものとする。

2 甲及び乙は、前項の規定により担当部署及び連絡責任者を定めた場合は相互に通知するものとする。

(協議)

第13条 本協定に定めのない事項及び本協定に疑義が生じたときは、甲乙協議の上、決定するものとする。

(適用)

第14条 本協定は、締結の日から適用し、甲又は乙が文書により本協定の終了を通知しない限り、その効力は継続するものとする。

この協定の締結を証するため、本協定書2通を作成し、甲乙署名押印の上、それぞれ1通を保有する。

令和5年11月30日

甲 長野県大町市大町 3887 番地
大町市長 牛越 徹

乙 長野県須坂市大字井上 700 番地 1 号
佐川急便株式会社 信越支店
支店長 外山 智

10 避難受入関係

資料10-1 指定緊急避難場所・指定避難所・福祉避難所一覧

1 指定緊急避難場所

(1) 大町地区

地区名	指定緊急避難場所	所在地	災害の種別				収容人数
			洪水	土砂災害	地震	大規模な火事、内水氾濫、火山現象	
相生町	相生町公民館	大町 1272-7	×	○	○	○	100
旭町	大町東小学校	社 6700	○	○	○	○	2,450
	旭町公民館	大町 2896-13	×	○	×	○	40
五日町	五日町コミュニティセンター	大町 3244-7	×	○	○	○	80
大新田町	大町中学校	大町 3759	○	○	○	○	3,370
大原町	大原町公民館	大町 6046-8	○	○	○	○	110
大原2号団地	大原2号団地公民館	大町 5663-2	○	○	×	○	30
神栄町	神栄町公民館	大町 2667-29	×	○	○	○	110
上仲町	大町西小学校	大町 4773-3	○	○	○	○	3,070
北原町	北原町公民館	大町 5167-1	○	○	○	○	150
北山田町	北アルプス市町村会館	大町 1058-33	△	○	○	○	470
	大町公民館分室	大町 1058-13	△	○	○	○	420
光明町	大町東小学校	社 6700	○	○	○	○	2,450
	大町東小学校グラウンド	大町 3759	○	○	○	○	3,330
九日町	弾誓寺境内	大町 4188-11	○	○	○	○	230
	信州物産駐車場	大町 2448-1	○	○	○	○	140
	セブンイレブン大町九日町店駐車場	大町 4204-1	×	○	○	○	190
	大町商工会議所駐車場	大町 2511-3	×	○	○	○	160
	九日町ポケットパーク	大町 2459-1	×	○	○	○	100
幸町	旧第一中学校	大町 4528	○	○	○	○	3,240
栄町	くるみ保育園	大町 5560-25	○	○	○	○	490
	栄町(大原団地)集会所	大町 5560-2	○	○	○	○	100
桜田町	大町中学校	大町 3759	○	○	○	○	3,370
下仲町	大町公民館分室	大町 1058-13	△	○	○	○	420
	市営下仲町駐車場	大町 2542-1	×	○	○	○	360
白塩町	大町合同庁舎駐車場	大町 1058-7	×	○	○	○	830
	大町公民館分室	大町 1058-13	△	○	○	○	420
	白塩町公民館	大町 1155-1	×	○	○	○	70
	長野県酒類販売東側駐車場	大町 1220-1	×	○	○	○	130
下白塩町	北アルプス市町村会館	大町 1058-33	△	○	○	○	470
	大町公民館分室	大町 1058-13	△	○	○	○	420
昭電社宅	リゾナック・グラフィティジャパングラウンド	大町 6950-1	×	○	○	○	3,648
大黒町	旧大町北高校グラウンド	大町 4330	○	○	○	○	3,330
	大黒町ポケットパーク	大町 2222-4	○	○	○	○	120
高根町	高根町公民館	大町 7171-1	○	○	○	○	120
	大町西小学校	大町 4773-3	○	○	○	○	3,070
	大町中学校	大町 3759	○	○	○	○	3,370

地区名	指定緊急避難場所	所在地	災害の種別				収容人数
			洪水	土砂災害	地震	大規模な火事、内水氾濫、火山現象	
高見町	高見町公民館	大町 3134-15	○	○	○	○	70
	大町総合病院職員駐車場（高見公民館東側）	大町 3142-1	○	○	○	○	260
俵町	大町北小学校	大町 5806-8	○	○	○	○	2,710
	文化会館・大町公民館	大町 1601-2	△	○	○	○	2,470
	旧第一中学校	大町 4528	○	○	○	○	3,240
	俵町公民館	大町 1547-3	×	○	○	○	70
十日町	大町西小学校	大町 4773-3	○	○	○	○	3,070
中原町	旧第一中学校	大町 4528	○	○	○	○	3,240
	大町北小学校	大町 5806-8	○	○	○	○	2,710
和町	旧第一中学校	大町 4528	○	○	○	○	3,240
仁科町	大町駅前広場公園	大町 3190-22	×	○	○	○	200
	仁科町公民館	大町 3162	×	○	○	○	90
	はなのき保育園	大町 3504-9	○	○	○	○	650
	大町中学校グラウンド	大町 3759	○	○	○	○	3,330
西若宮町・若宮町	大町中学校	大町 3759	○	○	○	○	3,370
	はなのき保育園	大町 3504-9	○	○	○	○	650
東町	総合福祉センター	大町 1129	△	○	○	○	30
東中原町	旧第一中学校	大町 4528	○	○	○	○	3,240
東若宮町	J A大北本所駐車場	大町 3431	○	○	○	○	1,160
	東若宮警察官舎駐車場	大町 3402-5	○	○	○	○	160
日の出町	大町中学校	大町 3759	○	○	○	○	3,370
不二塚町	旧第一中学校	大町 4528	○	○	○	○	3,240
堀六日町	大町西小学校	大町 4773-3	○	○	○	○	3,070
三日町	フレンド・プラザ大町	大町 1601-2	○	○	○	○	200
南原町	南原町公民館	大町 3392-5	○	○	○	○	160
宮田町	旧第一中学校	大町 4528	○	○	○	○	3,240
名店街	大町公民館分室	大町 1058-13	△	○	○	○	420
山田町	北アルプス市町村会館	大町 1058-33	△	○	○	○	470
	大町公民館分室	大町 1058-13	△	○	○	○	420
	大町文化公園	大町 1800-3	×	○	○	○	1,660
八日町	八日町公民館	大町 2657-12	×	○	○	○	120
	ギャラリー・いづら	大町 3300-1	△	○	○	○	120
若原町	若原町公民館	大町 5707-15	○	○	○	○	60
	大町北小学校	大町 5806-8	○	○	○	○	2,710
六九町	六九町コミュニティーセンター前広場	大町 4186-4	○	○	○	○	40
	大町西小学校グラウンド	大町 4773-3	○	○	○	○	2,160

(2) 平地区

地区名	指定緊急避難場所	所在地	災害の種別				収容人数
			洪水	土砂災害	地震	溢水、大規模な火事、内水氾濫、火山現象	
青木	湖端公民館	平 20391-1	○	×	○	○	80
秋葉林	秋葉林公民館	平 573-2	○	○	○	○	70
	大町北小学校	大町 5806-8	○	○	○	○	2,710
稲尾	B & G 海洋センター 体育館	平 10352-2	△	○	○	○	540
海の口	海の口公民館	平 13192-1	○	×	×	○	130
	西海の口多目的集会施設	平 15385	○	○	○	○	60
上原	上原公民館	平 1955-118	○	○	○	○	70
	コミュニティセンター (上原の湯)	平 1955-446	○	○	○	○	210
エビスマ原海頭	湖端公民館	平 20391-1	○	×	○	○	80
温泉郷	大町温泉郷観光協会駐車場	平 2809-8	×	○	○	○	1,660
加蔵	加蔵公民館	平 22504-4	○	×	○	○	40
	湖端公民館	平 20391-1	○	×	○	○	80
鹿島	鹿島生活改善センター	平 8359	○	○	○	○	40
借馬	借馬公民館前広場	平 6127-2	○	○	○	○	220
	大町北小学校	大町 5806-8	○	○	○	○	2,710
	平公民館・女性未来館 ピュア	平 10352-1	△	○	○	○	540
	文化会館・大町公民館	大町 1601-2	△	○	○	○	2,470
借馬団地	借馬団地公民館	平 7525	○	○	×	○	60
	大町北小学校	大町 5806-8	○	○	○	○	2,710
木崎	木崎基幹センター	平 8949-1	○	○	×	○	60
	平公民館・女性未来館 ピュア	市平 10352-1	△	○	○	○	540
源汲	源汲生活改善センター	平 3695	×	○	○	○	100
塩の原	しらかば保育園	平 9365-3	○	○	○	○	230
白樺	しらかば保育園	平 9365-3	○	○	○	○	230
新郷	新郷公民館	平 8040-62	○	○	○	○	60
	しらかば保育園	平 9365-3	○	○	○	○	230
	平公民館・女性未来館 ピュア	平 10352-1	△	○	○	○	540
高瀬分譲地	コミュニティセンター (上原の湯)	平 1955-446	○	○	○	○	210
高瀬入	コミュニティセンター (上原の湯)	平 1955-446	○	○	○	○	210
外堀	B & G 海洋センター 体育館	平 10352-2	△	○	○	○	540
中花見	中花見生活改善センター	平 2656-65	○	○	×	○	40
	二ツ屋生活改善センター	平 2595-14	○	○	○	○	80
	アルプスウォーター	平 2651-5	○	○	○	○	1,160

地区名	指定緊急避難場所	所在地	災害の種別				収容人数
			洪水	土砂災害	地震	大規模な火事、内水氾濫、火山現象	
中綱	ラーバン中綱	平 19862-1	○	×	○	○	340
仁科郷	しらかば保育園	平 9365-3	○	○	○	○	230
西原	平公民館・女性未来館 ピュア	平 10352-1	△	○	○	○	540
野口	野口公民館	平 430-4	×	○	×	○	150
花見	野口公民館	平 430-4	×	○	×	○	150
日向山	日向山総合事務所駐車場	平 2010-17	○	○	○	○	660
二ツ屋	二ツ屋生活改善センター	平 2595-44	○	○	○	○	80
	アルプスウォーター	平 2651-5	○	○	○	○	1,160
森	ゆ〜ぶる木崎湖	平 10639-1	△	○	○	○	680
築場	ラーバン中綱	平 19862-1	○	×	○	○	340
やなば第一	ラーバン中綱	平 19862-1	○	×	○	○	340
	平運動場	平 9370-1	○	○	○	○	3,330
山崎	ゆ〜ぶる木崎湖	平 10639-1	△	○	○	○	680
	平公民館・女性未来館 ピュア	平 10352-1	△	○	○	○	540

(3) 常盤地区

地区名	指定緊急避難場所	所在地	災害の種別				収容人数
			洪水	土砂災害	地震	大規模な火事、内水氾濫、火山現象	
泉	泉公民館	常盤 5210-1	○	○	○	○	200
上一	大町南小学校	常盤 3543-1	○	○	○	○	2,460
上一住宅	上一住宅集会所	常盤 5874-2	○	○	×	○	60
	大町南小学校	常盤 3543-1	○	○	○	○	2,460
清水	清水公民館	常盤 651-2	○	○	○	○	170
	大町南小学校	常盤 3543-1	○	○	○	○	2,460
下一	下一公民館	常盤 3587-2	○	○	○	○	160
	常盤公民館	常盤 3601-18	○	○	○	○	440
須沼	須沼公民館	常盤 9595	○	○	○	○	150
西山	西山公民館	常盤 176-3	○	○	○	○	180
	小西山農業生活改善センター	常盤 121-1	○	○	○	○	40
	原村生活改善センター	常盤 168-3	○	○	○	○	50
	小谷集会所	常盤 1921-2	○	○	×	○	20
	西春午子集会所	常盤 2224	○	○	×	○	30
	沓掛公会堂	常盤 3828-32	○	○	×	○	40
西山住宅	西山住宅公民館	常盤 2115-32	○	○	○	○	60
松原団地	松原団地集会所	常盤 5801-111	○	○	○	○	50
南住宅	あすなろ保育園	常盤 3601-18	○	○	○	○	600
	南住宅コミュニティセンター	常盤 2380-1	○	○	○	○	30

(4) 社地区

区名	指定緊急避難場所	所在地	災害の種別				収容人数
			洪水	土砂災害	地震	大規模な火事、内水氾濫、火山現象	
閏田	閏田公民館	社 3426-3	○	×	×	○	90
	社公民館	社 3945-2	○	×	○	○	320
曾根原	曾根原農業改善センター	社 2866-5	○	○	○	○	100
館之内	館之内公民館	社 5672-2	○	○	○	○	150
松崎	松崎薬師寺駐車場	社 6359-1	○	×	○	○	160
	松崎ごみ置き場南側広場	社 6429-2	×	×	○	○	10
	松崎馬頭観音前広場	社 6236-15	○	×	○	○	10
	大町東小学校グラウンド	社 6700	○	○	○	○	3,330
	松崎小運動場	社 6761-1	○	○	○	○	530
宮本	宮本公民館	社 1140-1	○	○	○	○	190
	山の寺生活改善センター	社 231-1	○	○	○	○	40
	原集会所	社 1076-1	○	○	○	○	20
社団地	大町東小学校	社 6700	○	○	○	○	2,450
山下	山下集落センター	社 4953-2	○	×	○	○	330

(5) 八坂地区

地区名	指定緊急避難場所	所在地	災害の種別				収容人数
			洪水	土砂災害	地震	大規模な火事、内水氾濫、火山現象	
石原	石原基幹センター	八坂菖蒲 8607	○	×	×	○	70
	横瀬農家生活改善センター	八坂 2448-1	○	×	○	○	30
	満仲農家生活改善センター	八坂 3907-1	○	×	○	○	30
大平	相川基幹センター	八坂 227	○	○	○	○	40
	明野集会場	八坂 808-46	○	○	○	○	50
	大平生活改善センター	八坂 1008-4	○	×	×	○	100
	八坂情報コミュニティセンターアキツ	八坂 1133-1	○	×	○	○	270
切久保	切久保公民館	八坂 8446	○	×	×	○	70
	八坂切久保運動場	八坂 8408	○	×	○	○	2,660
	育てる会 八坂美麻学園 やまなみ山荘	八坂 8594	○	○	○	○	300
中央	一の瀬基幹センター	八坂 11048	○	×	×	○	40
	中央基幹センター	八坂 11660	○	×	×	○	50
	小菅集会所	八坂 13111	×	×	○	○	50
野平	野平北集会所	八坂 15067-2	○	○	○	○	30
	地志原集会所	八坂 14998-12	○	×	○	○	30

地区名	指定緊急避難場所	所在地	災害の種別				収容人数
			洪水	土砂災害	地震	大規模な火事、内水氾濫、火山現象	
野平	八坂ゲートボール場 (レクリエーションハウス)	八坂 14850-69	○	○	○	○	190
	野平活性化施設	八坂 25329	○	×	○	○	70
	八坂山村広場	八坂 14850-118	○	○	○	○	1,260
舟場	舟場集会所	八坂 15882-イ	○	○	○	○	30
	舟場基幹センター	八坂 16003	○	○	×	○	70
	上籠集会所	八坂 15732-1	○	×	○	○	40
	栃沢集会所	八坂 17821	○	×	○	○	60

(6) 美麻地区

地区名	指定緊急避難場所	所在地	災害の種別				収容人数
			洪水	土砂災害	地震	大規模な火事、内水氾濫、火山現象	
大塩	美麻大塩ゲートボール場	美麻 3366	○	○	○	○	360
	おおしお市民農園管理棟	美麻 1932	○	○	○	○	120
	南村集会所	美麻 496	○	○	×	○	20
	大塩高齢者センター	美麻 3366	○	×	○	○	30
	中村集会所	美麻 899-1	○	○	○	○	20
	大塩公民館	美麻 2904-3	○	×	×	○	50
	北村集会所	美麻 2642-2	○	×	×	○	30
二重	宮村集会所	美麻 8061-2	○	○	×	○	20
	向集会所	美麻 8450-1	○	○	○	○	30
	二重公民館	美麻 9035-1	○	○	×	○	80
	美麻トレーニングセンター	美麻 11690-1	○	×	×	○	380
	美麻二重ゲートボール場(屋内)	美麻 8410	○	○	○	○	470
新行	新行高齢者センター	美麻 14003-2	○	○	○	○	50
	新行公民館	美麻 14611	○	×	×	○	60
青具	藤集会所	美麻 12747	○	×	×	○	30
	池の平集会所	美麻 15774-1	○	×	×	○	30
	ぽかぽかランド美遊	美麻 16981	○	×	○	○	260
	片岡集会所	美麻 24641	○	×	×	○	20
	一字田集会所	美麻 17286-1	×	○	○	○	50
	米山集会所	美麻 19230	○	×	×	○	30
	日向集会所	美麻 19494	○	○	○	○	40
	塩の川集会所	美麻 20052	○	○	○	○	30
	川手集会所	美麻 20960-1	○	×	×	○	50
	ふれあいセンター	美麻 16956-1	○	○	○	○	110
	青具公民館	美麻 16950	○	×	×	○	80

地区名	指定緊急避難場所	所在地	災害の種別				収容人数
			洪水	土砂災害	地震	事、大規模な火 山現象 内水氾濫	
千見	千見神明宮社務所	美麻 25787-1	○	×	×	○	100
	千見高齢者センター	美麻 28751-1	○	×	○	○	60
	中の崎集会所	美麻 29742-18	○	×	×	○	60

災害の種別は、指定するものは「○」、指定できないものは「×」としています。

- ①洪水：原則として大町市ハザードマップを基準として、浸水想定区域外（安全区域）にある場所を指定します。ただし、安全区域外でも、洪水等の場合は安全な構造で浸水想定以上の階を有し、避難が可能である場合等は、指定（「△」と記載）しています。
- ②土砂災害（崖崩れ、土石流及び地滑り）：原則として土砂災害警戒区域外（安全区域）にある場所を指定します。土砂災害警戒区域は県で指定しています。
- ③地震：建築基準法に基づく現行の耐震基準（昭和56年6月1日に導入）に適合する場所を指定しています。建築年数、耐震診断等の結果に基づき指定しています。

2 指定避難所

NO	指定避難所	所在地	収容人数	指定緊急避難場所との重複
1	文化会館・大町公民館	大町 1601-2	1,850	○
2	フレンド・プラザ大町	大町 1601-2	150	○
3	サン・アルプス大町	大町 1601-2	210	
4	旧第一中学校	大町 4528	2,430	○
5	くるみ保育園	大町 5560-25	370	○
6	大町中学校	大町 3759	2,530	○
7	大町北小学校	大町 5806-8	2,000	○
8	大町西小学校	大町 4773-3	2,300	○
9	はなのき保育園	大町 3504-9	490	○
10	北アルプス市町村会館	大町 1058-33	350	○
11	大町公民館分室	大町 1058-13	310	○
12	長野県大町岳陽高等学校	大町 3691-2	570	
13	大町南小学校	常盤 3543-1	1,840	○
14	常盤公民館	常盤 3601-18	330	○
15	あすなろ保育園	常盤 3601-18	450	○
16	ふれあいプラザ	常盤 3546-33	180	
17	ラーバン中綱	平 19862-1	250	○
18	B&G海洋センター体育館	平 10352-2	400	○
19	ゆ〜ぷる木崎湖	平 10639-1	510	○
20	平公民館・女性未来館ピュア	平 10352-1	410	○
21	しらかば保育園	平 9365-3	170	○
22	コミュニティセンター（上原の湯）	平 1955-446	150	○
23	大町東小学校	社 6700	1,830	○
24	どんぐり保育園	社 4682-26	190	
25	八坂小中学校（前期課程校舎）	八坂 1090	1,100	

NO	指定避難所	所在地	収容人数	指定緊急避難場所との重複
26	八坂小中学校（後期課程校舎）	八坂 11648	850	
27	八坂ゲートボール場（レクリエーションハウス）	八坂 14850-69	140	○
28	ふれあいセンターさざなみ	八坂 15719	580	
29	美麻小中学校	美麻 27503	1,270	
30	ぽかぽかランド美遊	美麻 16981	200	○
31	ふれあいセンター	美麻 16956-1	80	○

3 福祉避難所

NO	指定避難所	所在地
1	総合福祉センター	大町市大町 1129
2	美麻総合福祉センター	大町市美麻 11810-イ
3	八坂総合福祉センター	大町市八坂 1128
4	特別養護老人ホームカトレヤ	大町市平 1955-971
5	特別養護老人ホーム銀松苑	大町市常盤 6850-24
6	ケアハウス銀松苑	大町市常盤 6850-24
7	養護老人ホーム鹿島荘	大町市大町 8035
8	特別養護老人ホームリーベおおまち	大町市大町 3504-13

資料10-2 災害時における応急対策等の復旧協力に関する協定

(大町市建設業組合)

大町市地域防災計画に基づき、大町市長 牛越 徹(以下「甲」という。)と大町市建設業組合 組合長 傳刀 宗久(以下「乙」という。)との間において、甲が管理する道路、河川、公園、学校等公共の用に供する施設(以下「公共施設等」という。)における災害の予防、応急対策及び災害復旧に関する協力業務(以下「協力業務」という。)について次の条項により協定を締結する。

(協力業務の種類)

第1条 協力業務の種類は、次のとおりとする。

- (1) 災害対策用資機材の調達・提供及び斡旋
- (2) 公共施設等の被害状況調査
- (3) 公共施設等の障害物の除去
- (4) 公共施設等の被害の応急・復旧工事
- (5) 応急仮設住宅の建設
- (6) 災害の情報収集と甲への報告
- (7) 全各号に定めるもののほか、特に必要な応急業務

(要請の手続)

第2条 甲は、協力要請の場所、被害の状況、協力業務の内容、その他必要と認める事項を明らかにして、文書により乙に協力要請するものとする。ただし、文書によるいとまのないときは、電話等によることができる。この場合、後日文書を提出するものとする。

(協力)

第3条 乙は、前条の要請があった場合、速やかに乙の会員である建設業者(以下「丙」という。)の斡旋等可能な限りの協力を甲に対しするものとする。

(報告)

第4条 乙は第1条の規定する応急対策活動が終了したときは、次の各号に掲げる事項を書面により甲に報告するものとする。

- (1) 応急対策活動に従事した人員、名簿及び期間
- (2) 応急対策活動に使用した機器類の種類、台数及び使用期間
- (3) 応急対策活動に供給した資機材の種類及び数量
- (4) その他必要な事項

(費用の負担)

第5条 甲の要請により、乙及び丙が協力業務に要した費用は、甲が負担するものとする。

(損害の負担)

第6条 協力業務の実施に伴い損害が生じたときは、その賠償の責について、甲、乙及び丙が協議して定める。

(労災補償)

第7条 協力業務により乙及び丙の所属従業員が負傷し、若しくはり患し、又は死亡した場合は、乙及び丙の所属従業員の労災保険により補償するものとする。

(その他)

第8条 この協定に定めのない事項又は疑義を生じた場合は、甲、乙が協議して定めるものとする。

附 則

(施行期日)

- 1 この協定は、令和6年3月13日から施行する。

(災害時における復旧協力に関する協定の廃止)

- 2 災害時における復旧協力に関する協定(平成18年9月25日締結)は、廃止する。

この協定の締結を証するため、本協定書2通を作成し、甲、乙記名押印の上、各1通を保有する。

令和6年3月13日

甲 長野県大町市大町3887番地
大町市長 牛 越 徹

乙 長野県大町市大町3765番地
大町市建設業組合
組合長 傳 刀 宗 久

大町市（以下「甲」という。）と、社会福祉法人 周厚会（以下「乙」という。）とは、大町市の地域において地震、風水害その他の原因による災害が発生したとき（以下「災害時」という。）に、避難所における生活において何らかの特別な配慮を要する者（以下「要配慮者等」という。）を受入れる福祉避難所についての相互協力に関して、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、災害時において、甲が乙に対して福祉避難所開設等の協力を要請し、乙の協力を得て、要配慮者等の避難生活の安全を確保することを目的とする。

（要請）

第2条 甲は、福祉避難所の開設が必要となった場合に、次条に掲げる施設の使用について、乙に対して協力を要請する。

2 甲から乙への要請は文書をもって行う。ただし、緊急を要するときは、電話その他の早期に情報の伝達が可能なる方法によって要請し、後日、速やかに文書を送付する。

（開設予定施設）

第3条 乙は、甲からの要請について可能な範囲で受入れるよう努める。

2 乙の施設で受入れ可能な場合は、速やかに受入れ体制を整え、準備が完了した時点で甲に対して福祉避難所を開設した旨を連絡する。

3 福祉避難所として要請する施設は、下記の施設とする。

施設名	所在地	備考
特別養護老人ホームカトレヤ	大町市平1955番地971	

（開設期間）

第4条 福祉避難所の開設期間は、災害発生の日から7日以内とする。ただし、災害規模や被災状況に応じ、必要な場合には甲乙協議のうえ開設期間を延長する。

2 乙は、前項の開設期間中は、福祉避難所の施設管理のため必要な職員等を配置する。

（物資の支給、要配慮者等への支援）

第5条 甲は、要配慮者等が避難生活において必要な食料、医薬材料、生活必需品等の必要な物資の調達に努めるとともに、乙が行う通常事業の支障とならないよう、必要な物資や介護者等を確保するよう努める。

2 甲及び乙は、要配慮者等の避難生活を支援するとともに、福祉・保健医療サービスを受けるため援助する。

（費用の負担）

第6条 福祉避難所の開設に係る費用については、甲が負担するものとし、負担額については、災害救助法関連法令等に規定する価格等を基準として、甲乙協議のうえ決定する。

（有効期間）

第7条 この協定の期間は、協定締結の日から平成28年3月31日までとする。ただし、当該期間満了の日の1か月前までに甲又は乙の一方からこの協定を終了させる旨の意思表示がないときは、この協定を更新するものとみなし、当該期間満了後更に1年間存続する。以後においてもまた同様とする。

（協議）

第8条 この協定に定めのない事項又はこの協定の実施に当たって疑義が生じた場合は、甲乙協議のうえ決定する。

甲及び乙は、この協定の締結を証するため、本書を2通作成しそれぞれ記名押印の上、各1通を保有する。

平成27年3月26日

甲 長野県大町市大町3887番地
大町市長 牛越 徹

乙 長野県大町市平1955番地971
社会福祉法人 周厚会
理事長 長澤 勝弘

大町市（以下「甲」という。）と、社会福祉法人 れんげ福祉会（以下「乙」という。）とは、大町市の地域において地震、風水害その他の原因による災害が発生したとき（以下「災害時」という。）に、避難所における生活において何らかの特別な配慮を要する者（以下「要配慮者等」という。）を受入れる福祉避難所についての相互協力に関して、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、災害時において、甲が乙に対して福祉避難所開設等の協力を要請し、乙の協力を得て、要配慮者等の避難生活の安全を確保することを目的とする。

（要請）

第2条 甲は、福祉避難所の開設が必要となった場合に、次条に掲げる施設の使用について、乙に対して協力を要請する。

2 甲から乙への要請は文書をもって行う。ただし、緊急を要するときは、電話その他の早期に情報の伝達が可能なる方法によって要請し、後日、速やかに文書を送付する。

（開設予定施設）

第3条 乙は、甲からの要請について可能な範囲で受入れるよう努める。

2 乙の施設で受入れ可能な場合は、速やかに受入れ体制を整え、準備が完了した時点で甲に対して福祉避難所を開設した旨を連絡する。

3 福祉避難所として要請する施設は、下記の施設とする。

施設名	所在地	備考
特別養護老人ホーム銀松苑	大町市常盤6850番地24	
ケアハウス銀松苑	大町市常盤6850番地24	

（開設期間）

第4条 福祉避難所の開設期間は、災害発生の日から7日以内とする。ただし、災害規模や被災状況に応じ、必要な場合には甲乙協議のうえ開設期間を延長する。

2 乙は、前項の開設期間中は、福祉避難所の施設管理のため必要な職員等を配置する。

（物資の支給、要配慮者等への支援）

第5条 甲は、要配慮者等が避難生活において必要な食料、医薬材料、生活必需品等の必要な物資の調達に努めるとともに、乙が行う通常事業の支障とならないよう、必要な物資や介護者等を確保するよう努める。

2 甲及び乙は、要配慮者等の避難生活を支援するとともに、福祉・保健医療サービスを受けるため援助する。

（費用の負担）

第6条 福祉避難所の開設に係る費用については、甲が負担するものとし、負担額については、災害救助法関連法令等に規定する価格等を基準として、甲乙協議のうえ決定する。

（有効期間）

第7条 この協定の期間は、協定締結の日から平成28年3月31日までとする。ただし、当該期間満了の日の1か月前までに甲又は乙の一方からこの協定を終了させる旨の意思表示がないときは、この協定を更新するものとみなし、当該期間満了後更に1年間存続する。以後においてもまた同様とする。

（協議）

第8条 この協定に定めのない事項又はこの協定の実施に当たって疑義が生じた場合は、甲乙協議のうえ決定する。

甲及び乙は、この協定の締結を証するため、本書を2通作成しそれぞれ記名押印の上、各1通を保有する。

平成27年3月26日

甲 長野県大町市大町3887番地
大町市長 牛越 徹

乙 長野県大町市常盤6850番地24
社会福祉法人 れんげ福祉会
理事長 藤巻 秀卓

大町市（以下「甲」という。）と、北アルプス広域連合（以下「乙」という。）とは、大町市の地域において地震、風水害その他の原因による災害が発生したとき（以下「災害時」という。）に、避難所における生活において何らかの特別な配慮を要する者（以下「要配慮者等」という。）を受入れる福祉避難所についての相互協力に関して、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、災害時において、甲が乙に対して福祉避難所開設等の協力を要請し、乙の協力を得て、要配慮者等の避難生活の安全を確保することを目的とする。

（要請）

第2条 甲は、福祉避難所の開設が必要となった場合に、次条に掲げる施設の使用について、乙に対して協力を要請する。

2 甲から乙への要請は文書をもって行う。ただし、緊急を要するときは、電話その他の早期に情報の伝達が可能なる方法によって要請し、後日、速やかに文書を送付する。

（開設予定施設）

第3条 乙は、甲からの要請について可能な範囲で受入れるよう努める。

2 乙の施設で受入れ可能な場合は、速やかに受入れ体制を整え、準備が完了した時点で甲に対して福祉避難所を開設した旨を連絡する。

3 福祉避難所として要請する施設は、下記の施設とする。

施設名	所在地	備考
養護老人ホーム鹿島荘	大町市大町8035番地	

（開設期間）

第4条 福祉避難所の開設期間は、災害発生の日から7日以内とする。ただし、災害規模や被災状況に応じ、必要な場合には甲乙協議のうえ開設期間を延長する。

2 乙は、前項の開設期間中は、福祉避難所の施設管理のため必要な職員等を配置する。

（物資の支給、要配慮者等への支援）

第5条 甲は、要配慮者等が避難生活において必要な食料、医薬材料、生活必需品等の必要な物資の調達に努めるとともに、乙が行う通常事業の支障とならないよう、必要な物資や介護者等を確保するよう努める。

2 甲及び乙は、要配慮者等の避難生活を支援するとともに、福祉・保健医療サービスを受けるため援助する。

（費用の負担）

第6条 福祉避難所の開設に係る費用については、甲が負担するものとし、負担額については、災害救助法関連法令等に規定する価格等を基準として、甲乙協議のうえ決定する。

（有効期間）

第7条 この協定の期間は、協定締結の日から平成28年3月31日までとする。ただし、当該期間満了の日の1か月前までに甲又は乙の一方からこの協定を終了させる旨の意思表示がないときは、この協定を更新するものとみなし、当該期間満了後更に1年間存続する。以後においてもまた同様とする。

（協議）

第8条 この協定に定めのない事項又はこの協定の実施に当たって疑義が生じた場合は、甲乙協議のうえ決定する。

甲及び乙は、この協定の締結を証するため、本書を2通作成しそれぞれ記名押印の上、各1通を保有する。

平成27年3月26日

甲 長野県大町市大町3887番地
大町市副市長 吉澤 義雄

乙 長野県大町市大町1058番地33
北アルプス広域連合
広域連合長 牛越 徹

資料 10-4 災害時における宿泊施設等の提供に関する協定書
(大町市旅館業組合)

大町市(以下「甲」という。)と大町市旅館業組合(以下「乙」という。)とは、大町市の地域において災害救助法(昭和22年法律第118号)の適用を受ける大規模災害時において、乙の組合員が運営する宿泊施設(以下「宿泊施設」という。)を被災者の避難場所として活用するため、次のとおり協定を締結する。

(要請)

第1条 甲は、災害救助法の適用を受ける大規模災害において、避難所として宿泊施設を確保する必要があるときには、乙に対し乙の組合員が運営する宿泊施設等の提供を要請する。

(施設の提供)

第2条 乙は、甲から提供要請があったときは、宿泊者並び、その他の者の利用を害しない範囲において施設を提供する。

(提供されるサービス)

第3条 乙の組合員が宿泊施設の提供に伴い提供するサービスは、宿泊、入浴及び食事とする。ただし、状況に応じ必要な場合には、甲乙協議のうえ変更することができる。

(要請の方法等)

第4条 甲が乙に対し第1条に規定する要請をするときは、文書により行うものとする。ただし、緊急を要するときは、電話その他の早期に情報の伝達が可能な方法によって要請し、後日、速やかに文書を提出する。

(受入対象期間)

第5条 宿泊施設の受入対象期間は、災害規模や被災状況に応じ、甲乙協議のうえ期間を決定する。

(経費の負担)

第6条 乙が提供した施設等の費用については、甲が負担するものとし、負担額については、災害救助法関連法令等に規定する価格等を基準として、甲乙協議のうえ決定する。

(取消料等損害賠償)

第7条 乙は、要請後取消があった場合でも、甲に対し取消料等損害賠償を請求しないものとする。

(協定期間)

第8条 この協定の期間は、協定締結の日から平成28年3月31日までとする。ただし、当該期間満了の日の1か月前までに甲又は乙の一方からこの協定を終了させる旨の意思表示がないときは、この協定を更新するものとみなし、当該期間満了後更に1年間存続する。以後においてもまた同様とする。

(協議)

第9条 この協定に定めのない事項又はこの協定の実施に当たって疑義が生じた場合は、甲乙協議のうえ決定する。

甲及び乙は、この協定の締結を証するため、本書を2通作成しそれぞれ記名押印の上、各1通を保有する。

平成27年4月17日

甲 長野県大町市大町3887番地
大町市長 牛越 徹

乙 長野県大町市大町3177番地
大町市旅館業組合
組合長 内田 幹二

資料10-5 大規模災害時における応急対策業務に関する協定

大町市長（以下「市長」という。）と長野県建設業協会大北支部長（以下「支部長」という。）とは、大規模災害発生時における応急対策業務に関して、次のとおり協定を締結する。

（協定の趣旨）

第1条 この協定は、大規模災害発生時における大町市が実施する応急対策業務（以下、「応急対策業務という」）に関して、支部長に協力を求めるときの手続き等を定めるものとする。

（業務の内容）

第2条 応急対策業務は、市長が管理する公共施設における損壊箇所の応急措置、障害物の除去等とする。

（協力要請）

第3条 市長は、他地域の建設企業の協力が必要な応急対策業務や、長野県が管理する施設等と密接に関連する応急対策業務について、市管轄内の関係団体又は建設業者が対応困難なときに限り、支部長に協力を要請することができる。

2 支部長は、市長から前項による要請があったときは、特別の理由がない限り、速やかに協力するものとする。

（費用負担）

第4条 支部長が実施する応急対策業務の費用は、市長が負担する。

（連絡体制）

第5条 市長と支部長は、災害時の連絡を円滑に実施するため、年度当初に緊急連絡体制を確認するものとする。

2 市長は、長野県が実施する応急対策業務と密接に関連する場合に備え、災害時の連絡を円滑に実施するため、年度当初に長野県との緊急連絡体制を確認するものとする。

（実施要請）

第6条 市長は、第3条により応急対策業務の協力要請の必要があると認めたときは、支部長に対し、業務の内容をできる限り具体的に要請するものとする。実施要請は原則書面によるものとし、口頭による要請をしたときは、速やかに書面による要請をするものとする。なお、書面は電子メール又はこれに類するものを含むものとする。

2 市長は、前項の要請をしたときは、長野県に要請内容を連絡するものとする。

3 支部長は、第1項の規定に基づく要請があったときは、速やかに会員に応急対策業務を実施させるものとし、その会員を市長に報告するものとする。なお、支部の会員が対応できないときは、支部長は県建設業協会本部に応援調整を要請して、他支部の協力を得ることができるものとする。

(業務の実施)

第7条 支部長から応急対策業務の実施を指示された会員は、直ちに応急対策業務を実施するものとする。

2 会員は、応急対策業務に従事する現場責任者、出勤時間、及び建設資機材等を市長に報告するものとする。

(業務の指示)

第8条 応急対策業務の実施に当たっては、市長が原則書面により指示し、会員はその指示に従うものとする。指示を口頭としたときは速やかに書面により指示の内容を示すものとする。

また、長野県が実施する応急対策業務と密接に関連する場合、迅速に対応するため、市長は、長野県と相互に協力して指示内容を調整するものとする。

(業務の報告)

第9条 会員は、応急対策業務が完了したときは、直ちに市長及び支部長に報告するものとする。

(請負契約)

第10条 市長と会員とは、市財務規則等の所定の規定に基づく手続きにより、速やかに応急対策業務に係る工事請負契約を締結するものとする。

2 会員は、請負契約の根拠とするため、工事内容が判断できる写真等の資料を整備するものとする。

(損害補償)

第11条 請負契約（建設工事標準請負契約約款等）に定めるところによる。

2 会員は、業務従事者の労働災害補償のため、労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）の適用を受けられるよう手続きするほか、法定外の労災保険に付すものとする。

(協 議)

第12条 この協定に定めのない事項又はこの協定に関し疑義が生じたときは、市長と支部長が協議して定めるものとする。

附 則

この協定の有効期間は、協定締結日から令和5年3月31日とする。

ただし、期間満了の日から1ヶ月前までに、市長、支部長のいずれかが文書による意思表示をしないときは1年間継続するものとし、以降も同様とする。

この協定を証するため、本書2通を作成し、市長と支部長が押印の上、各自1通を保有するものとする。

令和4年3月24日

大町市長 牛越 徹

長野県建設業協会大北支部
支 部 長 郷津 順一

大町市（以下「甲」という。）と、社会福祉法人北アルプスの風（以下「乙」という。）とは、大町市の地域において地震、風水害その他の原因による災害が発生したとき（以下「災害時」という。）に、避難所における生活において何らかの特別な配慮を要する者（以下「要配慮者等」という。）を受入れる福祉避難所についての相互協力に関して、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、災害時において、甲が乙に対して福祉避難所開設等の協力を要請し、乙の協力を得て、要配慮者等の避難生活の安全を確保することを目的とする。

（要請）

第2条 甲は、福祉避難所の開設が必要となった場合に、次条に掲げる施設の使用について、乙に対して協力を要請する。

2 甲から乙への要請は文書をもって行う。ただし、緊急を要するときは、電話その他の早期に情報の伝達が可能な方法によって要請し、後日、速やかに文書を送付する。

（開設予定施設）

第3条 乙は、甲からの要請について可能な範囲で受入れるよう努める。

2 乙の施設で受入れ可能な場合は、速やかに受入れ体制を整え、準備が完了した時点で甲に対して福祉避難所を開設した旨を連絡する。

3 福祉避難所として要請する施設は、下記の施設とする。

施設名	所在地	備考
特別養護老人ホーム リーベおおまち	大町市大町3504番地13	

（開設期間）

第4条 福祉避難所の開設期間は、災害発生の日から7日以内とする。ただし、災害規模や被災状況に応じ、必要な場合には甲乙協議のうえ開設期間を延長する。

2 乙は、前項の開設期間中は、福祉避難所の施設管理のため必要な職員等を配置する。

（物資の支給、要配慮者等への支援）

第5条 甲は、要配慮者等が避難生活において必要な食料、医薬材料、生活必需品等の必要な物資の調達に努めるとともに、乙が行う通常事業の支障とならないよう、必要な物資や介護者等を確保するよう努める。

2 甲及び乙は、要配慮者等の避難生活を支援するとともに、福祉・保健医療サービスを受けるため援助する。

（費用の負担）

第6条 福祉避難所の開設に係る費用については、甲が負担するものとし、負担額については、災害救助法関連法令等に規定する価格等を基準として、甲乙協議のうえ決定する。

（有効期間）

第7条 この協定の期間は、協定締結の日から令和5年3月31日までとする。ただし、当

該期間満了の日の1か月前までに甲又は乙の一方からこの協定を終了させる旨の意思表示がないときは、この協定を更新するものとみなし、当該期間満了後更に1年間存続する。以後においてもまた同様とする。

(協議)

第8条 この協定に定めのない事項又はこの協定の実施に当たって疑義が生じた場合は、甲乙協議のうえ決定する。

甲及び乙は、この協定の締結を証するため、本書を2通作成しそれぞれ記名押印の上、各1通を保有する。

令和4年8月22日

甲 長野県大町市大町3887番地
大町市長 牛越 徹

乙 長野県大町市大町3504番地13
社会福祉法人北アルプスの風
理事長 神谷 典成

資料10-7 大町市災害ボランティアセンターの設置及び運営等に関する協定書

大町市（以下「甲」という。）と社会福祉法人大町市社会福祉協議会（以下「乙」という。）は、災害時における、大町市災害ボランティアセンター（以下、「センター」という。）の設置、運営等に関し、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、地震、風水害等により大町市内で大規模な災害が発生した場合において、大町市地域防災計画（以下、「計画」という。）に基づき、センターの設置及びそれに伴うボランティア活動を円滑に実施するため、甲及び乙の果たすべき役割と協力事項、費用負担等を定め、被災者の生活支援に寄与することを目的とする。

（連携・協力）

第2条 甲及び乙は、災害が発生した場合に、被害状況等を含め、ボランティア活動を行うために必要な情報や被災者の効果的な支援のために必要な情報を速やかに収集、共有し、協力して必要な措置を講じる。

（センターの設置等）

第3条 甲及び乙は、センターを設置する必要があると判断したときは、甲乙協議の上、センターを設置するものとする。

（センターの設置場所）

第4条 センターの本部事務所は、計画に定められた場所、又は乙が管理する事務所のうち支援活動を実施するために最適な場所に設置するものとする。ただし、いずれの場所も被災し、設置することが困難な場合は、甲及び乙は、相互に協力してこれに代わる場所を確保するものとする。

2 著しい被害を受けた地域や地理的な課題等によりセンターの分室の設置が必要なときは、甲乙協議のうえ、前項の考えに基づき、設置場所を確保するものとする。

（センターの運営）

第5条 乙が設置するセンターは、乙が主体となり、必要に応じて外部からのボランティア、長野県社会福祉協議会、長野県共同募金会のほか、地域の関係機関・団体等の協力の下、運営を行うものとする。

2 甲は、乙がセンターを設置した場合、乙との連絡調整について担当者を配置し、速やかに連携体制を整えるものとする。

（協力の要請）

第6条 乙は、センターの円滑な活動を確保することが困難であると認めるときは、甲に対し、必要な協力を求めることができる。

（センターの業務）

第7条 センターは、次に掲げる業務を行うものとする。

- (1) 被災情報の把握
- (2) ボランティアニーズの把握
- (3) 災害ボランティアの募集、受付
- (4) 災害ボランティア活動の情報発信
- (5) センター及び災害ボランティア活動に関する各種相談、問い合わせへの対応
- (6) ボランティア活動保険の加入手続

- (7) 災害ボランティア活動に必要な資機材・活動物資等の調達・貸出・保管・管理
- (8) 災害ボランティア活動に必要な移動支援
- (9) 大町市災害対策本部等との以下の情報の共有
 - ①被災状況・避難情報
 - ②インフラ等の復旧計画・復旧情報
 - ③ボランティアによる支援活動の状況
 - ④特に支援を必要とする者の情報（共有の内容、範囲等は別に定める）
 - ⑤その他、災害ボランティア活動に必要と甲・乙が認める情報
- (10) 関係機関・団体との間の連絡・調整・仲介等
- (11) その他、センターの活動に必要な業務

(資機材等の確保)

第8条 甲及び乙は、災害時におけるボランティア活動等に必要な資機材等を相互に協力して確保するものとする。

(費用負担)

第9条 センターの拠点設置費用等や運営に係る人件費、応援職員旅費について、法令その他別段の定めがある場合を除き、原則として甲の負担とする。

2 乙は、前項の費用の内訳について、甲の要求に応じ、その内容を提示するものとする。

(請求及び支払)

第10条 乙は、前条の規定により費用が確定したときは、経費明細書等を添えて甲に請求するものとする。

2 甲は、前項の規定により乙からの請求があったときは、内容を確認しその費用を乙に支払うものとする。

(センターの閉鎖)

第11条 センターの閉鎖は、災害の復旧状況を考慮し、甲乙協議の上、決定するものとする。

(損害補償)

第12条 災害時における応急・復旧活動等に関し、ボランティアが被った損害に対する補償は、ボランティア保険により対応するものとする。その加入経費は甲が負担する。

(報告)

第13条 甲は、乙にセンターの運営状況について報告を求めることができる。

(平常時における体制整備)

第14条 乙は、平常時から災害時に備えたセンター機能の整備・保持に努めるものとし、甲は、必要な協力を行うものとする。

2 甲及び乙は、平常時から相互に連携し、ボランティア団体、地域住民、関係機関・団体等との良好な関係の維持に努め、センターの運営など災害時における連携・協力体制の確立を図るものとする。

3 甲及び乙は、災害時におけるボランティア活動が効果的に実施されるよう、防災訓練等の際に、相互に協力して災害ボランティアの養成を行うとともに、自主防災組織の育成に努めるものとする。

(協議)

第15条 この協定に定めのない事項については、甲乙協議の上、決定するものとする。

(有効期間)

第16条 この協定の有効期間は、締結の日から1年間とする。ただし、期間満了の日の3か月前までに甲乙いずれからも解除又は変更の申出がないときは、1年間延長されたものとみなし、以後もまた同様とする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各1通を保有する。

令和5年4月4日

甲 長野県大町市大町3887番地
大町市
大町市長 牛 越 徹

乙 長野県大町市大町1129番地
大町市総合福祉センター
社会福祉法人 大町市社会福祉協議会
会 長 中 村 勝 彦

資料10-8 大規模災害発生時における帰宅困難者対応に関する協定

大町市（以下「甲」という。）と東日本旅客鉄道株式会社（以下「乙」という。）は、大規模災害発生時における帰宅困難者対応に関し、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 本協定は、大規模災害の発生により、乙が運行する交通が遮断した場合及び甲の地域で災害が発生した場合における帰宅困難者対応に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

2 本協定が適用される乙の駅は、築場駅、海ノ口駅、稲尾駅、信濃木崎駅、北大町駅、信濃大町駅、南大町駅、信濃常盤駅及び安曇沓掛駅（以下「駅」という。）とする。

（定義）

第2条 本協定において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 大規模災害 大規模地震、台風、集中豪雨等の自然災害で、甚大な被害を及ぼす事象をいう。
- (2) 帰宅困難者 大規模災害により乙が運行する交通が遮断した場合または甲の地域で災害が発生した場合において、自分の家に帰ることができない者をいう。

（安全の確保）

第3条 甲及び乙は、人命を守るために、安全を最優先に行動するものとする。

（避難誘導）

第4条 甲及び乙は、大規模災害が発生した際に以下のとおり対応するものとする。

- (1) 乙は、必要と認めるときは、甲と協議のうえ甲が指定する別紙1に定める避難所等に帰宅困難者を誘導することができる。乙は、誘導を実施するにあたり、経路を示す地図の配布や駅頭での掲示等、必要な情報提供を行うこととする。
 - (2) 乙は、前号の措置と並行して、乙の管理する駅の構内の安全確認を行い、その結果、一時滞在所として提供可能と判断した場合は、その旨を甲へ連絡するとともに、可能な範囲で帰宅困難者を受け入れるものとする。
- 2 前項の対応に人員が必要な場合は、甲及び乙が相互に協力して人員の配置に努め

るものとする。

(情報共有)

第5条 甲及び乙は、大規模災害により帰宅困難者が発生し、または発生するおそれがあると判断したときは、その状況を速やかに相互に連絡し、情報の共有に努めるものとする。

2 甲は、乙から帰宅困難者発生の連絡を受けたときは、警察、消防及び関係機関等に情報を提供するものとする。

3 乙は、乙が運行する交通の運転再開状況、その他必要な情報を甲及び帰宅困難者へ提供するものとする。

4 甲は、避難所等の開設状況、その他必要な情報を乙及び帰宅困難者へ提供するものとする。

5 甲及び乙は、乙が運行する交通の遮断が解消され、乙が駅を帰宅困難者の一時滞在場所として提供することを終了するまで、随時相互に連絡するものとする。

(施設の提供)

第6条 乙は、駅の安全を確保したうえで、可能な限り、帰宅困難者が駅のトイレ及び公衆電話を利用できるように努めるものとする。

(平常時の備え)

第7条 甲及び乙は、大規模災害の発生に備え、相互の連絡窓口を、別紙2のとおり指定するとともに、非常時の連絡手段の確保に努めるものとする。

2 甲及び乙は、前項の連絡窓口に変更があった場合は、その都度連絡するものとする。

3 甲は、避難所に変更があった場合は、これを乙に通知するものとする。

4 甲及び乙は、大規模災害発生時における円滑な協力体制が図れるよう、平常時から応援体制及び情報収集体制の整備に努めるとともに、乙は、甲が行う防災訓練等に協力するものとする。

(協議)

第8条 本協定に関し、疑義又は定めのない事項が生じたときは、その都度、甲乙が協議して定めるものとする。

(協定有効期間)

第9条 本協定の有効期間(以下「有効期間」という。)は、締結の日から令和8年3

月 31 日までとする。ただし、有効期間満了 3 ヶ月前までに、甲又は乙が文書をもって協定の終了を通知しない限り、有効期間満了の翌日から更に一年間更新するものとし、以後も同様とする。

本協定の締結を証するため、本書 2 通を作成し、甲乙それぞれに記名押印のうえ、各自 1 通を保有する。

令和 7 年 7 月 2 8 日

甲 長野県大町市大町 3887 番地

大町市長

乙 長野県松本市深志 1 丁目 1 番 1 号
東日本旅客鉄道株式会社 長野支社
松本統括センター所長

【別紙 1】

甲が指定する避難所等【築場駅】			
名 称	所在地	連絡先	収容人数 (目安)
ラーバン中綱	大町市平 19862-1		250
甲が指定する避難所等【海ノ口駅】			
名 称	所在地	連絡先	収容人数 (目安)
ゆーふる木崎湖	大町市平 10639-1	0261-23-7100	510
甲が指定する避難所等【稲尾駅】			
名 称	所在地	連絡先	収容人数 (目安)
B&G 海洋センター体育館	大町市平 10352-2		400
甲が指定する避難所等【信濃木崎駅】			
名 称	所在地	連絡先	収容人数 (目安)
平公民館・女性未来館ピュア	大町市平 10352-1	0261-22-0694	410
甲が指定する避難所等【北大町駅】			
名 称	所在地	連絡先	収容人数 (目安)
文化会館・大町公民館	大町市大町 1601-2	0261-22-9988	1,850
甲が指定する避難所等【信濃大町駅】			
名 称	所在地	連絡先	収容人数 (目安)
大町中学校	大町市大町 3759	0261-22-1817	2,530
甲が指定する避難所等【南大町駅】			
名 称	所在地	連絡先	収容人数 (目安)
はなのき保育園	大町市大町 3504-9	0261-22-0675	490
甲が指定する避難所等【信濃常盤駅】			
名 称	所在地	連絡先	収容人数 (目安)
大町南小学校	大町市常盤 3543-1	0261-22-0521	1,840
甲が指定する避難所等【安曇沓掛駅】			
名 称	所在地	連絡先	収容人数 (目安)
ふれあいプラザ	大町市常盤 3546-33	0261-21-1121	180

【別紙 2】

相互の連絡窓口

大町市	信濃大町駅
<p>○連絡窓口</p> <p>【平日】 8 : 30～17 : 15</p> <p>大町市役所 総務部 危機管理課</p> <p>電話 0261-22-0420</p> <p>(内線 515・516・517)</p> <p>F A X 0261-22-0392</p> <p>【平日夜間】 17 : 15～翌 8 : 30</p> <p>電話 0261-22-0420</p> <p>※宿直者経由、危機管理課緊急対応当番職が対応。</p> <p>【土日祝】</p> <p>電話 0261-22-0420</p> <p>※宿日直者経由、危機管理課緊急対応当番職が対応。</p> <p>E-mail bousai@city.omachi.nagano.jp</p>	<p>○連絡窓口</p> <p>信濃大町駅</p> <p>電話 0261-22-0266</p> <p>F A X 0261-23-2846</p> <p>※夜間(土・日・祝日とも同一)</p> <p>緊急時携帯番号 080-1029-4380</p> <p>駅長携帯番号 090-5443-8393</p> <p>E-mail : n-fukutiku-shinano.8201@softbank.ne.jp</p>

1 1 食料品・生活必需品等の調達供給関係

資料 1 1 - 1 防災備蓄倉庫・備蓄品一覧表

1 市役所備蓄基地 大町市大町 3 8 8 7 番地 (桜田町)

番号	品名	数量
	サバイバルフーズ (おかず大 6 缶入り)	1 3 箱
	サバイバルフーズ (クラッカー大 6 缶入り)	1 3 箱
	アルファ化米 (五目ご飯 5 0 食)	2 箱
	アルファ化米 (梅がゆ 5 0 食)	1 5 箱
	アルファ化米 (わかめご飯 5 0 食) アレルギー対策品	1 6 箱
	ビスケット (6 0 袋入)	1 4 箱
	非常備蓄用ミルク (液体 2 0 0 m l、2 4 本入り)	1 箱
	カロリーメイト (6 0 食)	2 0 箱
	その他食料 (パン類、麺類等)	8 種類計 6 5 箱
	ようかん (5 本入 2 0 パック)	1 1 箱
	野菜ジュース (3 0 缶入り)	2 箱
	冰糖 (2 k g)	8 箱
	哺乳瓶 (プラ 2 4 0 c c)	2 0 個
	簡易炊飯袋 (5 0 袋)	5 0 箱
	給水ポリ容器 (1 0 0)	2 5 袋
	紙コップ・紙皿・割箸	各 1, 6 0 0 個
	まな板	1 枚
	炭焼き用鉄板	1 枚
	ガソリン燃料缶 (1 0 × 4 缶)	1 0 箱
	混合油 (1 0 × 4 缶)	2 箱
	エンジンオイル (1 0)	2 缶
	灯油	1 4 4 0
	灯油タンク (1 8 0)	1 2 個
	ポリタンクストッカー	7 個
	プロパンガスボンベ (8 k g)	2 本
	プロパンガスボンベ (5 k g)	4 本
	カセットコンロ (暴風・ケース付)	1 5 個
	カセットコンロ用ガス (4 本入り)	7 5 箱
	アルカリ電池 (単 1)	3 2 0 個
	アルカリ電池 (単 2)	1 6 個
	アルカリ電池 (単 3)	4 1 0 個
	七輪 (大)	4 個
	炭 (2 k g × 9 個)	1 0 箱
	医薬品 (2 0 人用)	4 箱
	真空圧縮難燃毛布	6 8 枚
	難燃毛布	1 0 8 枚
	アルミ防寒ブランケット	1 5 0 枚
	アルミ寝袋	1 9 8 袋
	圧縮タオル	4 0 0 枚
	圧縮下着 (男・女)	各 1 5 0 枚
	仮設トイレ (マンホール用・テント)	4 個
	オストメイトトイレ	1 台
	洋式便座	2 台
	車いす用トイレ	2 台
	ダンボールトイレセット	2 0 0 個
	簡易トイレ袋 (消臭・凝固剤付き)	2, 5 2 0 枚
	トイレトペーパー	2 7 0 個
	ティッシュペーパー (5 箱入り)	6 0 個
	大人用オムツ	5 0 個
	生理用品 (2 6 4 個入り)	2 箱
	手回し充電ラジオ (防滴)	1 5 個

ランタン (灯油)	15個
充電LEDライト	25個
充電LEDサーチライト	10個
懐中電灯 (単1×4個)	15個
懐中電灯 (単3×3個)	20個
LED誘導棒	50本
トラロープ (12mm×100m)	7個
日曜大工セット	4個
レスキューアックス	4個
のこぎり (刃30cm、ケース付)	5個
両口ハンマー (90cm、3.5kg)	3個
パール (八角バラシタイプ90cm)	5本
両つるはし (90cm)	5個
スコップ (パイプ柄、丸・角)	各12本
ボルトカッター	3個
一輪車 (二才浅型)	7台
折畳み式リアカー	2台
折畳み式カゴ台車	2台
ユードリール (防雨、30m)	9台
木製バリケード	20個
ブルーシート (10m×10m)	6枚
ブルーシート (2間×3間)	29枚
ヘルメット	273個
雨具	14個
担架	1個
ワンタッチパーティション	63個
ワンタッチパーティション屋根	20個
アルミマット	80個
クイックテント (3.6m×7.2m 四方幕付)	2式
プライベートルーム (2.1m×2.1m)	12個
インスタント (簡易トイレ用テント)	6張
タープテント (3.6m×3.6m)	5張
タープテント (3.6m×5.4m)	4張
ドーム型テント	3個
ガソリン発電機 (1kW)	6台
ガス発電機 (1kW)	6台
非常用蓄電池	3台
投光器 (500w×2灯)	13基
ジェットヒーター (HP-1600)	2台
石油ストーブ	7台
炊出し器具 (28ℓ)	2台
やかん (8ℓ)	10個
水浄化装置	2台
ショルダーメガホン・小型メガホン (防水)	各4台
チェーンソー (刃渡30cm)	2台
チェーンソー (刃渡40cm)	2台
爪付油圧ジャッキ (爪2t/5t)	4台
爪付油圧ジャッキ (ロング爪2.5t/5t)	1台
アルミ連梯子 (4.2m)	1台
アルミ脚立 (1.8m)	2台
小電力トランシーバー	10台
可動式温風機	1台
救命胴衣	30個
大型扇風機	3個
クッキングストーブ	2個
赤外線ヒーター (デンソーエアクール)	19台

	非常用特殊公衆電話用電話機	6個
	簡易ベット	2個
	ノーパンク自転車	6台
	消火器	11本
	避難所用品収納庫	1台
	段ボールベッド	11台
	スポットエアコン	2台
	移動式エアコン (ヒエスポ)	3台
	移動式エアコン (デンソーエアクール)	1台
	エアゾール式簡易消火具	21本
	台車	4台
	キャタピラ式台車	1台

2 大町北小学校備蓄基地 大町市大町5806番地8 (俵町)

番号	品名	数量
	サバイバルフーズ (おかず大6缶入り)	6箱
	サバイバルフーズ (クラッカー大6缶入り)	6箱
	アルファ化米 (五目ご飯50食)	3箱
	アルファ化米 (梅がゆ50食)	2箱
	アルファ化米 (わかめご飯50食) アレルギー対策品	2箱
	ビスケット (60袋入)	2箱
	非常備蓄用ミルク (液体200ml、24本入り)	1箱
	カロリーメイト (60食)	4箱
	ようかん (5本入20パック)	2箱
	野菜ジュース (30缶入り)	2箱
	冰糖 (2kg)	2箱
	哺乳瓶 (プラ240cc)	10個
	簡易炊飯袋 (50袋)	10箱
	給水ポリ容器 (10ℓ)	10袋
	紙コップ・紙皿・割箸	各600個
	ガソリン燃料缶 (1ℓ×4缶)	5箱
	混合油 (1ℓ×4缶)	1箱
	エンジンオイル (1ℓ)	1缶
	灯油	72ℓ
	灯油タンク (18ℓ)	4個
	ポリタンクストッカー	1個
	プロパンガスボンベ (8kg)	1本
	プロパンガスボンベ (5kg)	1本
	カセットコンロ (暴風・ケース付)	5個
	カセットコンロ用ガス (4本入り)	30箱
	アルカリ電池 (単1)	50個
	アルカリ電池 (単3)	10個
	七輪 (大)	2個
	炭 (2kg×9個)	10箱
	医薬品 (20人用)	2箱
	真空圧縮難燃毛布	40枚
	アルミ防寒ブランケット	80枚
	圧縮タオル	200枚
	圧縮下着 (男・女)	各50枚
	仮設トイレ (マンホール用・テント)	2個
	ダンボールトイレセット	160個
	トイレトペーパー	100個
	ティッシュペーパー (5箱入り)	32個
	大人用オムツ	52個
	生理用品 (264個入り)	2箱

手回し充電ラジオ (防滴)	5 個
ランタン (灯油)	5 個
充電LEDライト	10 個
充電LEDサーチライト	10 個
懐中電灯 (単1×4個)	5 個
LED誘導棒	10 本
トラロープ (12mm×100m)	2 個
日曜大工セット	2 個
レスキューアックス	2 個
のこぎり (刃30cm、ケース付)	3 個
両口ハンマー (90cm、3.5kg)	2 個
パール (八角バラシタイプ90cm)	3 本
両つるはし (90cm)	3 個
スコップ (パイプ柄、丸・角)	各5 本
ボルトカッター	1 個
一輪車 (二才浅型)	2 台
折畳み式リアカー	1 台
折畳み式カゴ台車	1 台
ユードリール (防雨、30m)	5 台
木製バリケード	10 個
ブルーシート (10m×10m)	2 枚
ブルーシート (2間×3間)	10 枚
ヘルメット	40 個
ワンタッチパーティション	80 個
ワンタッチパーティション屋根	5 個
アルミマット	40 個
クイックテント (3.6m×7.2m 四方幕付)	1 式
プライベートルーム (2.1m×2.1m)	7 個
ホワイトボード (幅1.8m)	1 個
ガソリン発電機 (1kW)	2 台
ガス発電機 (1kW)	1 台
投光器 (500w×2灯)	4 基
ジェットヒーター (HP-1600)	2 台
石油ストーブ	8 台
炊出し器具 (28ℓ)	1 台
水浄化装置	1 台
ショルダーメガホン・小型メガホン (防水)	各2 台
チェーンソー (刃渡30cm)	2 台
チェーンソー (刃渡40cm)	1 台
爪付油圧ジャッキ (爪2t、5t)	2 台
アルミ一連梯子 (4.2m)	1 台
アルミ脚立 (1.8m)	1 台
可動式温風機	1 台
大型扇風機	1 個
クッキングストーブ	2 個
赤外線ヒーター (デンソーエアクール)	3 台
非常用特殊公衆電話用電話機	2 個
ノーバンク自転車	1 台
避難所用品収納庫	1 台
段ボールベッド	30 台

3 大町南小学校備蓄基地 大町市常盤3543番地1 (清水)

番号	品名	数量
	サバイバルフーズ (おかず大6缶入り)	6 箱
	サバイバルフーズ (クラッカー大6缶入り)	6 箱
	アルファ化米 (五目ご飯50食)	3 箱

アルファ化米 (梅がゆ50食)	2箱
アルファ化米 (わかめご飯50食) アレルギー対策品	2箱
ビスケット (60袋入)	2箱
非常備蓄用ミルク (液体200ml、24本入り)	1箱
カロリーメイト (60食)	4箱
ようかん (5本入20パック)	2箱
野菜ジュース (30缶入り)	2箱
冰糖 (2kg)	2箱
哺乳瓶 (プラ240cc)	10個
簡易炊飯袋 (50袋)	10箱
給水ポリ容器 (100)	10袋
紙コップ・紙皿・割箸	各600個
ガソリン燃料缶 (10×4缶)	5箱
混合油 (10×4缶)	1箱
エンジンオイル (10)	1缶
灯油	720
灯油タンク (180)	4個
ポリタンクストッカー	1個
プロパンガスボンベ (8kg)	1本
プロパンガスボンベ (5kg)	1本
カセットコンロ (暴風・ケース付)	5個
カセットコンロ用ガス (4本入り)	30箱
アルカリ電池 (単1)	50個
アルカリ電池 (単3)	10個
七輪 (大)	2個
炭 (10kg)	10箱
医薬品 (20人用)	2箱
真空圧縮難燃毛布	40枚
アルミ防寒ブランケット	80枚
圧縮タオル	200枚
圧縮下着 (男・女)	各50枚
仮設トイレ (マンホール用・テント)	2個
ダンボールトイレセット	160個
トイレトペーパー	90個
ティッシュペーパー (5箱入り)	32個
大人用オムツ	20個
生理用品 (264個入り)	2箱
手回し充電ラジオ (防滴)	5個
ランタン (灯油)	5個
充電LEDライト	10個
充電LEDサーチライト	2個
懐中電灯 (単1×4個)	5個
LED誘導棒	10本
トラロープ (12mm×100m)	2個
日曜大工セット	2個
レスキューアックス	2個
のこぎり (刃30cm、ケース付)	3個
両口ハンマー (90cm、3.5kg)	2個
ボール (八角バラシタイプ90cm)	3本
両つるはし (90cm)	3個
スコップ (パイプ柄、丸・角)	各5本
ボルトカッター	1個
一輪車 (二才浅型)	2台
折畳み式リアカー	1台
折畳み式カゴ台車	1台
コードリール (防雨、30m)	5台

木製バリケード	10個
ブルーシート(10m×10m)	2枚
ブルーシート(2間×3間)	10枚
ヘルメット	40個
ワンタッチパーティション	80個
ワンタッチパーティション屋根	5個
アルミマット	40個
クイックテント(3.6m×7.2m 四方幕付)	1式
プライベートルーム(2.1m×2.1m)	7個
ホワイトボード(幅1.8m)	1個
ガソリン発電機(1kW)	2台
ガス発電機(1kW)	1台
投光器(500w×2灯)	4基
ジェットヒーター(HP-1600)	2台
石油ストーブ	7台
炊出し器具(28ℓ)	1台
水浄化装置	1台
ショルダーメガホン・小型メガホン(防水)	各2台
チェーンソー(刃渡30cm)	2台
チェーンソー(刃渡40cm)	1台
爪付油圧ジャッキ(爪2t、5t)	2台
アルミ連梯子(4.2m)	1台
アルミ脚立(1.8m)	1台
可動式温風機	1台
大型扇風機	1個
クッキングストーブ	2個
赤外線ヒーター(デンソーエアクール)	3台
非常用特殊公衆電話用電話機	1個
ノーパンク自転車	1台
避難所用品収納庫	1台
段ボールベッド	30台

4 大町東小学校備蓄基地 大町市社6700番地(松崎)

番号	品名	数量
	サバイバルフーズ(おかず大6缶入り)	6箱
	サバイバルフーズ(クラッカー大6缶入り)	6箱
	アルファ化米(五目ご飯50食)	3箱
	アルファ化米(梅がゆ50食)	2箱
	アルファ化米(わかめご飯50食) アレルギー対策品	2箱
	ビスケット(60袋入)	2箱
	非常備蓄用ミルク(液体200ml、24本入り)	1箱
	カロリーメイト(60食)	4箱
	ようかん(5本入20パック)	2箱
	野菜ジュース(30缶入り)	2箱
	哺乳瓶(プラ240cc)	10個
	簡易炊飯袋(50袋)	10箱
	給水ポリ容器(10ℓ)	10袋
	紙コップ・紙皿・割箸	各600個
	ガソリン燃料缶(1ℓ×4缶)	5箱
	混合油(1ℓ×4缶)	1箱
	エンジンオイル(1ℓ)	1缶
	灯油	72ℓ
	灯油タンク(18ℓ)	4個
	ポリタンクストッカー	1個
	プロパンガスボンベ(8kg)	1本

プロパンガスボンベ (5 kg)	1 本
カセットコンロ (暴風・ケース付)	5 個
カセットコンロ用ガス (4 本入り)	3 0 箱
アルカリ電池 (単 1)	5 0 個
アルカリ電池 (単 3)	1 0 個
七輪 (大)	2 個
炭 (1 0 kg)	1 0 箱
医薬品 (2 0 人用)	2 箱
真空圧縮難燃毛布	4 0 枚
アルミ防寒ブランケット	8 0 枚
圧縮タオル	2 0 0 枚
圧縮下着 (男・女)	各 5 0 枚
仮設トイレ (マンホール用・テント)	2 個
ダンボールトイレセット	1 6 0 個
トイレトペーパー	9 0 個
ティッシュペーパー (5 箱入り)	3 2 個
大人用オムツ	2 0 個
生理用品 (2 6 4 個入り)	2 箱
手回し充電ラジオ (防滴)	5 個
ランタン (灯油)	5 個
充電 LED ライト	1 0 個
充電 LED サーチライト	1 0 個
懐中電灯 (単 1 × 4 個)	5 個
LED 誘導棒	1 0 本
トラロープ (1 2 mm × 1 0 0 m)	2 個
日曜大工セット	2 個
レスキューアックス	2 個
のこぎり (刃 3 0 cm、ケース付)	3 個
両口ハンマー (9 0 cm、3. 5 kg)	2 個
ボール (八角バラシタイプ 9 0 cm)	3 本
両つるはし (9 0 cm)	3 個
スコップ (パイプ柄、丸・角)	各 5 本
ボルトカッター	1 個
一輪車 (二才浅型)	2 台
折畳み式リアカー	1 台
折畳み式カゴ台車	1 台
コードリール (防雨、3 0 m)	5 台
木製バリケード	1 0 個
ブルーシート (1 0 m × 1 0 m)	2 枚
ブルーシート (2 間 × 3 間)	1 0 枚
ヘルメット	4 0 個
ワンタッチパーティション	8 0 個
ワンタッチパーティション屋根	5 個
アルミマット	4 0 個
クイックテント (3. 6 m × 7. 2 m 四方幕付)	1 式
プライベートルーム (2. 1 m × 2. 1 m)	7 個
ホワイトボード (幅 1. 8 m)	1 個
ガソリン発電機 (1 kW)	2 台
ガス発電機 (1 kW)	1 台
投光器 (5 0 0 w × 2 灯)	4 基
ジェットヒーター (HP-1 6 0 0)	2 台
石油ストーブ	8 台
炊出し器具 (2 8 ℓ)	1 台
水浄化装置	1 台
ショルダーメガホン・小型メガホン (防水)	各 2 台
チェーンソー (刃渡 3 0 c m)	2 台

	チェーンソー (刃渡40cm)	1台
	爪付油圧ジャッキ (爪2t、5t)	2台
	アルミ連梯子 (4.2m)	1台
	アルミ脚立 (1.8m)	1台
	可動式温風機	1台
	大型扇風機	1個
	クッキングストーブ	2個
	赤外線ヒーター (デンソーエアクール)	3台
	非常用特殊公衆電話用電話機	1個
	ノーバンク自転車	1台
	避難所用品収納庫	1台
	段ボールベッド	30台

5 八坂備蓄基地 大町市八坂1090番地 (大平)

番号	品名	数量
	サバイバルフーズ (おかず大6缶入り)	5箱
	サバイバルフーズ (クラッカー大6缶入り)	5箱
	アルファ化米 (五目ご飯50食)	3箱
	アルファ化米 (梅がゆ50食)	2箱
	アルファ化米 (わかめご飯50食) アレルギー対策品	2箱
	ビスケット (60袋入)	2箱
	非常備蓄用ミルク (液体200ml、24本入り)	1箱
	カロリーメイト (60食)	2箱
	ようかん (5本入20パック)	2箱
	野菜ジュース (30缶入り)	2箱
	哺乳瓶 (プラ240cc)	5個
	簡易炊飯袋 (50袋)	10箱
	給水ポリ容器 (10ℓ)	10袋
	紙コップ・紙皿・割箸	各300個
	ガソリン燃料缶 (1ℓ×4缶)	5箱
	混合油 (1ℓ×4缶)	1箱
	エンジンオイル (1ℓ)	1缶
	灯油	72ℓ
	灯油タンク (18ℓ)	5個
	ポリタンクストッカー	1個
	プロパンガスボンベ (8kg)	1本
	プロパンガスボンベ (5kg)	1本
	カセットコンロ (暴風・ケース付)	3個
	カセットコンロ用ガス (4本入り)	18箱
	アルカリ電池 (単1)	20個
	アルカリ電池 (単3)	10個
	七輪 (大)	2個
	炭 (10kg)	10箱
	医薬品 (20人用)	1箱
	アルミ防寒ブランケット	30枚
	圧縮タオル	100枚
	圧縮下着 (男・女)	各20枚
	仮設トイレ (マンホール用・テント)	1個
	ダンボールトイレセット	75個
	生理用品 (264個入り)	2箱
	トイレトペーパー	50個
	ティッシュペーパー (5箱入り)	10個
	手回し充電ラジオ (防滴)	3個
	ランタン (灯油)	3個
	充電LEDライト	5個

充電LEDサーチライト	2個
懐中電灯(単1×4個)	5個
LED誘導棒	5本
トラロープ(12mm×100m)	2個
日曜大工セット	1個
レスキューアックス	1個
のこぎり(刃30cm、ケース付)	2個
両口ハンマー(90cm、3.5kg)	1個
パール(八角バラシタイプ90cm)	2本
両つるはし(90cm)	2個
スコップ(パイプ柄、丸・角)	各5本
ボルトカッター	1個
一輪車(二才浅型)	2台
折畳み式リアカー	1台
折畳み式カゴ台車	1台
コードリール(防雨、30m)	3台
ブルーシート(10m×10m)	4枚
ブルーシート(2間×3間)	10枚
ヘルメット	15個
ワンタッチパーティション	80個
ワンタッチパーティション屋根	5個
アルミマット	40個
クイックテント(3.6m×7.2m 四方幕付)	1式
プライベートルーム(2.1m×2.1m)	7個
ポリ土嚢袋	2,000袋
ガソリン発電機(1kW)	2台
ガス発電機(1kW)	1台
投光器(500w×2灯)	4基
ジェットヒーター(HP-1600)	2台
石油ストーブ	4台
炊出し器具(28ℓ)	1台
水浄化装置	1台
ショルダーメガホン・小型メガホン(防水)	各2台
チェーンソー(刃渡30cm)	2台
チェーンソー(刃渡40cm)	1台
爪付油圧ジャッキ(爪2t、5t)	1台
アルミ連梯子(4.2m)	1台
アルミ脚立(1.8m)	1台
小電力トランシーバー	5台
大型扇風機	1個
クッキングストーブ	1個
赤外線ヒーター(デンソーエアクール)	5台
非常用特殊公衆電話用電話機	3個
ノーバンク自転車	2台
段ボールベッド	30台

6 美麻備蓄基地 大町市美麻11810番地イ(二重)

番号	品名	数量
	サバイバルフーズ(おかず大6缶入り)	5箱
	サバイバルフーズ(クラッカー大6缶入り)	5箱
	アルファ化米(五目ご飯50食)	3箱
	アルファ化米(梅がゆ50食)	2箱
	アルファ化米(わかめご飯50食)アレルギー対策品	2箱
	ビスケット(60袋入)	2箱
	非常備蓄用ミルク(液体200ml、24本入り)	1箱
	カロリーメイト(60食)	2箱

ようかん (5本入20パック)	2箱
野菜ジュース (30缶入り)	2箱
哺乳瓶 (プラ240cc)	5個
簡易炊飯袋 (50袋)	10箱
給水ポリ容器 (10ℓ)	10袋
紙コップ・紙皿・割箸	各300個
ガソリン燃料缶 (1ℓ×4缶)	5箱
混合油 (1ℓ×4缶)	1箱
エンジンオイル (1ℓ)	1缶
灯油	720
灯油タンク (18ℓ)	4個
ポリタンクストッカー	1個
プロパンガスボンベ (8kg)	1本
プロパンガスボンベ (5kg)	1本
カセットコンロ (暴風・ケース付)	3個
カセットコンロ用ガス (4本入り)	18箱
アルカリ電池 (単1)	20個
アルカリ電池 (単3)	10個
七輪 (大)	2個
炭 (10kg)	10箱
医薬品 (20人用)	1箱
アルミ防寒ブランケット	30枚
圧縮タオル	100枚
圧縮下着 (男・女)	各20枚
生理用品 (264個入り)	2箱
ダンボールトイレセット	75個
トイレトペーパー	50個
ティッシュペーパー (5箱入り)	10個
手回し充電ラジオ (防滴)	3個
ランタン (灯油)	3個
充電LEDライト	7個
充電LEDサーチライト	2個
懐中電灯 (単1×4個)	5個
LED誘導棒	5本
トラロープ (12mm×100m)	2個
日曜大工セット	1個
レスキューアックス	1個
のこぎり (刃30cm、ケース付)	2個
両口ハンマー (90cm、3.5kg)	1個
ボール (八角バラシタイプ90cm)	2本
両つるはし (90cm)	2個
スコップ (パイプ柄、丸・角)	各5本
ボルトカッター	1個
一輪車 (二才浅型)	2台
折畳み式リアカー	1台
コードリール (防雨、30m)	3台
ブルーシート (10m×10m)	4枚
ブルーシート (2間×3間)	10枚
ヘルメット	15個
ワンタッチパーティション	80個
ワンタッチパーティション屋根	5個
アルミマット	40個
クイックテント (3.6m×7.2m 四方幕付)	1式
プライベートルーム (2.1m×2.1m)	7個
ポリ土嚢袋	2,000袋
ガソリン発電機 (1kW)	2台

	ガス発電機 (1kW)	1台
	投光器 (500w×2灯)	4基
	ジェットヒーター (HP-1600)	2台
	石油ストーブ	4台
	炊出し器具 (28ℓ)	1台
	水浄化装置	1台
	ショルダーメガホン・小型メガホン (防水)	各2台
	チェーンソー (刃渡30cm)	2台
	チェーンソー (刃渡40cm)	1台
	爪付油圧ジャッキ (爪2t、5t)	1台
	アルミ連梯子 (4.2m)	1台
	アルミ脚立 (1.8m)	1台
	小電力トランシーバー	5台
	大型扇風機	1個
	クッキングストーブ	1個
	赤外線ヒーター (デンソーエアクール)	5台
	非常用特殊公衆電話用電話機	2個
	ノーバンク自転車	2台
	段ボールベッド	30台

7 平公民館 大町市平10352番地1 (木崎)

番号	品名	数量
	アルファ化米 (五目ご飯50食)	5箱
	アルファ化米 (梅がゆ50食)	1箱
	アルファ化米 (わかめご飯50食) アレルギー対策品	2箱
	ビスケット (60袋入)	2箱
	非常備蓄用ミルク (液体200ml、24本入り)	1箱
	カロリーメイト (60食)	4箱
	ようかん (5本入20パック)	2箱
	野菜ジュース (30缶入り)	2箱
	アルミ防寒ブランケット	30枚
	生理用品 (264個入り)	1箱
	ダンボールトイレセット	50個
	ワンタッチパーティション	24個
	アルミマット	20個
	プライベートルーム (2.1m×2.1m)	4個
	ガソリン発電機 (1kW)	1台
	投光器 (500w×2灯)	1基
	石油ストーブ	1台
	非常用特殊公衆電話用電話機	1個
	避難所用品収納庫	1台

8 社公民館 大町市社3495番地2 (関田)

番号	品名	数量
	アルファ化米 (五目ご飯50食)	5箱
	アルファ化米 (梅がゆ50食)	1箱
	アルファ化米 (わかめご飯50食) アレルギー対策品	2箱
	ビスケット (60袋入)	2箱
	非常備蓄用ミルク (液体200ml、24本入り)	1箱
	カロリーメイト (60食)	2箱
	ようかん (5本入20パック)	2箱
	野菜ジュース (30缶入り)	2箱
	アルミ防寒ブランケット	30枚
	生理用品 (264個入り)	1箱
	ワンタッチパーティション	24個

	アルミマット	20個
	プライベートルーム (2.1m×2.1m)	4個
	ガソリン発電機 (1kW)	1台
	投光器 (500w×2灯)	1基
	避難所用品収納庫	1台

9 常盤公民館 大町市常盤3601番地18 (下一)

番号	品名	数量
	アルファ化米 (五目ご飯50食)	5箱
	アルファ化米 (梅がゆ50食)	1箱
	アルファ化米 (わかめご飯50食) アレルギー対策品	2箱
	ビスケット (60袋入)	2箱
	非常備蓄用ミルク (液体200ml、24本入り)	1箱
	カロリーメイト (60食)	5箱
	ようかん (5本入20パック)	2箱
	野菜ジュース (30缶入り)	2箱
	アルミ防寒ブランケット	30枚
	生理用品 (264個入り)	1箱
	ワンタッチパーティション	24個
	アルミマット	20個
	プライベートルーム (2.1m×2.1m)	4個
	ガソリン発電機 (1kW)	1台
	投光器 (500w×2灯)	1基
	非常用特殊公衆電話用電話機	1個
	避難所用品収納庫	1台

10 ラーバン中綱 大町市平19862番地1 (中綱)

番号	品名	数量
	アルファ化米 (五目ご飯50食)	4箱
	アルファ化米 (梅がゆ50食)	1箱
	アルファ化米 (わかめご飯50食) アレルギー対策品	1箱
	ビスケット (60袋入)	1箱
	カロリーメイト (60食)	1箱
	ようかん (5本入20パック)	2箱
	冰糖 (2kg)	3箱
	プライベートルーム (2.1m×2.1m)	2個
	非常用特殊公衆電話用電話機	1個

11 海の口公民館 大町市平13192番地1 (海の口)

番号	品名	数量
	アルファ化米 (五目ご飯50食)	3箱
	アルファ化米 (梅がゆ50食)	1箱
	アルファ化米 (わかめご飯50食) アレルギー対策品	1箱
	ビスケット (60袋入)	1箱
	カロリーメイト (60食)	1箱
	ようかん (5本入20パック)	2箱
	プライベートルーム (2.1m×2.1m)	2個

12 鹿島 大町市平8308番3 (鹿島)

番号	品名	数量
	アルファ化米 (五目ご飯50食)	2箱
	アルファ化米 (梅がゆ50食)	1箱

	アルファ化米 (わかめご飯50食) アレルギー対策品	1箱
	ビスケット (60袋入)	1箱
	カロリーメイト (60食)	1箱
	ようかん (5本入20パック)	1箱
	プライベートルーム (2.1m×2.1m)	2個

1.3 大新田資機材倉庫 大町市大町7016番3 (大新田町)

番号	品名	数量
	混合油 (10×4缶)	1箱
	エンジンオイル (10)	2缶
	懐中電灯 (単1×4個)	5個
	トラロープ (12mm×100m)	2個
	レスキューアックス	1個
	のこぎり (刃30cm、ケース付)	1個
	両口ハンマー (90cm、3.5kg)	1個
	バール (八角バラシタイプ90cm)	2本
	両つるはし (90cm)	2個
	スコップ (パイプ柄、丸・角)	各5本
	一輪車 (二才浅型)	2台
	コードリール (防雨、30m)	1台
	木製バリケード	100基
	ブルーシート (2間×3間)	10枚
	ポリ土嚢袋	10,750袋
	土嚢製造機	1台
	チェーンソー (B&G 財団助成事業、ハスクバーナ 135Mk II)	3台
	軽量チャップス T004B (B&G 財団助成事業)	12着

1.4 給水関係備蓄品

品名	容量	数量
給水タンク	1,200ℓ	2個
ポリタンク	10ℓ	53個
ポリ袋	4ℓ	100個

1.5 B&G 防災拠点大新田防災車庫 大町市大町7016番3 (大新田町)

品名	型式	数量
小型移動式クレーン搭載トラック	2PG-FEB80	1台
油圧ショベル (ヤマ-	Vi025-6	1台
スライドダンプ (三菱ふそう)	キャンターダンプ 3t	1台

資料 1 1 - 2 災害時における応急生活物資供給等の協力に関する協定
(生活協同組合コープながの)

大町市(以下「甲」という)と生活協同組合コープながの(以下「乙」という)は、大町市の地域において地震、風水害その他の原因による災害が発生したとき、(以下「災害時」という。)に、相互に協力して災害時の市民生活の早期安定を図るため、応急生活物資の調達及び供給等に関する事項について、次のとおり協定を締結する。

(協力事項の発動)

第1条 この協定に定める災害時の協力事項は、原則として甲が災害対策本部を設置し、乙に対して要請を行ったときをもって発動する。

(応急生活物資供給の協力要請)

第2条 災害時において甲が応急生活物資を必要とするときは、甲は乙に対し、乙の保有商品の供給について協力を要請するものとする。

(応急生活物資供給の協力実施)

第3条 乙は、前条の規定により甲から要請を受けたときは、保有商品の優先供給及び運搬について積極的に協力するものとする。

(応急生活物資)

第4条 甲が乙に要請する災害時の応急生活物資は、被害の状況に応じ、原則として別表のとおり指定する。

(応急生活物資供給の要請手続)

第5条 甲が乙に対する要請手続は、文書をもって行うものとする。ただし、緊急を要するときは口頭又は電話をもって要請し、事後文書を提出するものとする。

(応急生活物資の運搬)

第6条 応急生活物資の運搬は、乙又は乙の指定する者が行うものとする。また、甲は必要に応じて乙に対して運搬の協力を求めることができる。

(応急生活物資の取引)

第7条 応急生活物資の引き渡し場所は、甲乙が協議して決定するものとし、当該場所において乙の納品書等に基づき、甲が確認のうえ引き取るものとする。

(費用)

第8条 第3条および第6条の規定により、乙が供給した商品の対価については甲が負担するものとする。

2 前項に規定する費用は、乙が保有商品の供給及び運搬終了後、乙の提出する出荷確認等に基づき、適正価格により甲乙協議のうえ決定するものとする。

(広域的な支援体制)

第9条 乙は、他の生活協同組合等との間で、災害時における生活協同組合間相互支援の協定の締結等、広域的な支援が受けられるよう体制の整備に努めるものとする。

(その他必要な支援)

第10条 この協定に定める事項のほか、被災者への支援が必要な場合は、甲乙協議のうえ決定するものとする。

(法令の遵守)

第11条 この協定の施行にあたっては、消費生活協同組合法(昭和23年法律第200号)その他関係法令を遵守するものとする。

(協議)

第12条 この協定に定めのない事項、又はこの協定の実施にあたって疑義が生じた場合は、甲と乙が協議のうえ定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙双方記名押印の上、各1通をそれぞれ保有する。

平成11年8月25日

甲 大町市長 腰原 愛正

乙 生活協同組合コープながの
理事長 米原 俊夫

別 表 1

<p>優 先 供 給 品 目</p>	<p>★容器入り水・飲料 ★パン（菓子パン・料理パン・食パン） ★牛乳（L Lその他） ★果物（バナナ他） ★レトルト食品（ごはん・おかず類）</p>
<p>状況に応じて 供 給 す る 品 目</p>	<p>●缶詰（イージーオープン） ●ハム・ソーセージ ●インスタントラーメン ●バター・ジャム ●緑茶・コーヒー・紅茶 ●米 ●粉ミルク ●電池 ●懐中電灯 ●ローソク ●マッチ・簡易ライター ●軍手 ●ポリバケツ ●飲料用ポリタンク ●カセット式ガスコンロ及びボンベ ●紙コップ・紙皿 ●トイレットペーパー ●洗剤・石けん ●紙おむつ ●生理用品 ●濡れティッシュ ●ゴミ袋 ●運動靴 ●下着・靴下 ●タオル ●かとり線香（夏季） ●使い捨てカイロ（冬季）</p>

- (1) ★印「最優先供給品目」は、災害直後に最優先で調達・供給すべき品目。
- (2) 「状況に応じて供給する品目」は、おおむね上記の品目として、災害規模や被災者のニーズの変化等、状況に対応して調達・供給する。
- (3) 品目は上記の他、甲乙協議のうえ、その都度指定できるものとする。

資料 1 1 - 3 災害時における応急生活物資供給等の協力に関する協定
(大北農業協同組合)

大町市(以下「甲」という。)と大北農業協同組合(以下「乙」という。)は、大町市内において地震、暴風、洪水その他の原因により生ずる災害が発生したとき、(以下「災害時」という。)に、相互に協力して災害時の市民生活の早期安定を図るため、応急生活物資の調達及び供給等に関する事項について、次のとおり協定を締結する。

(協力事項の発動)

第1条 この協定に定める災害時の協力事項は、原則として甲が災害対策本部を設置し、乙に対して要請を行ったときをもって発動する。

(応急生活物資供給の協力要請)

第2条 災害時において甲が応急生活物資を必要とするときは、甲は、乙に対し乙の保有商品の供給について協力を要請するものとする。

(応急生活物資供給の協力実施)

第3条 乙は、前条の規定により甲から要請を受けたときは、保有商品の優先供給及び運搬について積極的に協力するものとする。

(応急生活物資)

第4条 甲が、乙に要請する災害時の応急生活物資は、被害の状況に応じ、原則として別表のとおり指定する。

(応急生活物資供給の要請手続)

第5条 甲の乙に対する要請手続きは、文書をもって行うものとする。ただし、緊急を要するときは口頭又は電話をもって要請し、事後文書を提出するものとする。

(応急生活物資の運搬)

第6条 応急生活物資の運搬は、乙又は乙の指定する者が行うものとする。また、甲は必要に応じて乙に対して運搬の協力を求めることができる。

(応急生活物資の取引)

第7条 応急生活物資の引き渡し場所は、甲乙協議して決定するものとし、当該場所において乙の納品書等に基づき、甲が確認の上、引き取るものとする。

(費用)

第8条 第3条及び第6条の規定により乙が供給した商品の対価については甲が負担するものとする。

2 前項に規定する費用は、乙が保有商品の供給及び運搬終了後、乙の提出する出荷確認等に基づき、適正価格により甲乙協議のうえ、決定するものとする。

(広域的な支援体制の整備)

第9条 乙は、他の農業協同組合等との間で、災害時における農業協同組合間相互支援の協定の締結等、広域的な支援が受けられるよう態勢の整備に努めるものとする。

(その他必要な支援)

第10条 この協定に定める事項の他、生活物資等について被災者への支援が必要な場合は、甲乙協議のうえ決定するものとする。

(法令の遵守)

第11条 この協定の施行にあたっては、農業協同組合法(昭和22年法律第132号)その他関係法令を遵守するものとする。

(協議)

第12条 この協定に定めない事項又はこの協定に関し疑惑が生じたときは、甲、乙協議して定めるものとする。

この協定の成立を証するため、本書2通を作成し、甲、乙記名捺印の上各1通を保有するものとする。

平成11年8月25日

甲 大町市大字大町3887番地
大町市長 腰原 愛正

乙 大町市大字大町字光明町3091番地の1
大北農業協同組合
代表理事組合長 北原 貞太郎

生産物資供給

別表

	初動対策	初期対策	復旧対策
	～3日 ライフライン ストップ	4日～6日 電気復旧	7日～30日 水道復旧
	仮設住宅ガス配置		
食料品	○	○	○
飲料水	○	○	○
お茶葉	○	○	○
菓子・パン	○	○	○
米	炊き出し	炊き出し	炊き出し
切り餅	○	○	○
レトルトご飯	○	○	○
インスタント食品	○	○	○
牛乳	○	○	○
果物	○	○	○
缶詰	○	○	○
肉・魚	○	○	○
衣料等	○	○	○
軍手	○	○	○
合羽	○	○	○
長靴	○	○	○
作業服	○	○	○
ゴム手袋	○	○	○
炊事・食器	○	○	○
はし	○	○	○
食器	○	○	○
鍋	○	○	○
包丁	○	○	○
卓上コンロ	○	○	○
身の回り・日用品	○	○	○
ティッシュペーパー	○	○	○
トイレットペーパー	○	○	○
石鹸	○	○	○
紙おむつ	○	○	○
生理用品	○	○	○
粉ミルク	○	○	○
哺乳ビン	○	○	○
タオル	○	○	○
光熱電池材料	○	○	○
電池	○	○	○
懐中電灯	○	○	○
マッチ	○	○	○
ライター	○	○	○
ストーブ	○	○	○
灯油	○	○	○
LPガス設備	○	○	○
防災資材	○	○	○
被覆シート	○	○	○
スコップ	○	○	○
じょれん	○	○	○
チェーンソー	○	○	○

資料 1 1 - 4 災害時における応急生活物資供給等の協力に関する協定
(イオンリテール株式会社マックスバリュ長野事業部)

(趣旨)

第1条 大町市(以下「甲」という。)とイオン株式会社ジャスコ新大町店(以下「乙」という。)とは、大町市の地域において地震、風水害その他の災害が発生したとき(以下「災害時」という。)に、相互に協力して災害発生後の市民生活の安定を図るため、応急生活物資の調達及び供給を行う。

(協力事項の発動)

第2条 この協定に定める災害時の協力事項は、原則として甲が災害対策本部(以下、「本部」という。)を設置し、乙に対して要請を行ったときをもって発動する。

(応急生活物資の協力要請)

第3条 災害時において甲が応急生活物資を必要とするときは、甲は、乙に対し、乙の保有商品の供給について協力を要請するものとする。

(応急生活物資の協力実施)

第4条 乙は、前条の規定により甲から要請を受けたときは、保有商品の優先供給及び運搬について積極的に協力するものとする。

2 乙は、甲から前項以外の商品の要請を受けたときは、可能な範囲で協力するものとする。

(応急生活物資)

第5条 甲が乙に要請する災害時の応急生活物資は、事前に甲乙協議の上定めておくものとする。

(応急生活物資の要請手続)

第6条 甲が乙に対する要請手続は、文書をもって行うものとする。ただし、緊急を要するときは、口頭または、電話等をもって要請し、事後文書を提出するものとする。

(応急生活物資の運搬)

第7条 応急生活物資の運搬は、甲または、乙の指定する者が行うものとする。また、甲は、必要に応じて乙に対して運搬の協力を求めることができる。

(応急生活物資の取引)

第8条 応急生活物資の引渡し場所は、大町市地域防災計画に定める物資輸送拠点または、本部設置箇所とし、当該場所において乙の納品書等に基づき、甲が確認のうえ引取るものとする。

(費用)

第9条 第4条および第7条の規定により、乙が供給した商品の対価及び乙が行った運搬の費用については、甲が負担するものとする。

2 前項に規定する費用は、前条に規定する納品書等に基づき、災害時直前における価格を基準とし、甲乙協議のうえ決定するものとする。

(協議)

第10条 この協定に定めのない事項、又はこの協定の実施にあたって疑義が生じた場合は、甲と乙が協議のうえ定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙双方記名押印の上、各1通をそれぞれ保有する。

平成18年11月14日

甲 大町市大町3887番地
大町市長 牛越 徹

乙 松本市南松本2丁目7-30
イオン株式会社 中部カンパニー
長野事業部
事業部長 西崎 泰男

資料 1 1 - 5 災害時における生活物資の供給協力に関する協定
(株式会社カインズ)

大町市（以下「甲」という。）と、株式会社カインズ（以下「乙」という。）とは、災害時における生活物資の供給協力について、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第 1 条 この協定は、災害時に甲と乙が相互に協力して市民生活の安定を図るため、生活物資の供給協力に関する事項について定めるものとする。

（協力要請）

第 2 条 災害時において甲が生活物資を必要とする時は、乙に対し生活物資の供給について協力を要請することができる。

（調達物資の範囲）

第 3 条 甲が、乙に供給を要請する生活物資の範囲は、次に掲げるもののうち要請時点で、乙が調達可能な物資とする。

（1）日用品等の生活必需品

（2）災害時の応急対策に必要な物資として乙が供給できるもの

（要請手続き）

第 4 条 甲の乙に対する要請は、別に定める「物資発注書」をもって行うものとする。但し、緊急を要するときは電話またはその他の方法をもって要請し、事後「物資発注書」を提出するものとする。

2 甲と乙は連絡体制等について、常に点検、改善に努めるものとする。

（協力実施）

第 5 条 乙は、前条の規定により甲から要請を受けたときは、生活物資の供給及び運搬に対する協力等に積極的に努めるものとする。

2 乙は、前条の規定により生活物資の供給を実施したときは、速やかに別に定める「物資供給報告書」により甲に報告するものとする。

（生活物資の運搬）

第 6 条 生活物資の引渡場所は、甲が指定するものとし、その指定場所への運搬は、乙または乙の指定する者が行うものとする。また、乙は必要に応じ甲に対して運搬の協力を求めることができる。

2 甲は、乙が前項の規定により生活物資を運搬する車両を優先車両として通行できるように配慮するものとする。

（費用負担）

第 7 条 乙が提供した生活物資の代金及び運搬に要した費用は、甲が負担するものとする。

2 前項に規定する費用は、災害発生直前における乙の小売価格等を基準とし、甲と乙が協議の上速やかに決定する。

（費用の支払い）

第 8 条 生活物資の代金及び運搬に要した費用は、乙の請求により甲が支払うものとする。

2 甲は、前項の請求があったときは、その内容を確認し、速やかに乙に支払うものとする。

（情報交換）

第 9 条 甲と乙は、この協定の成立にかかる連絡責任者を協定締結後速やかに定める「連絡責任者届」により相手方に報告するものとし、変更があった場合には直ちに相手方に報告するものとする。

（協議）

第 10 条 この協定に定めのない事項、又は疑義を生じた事項については、その都度、甲と乙が協議の上決定するものとする。

(有効期間)

第11条 この協定は、協定締結の日から効力を有するものとし、甲又は乙が文書をもって協定の終了を通知しない限り、その効力を有するものとする。

この協定の成立を証するため、本協定書2通を作成し、甲乙はそれぞれ記名押印のうえ、各1通を保有するものとする。

平成24年3月23日

甲 長野県大町市大町3887
長野県大町市長 牛越 徹

乙 群馬県高崎市高関町380
株式会社 カインズ
代表取締役社長 土屋 裕雅

資料 1 1 - 6 災害時における石油類燃料の供給等に関する協定

(長野県石油商業組合)

大町市（以下「甲」という。）と長野県石油商業組合（以下「乙」という。）及び、長野県石油商業組合中信支部（以下「丙」という。）は、地震、風水害、その他の災害が発生し又は発生する恐れがある場合（以下「災害時」という。）において、甲が必要とする石油類燃料を乙及び丙が優先かつ安定的な供給を行うため、次のとおり協定を締結する。

(目的)

第1条 この協定は、災害応急対策活動に必要な石油類燃料を、地元石油販売事業者の協力を得ることにより確保し、市民生活の早期安定を図ることを目的とする。

(協力要請)

第2条 災害時等において、甲は、乙及び丙並びに丙の会員（以下「乙及び丙等」という。）に対して、次の各号について協力を要請することができる。

- (1) 甲が指定する緊急車両等への石油類燃料の優先給油
- (2) 甲が指定する災害対策上重要な施設、避難所、医療機関及び社会福祉施設への石油類燃料の優先提供
- (3) 乙及び丙等が取り扱う物資（第1号及び第2号で規定する石油類燃料を除く。）の供給及び要員の動員等
- (4) 乙及び丙等の給油所における帰宅困難者、被災者及び観光客（外国人を含む。）等（以下「帰宅困難者等」という。）に対する一時休憩所としての施設の提供、水道水及びトイレの提供
- (5) 乙及び丙等の給油所における帰宅困難者等に対する災害情報、通行可能な道路情報、近隣の避難所に関する情報等の提供
- (6) 乙及び丙等の給油所における帰宅困難者等の傷病者に対する救急要請及び簡易な応急手当等の支援

2 前項の要請は、石油類燃料の供給等要請書による。ただし、緊急を要する場合は口頭で要請し、その後、速やかに文書を交付する。

(支援の実施)

第3条 乙及び丙等は、前項の規定により甲から要請を受けたときは、可能な範囲内において支援を実施する。ただし、通信の途絶等により甲が乙及び丙等に要請できないと判断したときは、甲の要請を待たないで支援を実施する。

(報告手続)

第4条 乙及び丙等は、第2条第1項第1号から第3号までの協力を行った場合には口頭で甲に報告し、その後、速やかに救援実施報告書を提出する。

(経費の負担)

第5条 第2条第1項第1号から第3号までの規定により、乙及び丙等が供給した石油類燃料の対価及び乙及び丙等が行った運搬の費用（以下「費用」という。）については、原則として当該石油類燃料の供給等を受けた者（以下「供給先」という。）が負担するものとし、災害発生時直前における通常の価格を基準として、供給先と乙及び丙が協議のうえ決定する。

(費用の支払)

第6条 供給先は、乙及び丙等からの請求があったときは、その費用を速やかに支払う。

(事故等)

第7条 乙及び丙等は、その石油類燃料の供給に際し、やむを得ぬ事由が発生し供給等を中断したときは、甲に対し速やかにその状況を報告しなければならない。

(損害の負担)

第8条 第2条の規定による業務により生じた損害の負担は、甲、乙及び丙が協議して定める。

(協力体制の構築)

第9条 甲、乙及び丙は、平常時から相互の連絡体制及び燃料の供給等について情報交換を行い、災害時等に備える。

2 甲、乙及び丙は、この協定を円滑に推進するため、事務担当者名簿を作成し相互に交換するとともに、平常時から石油類燃料等の備蓄及び安定供給等に関する必要な対策について協議する。

(市民への周知)

第10条 甲、乙及び丙は協力して、この協定の内容並び乙及び丙等の所在地等について市民へ周知を図る。

(協定の有効期間)

第11条 本協定の有効期間は協定締結日から1年間とし、有効期間満了までに、甲、乙及び丙から特段の意思表示がないときは更新される。

(協議)

第12条 この協定に定めがない事項及びこの協定に定める事項に関し疑義が生じた場合は、甲、乙及び丙が協議のうえ決定する。

この協定の締結を証するための本書3通を作成し、甲乙丙記名のうえ各1通を保有する。

平成25年 9月27日

甲 大町市大町3887
長野県大町市長 牛越 徹

乙 長野市北条町25-1
長野県石油商業組合
理事長 渡邊 一正

丙 松本市中央1丁目23-1 松本商工会館 3F
長野県石油商業組合中信支部
支部長 曾根原 幹二

資料 1 1 - 7 災害時における L P ガスに係る協力に関する協定

(長野 L P 協会大北支部)

大町市（以下「甲」という。）と長野 L P 協会大北支部（以下「乙」という。）並びに一般社団法人長野県 L P ガス協会（以下「丙」という。）とは、災害時における L P ガスに係る協力に関して、次のとおり協定を締結する。

(趣旨)

第 1 条 この協定は、災害時における L P ガスに係る保安の確保及び応急仮設住宅及び公共施設等に対する L P ガスの供給に関する協力について必要な事項を定めるものとする。

(協力要請)

第 2 条 甲は、災害時において必要があると認められるときは、乙に対し次に掲げる業務の協力要請を行うことができる。

2 乙は、甲より協力要請を受けた業務の一部を丙に協力を要請することができる。

3 前項の規定による要請は、原則として文書によるものとする。ただし、緊急を要する場合は、口頭又は電話で要請することとし、後日、速やかに文書を送付するものとする。

(協力業務)

第 3 条 協力業務は次のとおりとする。

(1) 被災地域の L P ガスの一般消費者等（以下「一般消費者等」という。）に対して法に基づいて販売事業者が行うべき緊急点検、修繕及び供給

(2) 供給設備設置場所以外で発見された L P ガス容器について容器所有者等が行うべき回収及び保管

(3) 応急仮設住宅又は避難所等公共施設への L P ガスが供給されることとなった場合の L P ガス供給設備工事及び L P ガス供給

(4) 販売事業者及び一般消費者等の被害状況及び復旧状況についての調査

(5) 前各号に定めるもののほか、一般消費者等に係る保安の確保及び L P ガス供給のために特に必要な業務

(費用)

第 4 条 前条 (3) の規定により乙が行った業務の費用並びに乙が供給した L P ガス等の対価及び運搬の費用については、甲が負担するものとする。この場合における費用は、災害発生時直前の通常価格を基準として、甲、乙が協議の上決定する。

2 甲は、前条に規定する費用の請求があったときは、請求書を受理した日から起算して、原則として 30 日以内に乙の指定する支払先に支払わなければならない。

(役割分担)

第 5 条 甲は、災害時において円滑に L P ガスが供給できるため、あらかじめ公共施設等に L P ガス供給設備を設置又は併設、及び防災資材の整備を行うものとする。

2 乙は、災害時に甲の要請に基づき第 3 条の協力業務を実施するほか、丙に必要な対策を要請する。

3 乙は、甲より要請された業務を実施する他、災害対策上必要と思われる報告を求められた時は、速やかに、甲及び丙に報告する。

(連絡体制)

第 6 条 この協定に関する連絡窓口は、甲においては総務部消防防災課、乙においては乙の事務局とし、丙においては丙の事務局とする。

2 乙は支部内に災害地域対策本部を設置し、丙は必要に応じて、協会内に L P ガス災害対策本部を設置する。

3 甲、乙、丙は、この協定の運用に支障を来さないよう、協力の要請方法等について常に点検し、改善に努めるものとする。

4 甲、乙、丙は、災害対策上必要と思われる連絡は、その都度迅速に行い、相互に連絡できるものとする。

(緊急連絡網の整備)

第7条 乙は、災害時に円滑な支援活動が実施できるよう、活動体制の整備に努めるとともに、緊急連絡網を作成し、これを甲、丙に提出するものとする。

2 乙は、前項の緊急連絡網について、毎年1回以上見直しを行い、変更が生じたときは、直ちに甲、丙に提出するものとする。

(防災訓練等への参加)

第8条 乙は、甲が企画する防災訓練等に参加するよう努めるものとする。

(従業員の災害補償)

第9条 第3条の協力業務において、乙並びに丙の会員が負傷、もしくは疾病にかかり、または死亡の場合の災害補償については、次に掲げる場合を除き、関係法令や市町村条例等により、甲の責任において補償を行うものとする。

(1) 従業員の故意または重大な過失による場合

(2) 当該損害について、乙、丙または従業員が締結した損害保険契約により保険給付を受けることができる場合

(3) 当該損害が第三者の行為によるものであって、第三者から損害賠償を受けることができる場合

(その他)

第10条 この協定に定めのない事項又は疑義が生じた事項については、その都度甲、乙、丙は相互に協議して定めるものとする。

(協定期間)

第11条 この協定は、締結の日から効力を有するものとし、甲、乙及び丙が文書をもって協定の終了を通知しない限り、その効力を有するものとする。

この協定の締結を証するため、本協定書3通を作成し、3者記名捺印のうえ、各自1通を保有する。

平成26年1月27日

甲 大町市大町3887番地
長野県大町市長 牛越 徹

乙 大町市大町2511番地3
長野LP協会大北支部
支部長 松山 芳久

丙 長野市中御所1丁目16番13号天馬ビル4F
一般社団法人長野県LPガス協会
会長 小林 芳夫

資料 1 1 - 8 災害時における物資供給に関する協定書

大町市長 牛越 徹（以下「甲」という。）とNPO法人コメリ災害対策センター理事長 捧 雄一郎（以下「乙」という。）は、災害時における物資の供給に関し、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、地震、風水害その他の災害が発生し、又は発生するおそれがある場合（以下「災害時」という。）において、甲が乙と協力して、物資を迅速かつ円滑に被災地へ供給するために必要な事項を定めるものとする。

（協定事項の発効）

第2条 この協定に定める災害時の協力事項は、原則として甲が、災害対策本部を設置し、乙に対して要請を行ったときをもって発動する。

（供給等の協力要請）

第3条 甲は、災害時において物資を調達する必要があると認めるときは、乙に調達が可能な物資の供給を要請することができる。

（調達物資の範囲）

第4条 甲が、乙に供給を要請する物資の範囲は、次に掲げるもののうち、乙が調達可能な物資とする。

- (1) 別表に掲げる物資
- (2) その他甲が指定する物資

（要請の方法）

第5条 第3条の要請は、調達する物資名、数量、規格、引渡場所等を記載した文書をもって行うものとする。ただし、文書をもって要請するいとまがないときは、電話等で要請し、その後速やかに文書を交付するものとする。

（物資の供給の協力）

第6条 乙は、前条の規定により甲から要請を受けたときは、物資の優先供給に努めるものとする。

2 乙は、物資の供給を実施したときは、その供給の終了後速やかにその実施状況を報告書により甲に報告するものとする。

（引渡し等）

第7条 物資の引渡場所は、甲が指定するものとし、その指定地までの運搬は、原則として乙が行うものとする。ただし、乙が自ら運搬することができない場合は、甲が定める輸送手段により運搬するものとする。

2 甲は、乙が前項の規定により物資を運搬する車両を優先車両として通行できるよう配慮するものとする。

（費用の負担）

第8条 第6条の規定により、乙が供給した物資の代金及び乙が行った運搬等の経費は、甲が負担するものとする。

2 前項に規定する費用は、災害発生直前における小売価格等を基準とし、甲と乙が協議の上速やかに決定する。

（費用の支払い）

第9条 物資の供給に要した費用は、乙の請求により、甲が支払うものとする。

2 甲は、前項の請求があったときは、その内容を確認し、速やかに費用を乙に支払うものとする。

(情報交換)

第10条 甲と乙は、平常時から相互の連絡体制及び物資の供給等についての情報交換を行い、災害時に備えるものとする。

(協議)

第11条 この協定に定めのない事項及びこの協定に疑義が生じたときは、甲乙協議の上決定するものとする。

(有効期間)

第12条 この協定は、協定締結の日から効力を有するものとし、甲又は乙が文書をもって協定の終了を通知しない限り、その効力を有するものとする。

この協定の成立を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各自1通を保有する。

平成30年10月17日

甲 長野県大町市大町3887番地
大町市長 牛越 徹

乙 新潟県新潟市南区清水4501番地1
NPO法人 コメリ災害対策センター
理事長 捧 雄一郎

別表

災害時における緊急対応可能な物資

大分類	主な品種
作業関係	作業シート、標識ロープ、ヘルメット、防塵マスク、簡易マスク、長靴、軍手、ゴム手袋、皮手袋、雨具、土のう袋、ガラ袋、スコップ、ホースリール、
日用品等	毛布、タオル、割箸、使い捨て食器、ポリ袋、ホイル、ラップ、ウェットティッシュ、マスク、衛生用ポリ手袋（使い捨て）バケツ、水モップ、デッキブラシ、雑巾、簡易ライター、使い捨てカイロ
水関係	飲料水（ペットボトル）、生活用水用ポリタンク
冷暖房機器等	大型石油ストーブ、木炭、木炭コンロ
電気用品等	投光器、懐中電灯、乾電池、カセットコンロ、カセットボンベ
トイレ関係等	救急ミニトイレ

資料 1 1 - 9 災害時における生活物資の供給および防災教育の支援に関する協定書

大町市（以下「甲」という。）と興亜化成株式会社（以下「乙」という。）及び HARIO 株式会社（以下「丙」という。）は、市内において地震、風水害その他の原因による災害が発生し、又は発生する恐れがある場合（以下「災害時」という。）における生活物資の供給、および、平常時における防災教育の支援を行うことに関して、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第 1 条 この協定は、甲と乙及び丙が日頃から連携して、災害時における市民生活の早期安定及び被災者支援のために、生活物資の迅速な供給と、平常時においては災害に備えるための教育に協力して取り組み、大町市の一層の防災力向上に資することを目的とする。

（協力要請）

第 2 条 甲は、災害時に避難施設等における生活物資、又は、市民への防災教育の普及支援（以下「救援物資等」という。）について必要としたときには、乙又は丙に協力を要請することができる。

（協力の内容）

第 3 条 甲が、乙丙に協力を要請する避難施設等における生活物資の範囲、もしくは、防災教育の範囲は、次の内容とする。（別紙 1 参照）

- （1）避難所等における避難者用の発泡スチロール製のマットの提供、及び使用後の回収。
- （2）避難所等における発泡スチロール製のトイレ用品の提供。
- （3）日用品の備蓄セットの提供。
- （4）地域における防災教育全般に係わるコーディネート。
- （5）その他災害時の応急対策に必要な生活物資として、乙丙が供給できるもの。

（要請の手続き）

第 4 条 甲は、前条に規定する協力の要請を、乙丙にするときは、救援物資等要請書（様式第 1 号）（以下「要請書」という。）をもって行うものとする。ただし、緊急を要するときは、電話等により要請することができるものとし、後日速やかに要請書を提出するものとする。

（引き渡し等）

第 5 条 前条の要請書に基づく防災用品等の引き渡し場所への運搬は、原則として乙丙が、行うものとする。ただし、乙丙が自ら運搬することができない場合は、甲に対して協力を求めることができる。

- 2 甲は、乙丙が防災用品等の運搬を行うときには、乙丙が使用する車両を優先車両として通行できるよう配慮するものとする。

(費用負担)

第6条 乙丙が供給した防災用品等の費用及び乙丙が行った運搬に係る費用は、甲が負担するものとする。

2 前項に規定する費用は、乙丙が業務の履行後に提出する救援物資等報告書(様式第2号)(以下「報告書」という。)に基づき、災害等発生前における適正な価格を基準として、甲乙丙が協議の上定めるものとする。

(費用の支払い)

第7条 防災用品等の代金及び運搬に要した費用について、乙丙から報告書に基づく請求があったときは、甲は、速やかにその内容を確認して支払うものとする。

(情報交換)

第8条 この協定による要請、伝達等を円滑に行うため、甲乙丙の連絡先及び連絡責任者、担当者を定めて共有するものとし、変更が生じたときは、速やかに相手先に報告するものとする。(別紙2)

2 甲と乙及び丙は、平時から第3条の協力の内容について情報交換を行い、災害時に備えるものとする。

(有効期間)

第9条 本協定の有効期間は、締結日から平成32年3月31日までとする。

2 前項に規定する有効期間満了の1か月前までに、甲乙丙のいずれからも申し出がない場合は、期間満了の日の翌日から1年間延長され、以後も同様とする。

(協議事項)

第10条 この協定に定めのない事項及びこの協定に疑義が生じたときは、甲乙丙が協議して定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本書3通を作成し、甲乙丙記名押印の上、各自1通を保有する。

平成30年10月17日

甲 長野県大町市大町3887番地
大町市長 牛越 徹

乙 長野県伊那市御園180番地2
興亜化成株式会社
代表取締役 山岸 弘道

丙 長野県東筑摩郡朝日村針尾916番地1
HARIO株式会社
代表取締役 清沢 俊太郎

(別紙1)
協力の内容

1. 防災用品等の内容

- ①発泡スチロール製マットの提供と使用後の回収
- ②発泡スチロール製組み立て式トイレ「スチレット」の提供
- ③ニコニコ備蓄セットの提供
- ④その他の防災用品の提供

2. 防災教育の普及支援

- ①防災体験・研修会、講演会の企画
- ②防災出前講座の実施
- ③防災意識調査の実施
- ④一般社団法人防災教育普及協会との連携支援
- ⑤防災教育に関する情報提供

(別紙2)
連絡体制について

甲 長野県大町市大町3887
大町市 総務部 消防防災課消防防災係

電話 0261-22-0420 (内線516・515)

FAX 0261-22-0392

乙 長野県伊那市御園180番地2
興亜化成株式会社

電話 0265-72-7264

FAX 0265-72-0006

丙 長野県東筑摩郡朝日村針尾916番地1
HARIO 株式会社

電話 0263-55-6754

FAX 0263-99-2481

救援物資等要請書

興亜化成(株)・HARIO(株)

担当者

様

長野県大町市

大町市長 牛越 徹

印

災害時における生活物資の供給および防災教育の支援に関する協定書第4条の規定に基づき、下記のとおり要請します。

記

1 災害の状況及び協力を要請する事由

--

*生活物資の供給および防災教育の支援

2 要請内容

要請する生活物資等	供給希望期日	引き渡し場所（輸送先）	備考

3 要請担当者

所属・氏名

連絡先

資料11-10 災害時における水力発電所による電力供給に関する協定書

大町市（以下「甲」という。）と株式会社シグナス水力発電研究所（以下「乙」という。）は、甲の行政区域（以下、大町市区域という。）で台風、地震等災害発生時、又は発生する恐れがある場合（以下「災害時等」という。）における水力発電所（以下「発電施設」という。）から避難場所等への電力供給に関し、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、災害時において、甲が乙の協力を得て、甲の指定する避難場所等において、水力発電による電力を非常用電源として活用し、避難場所の運営を円滑に行うことができるよう、必要な事項を定めるものとする。

（避難場所等）

第2条 本協定における避難場所等は、甲の指定した緊急指定避難場所及び避難所・福祉避難所とする。

（災害時等の連絡態勢の確立）

第3条 甲と乙は、大町市区域内における災害時等の連絡体制を確立し、相互に協力して被害情報等必要な情報の共有に努める。

2 前項に基づき確立する連絡体制の具体的な内容は、甲乙両者間で協議のうえ決定する。

（用途）

第4条 乙は、甲の要請により当該発電施設において、市民に対し、携帯電話やスマートフォン等の情報通信機器等の用に供するポータブル蓄電池を無償で提供するものとする。

（電力の無償提供）

第5条 甲は大町市区域内で災害が発生した場合、乙に対して当該発電施設から電力の無償提供を要請することができるものとし、特段の事情がない限り乙はこれに応じるものとする。

(1) 乙は、災害時に大町市区域内の避難場所等へポータブル蓄電池を無償で提供する。

(2) 甲は、乙設置の発電施設の非常用コンセント（以下、非常用コンセントという。）を無償で使用できる。

(3) 乙設置の発電施設の具体的な名称及び所在等は、乙が随時甲へ届出を行う。

(4) 甲は、必要に応じて、乙が提供するポータブル蓄電池を非常用コンセントから充電し、避難場所等へ運ぶ。ただし、乙は、業務に支障のない範囲内で、この活動を補助する。

（定期的な情報交換の実施）

第6条 甲と乙は、本協定に定められた内容を災害時等に円滑に実施するため、定期的な情報交換を実施する。

（情報管理の徹底）

第7条 甲と乙は、本協定に基づき知り得た情報について、公知の情報を除き、情報の管理を徹底するものとする。ただし、事前に両者が当該情報の開示について合意した場合はこの限りではない。

（安全管理）

第8条 本協定の実施にあたっては、甲と乙は相互に協力し、安全の確保には万全を期して行う。

(損害賠償)

第9条 損害賠償は次の各号による。なお、各号に該当しない補償は、甲と乙が協議の上で解決にあたる。

- (1) 甲または乙が故意または過失により甲が乙の物品、乙が甲の物品を損傷した場合、甲は乙に、乙は甲に対し損害の賠償を行う。
- (2) 甲または乙は、第三者に危害、損傷等を与えた場合、甲または乙に故意または過失がある場合は、危害や損傷等を与えた甲または乙が賠償を行う。

(協定の有効期間)

第10条 本協定の有効期間は、協定締結から1年間とする。ただし、この期間満了の30日前までに、甲乙のいずれからも協定解消等の申し出がない場合は、本協定期間満了の日の翌日から更に1年間継続するものとし、以降も同様とする。

(対応窓口)

第11条 本協定の運営に関わる事項についての対応窓口を次に定める。

- | | |
|---|-----------------|
| 甲 | 大町市総務部危機管理課 |
| 乙 | 株式会社シグナス水力発電研究所 |

(疑義等の解決)

第12条 本協定に定めのない事項及び本協定に関し疑義が生じた場合は、その都度、甲乙協議の上で必要な事項を定める。

(その他)

第13条 本協定は2通作成し、甲乙それぞれ記名押印の上、各1通を保管する。

令和6年1月19日

甲 大町市大町3887
大町市長 牛越 徹

乙 安曇野市穂高柏原2872-22
株式会社シグナス水力発電研究所
代表取締役 緒方 博幸

資料11-11 災害時におけるレンタル機材の提供に関する協定

大町市(以下「甲」という。)と株式会社ナガワ(以下「乙」という。)とは、災害時におけるレンタル機材(以下「機材」という。)の提供に関して、次のとおり協定を締結する。

(趣旨)

第1条 この協定は、大町市内において地震、風水害、その他の異常な自然現象又は大規模な火災その他の大規模な事故等により生ずる災害が発生し、又は発生するおそれがある場合(以下「災害時」という。)に、甲と乙が相互に協力して災害時における市民生活の早期安定を図ることを目的として、機材の提供に関する事項を定めるものとする。

(協力事項の発効)

第2条 この協定に定める災害時の協力事項は、原則として甲が乙に対して要請を行ったときをもって発効する。

(協力の要請)

第3条 災害時において機材を必要とするときは、甲は、乙に対して保有機材の提供についての協力を要請するものとする。

2 甲の乙に対する要請の手続きは、機材提供に関する要請書(別記様式)により行うものとする。ただし、緊急を要する場合は口頭又は電話等をもって要請し、事後に機材提供に関する要請書を提出するものとする。

(機材の品目)

第4条 甲が乙に提供要請する品目は、発電機、バックホー、水中ポンプ、ストーブ、仮設トイレ、仮設ハウス等、乙が機材として保有又は調達できるものとする。

ただし、県がプレハブ建築協会から斡旋を受けた会員へ発注する応急仮設住宅は除く。

乙は、この協定の円滑な実施を図るため、前項に規定する品目について、平時から甲に情報提供を行うものとする。

(協力の実施)

第5条 乙は、第3条の規程により甲から要請を受けたときは、保有機材の優先提供及び運搬に対する協力等について積極的に努めるものとする。

2 乙は、甲の要請に的確に対応するため、保有機材の提供可能な体制を保持するものとする。

(機材の引渡し)

第6条 乙は、甲から要請を受けたときは、甲の指定する場所に機材を運搬し、甲の指定する職員の確認を受けて引き渡すものとする。

(費用の負担及び価格の決定)

第7条 乙が提供した機材に要する対価及び運搬の費用については、甲が負担する。

2 費用は、災害発生時直前における適正価格等を基準として、甲乙協議のうえ決定するものとする。

(善管義務)

第8条 機材の所有権は乙に帰属するものとし、甲は善良な管理者の注意をもって機材を使用・管理しなければならない。

2 賃貸借の期間中、賃貸借終了後乙に返還されるまでの期間、機材の破損及び毀損・滅失についての責は甲に帰属するものとし、修理及び補償ならびに損失の補てんに関する費用はすべて甲の負担とする。

(善管義務追加条項)

第9条 前条の善管義務は、天災(地震・噴火・洪水等)及び戦争・暴動を起因とする場合も同様とし、乙は甲の責に帰することができない破損及び毀損・滅失に関しても、修理及び補償ならびに損失の補てんに関しての費用を甲へ請求できることとし、甲はその支払義務を負うこととする。

(協定に定めのない事項)

第10条 この協定に定めのない事項又は疑義が生じた事項については、その都度甲と乙が協議して決定するものとする。

(有効期間)

第11条 この協定は調印の日から施行し、甲又は乙が文書をもって終了を通知しない限り、その効力を有する。

この協定の締結を証するため、本協定書2通を作成し、甲乙両名署名押印のうえ、各自その1通を保有するものとする。

令和6年2月16日

甲 長野県大町市大町3887番地

大町市長 牛越 徹

乙 東京都千代田区丸の内1-4-1

株式会社ナガワ

代表取締役社長 新村 亮

資料11-12 災害時における生活物資供給協力に関する協定

大町市（以下「甲」という。）と株式会社ナフコ（以下「乙」という。）とは、災害対策基本法（昭和 36 年法律第 223 号）に規定する地震、津波、風水害、その他の災害により甚大な被害が発生し、又は発生するおそれがある場合（以下「災害時」という。）に必要な生活物資（以下「物資」という。）の供給協力について、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第 1 条 この協定は、甲と乙が相互に協力して災害時における市民生活の安定を図るため、生活物資の調達などに関して必要な事項を定めるものとする。

（要請）

第 2 条 甲は、次の各号に掲げる場合において、物資を調達する必要があると認めるときは、乙に対し、その保有する物資の供給を要請することができる。

- (1) 大町市内に災害が発生し、又は発生するおそれがあるとき。
- (2) 大町市以外の災害の救助のため、国又は関係都道府県から物資の調達の斡旋を要請され、または特に必要を認めて斡旋を行うとき。

（協力）

第 3 条 乙は、甲から前条の規定による要請があったときは、当該要請に対し可能な範囲において協力する。

（調達物資の範囲）

第 4 条 甲が乙に供給を要請する物資は、次の各号に掲げるものとする。

- (1) 「供給要請対象物資一覧」（別紙①）に掲げる物資
- (2) その他甲が指定する物資

（要請の方法）

第 5 条 第 2 条の要請は、文書をもって行うものとする。ただし、緊急の場合で、文書をもって要請することができない場合は口頭で要請し、その後速やかに文書を交付するものとする。

2 前項ただし書の場合にあつては、乙は、甲の意思を確認のうえ、第 6 条の措置を執るものとする。

（要請に基づく乙の措置）

第 6 条 乙は、第 2 条の要請を受けたときは、その要請事項を実施するための措置を執るとともに、その措置の状況を甲に連絡するものとする。

（価格）

第 7 条 物資の取引価格は、災害発生直前時における適正な価格（引渡しまでの運賃を含む。災害発生前の取引については、取引時の適正な価格）を基準として、甲および乙が協議して定めるものとする。

（運搬および引渡し）

第 8 条 乙は、物資の運搬および引渡しについては、甲の指示に従うものとする。

2 物資の搬送は、原則として乙が行うものとし、甲は、甲の指定する場所に職員を派遣し、物資を確認のうえ、引渡しを受けるものとする。ただし、乙が搬送できない場合は、甲の指定する運送業者が、乙の指定する場所において物資を確認のうえ、引渡しを受けるものとする。

3 甲は、前項の職員の派遣を大町市長その他甲の指定する者に代行させることができる。この場合、甲は文書をもって委任するものとするが、緊急の場合で、文書をもって

行うことができないときは、口頭で行い、その後速やかに文書を交付するものとする。

(車両の通行)

第 9 条 甲は乙が物資を運搬および供給する際は、乙および乙の業務委託先の車両を緊急又は優先車両として通行できるように可能な範囲で支援する。

(費用の負担)

第 10 条 乙は、第 8 条第 2 項の引渡し後に物資の費用（引渡し場所までの運賃を含む。以下同じ。）を甲に請求するものとし、甲は速やかに費用を乙に支払うものとする。

(連絡責任者)

第 11 条 この協定に関する連絡責任者は、甲においては大町市危機管理課危機管理係とし、乙においては株式会社ナフコ総務部とする。

(担当者名簿の作成)

第 12 条 甲および乙は、この協定の成立の日および毎年 4 月 1 日現在の事務担当者名簿（別紙②）を作成し、相互に交換するものとする。

2 前項の規定は、年度途中において異動等があった場合に準用する。

(情報の交換)

第 13 条 甲および乙は、この協定が円滑に運用されるよう、平素から必要に応じて、情報の交換を行うものとする。

(協議)

第 14 条 この協定に定める事項に疑義が生じた場合又はこの協定に定めのない事項で必要がある場合は、甲および乙が協議して定めるものとする。

(有効期間)

第 15 条 この協定は、締結日から、その効力を有するものとし、甲又は乙が文書をもって協定の終了を通知しない限り、その効力を有するものとする。

以上のとおり、協定を締結したことを証するため、本書 2 通を作成し、甲と乙が署名・押印をして、各自その 1 通を所持する。

令和 6 年 3 月 2 1 日

甲 長野県大町市大町 3887 番地

大町市長 牛越 徹

乙 福岡県北九州市小倉北区魚町 2 丁目 6 番 10 号
株式会社ナフコ

代表取締役 石田 卓巳

資料11-13 危機発生時における物資等の供給及び施設の一部提供に関する協定書
大町市(以下「甲」という。)と大町商工会議所(以下「乙」という。)とは、甲の区域内において甚大な災害の発生、又はそのおそれがある場合(以下「危機発生時」という。)における物資等の供給及び施設の一部提供に関し、次のとおり協定を締結する。

(趣旨)

第1条 この協定は、市域における危機発生時において甲及び乙が相互に連携・協力することについて定める。

(協力要請)

第2条 甲は、危機発生時における物資等の確保と施設の一部利用に関し、乙に対して協力を要請できるものとする。

(1) 甲が危機発生時における応急措置のため緊急に物資等の調達が必要となった場合、甲に対して、当該物資等の供給を行うこと。

(2) 次に掲げる乙の施設の一部を提供すること。

所在地	大町市大町 2511-3
施設名	大町商工会議所
対象範囲	2階 大・中・小会議室

2 前項に基づいて協力を要請する場合、甲は、品目、数量、利用場所等を明示した協力要請書(様式第1号)をもって要請を行うものとする。ただし、緊急を要するときは、電話等により要請し、事後速やかに応援要請書を提出することができるものとする。

(要請の実施)

第3条 乙は、前条の要請を受けたときは、乙の業務に支障がなく、かつ乙が相当と認める範囲及び期間において、協力の措置をとるよう積極的に努めるものとする。

2 乙は、前条第1項の要請を受け、協力の措置の内容が決定した場合は、当該措置の内容を甲に連絡するものとする。

3 乙は、前条第1項第1号の物資等の供給を実施したとき、又は前条第1項第2号の施設の一部を提供したときは、速やかに次に掲げる事項を記載した「危機発生時協力活動報告書」(様式第2号)により甲に報告するものとする。

(1) 協力に要した機材、資材、消耗品の数量及び従事者名簿

(2) 使用した施設の場所及び使用日数

(3) その他、甲の要請により乙が提供又は従事した業務に係る事項

(経費の負担)

第4条 乙が甲に供給した物資等の対価及び施設提供費用は、甲が負担するものとする。

2 前項における費用は、甲乙協議の上、甲が算出した額とする。

(経費の請求)

第5条 乙は、甲に一括して請求するものとする。

(経費の支払)

第6条 甲は、前条の規定に基づき乙から経費の支払いの請求があった場合は、30日以内に乙が指定する先に支払うものとする。

(支援体制の整備)

第7条 甲乙は、危機発生時における円滑な協力体制が図れるよう、平時から協力体制及び情報伝達体制の整備に努めるものとする。また、甲乙の担当者同士の連絡を平時から行うものとする。

(連絡責任者)

第8条 この協定の実施に関する連絡責任者は、甲にあつては危機管理課長、乙にあつては専務理事兼事務局長とする。ただし、連絡が取れない場合は甲乙ともにその職員が代理を務めるものとする。

(協定の効力及び更新)

第9条 この協定の効力は、締結の日から起算して1年とする。ただし、甲又は乙のいずれも異議がない時は、さらに1年更新されるものとし、以後の期間についても同様とする。

甲又は乙が協定を更新しない場合は、この協定が満了する日の30日前までに、甲又は乙が、それぞれの相手方に対し文書をもって更新しない旨の通知をするものとする。

(協議)

第10条 この協定に定めのない事項が生じた時は、その都度、甲乙で誠意をもって協議し定めるものとする。

(実施日)

第11条 この協定は、協定締結日から実施する。

この協定の締結を証するため本書2通を作成し、甲乙記名押印のうえ、それぞれ1通を保有する。

令和6年8月20日

甲 長野県大町市大町 3887 番地

大町市長 牛越 徹

乙 長野県大町市大町 2511 番地 3

大町商工会議所会頭 井内 猛男

県及び市町村の備蓄体制の充実・強化に向けた基本的な方向性

令和 6 年 10 月 11 日付け 6 危第 168 号

(目的)

第 1 長野県内の備蓄体制の充実・強化のため、長野県（以下「県」という。）及び市町村において、災害時に必要となる標準的な物資の品目及び数量（以下「標準品目等」という。）の基本的な方向性を示します。ただし、本方向性は、共通の考え方・目安であり、実際の備蓄は、市町村の事情に応じて進めてください。

(想定する被害及び避難者数)

第 2 県及び各市町村で想定される最大の避難所避難者数に対応することを基本にしつつ、県全体（県及び市町村）では、糸魚川-静岡構造線断層帯地震（全体）の避難所避難者数を想定します。

(対応期間)

第 3 県内の備蓄で対応する期間については、国からの支援が届くまでの災害発生から 3 日間を想定して対応します。

(標準品目等の必要量) 第 4 第 3 の期間中における標準品目等の必要量は別記 1 により算出してください。

(役割分担)

第 5 県及び市町村は、標準的な物資その他災害時に必要となる物資について、県民に対して最低 3 日間、可能な限り 1 週間備蓄するよう呼びかけるよう努めてください。ただし、孤立予想地域にあっては、最低 1 週間備蓄するよう呼びかけるよう努めてください。

2 県及び市町村は、備蓄が持ち出せない避難者がいることを想定し、標準品目等の必要量のうち、県 3 分の 1、市町村 3 分の 1 を目安に、現物備蓄、流通備蓄又は企業・他の自治体等からの提供により確保するよう努めてください。

3 県は、市町村を補完し、広域で備蓄を行う観点から、別記 2 に記載する事項に重点を置いて標準品目等の備蓄を行っていきます。

(県全体の備蓄量)

第6 災害時の相互応援を前提に県全体(県及び市町村)で確保をめざす数量は、糸魚川-静岡構造線断層帯地震(全体)の避難所避難者数を想定し、第4の規定により算出した必要量の3分の2(第5の2の規定による。)の数量を目安とします。(災害時の相互応援等)

第7 被災市町村を応援する市町村は、原則として、長野県市町村災害時相互応援協定に基づき、応援を行うこととします。

2 県において災害対策本部が設置された大規模災害の場合など、前項により対応が難しい場合は、県により調整します。

(備蓄場所の確保)

第8 備蓄物資は、搬出が容易な場所に配置するものとし、物資の内容と数量を予め明示するなど、搬出、輸送を円滑に行えるよう努めてください。

(備蓄の管理等)

第9 標準品目等で消費期限等のあるものは、期限の到来を考慮して更新するようにしてください。

2 県及び市町村は、別に指定する期間までに、毎年4月1日時点における標準品目等その他の品目の備蓄状況を国の「物資調達・輸送調整等支援システム」に登録するとともに、最新の状況に更新するよう努めてください。

3 同システムにおいて登録された別記1の物資その他必要と認める物資については、その備蓄量や主たる保管場所等を別に定める方法にて毎年度公表します。

(集中取組期間)

第10 「長野県地震防災対策強化アクションプラン」を踏まえ、令和6年度から令和9年度までを集中的に備蓄の県及び市町村の備蓄体制の充実・強化に向けた集中取組期間

とします。ただし、備蓄品の入れ替え時期等の個別事情に応じて取り組んでください。

(その他)

第11 この方向性に定めのない事項は、必要に応じて県及び市町村が協議等を行いながら、定めていきます。また、国等の対応その他の状況の変化を踏まえ、必要な見直しを行っていきます。

別記1（第4関係）

標準的な物資	必要量の算出（※1）
食料	避難所避難者数×1.2（避難所外係数）*×3食×3日間 * 避難所避難者以外の食料需要を想定したもの（車中泊避難者や観光客等を想定、阪神淡路大震災の事例により算出された係数）
飲料水	避難所避難者数×1.2（避難所外係数）* ¹ ×1人1日必要量3リットル* ² ×3日間 *1 避難所避難者用に食料に準拠して算出 *2 ペットボトルで保存する場合は500mlが望ましい
乳児用粉ミルク・液体ミルク	避難所避難者数×0歳人口比率（※2）×1日必要量*×3日間 * 粉ミルクの場合は140g、液体ミルクの場合は1ℓとする
子ども用おむつ	避難所避難者数×0～2歳人口比率（※2）×1日必要量8枚×3日間
大人用おむつ	避難所避難者数×必要者割合(0.005)*×1日必要量8枚×3日間 * 避難者における要介護の高齢者を想定したもの
携帯・簡易トイレ	避難所避難者数×断水率×1人1日5回*×3日間 * 1人の1日のトイレ回数を5回と想定したもの
トイレトーパー	避難所避難者数×1人1日0.18巻*×3日間 * 経済産業省生産動態統計年報による販売量及び総務省人口推計により試算
生理用品	避難所避難者数×12～51歳女性人口比率（※2） ×1人7日間必要量30枚×1/7* ¹ ×1/4* ² ×3日間 *1 生理期間における1日当たりの必要量を求めたもの *2 生理期間を4週に1回と想定したもの
毛布	避難所避難者数×1人当たり2枚

※1 内閣府・中央防災会議幹事会「大規模地震・津波災害応急対策対処方針」（令和5年5月）を参考に設定

※2 人口比率は国勢調査をもとに算出

別記 2

標準的な物資	県による重点取組
食料	県が調達する食料は、食物アレルギーや宗教上の理由など、食の多様性や環境・ゼロカーボンに配慮して備蓄・調達するよう努める。
乳児用粉ミルク・ 液体ミルク	半数程度を液体ミルクによる確保を行うとともに、第6により算出される備蓄量の2分の1程度の数量を備蓄・調達するよう努める。
子ども用おむつ	第6により算出される備蓄量の2分の1程度を備蓄・調達するよう努める。

1 2 給水計画関係

資料 1 2 - 1 災害時における復旧協力に関する協定（大町市水道事業協同組合）

大町市内に災害が発生したとき及び発生する恐れがあるとき（以下「災害時」という。）に緊急な対応の必要が生じた場合、その協力について大町市長 腰原愛正（以下「甲」という。）、大町市水道事業協同組合理事長 腰原照敏（以下「乙」という。）との間において、次の条項により協定を締結する。

（市の要請）

第1条 甲は、災害時において、緊急な対応の必要があると認めた場合は、乙に対して出動を要請するものとする。

（出動方法）

第2条 乙は、甲からの出動要請があった場合は、迅速に出動し対応するものとする。

（支払請求等）

第3条 出動に伴う支払請求等については、組合加入会員と協議し決定するものとする。

（期間）

第4条 この協定は、平成14年7月30日から施行し、特別な事由のない限りその効力を持続するものとする。

（協議）

第5条 この協定に定めのない事項又は不慮の労働災害等に疑義を生じた場合は、甲、乙協議の上定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本協定書2通を作成して、甲、乙記名押印の上各自1通を保有する。

平成14年7月30日

甲 大町市長 腰原 愛正

乙 大町市水道事業協同組合
理事長 腰原 照敏

資料 1 2 - 2 災害時における応急生活支援物資供給等の協力に関する協定
(アルプスウォーター株式会社)

大町市（以下「甲」という。）とアルプスウォーター株式会社（以下「乙」という。）は、大町市の地域において地震、風水害その他の原因による災害が発生したとき（以下「災害時」という。）に、相互に協力して市民生活の早期安定を図るため、応急生活支援物資（以下「支援物資」という。）の調達及び供給等に関する事項について、次のとおり協定を締結する。

（協力事項の発動）

第 1 条 この協定に定める災害時の協力事項は、原則として甲が災害対策本部を設置し、乙に対して要請を行ったときをもって発動する。

（支援物資供給の協力要請）

第 2 条 災害時において甲が支援物資を必要とするときは、甲は乙に対し、乙の保有する商品の供給について協力を要請するものとする。

（支援物資の供給）

第 3 条 乙は、前条の規定により甲から要請を受けたときは、保有する商品の優先供給及び運搬について積極的に協力するものとする。

（支援物資）

第 4 条 甲が乙に供給を要請する支援物資は、容器入り飲料水とする。

（支援物資供給の要請手続）

第 5 条 甲が乙に行う要請は、文書をもって行うものとする。ただし、緊急を要するときは、口頭又は電話をもって要請し、事後文書を提出するものとする。

（支援物資の運搬）

第 6 条 支援物資の運搬は、甲若しくは乙又は両者のいずれかが指定する者が行うものとする。

（支援物資の取引）

第 7 条 応急生活物資の引渡場所は、甲乙が協議して決定するものとし、当該場所において乙の納品書等に基づき甲が確認のうえ引き取るものとする。

（費用）

第 8 条 第 3 条及び第 6 条の規定により、乙が供給した商品の対価については、甲が負担する。

2 前項に規定する費用は、甲乙協議のうえ決定するものとする。

（協議）

第 9 条 この協定に定めのない事項又はこの協定の実施に当たって疑義が生じた場合は、甲乙協議のうえ決定するものとする。

この協定の締結を証するため、本書 2 通を作成し、甲乙双方記名押印のうえ各 1 通をそれぞれ保有する。

平成 2 1 年 7 月 3 1 日

甲 大町市大町 3 8 8 7 番地
大町市長 牛越 徹

乙 大町市平 2 6 5 1 番地 5
アルプスウォーター株式会社
代表取締役社長 横田 孝治

資料 1 2 - 3 災害時等における飲料水供給の協力に関する協定

(北陸コカ・コーラボトリング株式会社長野地区本部松本支店)

大町市（以下「甲」という）と北陸コカ・コーラボトリング株式会社長野地区本部松本支社（以下「乙」という）は、大町市の地域において地震、風水害その他の原因による災害が発生したとき（以下「災害時」という）に、相互に協力して災害発生後の被災者及び救援者等への飲料水の確保を図るため、飲料水の調達及び供給等に関する事項について、次のとおり協定を締結する。

(協力事項の発動)

第 1 条 この協定に定める災害時の協力事項は、原則として甲が災害対策本部を設置し、乙に対して要請を行ったときをもって発動する。

(飲料水供給の協力要請)

第 2 条 災害時において甲が飲料水を必要とするときは、甲は乙に対し、乙の保有商品の供給について協力を要請するものとする。

(飲料水供給の協力実施)

第 3 条 乙は、前条の規定により甲から要請を受けたときは、保有商品の優先供給及び運搬について可能な範囲内で積極的に協力するものとする。

(飲料水)

第 4 条 甲が乙に要請する災害時の飲料水は、被害の状況に応じ、原則として別表のとおり指定する。

(飲料水供給の要請手続)

第 5 条 甲が乙に対する要請手続は、文書をもって行うものとする。ただし、緊急を要するときはこの限りでない。

(飲料水の運搬)

第 6 条 飲料水の運搬は、乙又は乙の指定する者が行うものとする。また、乙は必要に応じて甲に対して運搬の協力を求めることができる。

(飲料水の取引)

第 7 条 飲料水の引渡し場所は、甲乙協議して決定するものとし、当該場所において乙の納品書等に基づき、甲が確認のうえ引取るものとする。また、運搬が困難な場合の飲料水の確保のため、事前に甲乙協議の上設置された自動販売機から引取ることができるものとする。

(費用)

第 8 条 第 3 条および第 6 条の規定により、乙が供給した商品の対価については乙が負担するものとする。

(広域的な支援体制)

第 9 条 乙は、他の支店及び物流拠点との間で、広域的な支援が受けられるよう体制の整備に努めるものとする。

(その他必要な支援)

第 10 条 この協定に定める事項のほか、被災者への支援が必要な場合は、甲乙協議のうえ決定するものとする。

(法令の遵守)

第 11 条 この協定の施行にあたっては、食品衛生法（昭和 22 年法律 233 号）その他関係法令を遵守するものとする。

(協議)

第 12 条 この協定に定めのない事項、又はこの協定の実施にあたって疑義が生じた場合は、甲と乙が協議のうえ定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本書 2 通を作成し、甲乙双方記名押印の上、各 1 通をそれ

ぞれ保有する。

別表

最優先供給品目	容器入り水	
優先供給品目	容器入りお茶	
状況に応じて供給する品目	容器入りスポーツ飲料 容器入り嗜好飲料	容器入り清涼飲料 容器入りその他飲料

(1) 「状況に応じて供給する品目」は、おおむね上記の品目として、災害規模や被災者のニーズの変化等、状況に応じて調達・供給する。

(2) 容器とは、ペットボトル、缶及び紙とし、容量は問わない。

平成22年7月15日

甲 大町市大町3887番地
大町市長 牛越 徹

乙 松本市芳川村井町823番地2
北陸コカ・コーラボトリング株式会社
長野地区本部松本支店
支店長 小橋 史佳

資料 1 2 - 4 災害時における応急生活支援物資供給等の協力に関する協定

(AW・ウォーター株式会社)

大町市（以下「甲」という。）とAW・ウォーター株式会社（以下「乙」という。）は、大町市の地域において地震、風水害その他の原因による災害が発生したとき（以下「災害時」という。）に、相互に協力して市民生活の早期安定を図るため、応急生活支援物資（以下「支援物資」という。）の調達及び供給等に関する事項について、次のとおり協定を締結する。

(協力事項の発動)

第1条 この協定に定める災害時の協力事項は、原則として甲が災害対策本部を設置し、乙に対して要請を行ったときをもって発動する。

(支援物資供給の協力要請)

第2条 災害時において甲が支援物資を必要とするときは、甲は乙に対し、乙の保有する商品の供給について協力を要請する。

(支援物資の供給)

第3条 乙は、前条の規定により甲から要請を受けたときは、保有する商品の優先供給及び運搬について積極的に協力する。

(支援物資)

第4条 甲が乙に供給を要請する支援物資は、容器入り飲料水とする。

(支援物資供給の要請手続)

第5条 甲が乙に行う要請は、文書をもって行う。ただし、緊急を要するときは、口頭又は電話をもって要請し、事後文書を提出する。

(支援物資の運搬)

第6条 支援物資の運搬は、甲若しくは乙又は両者のいずれかが指定する者が行う。

(支援物資の取引)

第7条 応急生活物資の引渡場所は、甲乙が協議して決定するものとし、当該場所において乙の納品書等に基づき甲が確認のうえ引き取る。

(費用)

第8条 第3条及び第6条の規定により、乙が供給した商品の対価については、甲が負担する。

2 前項に規定する費用は、甲乙協議のうえ決定する。

(協議)

第9条 この協定に定めのない事項又はこの協定の実施に当たって疑義が生じた場合は、甲乙協議のうえ決定する。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙双方記名押印のうえ各1通をそれぞれ保有する。

平成25年 7月 4日

甲 長野県大町市大町3887番地
大町市長 牛 越 徹

乙 長野県大町市大町3500番地1

AW・ウォーター株式会社
代表取締役 加 藤 章 一

資料 1 2 - 5 長野県水道協議会水道施設災害等相互応援要綱

(平成 2 3 年 5 月 2 5 日現在)

(趣旨)

第 1 条 この要綱は、長野県水道協議会（以下「協議会」という。）の会員である市町村、水道企業団、一部事務組合及び長野県企業局（以下「会員」という。）が地震等の災害及び濁水（以下「災害等」という。）により被害を受けた場合に、長野県水道協議会長（以下「会長」という。）の要請に基づき、被災会員以外の会員が行う被災会員の住民への応急給水及び水道施設の応急復旧等の応援業務について必要な事項を定めるものとする。

(会長等の責務)

第 2 条 会長は、会員が災害等により被害を受けた場合に長野県知事から援助の要請があったとき、又は、被害を受けた会員（以下「被災会員」という。）から応援の要請があったときは、応援地区の代表理事と協議して迅速かつ適切な応援を被災会員以外の会員に対し要請するものとする。

2 会長は、応援業務の全般について掌握調整し、必要な指示を行うものとする。

3 部会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときは、その職務を代行するものとする。

(会員の責務)

第 3 条 災害等が発生した場合において、被災会員以外の会員は、会長が要請する被災会員に対する応援活動に、全面的に協力するものとする。

2 災害発生直後で緊急を要する場合は、前項の規程にかかわらず会員の自主的な判断により応援活動を行うことができるものとする。この場合において、会員は速やかに会長に報告するものとする。

(相互応援地区)

第 4 条 応援活動を迅速かつ適切に実施するために、相互応援地区（以下「応援地区」という。）を設ける。

2 応援地区は、東信、北信、中信、南信の 4 地区とし、当該地区の会員をもって構成する。

3 応援地区の業務は、当該地区の理事 4 人をもって構成する応援地区会議により運営する。

4 前項の理事の互選により 1 名の代表理事を選出するものとし、代表理事は、応援地区会議を総括し、代表する。

5 応援地区会議は、会長の指示を受け、応援地区内の被災会員及び被災会員以外の会員と応援についての連絡協議を行い、迅速かつ適切な応援業務の遂行に努めるものとする。

6 応援地区会議は、応援業務の状況について、会長に必要な報告を行い、必要があると認めるときは、他の応援地区からの応援を会長に要請するものとする。

7 前項の規程により、会長から応援の要請を受けた他の応援地区は、当該応援地区と連絡協議し、速やかに応援業務の遂行に努めるものとする。

(応援要請)

第 5 条 被災会員は、長野県知事に援助を要請し、長野県知事から会長への援助依頼により、又は次に掲げる事項を明らかにして、所属する応援地区会議を通して会長に応援を要請することにより、協議会からの必要な応援活動を受けるものとする。

(1) 水道等の被害状況

(2) 応援の種類（応援給水、応急復旧、機械器具及び資材の提供）

(3) 必要な応援内容（応援人員、職種、機械器具及び資材の規格、量等）

(4) 応援の期間・場所

(5) 前号の集合日時及び集合場所

(6) 応援先の連絡先・責任者

(応援活動)

第 6 条 応援活動は、災害救助法に基づく県の災害対策本部が設置された場合は災害対策本部、その他の場合は被災会員の応急給水計画及び応急復旧計画に基づき、その指示に従って作業に従事するものとする。

2 前項の応援活動の内容は、次のとおりとする。

- (1) 応急給水作業
- (2) 応急復旧作業
- (3) 応急給水及び応急復旧用の機械器具及び資材の供出

3 前項各号に掲げるもの以外の応援活動については、被災会員から要請があったときに、会長が会員の応援能力の範囲内で配慮するものとする。

(連絡担当部局等)

第7条 各会員は、あらかじめ連絡担当部局等を定め、災害が発生したときは、速やかに必要な情報を収集し、会長及び応援地区会議と連絡できる体制をとるものとする。

(応急給水作業)

第8条 応急給水作業の応援期間は、原則として15日以内とする。

2 各会員は、その所有する応急給水用具等の提出について、会長等から要請があったときは、応援能力の範囲内で配慮するものとする。

(応急復旧作業)

第9条 応急復旧作業の応援期間は、被災会員と会員が被災状況等を勘案し、協議して定める期間とする。

(応急復旧資材の供出)

第10条 各会員は、会長から機械器具応援復旧資材の供出について要請があったときは、応援能力の範囲内で供出するものとする。

(応援職員の派遣)

第11条 各会員は、応援活動に従事する職員（以下「応援職員」という。）の派遣について会長から要請があったときは、応援能力の範囲内で配慮するものとする。

2 前項の規程により応援を要請された会員（以下「応援会員」という。）は、職員を派遣するときは、必要な給水用具、作業用工具及び緊急資材のほか、衣類、食糧、日用品等を携行させるものとする。

3 応援職員は、応援会員名を表示した腕章等を着用するものとする。

4 応援職員が応援活動により負傷し、疾病にかかり、又は死亡した場合における災害補償は、応援会員の負担とする。ただし、被災地において応急治療する場合の医療費は、被災会員の負担とする。

5 応援職員が応急作業中に第三者に対し損害を与えた場合は、被災会員がその賠償の責に任じるものとする。ただし、被災会員に対する応援の往復途中に生じたものについては応援会員が、その賠償の責に任じるものとする。

(応援経費の負担)

第12条 この要綱による応援活動に要した経費は、法令その他別段の定めがあるもの並びに応援職員に係る人件費等応援会員が平常時負担する経費を除くほか、原則として被災会員が負担するものとする。

(連絡担当部局等の報告)

第13条 各会員は、連絡担当部局等並びにその保有応急給水用具、機械工具及び緊急用資材について毎年4月1日現在の状況を、様式第1号から様式第4号までに掲げるところにより、4月15日までに会長に報告するものとする。

2 会長は、前項の報告を取りまとめ一覧表を作成し、これを会員に配布するものとする。

(会員以外の市町村等への応援等)

第14条 会員以外の市町村等から応援活動の要請を受けたときは、この要綱に基づく応援活動の例により応援活動を行うことができるものとする。ただし、日本水道協会からの要請に基づく応援職員の派遣に関する場合は、上水部会長（同協会長野県支部長）が行う。

2 日本水道協会への応援の要請に関する場合は、上水部会長（同協会長野県支部長）が行うものとする。

(防災連絡会議の設置)

第15条 応援活動の実施に必要な情報の交換及び調査研究を行い、応援活動の円滑な実施を図るため、防災連絡会議を設置するものとする。

2 防災連絡会議は、会長及び理事をもって組織する。

(補則)

第16条 この要綱に定めるもののほか必要な事項及びこの要綱により定めにより難いと認める事項については、会長が別に定める。

附 則

この要綱は、昭和59年11月8日から施行する。

附 則

この要綱は、平成9年1月16日から施行する。

附 則

この要綱は、平成21年6月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成23年5月25日から施行する。

資料 1 2 - 6 大町市水道指定給水装置工事事業者一覧表

(令和 7 年 1 2 月 1 日現在)

登録番号	氏名又は名称	所在地	電話番号
1	株式会社長澤設備工業	大町市平 8000 番地 362	0261-22-1466
3	日特工業株式会社	大町市大町 1861 番地 1	0261-22-5266
4	株式会社 G C I	大町市平 8040 番地 106	0261-22-3145
5	信光実業株式会社大町支店	大町市常盤 3630 番地 22	0261-22-2848
6	株式会社黒部電業舎	大町市大町 5095 番地 20	0261-22-7771
8	有限会社南原電気工業	大町市大町 3702 番地 1	0261-22-0772
9	有限会社岡村設備工業	大町市大町 5511 番地 2	0261-85-2807
11	有限会社大信建設	大町市大町 1471 番地 6	0261-23-2838
13	中部精器有限会社	大町市常盤 6908 番地 1	0261-22-2213
16	北沢住設工業	安曇野市穂高有明 2184 番地 51	0263-88-8770
17	有限会社一本木建設	大町市常盤 4726 番地 2	0261-22-8498
18	エフエムサービス	大町市平 1955 番地 217	0261-22-1911
19	株式会社信濃美植	大町市平 1201 番地	0261-23-6400
20	かねほ一級建築士設計事務所	大町市大町 5295 番地 1	0261-22-1819
21	有限会社マツヤマ	大町市大町 2257 番地 2	0261-22-3560
22	有限会社サン設備工業	北安曇郡池田町大字会染 5094 番地 1	0261-62-0162
25	株式会社徳永設備	松本市大字笹賀 5130 番地 1	0263-48-3113
27	株式会社綜立工業	松本市大字新村 2293 番地	0263-47-5863
28	有限会社新生	大町市平 1040 番地 337	0261-26-3345
33	有限会社設備工業	北安曇郡池田町大字会染 7845 番地 7	0261-62-5129
34	有限会社栗田商事	北安曇郡小谷村大字千国乙 3278 番地	0261-82-2090
37	明科設備株式会社	安曇野市明科中川手 1169 番地 2	0263-62-2634
41	建設設備	北安曇郡松川村 5268 番地 211	0261-62-2336
42	有限会社水鍊	北安曇郡池田町大字会染 6766 番地 7	0261-62-6721
44	金森建設株式会社	大町市大町 1252 番地 5	0261-22-1880
45	株式会社中部水工	安曇野市穂高 8298 番地 1	0263-82-3244
46	有限会社東設備	北安曇郡白馬村大字北城 2937 番地 197	0261-72-5897
47	株式会社相模組	大町市大町 3052 番地	0261-22-1800
48	北陽建設株式会社	大町市社 5377 番地	0261-22-1155
49	株式会社ピュアハウス	大町市八坂 997 番地 1	0261-85-0970
52	株式会社峯村組	大町市大町 1300 番地(0261-22-1233
59	株式会社リホーム白馬	北安曇郡白馬村大字北城 396 番地 1	0261-72-7411
62	有限会社原山木材	大町市常盤 1220 番地(0261-22-0372
66	株式会社ハイテム	安曇野市穂高 1853 番地 3	0263-82-0271
69	有限会社イシダ設備	安曇野市穂高有明 10041 番地 3	0263-83-4360
70	株式会社中信水道	塩尻市大門七番町 4 番 16 号	0263-52-0881
71	有限会社三和テクノ	松本市寿豊丘 276 番地 1	0263-58-6033
72	株式会社倉品組	大町市美麻 975 番地	0261-29-2331
73	有限会社テクノ安曇野	池田町大字池田 2312 番地 2	0261-62-7005
75	合同会社マディ商会	大町市美麻 9061 番地 1	0261-29-2177
76	稲洋水道株式会社	松本市筑摩一丁目 13 番 16 号	0263-26-4079
77	株式会社シナノ	安曇野市穂高有明 1702 番地 9	0263-83-7553
79	株式会社傳刀組	大町市平 7840 番地	0261-22-0312
80	有限会社ダイトー工業	白馬村大字神城 22701 番地 2	0261-75-7107
81	株式会社泰斗設備工業	長野市中越二丁目 44 番 6 号	026-259-0321
82	安曇さく泉工業株式会社	安曇野市豊科 4328 番地	0263-72-4512
83	有限会社みやび設備	安曇野市穂高 8410 番地 7	0263-82-6979
84	ルピナ中部工業株式会社	松本市宮渕二丁目 2 番 31 号	0263-32-5568
85	株式会社信洋設備	安曇野市堀金烏川 3747 番地 1	0263-72-4213
86	新和設備	大町市平 1727 番地 1	090-3063-6897

登録番号	氏名又は名称	所在地	電話番号
89	株式会社傳刀産業	大町市大町 3812 番地 1	0261-22-0454
92	有限会社二木設備	松本市梓川梓 4151 番地	0263-78-2393
96	株式会社敬陽設備	安曇野市穂高有明 271 番地 1	0263-88-3547
97	株式会社信濃熱学	安曇野市穂高柏原 4171 番地 1	0263-88-5706
98	小林設備	大町市平 690 番地 3	090-7213-7218
100	株式会社クラシアン	横浜市港北区新横浜三丁目 1 番地 9	026-283-3861
103	フィフティープラミング サービス	大町市平 3014 番地	0261-23-3938
104	株式会社イースマイル	大阪市中央区瓦屋町三丁目 7 番 3 号 イースマイルビル	06-7739-2525
105	光住設	大町市大町 5577 番地 3	0261-23-6224
108	株式会社エムケーシステム	安曇野市穂高 1815 番地 1	0263-82-4987
109	和田設備	大町市大町 5172 番地 4	090-4094-2773
110	KOBAYASHI 設備	安曇野市穂高有明 10481 番地 20	090-1409-3268
112	共進住設株式会社	長野市徳間 633 番地 1	026-213-4681
113	有限会社エヌ・ケイ設備 工業	安曇野市穂高有明 7174 番地 1	0263-83-2252
115	ALTEC 株式会社	安曇野市穂高有明 457 番地 9	0263-88-5415
116	北アルプス総合設備株式 会社	松本市島立 531 番地 4	0263-31-6002
117	グリーン工業株式会社	北安曇郡松川村 504 番地 12	0261-61-1770
118	高田産業有限会社	長野市竹富 936 番地 1	026-295-2355
119	株式会社巧誠	安曇野市三郷明盛 3013 番地	0263-88-5311
120	株式会社南信設備	下伊那郡阿南町西條 2162 番地 3	0260-31-0305
121	株式会社山陽工業	長野市中条日高 4036 番地 8	026-214-8937
122	スザワ設備	北安曇郡池田町大字会染 6101 番地 76	0261-85-0833
123	日本ガス工事株式会社	長野市三輪 1 丁目 1120 番地 1	026-244-1252
124	有限会社ロータリー技工	塩尻市大字広丘堅石 2146 番地 87	0263-54-5200
125	有限会社丸山設備	安曇野市明科七貴 5809 番地 1	0263-31-3315
126	株式会社ハギワラ	安曇野市穂高柏原 1332 番地 2	0263-82-4562
127	有限会社信州保温	安曇野市豊科 5847 番地	0263-72-2566
128	テルミー設備	北安曇郡白馬村大字神城 21429 番地 2	090-5568-7444
129	株式会社エムアイテック	安曇野市穂高有明 7406 番地 6	0263-87-2314
130	三陽工業長野合同会社	松本市波田 9961-2	0263-88-7783
131	株式会社アイ	松本市大字里山辺 2053 番地 1	050-5534-6161
132	株式会社北部建設	上水内郡飯綱町大字普光寺 821 番地	026-253-2733
133	株式会社コマツ	上伊那郡箕輪町大字中箕輪 1365 番地	0265-79-2568
134	満設備	東筑摩郡生坂村 7047 番地	0263-88-3751
135	千曲ガス水道株式会社	千曲市大字寂蒔 1128 番地 2	026-272-0035
136	オールパイピングシステ ム株式会社	長野市大字大豆島 5185 番地 3	026-221-2588
137	滉 生	上水内郡飯綱町大字豊野 1363 番地	026-235-4510
138	株式会社アクア住設	諏訪郡富士見町落合 3060 番地 34	0266-75-1237

資料12-7 災害時における応急生活支援物資供給等の協力に関する協定

大町市（以下「甲」という。）と株式会社安曇野ミネラルウォーター（以下「乙」という。）は、大町市の地域において地震、風水害その他の原因による災害が発生したとき（以下「災害時」という。）に、相互に協力して市民生活の早期安定を図るため、応急生活支援物資（以下「支援物資」という。）の調達及び供給等に関する事項について、次のとおり協定を締結する。

第1条 （協力事項の発動）

この協定に定める災害時の協力事項は、原則として甲が災害対策本部を設置し、乙に対して要請を行ったときをもって発動する。

第2条 （支援物資供給の協力要請）

災害時において甲が支援物資を必要とするときは、甲は乙に対し、乙の保有する商品の供給について協力を要請するものとする。

第3条 （支援物資の供給）

乙は、前条の規定により甲から要請を受けたときは、保有する商品の優先供給及び運搬について積極的に協力するものとする。

第4条 （支援物資）

甲が乙に供給を要請する支援物資は、容器入り飲料水とする。

第5条 （支援物資供給の要請手続）

甲が乙に行う要請は、文書（電子メールを含む）をもって行うものとする。ただし、緊急を要するときは、口頭又は電話をもって要請し、事後文書を提出するものとする。

第6条 （支援物資の運搬）

支援物資の運搬は、甲若しくは乙又は両者のいずれかが指定する者が行うものとする。

第7条 （支援物資の取引）

応急生活物資の引渡場所は、甲乙が協議して決定するものとし、当該場所において乙の納品書等に基づき甲が確認のうえ引き取るものとする。

第8条 (費用)

- 1 第3条及び第6条の規定により、乙が供給した商品の対価については、甲が負担する。
- 2 前項に規定する費用は、甲乙協議のうえ決定するものとする。

第9条 (協議)

この協定に定めのない事項又はこの協定の実施に当たって疑義が生じた場合は、甲乙協議のうえ決定するものとする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙双方記名押印のうえ各1通をそれぞれ保有する。

令和5年8月28日

甲 長野県大町市大町3887番地
大町市長 牛越 徹

乙 長野県安曇野市穂高有明5945番地100
株式会社安曇野ミネラルウォーター
代表取締役社長 新井 泰憲

資料12-8 災害時における消防用水等の確保に関する協定書

大町市（以下「甲」という。）と大北生コン事業協同組合（以下「乙」という。）は、災害時に必要な用水の確保に関し、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、甲の行政区域において火災、風水害等により災害が発生し、又は発生するおそれがある場合（以下「災害時」という。）において、甲が乙に行う飲料水を除く生活用水や消防用水（以下「用水」という。）の供給の協力要請について、適切かつ円滑な運営を期するため、必要な事項を定める。

（協力要請及び応援協力）

第2条 甲は、災害時において、用水の供給を必要とする事態が発生した場合は、乙に対して用水の供給要請を行うことができる。

2 乙は、甲から前項の要請があったときは、特別な事由がある場合を除き、通常業務に優先して指定された場所に出動し、甲の指示する用水の供給を行うものとする。

（報告）

第3条 乙は、要請業務を開始したときは、甲に対して業務を開始した日時、場所、業務内容等を報告するものとする。

2 乙は、要請業務を完了したときは、前項に準じて甲に対して報告するものとする。

（経費の負担）

第4条 応援協力に要した業務の経費負担については、甲乙協議の上、決定するものとする。

2 甲が前項の規定により負担する額は、災害発生直前における適正価格を基準とし、甲乙協議の上、決定するものとする。

（経費等の支払い）

第5条 甲は、前条の規定による経費等の請求があった場合、その内容が適当であると認めるときは、その経費等を速やかに支払うものとする。

（危険回避）

第6条 乙から連絡を受けた所属組合員が、指定された場所への輸送時に危険と判断した場合は、その危険を回避することができる。

(訓練の実施)

第7条 用水の確保の業務を円滑にするため、甲と乙は協議して訓練を実施するものとする。

(連絡責任者)

第8条 甲と乙は、この協定書の成立に係る連絡責任者を相手方に報告するものとし、以後変更があった場合も同様とする。

(労災補償)

第9条 この協定に基づき、応援協力の業務に従事した者が死亡し、負傷し、若しくは疾病にかかり、又は障害の状況になった場合においては、甲乙の協議により大町市消防団等公務災害補償条例の規定に該当するときは、補償するものとし、該当しない場合は所属組合員の保険により補償するものとする。

(情報提供)

第10条 乙は、応援協力の従事中に覚知した災害等による被害情報は、甲に積極的に提供するものとする。

(協議)

第11条 この協定に定めのない事項又はこの協定の実施に当たって疑義が生じた場合は、甲乙協議の上決定するものとする。

(有効期限)

第12条 この協定は、締結の日から効力を生じるものとし、甲又は乙が文書をもって協定の終了をしない限り、その効力は継続するものとする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙双方署名押印の上各1通をそれぞれ保有する。

令和6年8月26日

甲 大町市大町3887番地

大町市長 牛越 徹

乙 大町市大町2811番地1

大北生コン事業協同組合

理事長 傳刀 俊介

13 危険物施設等関係

資料13-1 長野県高圧ガス地域防災協議会防災事業所

高圧ガスに係る事故等の処理の応急活動を行う事業所として、下記の事業所が防災事業所に指定されている。

(1) 液化石油ガス

(令和7年4月1日現在)

事業所名	所在地	電話	備考
大町ガス(株)	大町市大町4729番地	(0261)22-3111	

資料13-2 泡消火薬剤保有状況等

(令和6年1月1日現在)

	泡消火薬剤保有状況(ポリ容器、単位:ℓ)			
	界面活性剤	たん白泡	水成膜	計
北アルプス広域消防本部	960	180	460	1,600

※1. 薬剤の保有量は、全て3%型に換算して示した。

※2. ドラム缶で保有しているものは、ポリ容器に換算して示した。

1 4 上水道施設関係

資料 1 4 水道水源と給水区域

1 水源の名称・種別及び配水区域

大町市水道事業

名 称	種別	配 水 区 域
居谷里水源	湧水	【大町】 三日町（分水は除く）、大黒町（本通より東）、相生町、九日町（本通より東）、名店街、上仲町（本通より東）、下仲町（本通より東）、八日町、神栄町、五日町、旭町、日の出町、光明町、仁科町（本通より東）、東町、白塩町、下白塩町、山田町、北山田町 【社】 全域
矢沢水源	湧水	【大町】 三日町（分水）、大原町、栄町、若原町、大原2号団地、中原町、東中原町、宮田町、俵町（国道148号バイパスより西）、不二塚町（県道より北） 【平】 山崎、森、外堀、木崎、白樺、仁科郷、西原、借馬、借馬団地、新郷、二ツ屋、中花見、秋葉林、野口（鹿島川より東）、源汲、温泉郷、塩の原、稲尾 【常盤】 全域
上白沢水源	湧水	【大町】 俵町（国道148号バイパスより東）、大黒町（本通より西）、九日町（本通より西）、不二塚町（県道より南）、六九町、幸町、和町、上仲町（本通より西）、下仲町（本通より西）、仁科町（本通より西）、高見町、桜田町、南原町、堀六日町、北原町、十日町、高根町、大新田町、東若宮町、西若宮町、若宮町、昭電社宅・アパート
白沢水源	湧水	【平】 野口（鹿島川より西）、上原、日向山、高瀬分譲地
南平水源	湧水	【平】 海ノ口（西海ノ口）
崩沢水源	湧水	【平】 海ノ口（東海ノ口・崩沢）

大町市公営簡易水道事業

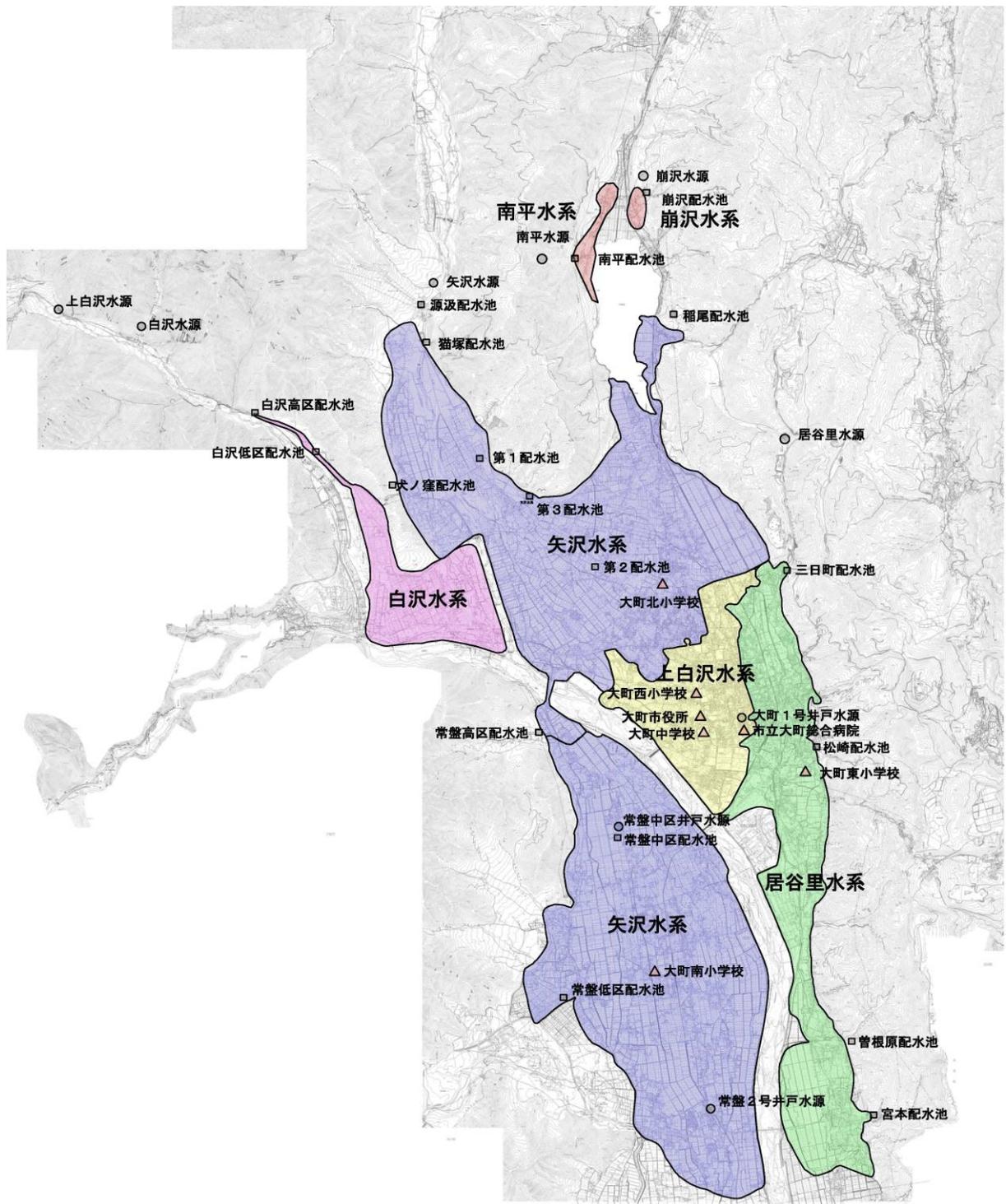
八坂地区

名 称	種別	配 水 区 域
宮の尾水源	湧水	【大平・石原・中央】 相川、明野、大平、藤尾、塩の貝、横瀬、矢下、笹尾、小松尾、西大塚、東大塚
士林水源	湧水	【切久保】 切久保、鷹狩山、宮の尾、押の田
藤尾水源	湧水	【石原・野平】 菖蒲、石原、満仲、菅の窪、布宮、池の平
東部水源	湧水	【野平・舟場】 地志原、野平、舟場、栃沢、上籠
曾山水源	湧水	【切久保】 曾山

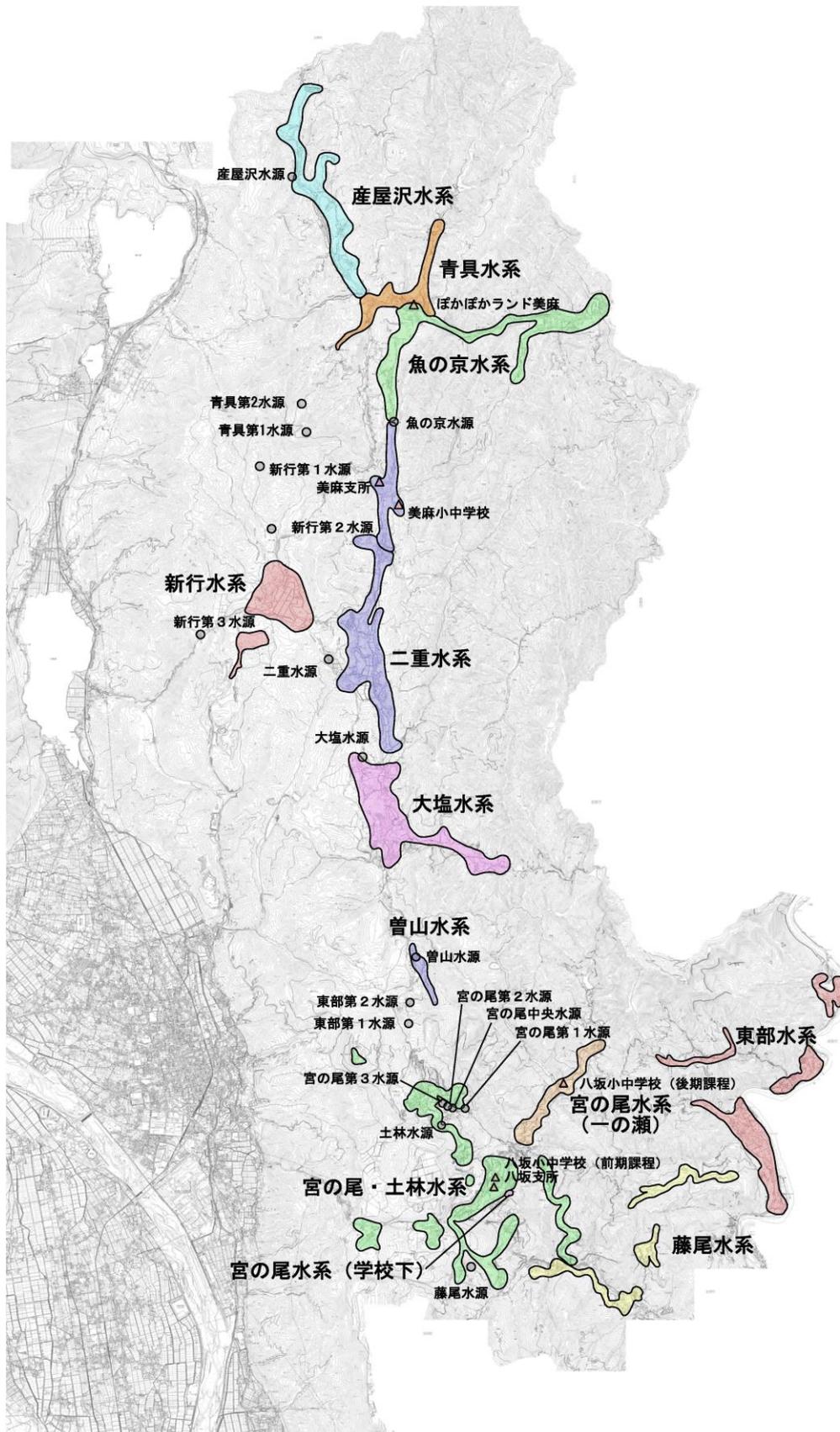
美麻地区

名 称	種別	配 水 区 域
新行第1水源 新行第2水源	湧水	【新行・中山】 東、上手、中、西の上、西の下、西原、中山
新行第3水源	浅井戸	
大塩水源	深井戸	【大塩】 中村、北村、峯、日影川下、桜台
二重水源	深井戸	【二重】 宮村、向山、向、元の関、湯の海
魚の京水源	湧水	【青具・千見】 大藤、小藤、矢地由久保、花尾、境の宮、本村、三百地、中の崎
産屋沢水源	湧水	【青具】 米山、日向、塩の川、石原、峠、川手
青具第1水源 青具第2水源 (池の平)	湧水	【青具】 矢久、一字田、片岡、万中

2 大町市上水道

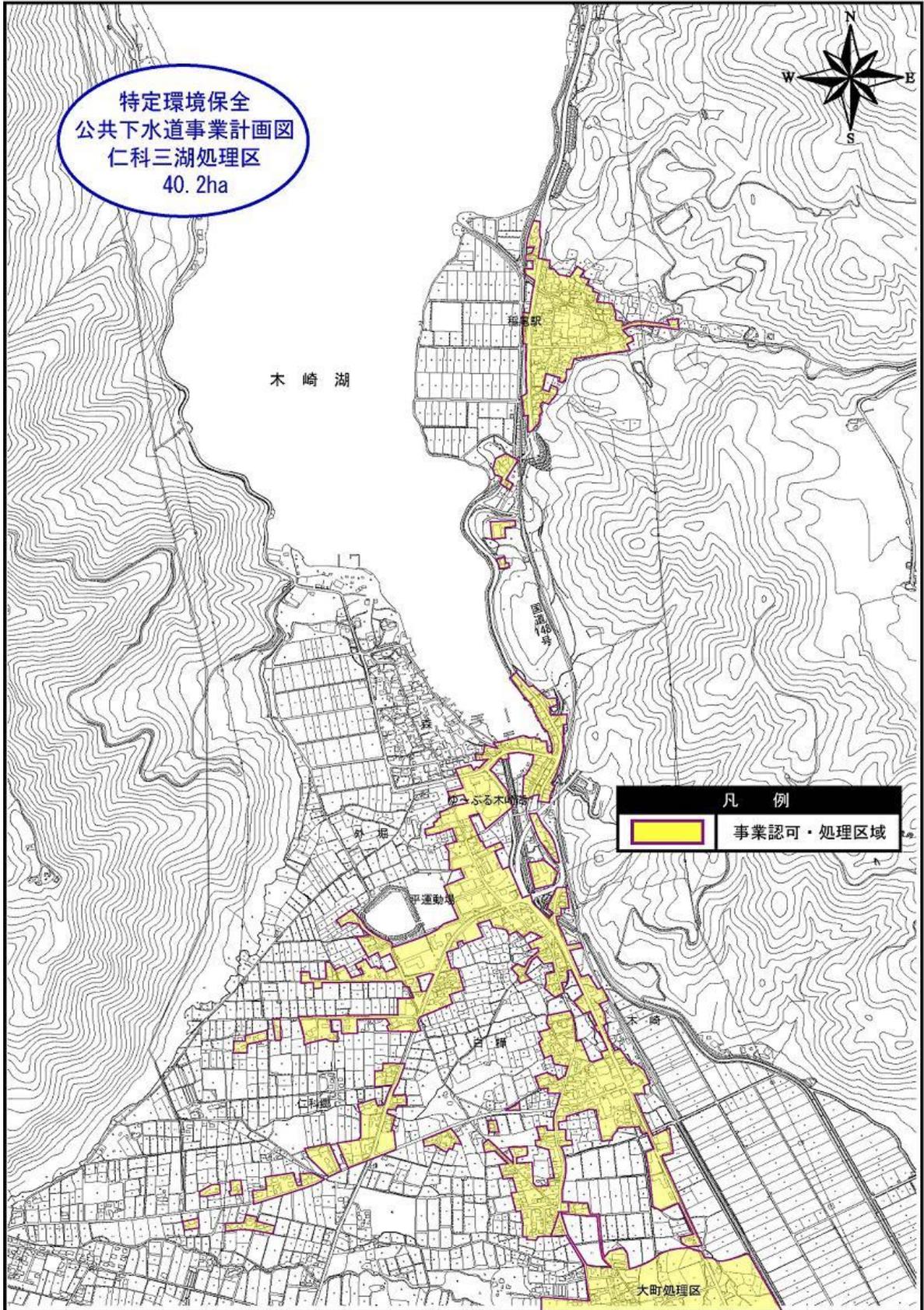


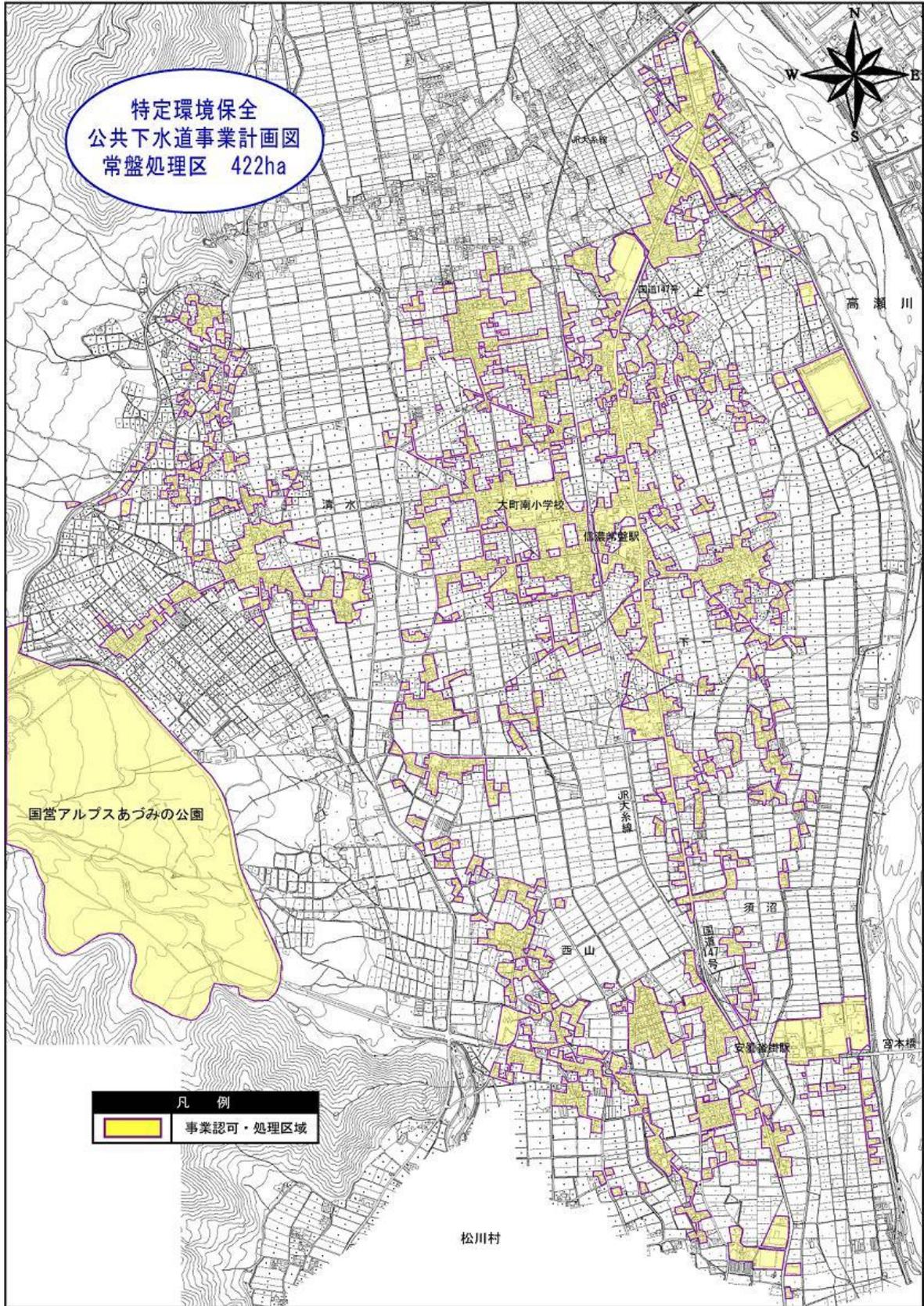
3 大町市公営簡易水道

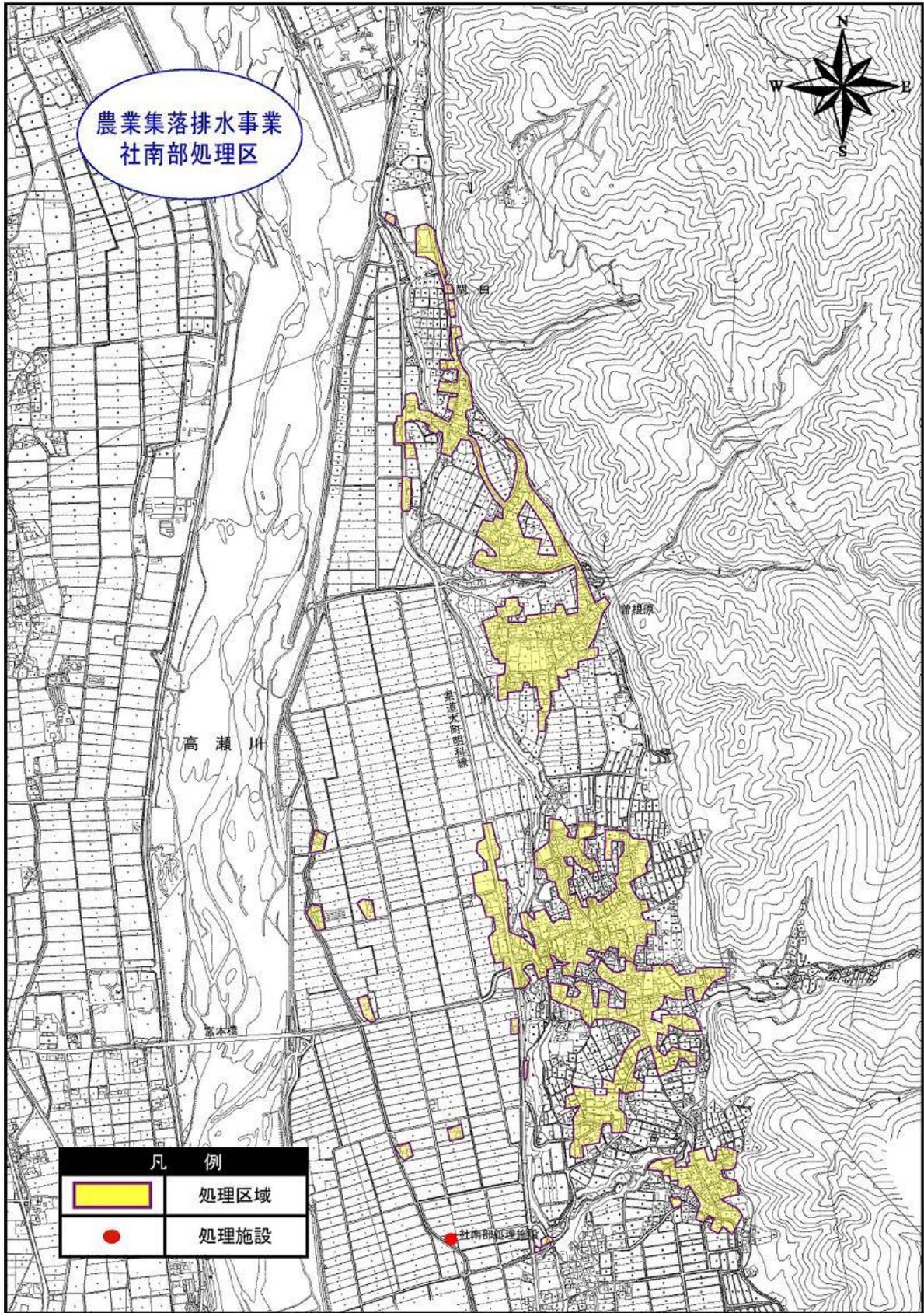


1 5 下水道施設関係

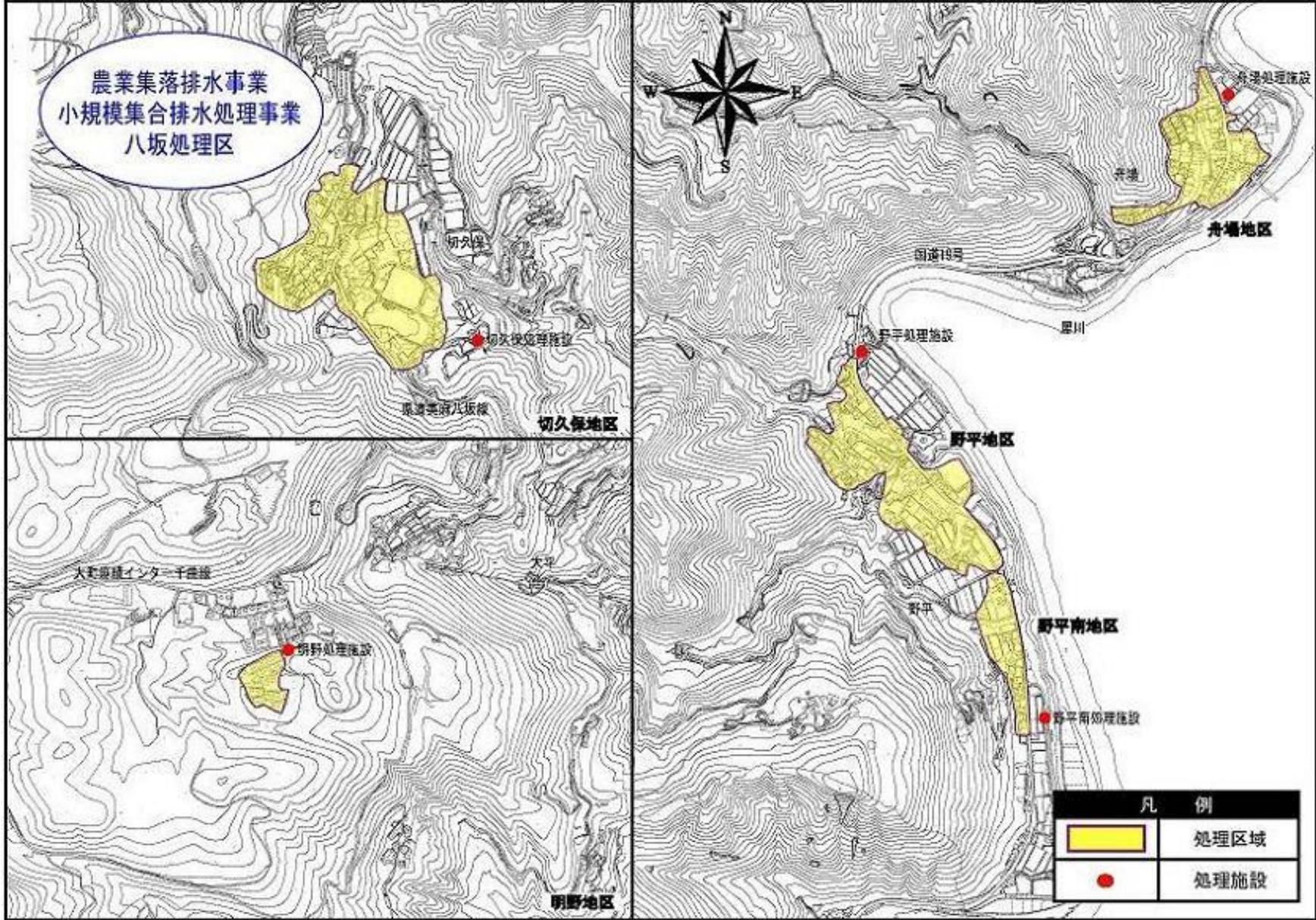
資料 1 5 - 1 公共下水道等処理区概要図







農業集落排水事業
小規模集合排水処理事業
八坂処理区



凡 例	
	処理区域
	処理施設

資料 15-2 大町市下水道排水設備指定工事店一覧表

(令和7年12月1日現在)

登録番号	氏名又は名称	所在地	電話番号
1	かねほ一級建築士設計事務所	大町市大町 5295 番地 1	0261-22-1819
3	株式会社峯村組	大町市大町 1300 番地	0261-22-1233
5	株式会社大昭建設	大町市社 4682 番地 156	0261-22-2329
6	株式会社長澤設備工業	大町市平 8000 番地 362	0261-22-1466
7	株式会社大八木建設	大町市大町 5395 番地 1	0261-22-1809
9	中部精器有限会社	大町市常盤 6908 番地 1	0261-22-2213
10	株式会社相模組	大町市大町 3052 番地	0261-22-1800
11	株式会社胡桃澤組	大町市大町 2060 番地 1	0261-22-0427
12	株式会社黒部電業舎	大町市大町 5095 番地の 20	0261-22-7771
15	金森建設株式会社	大町市大町 1252 番地 5	0261-22-1880
16	株式会社信濃美植	大町市平 1201 番地	0261-23-6400
17	北陽建設株式会社	大町市社 5377 番地	0261-22-1155
25	日特工業株式会社	大町市大町 1861 番地 1	0261-22-5266
27	信光実業株式会社大町支店	大町市常盤 3630 番地の 22	0261-22-2848
34	株式会社藤岡建設	大町市常盤 3751 番地	0261-22-1056
35	有限会社岡村設備工業	大町市大町 5511 番地 2	0261-85-2807
37	有限会社大信建設	大町市大町 1471 番地 6 号	0261-23-2838
38	有限会社一本木建設	大町市常盤 4726 番地 2	0261-22-8498
39	有限会社原山木材	大町市常盤 1220 番地	0261-22-0372
41	有限会社南原電気工業	大町市大町 3702 番地 1	0261-22-0772
42	株式会社小林組	大町市大町 4387 番地 1	0261-22-1180
44	株式会社傳刀組	大町市平 7840 番地	0261-22-0312
45	有限会社ササキ	大町市大町 2933 番地 1	0261-22-1489
50	有限会社上手屋建設	大町市平 19980 番地	0261-23-1333
52	エフエムサービス	大町市平 1955 番地 217	0261-22-1911
53	野口建設株式会社	大町市平 1081 番地	0261-22-0754
54	株式会社社長屋組	大町市大町 3353 番地 1	0261-22-0508
55	株式会社 GCI	大町市平 8040 番地 106	0261-22-3145
58	株式会社カワカミ	大町市大町 3873 番地 6	0261-22-1808
65	有限会社新生	大町市平 1040 番地 337	0261-26-3345
68	有限会社マツヤマ	大町市大町 2257 番地 2	0261-22-3560
71	株式会社綜立工業	松本市大字新村 2293 番地	0263-47-5863
73	有限会社 サン設備工業	北安曇郡池田町大字会染 5094 番地 1	0261-62-0162
75	有限会社大久保興業	大町市大町 1857 番地 4	0261-22-9926
76	株式会社島崎組	大町市大町 3417 番地	0261-22-2200
78	有限会社設備工業	北安曇郡池田町大字会染 7845 番地 7	0261-62-5129
82	有限会社水錬	北安曇郡池田町大字会染 6766 番地 7	0261-62-6721
83	有限会社伊藤建材	大町市大町 7025 番地 9	0261-23-5626
85	株式会社中部水工	安曇野市穂高 8298 番地 1	0263-82-3244
94	株式会社平林工業	北安曇郡松川村 4488 番地	0261-62-7427
96	有限会社アルテ長野	安曇野市穂高牧 727 番地	0263-83-6565
98	株式会社リホーム白馬	北安曇郡白馬村大字北城 396 番地 1	0261-72-7411
99	株式会社渋谷見建設	大町市大町 6470 番地 1	0261-22-2330
100	株式会社シナノ	安曇野市穂高有明 1702 番地 9	0263-83-7553
102	株式会社ピュアハウス	大町市八坂 997 番地 1	0261-85-0970
103	株式会社メエップ	松本市大字笹賀 2044 番地 3	0263-87-7505

登録番号	氏名又は名称	所在地	電話番号
104	株式会社信濃熱学	安曇野市穂高柏原 4171 番地 1	0263-88-5706
106	株式会社ハイテム	安曇野市穂高 1853 番地 3	0263-82-0271
109	株式会社中信水道	塩尻市大門七番町 4 番 16 号	0263-52-0881
110	有限会社三和テクノ	松本市大字寿豊丘 276 番地 1	0263-58-6033
112	有限会社テクノ安曇野	北安曇郡池田町大字池田 2312 番地 2	0261-62-7005
113	有限会社インダ設備	安曇野市穂高有明 10041 番地 3	0263-83-4360
114	稲洋水道株式会社	松本市筑摩 1 丁目 13 番 16 号	0263-26-4079
116	有限会社ダイトー工業	北安曇郡白馬村大字神城 22701 番地 2	0261-75-7107
118	安曇さく泉工業株式会社	安曇野市豊科 4328 番地	0263-72-4512
119	有限会社みやび設備	安曇野市穂高 8410 番地 7	0263-82-6979
120	ルピナ中部工業株式会社	松本市宮渕 2 丁目 2 番 31 号	0263-32-5568
121	株式会社信洋設備	安曇野市堀金烏川 3747 番地 1	0263-72-4213
122	株式会社傳刀産業	大町市大町 3812 番地 1	0261-22-0454
125	合同会社マディ商会	大町市美麻 9061 番地 1	0261-29-2177
126	有限会社二木設備	松本市梓川梓 4151 番地	0263-78-2393
133	株式会社敬陽設備	安曇野市穂高有明 271 番地 1	0263-88-3547
136	小林設備	大町市平 690 番地 3	090-7213-7218
139	フィフティープラミング サービス	大町市平 3014 番地	0261-23-3938
141	有限会社 カワモト	松本市大字和田 4304 番地 5	0263-57-3377
142	光住設	大町市大町 5577 番地 3	0261-23-6224
143	株式会社エムケーシステム	安曇野市穂高 1815 番地 1	0263-82-4987
144	KOBAYASHI 設備	安曇野市穂高有明 10481 番地 20	0263-83-6340
146	共進住設株式会社	長野市徳間 633 番地 1 号	026-213-4681
147	有限会社エヌ・ケイ設備工 業	安曇野市穂高有明 7174 番地 1	0263-83-2252
148	ALTEC 株式会社	安曇野市穂高有明 457 番地 9	0263-88-5415
149	北アルプス総合設備株式 会社	松本市島立 531 番地 4	0263-31-6002
150	高田産業有限会社	長野市富竹 936 番地 1	026-295-2355
151	株式会社 巧誠	安曇野市三郷明盛 3013	0263-88-5311
152	株式会社南信設備	下伊那郡阿南町西條 2162 番地 3	0260-31-0305
153	株式会社山陽工業	長野市中条日高 4036 番地 8	026-214-8937
154	スザワ設備	北安曇郡池田町大字会染 6101 番 地 76	0261-85-0833
155	日本ガス工事株式会社	長野市三輪 1 丁目 1120 番地 1	026-244-1252
156	有限会社ロータリー技工	塩尻市大字広丘堅石 2146 番地 87	0263-54-5200
157	有限会社丸山設備	安曇野市明科七貴 5809 番地 1	0263-31-3315
158	株式会社ハギワラ	安曇野市穂高柏原 1332 番地 2	0263-82-4562
159	有限会社信州保温	安曇野市豊科 5847 番地	0263-72-2566
160	テルミー設備	北安曇郡白馬村大字神城 21429 番地 2	090-5568-7444
161	株式会社エムアイテック	安曇野市穂高有明 7406 番地 6	0263-87-2314
162	三陽工業長野合同会社	松本市波田 9961 番地 2	0263-88-7783
163	株式会社アイ	松本市大字里山辺 2053 番地 1	050-5534-6161
164	株式会社コマツ	上伊那郡箕輪町大字中箕輪 1365 番地	0265-79-2568
165	満設備	東筑摩郡生坂村 7047 番地	0263-88-3751
166	千曲ガス水道株式会社	千曲市大字寂蒔 1128 番地 2	026-272-0035
167	オールパイピングシステ ム株式会社	長野市大字大豆島 5185 番地 3	026-221-2588
168	滉 生	上水内郡飯綱町大字豊野 1363 番地	026-253-4510
169	株式会社アクア住設	諏訪郡富士見町落合 3060 番地 34	0266-75-1237

1 6 建築物被害・防災都市計画関係

資料 1 6 - 1 国・県指定等文化財（建造物等）一覧表（抜粋）

1 国宝

名 称	所 在 地
仁科神明宮本殿・中門・釣屋	大町市社 1159

2 重要文化財

名 称	所 在 地
仁科神明宮 木造棟札	大町市社 1159
仁科神明宮 御正体	
若一王子神社本殿	大町市大町 2097
盛蓮寺 観音堂	大町市社 2937-1
鉄鰯口（大町山岳博物館保管）	大町市社 4886-2
藤尾覚音寺 木造千手観音立像	大町市八坂 1625
藤尾覚音寺 木造持国天立像・木造多聞天立像	
旧中村家住宅 主屋・土蔵	大町市美麻 17668

3 国登録有形文化財

名 称	所 在 地
平林家住宅 主屋・文庫蔵・塩蔵・漬物蔵	大町市大町 2572-1

4 長野県宝

名 称	所 在 地
若一王子神社三重塔及び棟札	大町市大町 2097
若一王子神社 銅造十一面観音坐像御正体残闕	
若一王子神社観音堂及び宮殿	
弾誓寺 木造観音菩薩立像	大町市大町 4188
天正寺三重小塔	大町市大町 4729-4
大黒町舞台	大町市大町 2199
霊松寺山門	大町市大町 6665-イ
若一王子神社 銅造十一面観音坐像御正体残闕	大町市大町 2097
山寺廃寺跡出土品（民俗資料館保管）	大町市社 3945-2

5 長野県史跡

名 称	所 在 地
上原遺跡	大町市平 1955-355 ほか

6 長野県天然記念物

名 称	所 在 地
若一王子神社社叢	大町市大町 2097
仁科神明宮の社叢	大町市社 1159
居谷里湿原	大町市大町 8279-10 ほか

7 大町市有形文化財

名 称	所 在 地
海の口上諏訪神社 広形銅戈（文化財センター保管）	大町市平 14505
若一王子神社観音堂及び厨子	大町市大町 2097
若一王子神社木造伝十一面観音菩薩立像	
盛蓮寺木造不動明王立像	大町市社 2937-1
盛蓮寺木造薬師如来坐像	

盛蓮寺木造如意輪觀音坐像	
盛蓮寺木造虚空蔵菩薩坐像	大町市社 2937
大沢寺木造阿弥陀如来立像	大町市大町 4156
西正院木造大姥尊坐像	大町市平 1298
天正寺山門	大町市大町 4730-1
天正寺木造薬師如来立像	大町市大町 4729
長性院木造聖觀世音菩薩立像	大町市大町 3682-4
木舟薬師堂木造薬師如来立像	大町市社 4886-2
弾誓寺觀音堂木造伝弾誓上人坐像	大町市大町 4188
弾誓寺觀音堂木造伝長音上人坐像	
大黒町追分の石造大黒天像・附版木	大町市大町 1514-1
山寺廢寺跡出土遺物（民俗資料館保管）	大町市社 3945-2
大沢寺 木造阿弥陀如来立像	大町市大町 4156
仁科神明宮銅製日岐盛貞奉納鏡	大町市社 1159
仁科神明宮木造棟札	
仁科神明宮木造小笠原秀政禁制札	
山下神社木造小笠原秀政禁制札	大町市社 6097
八坂神社の旧神輿	大町市大町 2097
八日町毘沙門堂の木造毘沙門天立像	大町市大町 1134-9
生婦平出土銅造瑞花双鳥八稜鏡（八坂支所）	大町市八坂 1108-1
大平地蔵堂の木造地藏菩薩立像	大町市八坂 1298
小松尾諏訪神社本殿	大町市八坂 5693
野平神社本殿	大町市八坂 14695
矢田川鷹崖仏	大町市八坂 9641-1
北条峰の徳本上人追善供養塔	大町市八坂 13609-ロ-1
曾山の善光寺千人参り名号塔	大町市八坂 9179-4
富士浅間神社本殿	大町市美麻 2708
富士浅間神社楽殿	
富士浅間神社絵額	
千見神明宮本殿	大町市美麻 25878
千見神明宮本殿絵額と句額	
水上神社本殿	大町市美麻 9152
下條家関守門	大町市美麻 26036
大塩高札場の高札	大町市美麻 17668 ほか
向生仏屋敷出土灰釉陶器広口瓶	大町市美麻 17668
横川重忠氏所有木造阿弥陀仏如来立像	大町市常盤 4308-3
千見細貝薬師堂の木造薬師如来立像	

8 大町市史跡

名 称	所 在 地
天正寺仁科氏居館跡	大町市大町 4729-4 ほか
新郷1号古墳及び副葬品1括	大町市 8040-443
権現山堂屋敷跡	大町市美麻新行権現山南東
千見山城跡	大町市美麻千見城山 25450-ロ-3 ほか
大塩山城跡	大町市美麻大塩中村城山 855 ほか
堀の内遺跡	大町市美麻大塩中村 938 ほか

資料 16-1 (1) 文化財の防火施設の設置状況

(令和 6 年 11 月 1 日現在)

名 称	所 在 地	設置してある防火設備等			
		自火報	消火設備	避雷設備	保存庫
仁科神明宮	大町市社 1159	○	○	○	○
盛蓮寺観音堂	大町市社 2937-1	○	○		
若一王子神社	大町市大町 2097	○	○	○	
藤尾覚音寺木造 千手観音他 2 体	大町市八坂 1625		○		○
旧中村家住宅	大町市美麻 17668	○	○	○	
弾誓寺木造観音 菩薩立像	大町市大町 4188		○		
天正寺三重小塔	大町市大町 4729-4	○	○		○
大黒町舞台	大町市大町 2199		○		
霊松寺山門	大町市大町 6665-1		○	○	

資料 16-2 防火、準防火地域の指定状況（都市計画法）

令和5年4月1日現在（単位：ha）

都市計画区域	用途地域	防火地域	準防火地域	備考
8,490	838	—	135.0	

資料 16-3 防火・準防火地域内の建築規制（建築基準法）

		対 象		構 造			対 象		構 造
防 火 地 域	①	階数が3以上又は延べ面積が100㎡を超える建築物	ただし③を除く	耐火建築物	準 防 火 地 域	①	地階を除く階数が4以上又は延べ面積が1,500㎡を超える建築物	ただし主要構造部が不燃材料で造られた卸売市場の上屋又は機械の製作工場の類は除く	耐火建築物
		その他の建築物		耐火建築物又は準耐火建築物					③
		③	1. 外壁及び軒裏が防火構造で延べ面積50㎡以内の平屋建の附属建築物 2. 主要構造部が不燃材料で造られた卸売市場の上屋又は機械製作工場の類 3. 不燃材料で造り又はおおわれた高さ2mを超える門又は扉 4. 高さが2m以下の門又は扉	制限なし			③		地階を除く階数が3である建築物
				④		①～③以外の木造建築物	外壁及び軒裏で延焼のおそれのある部分高さ2mを超える附属の門又は扉で延焼のおそれのある部分		防火構造不燃材料で造るかおおう
防火地域内にある看板、広告塔等で建築物の屋上に設けるもの又は高さ3mを超えるものは、主要な部分を不燃材料で造り又はおおわなければならない。					防火、準防火地域内にあるその他の制限 1. 屋根 耐火構造又は準耐火構造でないものは不燃材料で造り又はふく。 2. 外壁のドアなど 延焼のおそれのある部分は防火戸その他の防火設備をする。 3. 隣地境界線に面する外壁 外壁耐火構造の場合は境界線に接することができる。				

資料 16-4 防火地域及び準防火地域指定基準

県及び市町村の地域防災計画及び防災都市づくり計画に沿うとともに、以下の基準により定める。

1 用途地域及び容積率との関係

用途地域	容積率	定める地域
商業地域	600%	防火地域を定める。
	500%	原則として防火地域を定める。
	400%	原則として防火地域または準防火地域を定める。
	300%	必要に応じ防火地域または準防火地域を定める。
その他の用途地域	—	必要に応じ防火地域または準防火地域を定める。

2 商業地域の容積率500%の区域のうち、道路幅員により建築基準法第52条の関係で、区域の半分以上の敷地面積が400%以下の容積率に制限される区域においては、必要に応じ準防火地域を定めることもやむをえない。

3 商業地域の容積率400%の区域のうち、道路等の公共施設が整備されていない区域にあつては、今後の市街地整備に備え、準防火地域を原則として定める。

なお、防火地域を定めるにあつては道路等の公共施設整備との関係を考慮しつつ、市街地の土地利用動向から耐火建築物の立地しうる区域に定める。

4 商業地域の容積率300%の区域、及びその他の用途地域で必要に応じ防火地域または準防火地域を定める区域は、次の区域とする。

なお、道路等の公共施設が整備されていない区域にあつては、今後の市街地整備に備え、準防火地域を原則として定める。

- (1) 商業地域以外の区域にあつては、中心市街地における商業地域に隣接する区域で木造建築物が密集し、火災による災害の危険性が高い、あるいは高くなると予想される区域。
- (2) 避難地、避難路の配置計画に基づき安全区画の確保の必要な区域。

5 区域の規模は5ha以上とし、形状は不整形とならないようにするとともに街区単位とするなど都市防災不燃化の趣旨に沿うよう定める。

なお、防火地域、準防火地域併せて5ha以上となること、また、防火地域は避難路の配置計画に伴い、路線的に定めることとしても差し支えないものとするが、幅員が12m以上の道路の沿道区域を原則とする。

資料16-5 地震対策のチェックポイントと補強対策

区分	事前チェック	補強対策
敷地	<ol style="list-style-type: none"> 1. 石垣（石積）、よう壁、ブロック塀がくずれのおそれがないか。 2. 法面あるいは、がけくずれはないか。 3. 避難路はあるか。 	<ol style="list-style-type: none"> 1. コンクリートを打って補強する。応急措置としては突張りをかう。 2. 敷地周辺の排水を取る。出来るだけ不浸透質（コンクリートU字溝等）のものを布設する。 3. 道路又は空地へ容易に避難できるように障害物をなくす。
木造建物	<ol style="list-style-type: none"> 1. 耐震診断をする。 2. 屋根がわらがくずれかけていないか。 3. 火気を使用する室（台所、風呂たき口等）は、不燃材料で仕上げであるか。 4. 外壁モルタルや土壁がくずれかけていないか。 5. ガラス戸がはずれやすすくないか。 	<ol style="list-style-type: none"> 1. 診断結果に基づき筋交いを入れたり、壁の量を増やす等の補強をする。 2. 補修したり又は出入り口の上にひさし等を設け、直接頭上等に落下しないようにする。 3. モルタル塗り、ストレート、ステンレス等で燃えないようにする。 4. ひびの入ったものは補修する。 5. ガラスに紙等を張り補強する。
公共建築物 及び 一般ビル	<ol style="list-style-type: none"> 1. 耐震診断をする。 2. カーテンウォール構造は落下しないか。 3. 二方向避難ができるか。 4. 非常用照明や避難誘導灯があるか。 5. 防火扉は完全に作動するか。 6. 非常用進入口があるか。 7. 非常電源装置があるか。 8. ガス管、給排水管は、老腐化していないか。 9. エレベーター等の保守点検をする。 10. 天上仕上材は落下しないか。 11. 古いビル（旧建築基準法当時施行したもの）の階段室、エレベーターホール等の堅穴区画はあるか。 	<ol style="list-style-type: none"> 1. 古い鉄筋コンクリート造は耐震チェックをする必要がある。鉄骨造は、溶接やボルト締めについてチェックすること。 2. 外壁パネルの取付状況、窓ガラスのパテが耐震性があるか。特にガラス面積の大きいものは、ガラスの破損を防ぐためガラス溝にクッション材を敷込み、シーリング材をてん充する。 3. 階段等を2ヶ所以上設ける。 4. 停電時、避難できるようバッテリーを設置する。 5. 煙感知器で自動閉塞するものとする。 また、防火扉の周囲には物品を置かないこと。 6. はしご車で救助できる開口部を設ける。 7. 停電時、発電機に切換え出来る設備が必要である。 8. 耐震性があるかチェックする。古いものは取りかえる。 9. 非常装置が適格に作動するかチェックする。 10. 特に階段裏のモルタルやプasterがはくりしないか補修する。 11. ないものは防火区画とする。

資料16-6 災害時における応急危険度判定等の協力に関する協定

(社団法人 長野県建築士会 大北支部)

大町市（以下「甲」という。）と一般社団法人長野県建築士会大北支部（以下「乙」という。）は、大町市において地震等による災害が発生したとき（以下「災害時」という。）に、二次災害の防止を図るため、相互に協力し、必要な対応を円滑に遂行するため、次のとおり協定を締結する。

(趣旨)

第1条 この協定は、甲の地域における災害時に、甲の地域防災計画に基づき、甲の指定する避難所等に対して、乙が被災建築物応急危険度判定（以下「応急危険度判定」という。）を実施することにより、市民の安全を確保するために、必要な事項を定める。

(協力の要請)

第2条 甲は、災害時において、応急危険度判定を実施する必要がある場合は、乙に対し次の各号に掲げる事項を明らかにして、協力を要請するものとする。

- (1) 災害の状況及び協力を要請する事由
- (2) 応急危険度判定の実施内容
- (3) その他必要な事項

2 前項の規定による要請は、文書をもって行うものとする。ただし、緊急を要するときは口頭をもって要請し、事後において文書を提出するものとする。

(協力の実施)

第3条 乙は、甲からの応急危険度判定の要請を受けたときは、業務上の支障又はやむを得ない理由がない限り、応急危険度判定を実施するものとする。

2 乙は、大町市内で、震度5強以上の地震が発生したとき又は災害の状況により甲からの連絡が不可能なときは、甲からの要請を待つことなく、本協定の趣旨に基づき応急危険度判定を実施するものとする。この場合、甲から乙に応急危険度判定の要請があったものとみなす。

3 乙は、甲からの協力要請後又は地震発生後、できるだけ速やかに甲が指定した避難所等の応急危険度判定を実施するものとする。

(事前計画)

第4条 甲は、災害時に応急危険度判定を円滑に実施するために、判定する避難所等をあらかじめ定め、乙に文書で報告するものとする。

2 甲は、判定する避難所等を変更したときは、その内容を速やかに乙に報告するものとする。

3 乙は、災害時に応急危険度判定を円滑に実施するために、組織体制、判定従事者及び連絡体制（以下「組織体制等」という。）をあらかじめ定めて、甲に文書で報告するものとする。

4 乙は、組織体制等を変更したときは、その内容を速やかに甲に報告するものとする。

(報告)

第5条 乙は、応急危険度判定を実施したときは、速やかに次の各号に掲げる事項について甲に文書で報告するものとする。

- (1) 実施内容及び結果
- (2) 従事した人員及び名簿
- (3) 従事中に知り得た災害情報
- (4) その他必要な事項

(経費の負担)

第6条 この協定に基づく応急危険度判定に要した経費は、甲乙が協議の上決定する額を甲が負担するものとする。

(災害補償)

第7条 この協定に基づき、災害時に応急危険度判定に従事した者が、自宅又は職場を離れ、判定を行い、自宅又は職場に復帰するまでの間、当該活動により死亡又は負傷し、若しくは傷害の状態となったときの補償は、長野県が加入する全国被災建築物応急危険度民間判定士等補償制度を適用するものとする。

(経費の請求)

第8条 乙は、第6条に規定する経費を請求するときは、甲の定めるところにより行うものとする。

(経費の支払い)

第9条 甲は、前条の規定により経費の請求があった場合、その内容が適当であると認めたときは、その経費を速やかに支払うものとする。

(守秘義務)

第10条 乙は、応急危険度判定の従事中に知り得た情報を、甲の許可なく他人に知らせ、又は不当な目的に利用してはならない。

(有効期間)

第11条 この協定は、協定締結の日から発効し、甲又は乙が文書をもって協定の終了を通知しない限り、その効力を有する。

(協定の継承)

第12条 甲及び乙は、この協定の締結後において、甲及び乙の組織（以下「組織」という。）又は甲の区域（以下「区域」という。）が変更された場合には、速やかに相手方に通知をするものとし、この協定に定めた事項は、それぞれの組織の継承者が引き継ぐものとする。

2 前項の規定により引き継がれた事項は、変更後の組織及び区域のすべてに適用されるものとする。

(協議)

第13条 この協定に定めない事項、又はこの協定の実施に当たって疑義が生じた場合は、甲乙が協議して定めるものとする。

この協定を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印のうえ、各自その1通を保有する。

平成28年3月29日

甲 大町市大町3,887番地
大町市長 牛越 徹

乙 大町市大町1058番地2
一般社団法人 長野県建築士会大北支部
支部長 縣 武

1 7 道路及び橋梁災害関係

資料 1 7 - 1 道路通行規制区間及び規制基準

(平成 2 5 年 4 月 1 日現在)

1 一般国道

路線名	国道事務所名	規制区間	延長 (km)	規制条件
国道 1 9 号	長野国道	東筑摩郡生坂村池沢 ～長野市大岡甲	1 7 . 7	連続雨量 1 3 0 mm

2 主要地方道

路線名	規 制 区 間		規制基準値 (mm)	
	自 至	延 長 (km)	通行注意	通行止
			時間雨量 連続雨量	時間雨量 連続雨量
扇沢大町線	大町市平扇沢 0 大町市平日向山	6 . 3	2 5 8 0	3 0 1 3 0

資料 1 7 - 2 災害時における応急対策等の復旧協力に関する協定 (大町市建設業組合)

「資料編 1 0 避難収容関係 資料 1 0 - 2」に掲載

18 河川施設・ため池等災害関係

資料18-1 ダムの現況（提高15m以上）

1 東京電力リニューアブルパワー株式会社高瀬川事業所

水系名	河川名	ダム名	型式	目的	集水面積 (km ²)	堤高 (m)	堤頂長 (m)	貯水容量(千m ³)		設計洪水流量 (m ³ /s)	洪水調節(m ³ /s)		所在地	備考
								総量	有効		調節量	放流量		
信濃川	高瀬川	高瀬	R	P.F	131	176.0	362.0	76,200	16,200	1,400	-	-	大町市平	
信濃川	高瀬川	七倉	R	P.F	150	125.0	340.0	32,500	16,200	1,600	-	-	大町市平	
信濃川	犀川	平	G	P.F	2,467	19.5	87.8	3,032.5	1,272.5	3,620	-	-	長野市大岡 東筑摩郡生坂村	

注：平ダムは、ダム下流河川の一部が大町市八坂に位置する。

2 国土交通省（北陸地方整備局）

水系名	河川名	ダム名	型式	目的	集水面積 (km ²)	堤高 (m)	堤頂長 (m)	貯水容量(千m ³)		計画高水流量 (m ³ /s)	洪水調節(m ³ /s)		所在地	備考
								総量	有効		調節量	放流量		
信濃川	高瀬川	大町	G	F.N W.P	193	107.0	338	33,900	28,900	1,500	1,100	400	大町市平	

○ダムの型式は次の略字で記載した。

A：アーチ E：アースフィル G：重力式コンクリート R：ロックフィル

○ダムの使用目的は次の略字で記載した。

F：洪水調節又は防災 N：流水の正常な機能の維持 W：水道用水 I：工業用水 P：発電 A：かんがい

資料18-2 ため池の現況

(令和7年11月現在)

名称	所在地	築造年	かんがい面積 (ha)	規模				備考
				堤高 (m)	堤長 (m)	有効貯水量 (千m ³)	改修度ランク	
エビスマ	平エビスマ	昭和32年	1.0	2.0	24.0	1.0	A	
大沢寺	平二ツ屋	昭和31年	52.4	5.7	289.0	56.0	C	
大出第1号	平野口	昭和34年	50.0	1.8	80.0	3.0	A	
大出第2号	平野口	昭和34年	50.0	1.6	180.0	2.4	A	
大出第3号	平野口	昭和34年	50.0	2.5	260.0	2.6	A	
久保第1号	平野口	昭和34年	300.0	2.3	215.0	2.6	A	
久保第2号	平野口	昭和34年	300.0	4.4	423.0	24.8	A	
大原	大町大原	昭和28年	60.0	4.1	231.0	7.4	C	
居谷里第1号	大町三日町	明治25年	20.0	5.7	100.0	60.0	C	
居谷里第2号	大町三日町	昭和10年	20.0	6.5	90.0	45.0	C	
居谷里第3号	大町三日町	昭和27年	20.0	5.0	50.0	5.1	A	
雨池	平稲尾	明治中期	16.3	3.0	21.0	1.6	A	
鹿島	平鹿島	昭和41年	6.7	2.0	277.0	9.3	A	
加蔵	平加蔵	不明	25.0	3.0	50.0	2.7	AA	
ヤブ沢	平ヤブ沢	不明	1.3	3.0	30.0	0.7	AA	
大崎	常盤清水	不明	6.0	2.8	35.0	1.5	C	
中村	美麻大塩中村	大正10年	5.0	1.3	32.0	0.2	C	
元屋敷	美麻大塩青木ほか	大正05年	0.9	3.0	32.0	0.3	AA	
向	美麻二重向	大正02年	0.9	2.0	8.0	0.1	AA	
梨木沢	美麻二重梨木沢	大正02年	5.0	3.5	45.0	1.2	A	
菅の沢	美麻二重菅の沢	大正02年	2.0	3.5	27.0	1.8	C	
中原	美麻新行中原	昭和35年	6.0	8.4	40.0	10.0	C	
新行	美麻新行	昭和47年	8.0	7.0	49.0	12.0	C	
魚の京	美麻新行魚の京	大正03年	7.0	2.0	11.0	0.3	C	
切久保	八坂切久保	明治30年	2.0	3.0	54.0	0.7	C	
栃沢	八坂栃沢	明治30年	2.0	3.5	108.0	4.0	C	

19 自主防災組織関係

資料 19 大町市自主防災組織防災資機材購入費補助金交付要綱

平成 07 年 10 月 05 日
告示第 56 号

改正 平成 08 年 05 月 17 日告示第 30 号 平成 11 年 03 月 03 日告示第 17 号
平成 14 年 12 月 24 日告示第 76 号 平成 16 年 02 月 19 日告示第 10 号
平成 18 年 06 月 01 日告示第 71 号 平成 19 年 03 月 30 日告示第 35 号
令和 06 年 03 月 28 日告示第 53 号 令和 07 年 03 月 25 日告示第 53 号

(趣旨)

第 1 条 この要綱は、市民の防災意識の高揚と自主防災組織の強化を図るため、防災資機材を購入する自主防災組織に対し、予算の範囲内において補助金を交付することについて、大町市補助金等交付規則（平成 08 年規則第 16 号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第 2 条 この要綱において「自主防災組織」とは、自治会及び 5 以上の世帯をもって組織され、地域の防災活動を行っている団体をいう。

(補助対象者等)

第 3 条 補助金の交付対象者は、市内の自主防災組織とする。

2 補助金の交付対象となる経費は、別表に掲げる防災資機材の購入に係る費用とする。

(補助金の額等)

第 4 条 補助金の額は、防災資機材の購入に係る費用の 2 分の 1 以内の額とする。この場合において、補助金の額に 1,000 円未満の端数があるときは、これを切り捨てるものとする。

2 同一の自主防災組織に対する 1 年度当たりの補助金の交付限度額は、次の表に定めるとおりとする。

自主防災組織の世帯数	補助金の交付限度額
150 未満	5 万円
150 以上 300 未満	10 万円
300 以上 450 未満	15 万円
450 以上	20 万円

(交付の申請)

第 5 条 補助金を受けようとする自主防災組織の代表者は、規則第 3 条に定める補助金等交付申請書に次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

- (1) 防災資機材の購入に係る見積書
- (2) 防災資機材を保管する場所が確認できる位置図等
- (3) 前 2 号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

(実績報告)

第 6 条 自主防災組織の代表者は、防災資機材を購入したときは、規則第 12 条に定める補助事業等実績報告書に次に掲げる書類を添えて、速やかに市長に提出しなければならない。

- (1) 防災資機材の購入に係る請求書又は領収書
- (2) 購入した防災資機材の写真
- (3) 前2号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

(補則)

第7条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、公布の日から施行する。

(補助金額の特例)

2 第4の規定の適用については、平成16年度から平成20年度までの間に限り、第4中「2分の1以内」とあるのは「10分の6以内」と、第4の表中

「150未満 5万円

150以上300未満 10万円

300以上450未満 15万円」

とあるのは

「50未満 5万円

50以上150未満 8万円

150以上300未満 12万円

300以上450未満 16万円」

とする。

附 則 (平成 08 年 05 月 17 日告示第 30 号)
この告示は、平成8年6月1日から施行する。

附 則 (平成 11 年 03 月 03 日告示第 17 号)
この告示は、平成11年4月1日から施行する。

附 則 (平成 14 年 12 月 24 日告示第 76 号)
この告示は、平成15年4月1日から施行する。

附 則 (平成 16 年 02 月 19 日告示第 10 号)
この告示は、平成16年4月1日から施行する。

附 則 (平成 18 年 06 月 01 日告示第 71 号)
この告示は、告示の日から施行する。

附 則 (平成 19 年 03 月 30 日告示第 35 号)
この告示は、平成19年4月1日から施行する。

附 則 (令和 06 年 03 月 28 日告示第 53 号)
この要綱は、令和6年4月1日から施行する。

附 則 (令和 07 年 03 月 25 日告示第 53 号)
この要綱は、令和7年4月1日から施行する。

別表（第3関係）

対象防災資機材

資 機 材 名		
電池メガホン	ビニールシート	ヘルメット
リヤカー	砂袋	防災服
一輪車	ロープ	防災靴
携行缶	バケツ	票旗・腕章
消火器	鍋	懐中電灯
折りたたみはしご	スコップ	トランジスターラジオ
浄水機	のこぎり	トランシーバー
担架	鍬	消火栓ホース
発電機	おの	管鎗
投光機	つるはし	消火栓ホース格納箱
コードリール	釜	消火器格納箱
テント	なた	防災資機材倉庫
簡易ベット	ペンチ	ガスコンロ
ゴザ	鉄線ばさみ	ガスボンベ
救急セット	ハンマー	ストーブ
毛布	バール	備蓄食料
飲料水	乳幼児用ミルク等	子供用・大人用おむつ
トイレットペーパー	生理用品	携帯・簡易トイレ
その他市長が必要と認めたもの		

20 義援物資関係

資料20 義援物資のリスト

(参考)

義援物資のリスト (例)

分類	種別	品名	備考
1	飲料水、食料品等	飲料水、おにぎり、インスタント食品、レトルト食品、缶詰、調味料、サラダ油、粉ミルク等	長期保存可能なものと常温管理可能なものに分類する。
2	衣類、靴	下着類、シャツ、ズボン、セーター、靴下、長靴、サンダル等	男女、サイズ別に分類する。
3	寝具類	毛布、布団、枕等	
4	衛生用品類	石けん、ティッシュ、生理用品、タオル、髭剃り、洗剤、歯ブラシ、歯みがき粉等	
5	医薬品	傷薬、胃腸薬、包帯、傷バン等	
6	食器、調理用品	紙皿、割り箸、アルミホイル、ラップ、鍋、フライパン等	
7	情報通信機器	テレビ、ラジオ、パソコン、無線機等	
8	日用品類等	ビニールシート、ロープ、雨具、手袋、ストーブ、ライター等	
9	非常用品	発電機、照明器具、カセットコンロ、消火器、拡声器、ローソク等	
10	事務用品	ボールペン、マジック、ノート、模造紙、セロハンテープ、ホチキス、綴じ紐等	
11	燃料	石油、ガス、携帯燃料等	
12	その他	娯楽用品、嗜好品、自転車等	

2 1 観光地

資料 2 1 災害時における国営アルプスあづみの公園来園中の観光客等への支援に関する協定

大町市（以下「甲」という。）と国営アルプスあづみの公園事務所（以下「乙」という。）は、災害が発生した場合に、国営アルプスあづみの公園（以下「国営公園」という。）へ来園中の観光客等のうち、災害の発生等に伴い交通が途絶した場合等において、容易に帰宅することができない者（以下「帰宅困難者」という。）に対する支援に関し、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第 1 条 この協定は、甲及び乙が相互に災害に関する情報及び被害状況等を共有するとともに、国営公園へ来園中の観光客等のうち、帰宅困難者に対して円滑な支援を行うことを目的とする。

（帰宅困難者に対する支援内容）

第 2 条 乙は甲に対し、国営公園に来園中の観光客等のうち、帰宅困難者に対する支援として、次の事項について要請することができる。

- (1) 食料、飲料水、寝具等の提供
- (2) 甲の指定する施設等における一時的な避難場所の提供
- (3) 円滑な帰宅が可能となる情報等の提供

2 要請する方法は、次に掲げる事項について、状況に応じ可能な範囲内において明らかにして電話その他の早期に情報の伝達が可能なる方法により連絡する。なお、口頭により要請した場合は、後日、速やかに書面で送付する。

- (1) 災害による被害の状況
- (2) 帰宅困難者等の人数
- (3) その他支援を実施するにあたり必要な事項

（支援の実施）

第 3 条 甲は、前条の規定により、乙からの要請を受けたときは、直ちに可能な範囲において、国営公園からの帰宅困難者に対する支援を実施する。

- 2 甲は、乙からの要請がない場合において、国営公園からの帰宅困難者に対する支援を行うべきと認めたときは、必要と認めた範囲内において支援を実施する。
- 3 甲が支援を実施できない場合は、速やかに乙にその旨を通知する。

（連絡責任者）

第 4 条 本協定の支援を確実かつ円滑に行うため、次のとおり連絡責任者を置く。

- (1) 大町市産業観光部観光課長
- (2) 国営アルプスあづみの公園事務所建設専門官

（情報の交換）

第 5 条 甲及び乙は、この協定が円滑に運用されるよう、平常時においても必要に応じて情報の交換を行う。

（協議）

第 6 条 この協定に定めのない事項又はこの協定に関して疑義が生じたときは、甲乙協議して決定する。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙両者記名押印の上、各1通を保有する。

平成25年3月18日

甲 長野県大町市大町3887

大町市長 牛越 徹

乙 長野県安曇野市穂高牧149-12

国土交通省 関東地方整備局
国営アルプスあづみの公園事務所長 鹿野 央

2 2 被災者支援

資料 2 2 - 1 災害時における被災者支援に関する協定書

大町市（以下「甲」という。）と長野県行政書士会松本支部（以下「乙」という。）は、災害時における被災者支援に関し、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第 1 条 この協定は、大町市内で地震や風水害等の大規模災害が発生した場合（以下「災害時」という。）において、被災者支援のための行政書士が関与できる業務相談（以下「行政書士業務相談」という。）を相互に協力して実施することに関し、必要な事項について定めることを目的とする。

（行政書士業務相談）

第 2 条 この協定において、「行政書士業務相談」とは次に掲げる事項とする。

- （1）罹災証明書申請書類に関する相談・申請支援業務
- （2）自動車登録申請書類に関する相談
- （3）相続関係書類に関する相談
- （4）許認可申請書類に関する相談
- （5）権利義務・事実証明関係書類に関する相談
- （6）その他行政書士法に定める業務に関する相談

2 要請する支援内容は、前項の第 1 号から第 6 号に規定する行政書士業務相談の中から、甲乙調整のうえ第 4 条 2 項に定める方法により行うものとする。

（業務相談対象者）

第 3 条 行政書士業務相談を受けることができる者は、以下のとおりとする。

- （1）災害により被害を受けた大町市内在住者（企業その他の団体等を含む。）
- （2）災害により大町市外から同市内に避難した者
- （3）前各号の者の親族、介護者又は現に支援にあたっている者で甲又は乙が必要と認めた者

（業務相談の要請）

第 4 条 甲は、災害時において、被災者支援のため甲が必要と認める場合は、乙に対して第 2 条に規定する行政書士業務相談を要請することができる。

2 前項の規定による要請は、原則として災害時支援要請書（別記様式）により行うものとする。ただし、緊急を要するときは電話、ファクシミリ、SNS等の方法により行い、後日速やかに災害時支援要請書を送付するものとする。

（行政書士の派遣）

第 5 条 乙は、前条第 1 項の規定により要請を受けた場合、乙は長野県行政書士会とも協力して、可能な限り行政書士業務相談に従事する者を選定し、派遣するものとする。

(相談場所の調整及び広報)

第6条 甲は、災害時において乙に第4条1項の要請をする際には、被災者支援のための行政書士業務相談を実施する場所の調整及び広報に努めるものとする。

(報告)

第7条 乙は、業務相談を実施した場合において、甲から報告を求められた時には、実施状況その他必要な事項について書面により報告するものとする。

(費用)

第8条 行政書士業務相談は無料とし、被災者からは報酬を受け取らないものとする。

2 行政書士業務相談の実施に必要な人件費等の経費は、乙が負担するものとする。

(有効期間)

第9条 この協定の有効期間は、協定締結の日から令和3年3月31日までとする。ただし期間満了の3ヶ月前までに甲、乙いずれからも申出がないときは、さらに1年間この協定を延長したものとみなし、その後も同様とする。

(協議)

第10条 この協定の各条項の解釈について疑義が生じたとき、又はこの協定に定めのない事項は、甲乙協議して定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本協定書2通を作成し、甲乙記名押印のうえ、各自その1通を保有する。

令和2年9月15日

甲 長野県大町市大町3887番地

大町市長

牛越 徹



乙 長野県松本市中央4丁目5番6号

長野県行政書士会松本支部

支部長

長島 茂行



資料 2 2 - 2 災害時における相談業務に関する協定書

大町市（以下「甲」という。）と長野県弁護士会（以下「乙」という。）は、災害時における被災者支援のための相談業務に関して、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第 1 条 この協定は、災害対策基本法（昭和 3 6 年法律第 2 2 3 号）第 2 条第 1 号に規定する災害及びそれに類する大規模な被害（以下「災害」という。）が発生した場合において、被災者支援のための相談業務（以下「被災者相談業務」という。）を円滑かつ適切に実施するため必要な事項を定めるものとする。

（要請等）

第 2 条 甲は、災害時において、乙に対して被災者相談業務の実施を要請することができる。

2 前項の規定による要請は、原則として書面により行うものとする。

3 乙は、第 1 項の要請を受けた場合には、速やかに、乙の構成員の中から相談員を選出し、必要事項を甲に連絡するものとする。

（相談場所等の調整及び広報）

第 3 条 甲は、被災者相談業務を実施する場所等の調整及び広報に努めるものとする。

（被災者相談業務の実施等）

第 4 条 乙は、第 2 条第 1 項の要請に基づき、甲が指定する実施場所に相談員を派遣し、被災者相談業務を実施するものとし、長野県災害支援活動士業連絡会との連携が必要な場合には、調整を行うものとする。

2 甲は、被災者相談業務の実施に当たり、災害時応援協定等を締結している関係団体等との連携が必要な場合には、調整を行うものとする。

（報告）

第 5 条 乙は甲に対し、被災者相談業務の実施状況その他必要事項について書面により報告するものとする。

（費用負担）

第 6 条 被災者相談業務は無償とし、相談者に負担を求めないものとする。

2 乙は、甲に対し被災者相談業務に要する報酬その他の経費は、請求しないものとする。

（平常時からの連携）

第 7 条 甲及び乙は、平常時において、被災者相談業務を円滑かつ適切に実施するための情報交換等により、連携強化に努めるものとする。

（損害補償）

第 8 条 この協定に基づく被災者相談業務の実施において、乙に生じた損害の補

償（第三者に対する損害賠償を含む。）は、乙の責任において行うものとする。

（有効期間）

第9条 この協定の有効期間は、協定締結の日から2023年（令和5年）3月31日までとする。ただし、期間の満了の日の3か月前までに、甲又は乙から何らの申し出がないときは、さらに1年間延長されたものとみなし、以降この例によるものとする。

（協議）

第10条 この協定に定める事項に疑義が生じたとき、又はこの協定に定めのない事項については、その都度、甲及び乙が協議の上決定する。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲、乙記名押印の上、各自その1通を保有するものとする。

2022年（令和4年）11月7日

甲 長野県大町市大町3887番地
大町市長 牛越 徹

乙 長野県長野市南長野妻科432番地
長野県弁護士会長 中村 威彦

2 3 その他

資料 2 3 - 1 危険箇所等総括表

(令和 7 年 4 月 1 日現在)

区 分		箇 所 数	
地すべり危険箇所 (農政部) ※資料 2 3 - 2		/ 8	
山地災害危険地	地すべり危険地区 (林務部)	1 5	
	地すべり防止区域 (林務部) ※資料 2 3 - 3	1 1	
	山腹崩壊危険地区	8 4	
	崩壊土砂流失危険地区	1 3 7	
民有林林道における災害発生危険箇所		7 9	
なだれ危険箇所 (林務部)		5	
雪崩危険箇所 (建設部) ※資料 2 3 - 4	I	8 9	1 4 5
	II	5 6	
土砂崩壊危険箇所 (農政部)		4 0	
土砂災害警戒区域等	土砂災害警戒区域	土石流	1 9 7
		地すべり	9 2
		急傾斜地の崩壊	4 9 3
	土砂災害特別警戒区域	土石流	1 7 9
		急傾斜地の崩壊	4 5 1

注 1 I 保全人家 5 戸以上である (5 戸未満であっても公共建物又は災害時要援護者関連施設がある)。

II 保全人家 1 ~ 4 戸ある。

III 人家はないが、将来人家等の立地が予想される。

資料 23-2 地すべり防止区域箇所（農政部所管）

No.	番 号	箇 所 名	面 積 (ha)	法指定年月日
1	022	切 久 保	35.90	S38.08.27
2	023	長 畑	19.10	S38.38.27
3	038	重 太 郎	52.00	S43.02.28
4	066	小 菅	20.80	S47.03.13
5	095	作 の 平	23.50	S56.03.18
6	118	切 久 保 南	54.40	H01.03.29
7	070	南 村	36.00	S48.03.08
8	101	境 の 宮	14.90	S58.03.23

資料 23-3 地すべり防止区域箇所（林務部所管）

番号	箇所名	面積 (ha)	法指定年月	保全対象	
				人家	その他公共施設
75	花 尾	154.91	S39.07.21	29	学校 3、その他 25、道路 3,200m
77	寒 方 地	49.77	S41.04.09	11	
90	上 籠	96.18	S45.09.07	26	神仏 4、その他 63、道路 7,900m
102	立 野	111.20	S48.04.09	11	神仏 1、道路 5,000m
117	石 畳	13.11	S52.06.07	35	その他 1、道路 1,600m
123	十 石	11.72	S56.03.13	23	神仏 1、道路 1,200m
129	平 沢	55.23	S59.04.05	2	神仏 1、道路 700m
142	仲 間	31.36	H01.09.25	16	神仏 4、その他 1、道路 2,935m
153	城	23.65	H09.03.27	11	道路 1,200m、神仏 1、その他 1
157	稲尾沢	16.83	H09.11.26		道路 1,100m
158	松合品生	55.70	H10.03.16	13	神仏 1、その他 1、道路 2,000m

資料 23-4 雪崩危険箇所（建設部所管）

1 大町建設事務所関係

箇所番号	箇所名	箇所番号	箇所名	箇所番号	箇所名
I 118	青 木	I 150	湯 俣	I 1093	大 清 水
I 120	中 綱 北	I 1068	青 木	I 1094	松 崎
I 121	中 綱 南	I 1069	ヤ ナ バ	I 1095	常 光 寺
I 122	西海ノ口北	I 1070	大町ダム下	I 1096	木 舟
I 123	宮 沢	I 1071	高瀬入東	I 1097	山 下
I 124	南 平	I 1072	高瀬入北	I 1098	丹 生 子
I 125	西海ノ口南	I 1073	日向山北	I 1099	青 島
I 126	東海ノ口	I 1074	大 原	I 1100	閨 田 北
I 127	稲 尾	I 1075	中 村	I 1101	葛 下
I 128	森	I 1076	上 平	I 1102	東 沢
I 133	木 舟 北	I 1077	二 ツ 屋	II 54	築 場
I 134	木 舟 南	I 1078	新 郷	II 55	三 日 町
I 135	閨 田	I 1079	前 沢	II 56	加 蔵
I 136	曾 根 原	I 1080	分 水	II 57	白 浜
I 137	山 の 寺	I 1081	三 日 町	II 58	黒 沢
I 138	大 谷 原	I 1082	神栄町公園下	II 59	西 海 ノ 口
I 139	鹿 島	I 1083	日 向 山 南	II 60	新 郷
I 140	犬 ノ 窪	I 1084	北 山 田 町	II 61	仁 科 郷 南
I 141	日 向 山	I 1085	扇 沢	II 62	仁 科 郷
I 142	高 瀬 入	I 1086	扇 沢 下	II 63	塩 の 原
I 143	高 瀬 南	I 1087	閨 田 南	II 64	一 津 北

I	144	長畑	I	1088	曾根原北	II	65	山田町
I	145	扇沢南	I	1089	宮本	II	66	上原
I	146	東葛	I	1090	宮本南	II	67	居谷里
I	147	葛	I	1091	中ノ沢	II	68	長畑北
I	149	七倉	I	1092	中上手	II	69	長畑南

(注) I : 保全人家5戸以上である (5戸未満であっても公共的建物又は災害時要援護者関連施設がある)

(注) II : 人家1~4戸ある

2 土尻川砂防事務所関係

箇所番号	箇所名	箇所番号	箇所名	箇所番号	箇所名
I	763	川手	I	790	南田
I	774	青具日向1	I	881	大塩宮ノ脇
I	775	米山1	I	884	大塩小沢
I	776	一字田1	I	885	大塩日影2
I	777	矢久1	I	1389	大倉1
I	780	万中	I	1390	青具日向2
I	781	本村1	I	1391	米山2
I	785	池ノ平	I	1392	一字田2
I	786	小藤	I	1393	矢久2
I	787	三百地1	I	1394	青具花尾
I	788	本村2	I	1395	片岡1
I	789	三百地2	I	1396	菅ノ久保
箇所番号	箇所名	箇所番号	箇所名	箇所番号	箇所名
II	352	小境	II	363	桑の木沢
II	353	米山3	II	364	本村3
II	354	米山4	II	365	本村4
II	355	一字田3	II	366	竹ノ川
II	356	青具奈良尾1	II	367	境ノ宮
II	357	青具奈良尾2	II	368	三百地3
II	358	青具奈良尾3	II	369	三百地4
II	359	片岡2	II	370	大藤
II	360	片岡3	II	371	湯ノ海3
II	361	片岡4	II	372	宮村
II	362	小岩岳	II	373	大塩新田

(注) I : 保全人家5戸以上である (5戸未満であっても公共的建物又は災害時要援護者関連施設がある)

(注) II : 人家1~4戸ある

資料 2 3 - 5 土砂災害警戒区域内要配慮者利用施設一覧

No.	施設名	住所	連絡先
1	美麻総合福祉センター（デイサービスセンターみあさ、美麻在宅介護支援センター）	美麻 11810-1	29-1080 29-2123（FAX）
2	みあさ保育園	美麻 11780-8	29-2636（FAX 兼）
3	八坂総合福祉センター みさか	八坂 1128	26-2100 29-2123（FAX）
4	たけのこ保育園	八坂 1073	26-2018（FAX 兼）
5	大町市国保八坂診療所	八坂 1109-11	26-2814 26-2824（FAX）
6	大町東小学校	社 6700	22-0611 23-3174（FAX）
7	八坂小中学校（そよかぜ校舎）	八坂 1090	26-2010 26-2144（FAX）
8	八坂小中学校（せせらぎ校舎）	八坂 11648	26-2020 26-2022（FAX）